

平成 1 7 年 3 月南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3 月 8 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針.....	4
一般質問.....	19
清水 清 一 君.....	19
藤 田 喜代治 君.....	38
保 坂 好 明 君.....	55
会議時間の延長.....	75
梅 本 和 熙 君.....	76
漆 田 修 君.....	91
散会宣告.....	100
署名議員.....	101

第 2 号 (3 月 9 日)

議事日程.....	103
本日の会議に付した事件.....	104
出席議員.....	104

欠席議員.....	104
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	104
職務のため出席した者の職氏名.....	105
開議宣告.....	106
会議録署名議員の指名.....	106
一般質問.....	106
谷川次重君.....	106
横嶋隆二君.....	120
議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	138
議第6号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	139
議第7号及び議第8号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	142
議第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	144
議第10号及び議第11号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	145
議第12号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	148
議第13号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	150
議第14号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	155
議第15号及び議第16号の一括上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	156
議第17号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	158
議第18号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	159
議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	160
議第20号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	162
議第21号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	163
議第22号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	164
議第23号及び議第24号の一括上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	165
議第25号及び議第26号の一括上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	173
議第27号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	177
議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	179
散会宣告.....	182
署名議員.....	183

第 3 号 (3 月 1 0 日)

議事日程.....	185
本日の会議に付した事件.....	185
出席議員.....	186
欠席議員.....	186
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	186
職務のため出席した者の職氏名.....	186
開議宣告.....	187
会議録署名議員の指名.....	187
議第 2 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	187
議第 3 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	199
議第 3 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	202
議第 3 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	203
議第 3 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	206
議第 3 4 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	209
議第 3 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	211
議第 3 6 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	213
議第 3 7 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	231
議第 3 8 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	235
議第 3 9 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	236
議第 4 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	240
議第 4 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	241
議第 4 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	242
議第 4 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	243
議第 4 4 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	246
議第 4 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	250
議第 4 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	251
議第 4 7 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	253
議第 4 8 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	254
散会宣告.....	257

署名議員.....	259
-----------	-----

第 4 号 (3 月 1 8 日)

議事日程.....	261
本日の会議に付した事件.....	261
出席議員.....	262
欠席議員.....	262
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	262
職務のため出席した者の職氏名.....	262
開議宣告.....	263
会議録署名議員の指名.....	263
施政方針の修正.....	263
議第 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	264
議第 2 3 号及び議第 2 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	266
議第 2 5 号及び議第 2 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	268
議第 3 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	269
議第 3 7 号～議第 3 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	275
議第 4 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	278
議第 4 7 号及び議第 4 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	280
閉会中の継続調査申出書について.....	282
日程の追加.....	282
発議第 1 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	283
発議第 2 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	284
発議第 3 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	286
日程の追加.....	287
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	288
閉議及び閉会宣告.....	290
署名議員.....	291

平成17年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成17年3月8日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員(1名)

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君

住 民 課 長	飯 泉	誠 君	税 務 課 長	外 岡 茂 徳 君
健康福祉課長	高 野	馨 君	建 設 課 長	山 本 正 久 君
農林水産課長	勝 田	悟 君	商工観光課長	鈴 木 博 志 君
生活環境課長	石 井	司 君	下 水 道 課 長	佐 藤 博 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木	勇 君	水 道 課 長	渡 辺 正 君
事 務 局 長				
会 計 課 長	土 屋	敬 君	行 財 政 主 幹	松 本 恒 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 辺 修 治	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成17年南伊豆町議会3月定例会議を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

議会事務局長。

議会事務局長（渡辺修治君） すみません。既に配付してあります議事日程でございますけれども、その1番最後のページを見てもらいたいんですけども。下から3行目の「閉会中の継続調査申出書について」というところで、日程第16となっておりますけれども、これは第13の間違いでありますので、そこを13に訂正していただきたいと思っております。

以上でございます。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

11番議員 石井福光君

12番議員 横嶋隆二君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日から3月18日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日3月8日から3月18日までの11日間と決定をいたしました。

諸般の報告

議長（齋藤 要君） 諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催されました行事はお手元に印刷配付をいたしましたとおりであり、各行事に参加をいたしましたのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針

議長（齋藤 要君） 町長より行政報告及び施政方針並びに予算編成方針の説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日は、3月定例議会、ご苦労さまでございます。

まず初めに、行政報告を申し上げます。

春のイベントの入り込み状況について。

「第7回みなみの桜と菜の花まつり」の入り込みについて。

ことしで第7回を迎えた「みなみの桜と菜の花まつり」は、南伊豆町最大のイベントとして町内外に宣伝してまいりました。

1月29日には、町内各小中学校、下田南高南伊豆分校の児童生徒など130人とその他各地域のボランティアを初め、各関係者を合わせ220名の皆様がまつりの準備作業に参加していただきました。

さて、2月5日、菜の花畑において安全祈願の神事で開幕いたしました。菜の花畑が昨年の相次ぐ台風の大雨により冠水し、発育が悪く心配しておりました。しかし、農業振興会や定住セミナー参加者、まつり関係者の移植作業により、菜の花結婚式には何とか見栄えがするような花となり、2月の後半には見事な花畑に育ちました。

一方、みなみの桜の開花状況も台風の強風により落葉し、11月、12月が暖かったため返り咲きし、1月24日時点では二、三分咲きとなり、まつり後半への影響を懸念しておりましたが、2月に入り寒い日が続いたため、予想以上に長い期間咲き続けました。

日野のメイン会場は、菜の花の発育が悪く、桜の開花が早かったため、来宮橋隣接の鬼怒川プラザホテル所有地をことしも借用し、本部として、また出店会場として利用させていただきました。土曜日、日曜日は役場駐車場も開放し、大型バス、普通乗用車の駐車場として対応いたしました。また、普通乗用車関係では伊豆薬用栽培試験場跡地の温室2棟を解体し30台分を増設、例年のとおり川崎市所有の広場、各旅館の駐車場、そしてメイン会場付近の（有）渡辺電気商会駐車場を関係者の皆様に無償で提供していただき、ご協力に感謝申し上げます。

3月6日現在の入り込み台数は、大型バス2,420台、乗用車1万8,417台の利用があり、入り込み客数は前年同日期の対比で8.6%増の40万6,300人となりました。

2月19日、20日、にぎわい交流事業の一環として実施した「花と町内めぐりバスツアー」では、参加者の69名が早春の南伊豆1泊2日の旅を満喫してお帰りいただきました。この方々が再び南伊豆町にお越しいただけるものと期待しているところです。

明後日をもって「みなみの桜と菜の花まつり」は終了いたしますが、このイベントに携わっていただきました関係各位に厚く御礼を申し上げます。

町営温泉銀の湯会館「みなみの桜と菜の花まつり」開催中の入り込み客数について。

例年、銀の湯会館第2駐車場を花見客に開放し営業していますが、本年は第1駐車場も花見客の駐車が多く、若干、入館に影響が出ているように思われます。ことしは、まつり期間

中の休館日は2月23日と3月9日のメンテナンスの日のみとし、ほかは休日を返上して営業いたしました。また、玄関前に売店兼まつり案内所を設け、来館客や花見客に大変喜ばれました。3月6日現在で7,986人の入館者数で、前年同日期の対比は1.8%減となりました。原因は幾つか考えられますが、天候に恵まれことと、まつりの日帰りバスツアーはふえておりますが、滞在時間が短く入館に結びつかなかったことが考えられます。また、第1回のイベント開催以前の平成10年度と比べ60.2%増で、イベント開催は銀の湯会館の営業に大きな影響を与えております。

今後、なお一層のサービスとおもてなしの心を念頭に置き営業に邁進する所存であります。

第12回青野川桜マラソン大会について。

第12回青野川マラソン大会は開催日、会場及びコースを一新して3月6日に青野川ふるさと公園で盛大に開催されました。2キロメートルコースは小学生低学年が102名、親子での参加が88名で合わせて190名、3キロメートルコースは小学生高学年と中学生で156名、5キロメートルコースは中学生から一般まで130名で、参加総数は476名となり、京浜地区を初めとした県内外から多数の参加者がありました。

当日は曇り空で、早春とは思われないような強い寒風が吹きすさぶ厳しい天候でしたが、選手は寒さをものともせず、桜並木の堤防道路を元気に駆け抜けました。

閉会式では、各コースの上位入賞者42名に表彰を行い、参加者全員に記録証を交付するとともに、平成16年度にスポーツの分野で活躍された町内の個人5名と2団体にスポーツ振興功績者表彰を行い、受賞者の栄誉をたたえたところであります。

主要建設事業等の発注状況について。

平成17年度第4四半期（1月～3月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

16年災50号町道段山線道路災害復旧工事（上賀茂）、392万7,000円、栄建設株式会社。

16年災54号町道伊浜蛇石線道路災害復旧工事（蛇石）、1,869万円、朝倉建設株式会社。

16年災55号町道立岩吉田線道路災害復旧工事（吉田）、504万円、長田建設工業株式会社。

16年災57号町道伊浜線道路災害復旧工事（伊浜）、343万8,750円、有限会社山崎建設。

16年災234号準用河川本瀬川河川災害復旧工事（石廊崎）、391万3,350円、有限会社伊豆総合。

16年災235号準用河川中島川河川災害復旧工事（伊浜）、288万7,500円、株式会社保坂建設。

16年災236号普通河川吉子川河川災害復旧工事（大瀬）、342万3,000円、伸和建設。

平成16年災第3次・5次査定測量設計業務委託（その3）、220万5,000円、有限会社渡辺測量事務所。

平成16年災第3次・5次査定測量設計業務委託（その4）、462万円、株式会社ウエマツコンサルティング。

倒木破碎処理工事、246万7,500円、恵比寿建設株式会社。

16年災41号普通河川金井川河川災害復旧工事（一色）、210万円、池野ブルドーザー株式会社。

16年災43号町道赤穂浦線道路災害復旧工事（下流）、304万1,850円、有限会社伊豆総合。

16年災45号町道青市区内3号線道路災害復旧工事（青市）、481万9,500円、旭産業株式会社。

16年災49号町道毛倉野一条線道路災害復旧工事（一条）、222万6,000円、有限会社村山土建。

16年災247号普通河川蒲谷川河川災害復旧工事（青市）、476万7,000円、株式会社西田。

16年災248号普通河川蒲谷川河川災害復旧工事（青市）、227万8,500円、株式会社村山工務店。

16年災251号普通河川山田川河川災害復旧工事（二条）、348万6,000円、池野ブルドーザー株式会社。

16年災252号普通河川長沢川河川災害復旧工事（一色）、306万6,000円、株式会社南伊豆造園土木。

焼却施設定期補修工事、2,257万5,000円、株式会社タクマ。

青野最終処分場整地工事、201万6,000円、五味建設株式会社。

南伊豆町役場サーバ室整備工事、321万3,000円、株式会社下田OAシステム。

16年災237号普通河川仏浦川河川災害復旧工事（大瀬）、790万6,500円、伸和建設。

16年災238号普通河川広浦川河川災害復旧工事（下流）、248万8,500円、有限会社ヤマダ組。

16年災239号普通河川広浦川河川災害復旧工事（下流）、939万1,200円、有限会社伊豆総合。

16年災241号普通河川赤穂浦川河川災害復旧工事（下流）、334万9,500円、恵比寿建設株式会社。

16年災242号普通河川赤穂浦川河川災害復旧工事（下流）、207万9,000円、高橋建設株式会社。

16年災243号普通河川赤穂浦川河川災害復旧工事（下流）、222万750円、有限会社山崎建設。

16年災246号普通河川青市川河川災害復旧工事（青市）、215万2,500円、旭産業株式会社。子浦簡易水道学校下取水ポンプ取替工事、357万円、株式会社二和工業商会。

以上で、平成17年度3月定例会の行政報告を終わります。

引き続きまして、平成17年度施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

昨年10月17日、本町は下田市を合併対象市とする合併特例法に基づく合併協議会設置の賛否について住民投票を実施いたしました。その結果、単独での町政運営を行うことになりました。

国は、中央集権から「地方にできることは地方で」という地方分権体制への大きな変革を求めております。その促進策として平成16年度から三位一体の改革を行い、地方に権限だけでなく税源も移譲することとしています。

しかし、国県にほとんどの財源を依存する三割自治の本町では、この改革による地方交付税の縮減、保育所運営費、老人ホーム等の入所者に対する措置費などの国庫補助金負担金廃止の影響は大きく、加えて県のつけ増し補助負担金廃止など、かつては聖域と言われていた福祉・教育の分野までが廃止の対象となっていることが財源不足をより深刻なものにしています。

さらに、国は増税路線を全面に打ち出し、定率減税や公的年金課税の見直し、配偶者控除廃止など住民への税負担は過重な状態が続くことが予想されます。

このような国県の影響をまともに受ける本町の平成17年度予算編成は非常に厳しく、財政調整基金より1億7,900万円を繰り入れる結果となりました。

また、これに伴い、今後の町政運営はさらに厳しいものとなりますが、「第4次南伊豆町総合計画」及び「過疎地域自立促進計画」に基づき、本町の現状を真摯に受けとめ、次の3項目を施政方針の柱として掲げたいと存じます。

行財政改革の推進。

国県の動向に大きく影響を受ける本町は、今後ますます厳しい財政運営を強いられること

が予測されるため、平成16年度に町議会は行財政改革特別委員会を設置し、平成16年12月17日付で「南伊豆町行財政改革の推進に係る報告書」を町当局に提出され、簡素で効率的な行財政運営ができるようにとの提言をいただきました。

また、庁内におきましても、行財政改革プロジェクトチームNo.1（主幹・係長）、No.2（主事）を編成し、検討を進めてまいりましたところ、平成17年度予算に反映できるもの等を含め69項目が私を本部長とする行政改革推進本部に報告されました。この結果、平成17年度予算には、行財政改革プロジェクトチームからの提案25件で9,178万9,000円、各種補助金等77件の見直しで2,028万9,000円と人件費3,114万4,000円と合わせた1億4,322万2,000円の削減を図ることができました。

平成17年度には、町議会行財政改革特別委員会より提出されました「南伊豆町行財政改革の推進に係る報告書」と、行財政改革プロジェクトチームからの提案をもとに、住民の代表及び議会の代表等からなる南伊豆町行政改革推進委員会を設置し、「南伊豆町行政改革大綱」及び「実施計画」の策定と並行して、学校統合審議会へ小中学校の再編についての検討を依頼し、同時に保育所等についても同様の検討を加え、さらなる行財政改革を推進してまいる所存であります。

地区懇談会開催について。

町長就任以来6年間に、合併説明会を含め各地区及び産業団体等と延べ150回余りの懇談会を開催してまいりました。

国、県の動向に多大な影響を受ける本町におきましては、今後ますます厳しくなる財政事情に対応した町政運営が求められ、地方自治体の自己決定・自己責任の中で町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに補完し合う協働参画社会の構築の重要性を理解していただくことが必要であると考えます。

また、合併に関する状況ではありますが、総務省のデータによる全国自治体数は平成13年の3,223市町村から平成17年には約28%減の2,333市町村になるとの予測となっております。また、静岡県におきましては、74市町村から42市町村となる見込みで、合併特例法に基づく市町村合併の第1段階は終了したと考えられます。

今後、平成17年4月から合併勧告権が県知事に移行し、各県の合併に対する姿勢が明確に打ち出されることが予想されることから、国・県の動向を的確に把握し、財政事情や諸問題等とともに地区懇談会及び広報等により今まで以上に情報を公開し、町民の皆様への説明責任を果たしてまいる所存であります。

まちづくりについて。

本年度を“自律のまちづくり元年”と位置づけ、さらなる行財政改革を進めることが最重要課題であると認識しております。

このためには、「南伊豆町第4次総合計画」並びに「南伊豆町過疎地域自立促進計画（後期）」に沿ったまちづくりを進めることが必要であります。これまでの成長・拡大に支えられた消費経済社会から質的充実が求められる時代へと大きく転換しており、これに加え、財政状況の厳しい中では、町民と行政がそれぞれの役割や責任を分担し、手づくりのまちづくりを推進することが必要であります。このためにも、地区懇談会を通じ、東子浦の人形三番叟の復活を例に各地区に眠っている資源の掘り起こしと活用を町民の皆様にお願いととも、町民、行政、産業団体が連絡を密にし、“協働”という形態をつくり上げることが産業振興につながり、また、自律のまちづくりへの第一歩であると考えております。

以上、平成17年度の町政運営の基本方針について申し上げます。

次に、予算編成方針について申し上げます。

我が国経済の動向について日銀総裁は、「経済は多少減速しても、持続的な成長軌道に移行する」見通しを示し、今後、一、二年以内にデフレを克服し、量的金融緩和政策の解除につながる可能性がある考えを明らかにするとともに、地域経済に関しては、公共事業などに依存しない自立した経済を確立するよう求めています。

また、最近の月例経済報告では雇用情勢には厳しさが残るものの、企業収益は大幅に改善する一方、個人消費はこのところ伸びが鈍化の傾向にあるが、「景気は一部に弱い動きが見られ、回復が穏やかになっている」としています。

国の平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的方針では、一般会計歳出については、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を維持・強化することで基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する方針を示したところです。

また、地方財政対策では、平成16年度に大きな混乱をもたらした三位一体の改革を引き続き推進することとしています。

本町財政は国県からの依存財源が大きなウエートを占め、国の三位一体改革に伴う国庫補助金負担金や地方交付税の減額など昨年に引き続き厳しい状況に変わりなく、財源の確保には困難が予想されます。

また、自主財源である町税は、恒久減税や観光産業の不振等による減収が見込まれ、各種料金等も含め、より一層の徴税・徴収に努める必要があります。

一方、歳出では、年々増加の一途をたどる扶助費・医療費にかかる経費、公債費及び人件費などの義務的経費や「第4次南伊豆町総合計画」、「過疎地域自立促進計画」等に基づく基盤整備などの財政需要に極端な減少は見込めないことから、より一層の効率的行政運営に努めることにより、町民サービスの維持・向上を目指すことが重要な課題となっています。

このような中、市町村合併に頼らず単独の道を歩むこととなった本町には、自分たちの将来は自分たちで切り開き、住みよい元気な町にしていこうという「自治の力・自律した基礎的自治体の力」が求められています。

そこで、町議会行財政改革特別委員会の改革に関する提言及び町行政改革推進本部の実施計画を予算に反映させ、財源に見合った歳出の削減に留意しながら、町民本意の視点に立ち、限られた財源の効果的・効率的な運用による「安定した住民サービスの提供と財政の健全化」を目指すとともに、国・県の予算編成を考慮し、見込める限りの財源の確保に努め予算編成を行いました。

平成17年度の一般会計及び11特別会計並びに水道事業会計の予算総額は、社会保障費関係事業、下流漁港漁場機能高度化整備事業、上水道第5次拡張事業、公共下水道事業、妻良漁業集落環境整備事業等を執行する予算を計上し、前年度対比7.2%減の86億2,648万3,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は次のとおりであります。

平成17年度南伊豆町当初予算一般会計。

平成17年度当初予算額42億4,800万円、平成16年度予算額49億2,500万円、比較6億7,700万円の減。そして、特別会計17年度予算小計が38億9,172万4,000円、平成16年度38億3,423万6,000円、比較5,748万8,000円の増、1.5%の増であります。水道事業、平成17年度4億8,675万9,000円、平成16年度予算額5億3,963万6,000円、マイナスの5,287万7,000円。以上合計86億2,648万3,000円、昨年度92億9,887万2,000円、減の6億7,238万9,000円、7.2%の減となっております。

一般会計款別予算明細書は下記のとおりであります。

次に、各会計別の予算の概要について説明申し上げます。

一般会計予算。

第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として前年対比273万3,000円増額の6,546万8,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費及び選挙費等で

前年対比5,396万2,000円減額の5億2,394万1,000円を計上いたしました。その主なものは、路線バス維持事業補助金6,908万4,000円、コミュニティ施設整備事業費1,570万円、県知事選挙費906万8,000円、また、南伊豆町総合計算センター解散に伴う基幹電算業務下田市業務委託金1,625万2,000円及び新電算システム導入経費1,684万7,000円、賀茂地区交通災害共済組合解散に伴う交通安全対策基金精算による積立金427万1,000円及び交通災害見舞金200万円等であります。

第3款民生費につきましては、前年対比2,650万4,000円の増額の7億7,147万7,000円を計上いたしました。その主なものは、精神（知的）障害者小規模作業所運営費補助金1,300万3,000円、重度障害者医療扶助費2,760万円、障害者施設支援費5,983万4,000円、在宅サービス充実を図るための在宅高齢者等食事サービス事業費2,405万8,000円、また、国・県負担金が廃止となった老人福祉施設措置費4,253万9,000円、国保会計保険基盤安定繰出金4,264万4,000円、介護保険特別会計繰出金8,951万2,000円及び児童手当等の扶助費4,256万円等であります。

第4款衛生費につきましては、前年度対比3億6,404万5,000円減額の6億5,235万円を計上いたしました。その主なものは、単独処理浄化槽をつけかえる合併処理浄化槽整備事業費1,619万4,000円、老人保健健康診査委託料3,416万6,000円、老人保健特別会計繰出金9,570万4,000円、本町が管理者となっている共立湊病院組合負担金及び出資金4,906万5,000円、ごみの分別収集等の業務委託費6,712万5,000円、排ガス高度処理施設整備をした焼却施設維持経費7,708万3,000円、焼却灰等処理を群馬県の民間会社に委託するとした焼却灰等処理業務委託料2,838万円、改良整備が今年度完成する南豆衛生プラント組合負担金9,200万円及び水道事業出資金3,880万円であります。

第5款農林水産業費につきましては、前年度対比2,281万8,000円減額の1億8,516万9,000円を計上いたしました。その主なものは、遊休農地美化業務委託費250万円、青野川魚道整備のための県単独農業農村整備費負担金450万円、林業振興のための分収林保育事業費614万7,000円、松くい虫防除事業費589万9,000円、子浦・中木漁業集落排水事業特別会計繰出金3,231万7,000円、水道配水池整備に着手する妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金339万円及び下流漁港沖防波堤築造の経費4,851万1,000円であります。

第6款商工費につきましては、前年度対比2,507万1,000円減額の1億9,165万円を計上いたしました。その主なものは、青野川沿いに足湯を整備する下賀茂地区観光整備1,139万1,000円、商工会補助金750万円、観光協会等補助金1,500万円、自然まつり補助金880万円、

銀の湯会館運営事業費6,213万2,000円であり、銀の湯会館については、今後とも健全な経営に最大の努力を傾注してまいります。

第7款土木費につきましては、前年度対比3,983万4,000円減額の5億5,844万2,000円を計上いたしました。その主なものは、町道維持工事2,000万円、下流地内の町道大平B線改良整備等の3路線の道路新設改良費9,448万円、県道路改良事業負担金1,175万円、本年度完成となる小規模生活ダム整備に伴う町道用地取得費1,000万円、妻良漁港整備事業負担金2,543万4,000円及び急傾斜地崩壊防止対策事業費2,425万8,000円であり、さらに公共下水道事業繰出金2億7,853万1,000円を計上いたしましたが、内容につきましては特別会計予算において説明をいたします。

第8款消防費につきましては、前年度対比3,897万6,000円減額の2億2,644万3,000円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金1億7,235万8,000円、本年度に消防団員定数を削減する非常備消防費2,971万9,000円及び災害対策費1,163万円であります。

第9款教育費につきましては、前年度対比2,686万5,000円減額の3億8,018万1,000円を計上いたしました。その主なものは、学校統合審議会設置経費47万8,000円、英語教育事業513万3,000円、複式学級が2クラスの南崎小学校に新たに加わる三浜小学校の指導支援事業416万8,000円、児童1人1台を満たすためのパソコン賃借料618万7,000円、公民館管理運営費1,043万7,000円及び図書館管理運営費1,967万5,000円であります。

第10款災害復旧費は、緊急災害に備え、農林水産業施設災害復旧費1,466万1,000円及び公共土木施設災害復旧費1,188万2,000円を計上いたしました。

第11款公債費は、前年度対比1億3,237万2,000円減額の6億5,833万6,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度対比200万円減額の800万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、景気改善・税法改正による影響の実感がなく、税収の伸びは期待できず、さらに昨年から続く三位一体の改革による地方交付税の見直し、国・県の補助・負担金の廃止削減、税源移譲により、自主財源の乏しい本町では財源確保が非常に厳しい状況になっております。

そこで、地方交付税の財源留保額を少なく見積もり、決算に近い額を予算計上することで、前年度対比1億4,000万円の増とし、今後の財政運営を考慮した財政調整基金繰入金にできる限り頼らない予算編成といたしました。

自主財源は14億1,947万7,000円で、前年度対比1億7,447万9,000円の減額となり、構成比は33.4%となりました。

本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、前年度対比2,883万8,000円増額の8億8,989万9,000円を計上いたしました。そのほか自主財源の主なものは、繰入金1億8,257万8,000円、繰越金1億3,000万円、分担金及び負担金2,750万8,000円、さらに使用料及び手数料1億2,956万9,000円であります。

一方、依存財源につきましては、28億2,852万3,000円で、前年度対比5億252万1,000円の増額で、構成比は66.6%となりました。

本町財政の最大のウエートを占める地方交付税は、前年度対比1億4,000万円の増額で、構成比44.3%の18億8,000万円、地方譲与税は三位一体改革の税源移譲として所得譲与税を加え1億1,400万円、地方消費税交付金9,700万円、自動車取得税交付金4,900万円、そのほか各種の交付金の合計で4,210万1,000円及び国県支出金は保育所運営費補助金に加え、老人福祉施設措置費負担金の廃止等により前年度比1億3,522万1,000円減額の3億2,352万2,000円を計上、さらに地方財政計画通常収支不足分に対する臨時財政対策債1億9,100万円、減税補てん債800万円を含む町債が前年度比5億1,790万円減額で、構成比7.6%の3億2,290万円であります。

以上で、平成17年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針並びに概要説明を終わらせていただきます。

国民健康保険特別会計。

本特別会計予算の編成につきましては、国保基盤強化の一環として国より示された留意事項を踏まえた上で、健全な事業運営の確保を基本に、経済不況、高齢化による低所得者層、高齢受給者（前期老人）の加入増加、医療需要の増高等に対応した予算編成をいたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比4,205万9,000円、3.4%の増額で、それぞれ12億9,628万4,000円を計上いたしました。

この主な要因といたしましては、過去の実績を踏まえた医療推計で高額受給者の増加、退職被保険者療養給付費の増額、老人保健拠出金の増額並びに介護納付金の増額が予想され、差引額予算となったものです。

歳出の主なものは、保険給付費が前年度対比2,205万6,000円増額の9億1,390万1,000円、老人保健拠出金が前年度対比1,106万6,000円増額の2億4,624万3,000円、さらに介護納付金9,159万2,000円であります。

歳入の主なものは、本会計の主要財源であります国民健康保険税が4億8,327万7,000円、国庫支出金4億8,035万1,000円、社保基金からの退職者医療に対する療養給付費交付金1億5,939万3,000円、一般会計繰入金6,009万1,000円であります。また、支払準備基金繰入金3,000万円を計上いたしましたが、今後の動向等を見きわめながら適切に対処してまいり所存であります。

老人保健特別会計。

本特別会計予算の編成につきましては、過去の実績及び最近の医療費の動向等を踏まえ、予算を編成いたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比9,158万1,000円の増額で、それぞれ13億5,240万6,000円を計上いたしました。

歳出の大部分を占める医療諸費は、受給対象者数及び医療費の動向を勘案し、13億5,240万円を計上いたしました。

歳入につきましては、法定負担割合による支払基金交付金7億7,817万2,000円、国庫支出金3億8,281万9,000円、県負担金9,570万5,000円、一般会計繰入金9,570万4,000円を計上いたしました。

老人保健法改正に伴う受給対象年齢の段階的な引き上げにより受給対象者は減少しておりますが、高齢化の進展により医療費は増加傾向にあり、厳しい財政運営が見込まれますので、今後の医療費の動向を見きわめながら適切に処理してまいります。

介護保険特別会計。

本特別会計予算の編成につきましては、第2期介護保険事業計画の介護保険運営期間の最終年度を迎えるに当たり、今までの実績と圏域の施設設備状況を踏まえ、介護サービス料を見込んだ予算編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額は6億7,152万5,000円となり、前年度対比4,127万1,000円の増額となりました。

歳出のうち、総務費は介護保険に対する事務費、介護認定審査会費・認定調査費等で666万8,000円を計上いたしました。保険給付費は、居宅介護サービス給付費2億8,255万5,000円、要介護認定者が利用できる施設介護サービス給付費3億3,778万8,000円、福祉用具及び住宅改修費680万円、在宅サービス計画に要する費用として居宅介護サービス計画給付費2,550万円、要支援と認定された方が利用する居宅支援サービス給付費に336万円など6億6,290万円を計上いたしました。

また、財政安定化基金拠出金65万2,000円、予備費として100万円を計上いたしました。

歳入につきましては、第1号被保険者の保険料9,797万3,000円、保険給付費の費用負担率20%と調整交付金8.4%で国庫支出金1億8,802万円、第2号被保険者の保険料分として保険給付費の32%の支払基金交付金2億1,212万8,000円、保険給付費の12.5%の県支出金8,286万2,000円、町負担として県と同率の12.5%と事務費分の一般会計からの繰入金8,951万2,000円、さらに、繰越金として100万円を計上いたしました。

南上財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ107万1,000円でありまして、歳出につきましては、総務管理費107万1,000円で財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、繰越金106万7,000円が主なものであります。

南崎財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ12万7,000円でありまして、歳出につきましては、総務管理費12万7,000円で財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、繰越金12万6,000円が主なものであります。

三坂財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ894万8,000円であります。

歳出につきましては、総務管理費894万8,000円で、その主なものは財政調整基金積立金683万8,000円、三坂地区公共事業等に対応するための一般会計繰出金157万4,000円、そのほか財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産貸付収入884万5,000円、繰越金10万円が主なものであります。

土地取得特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ2,000円を計上いたしました。

差田総合体育施設用地の取得をしまいましたが、本年度は土地開発基金の利子分を計上して整理するのみにとどめました。

公共下水道事業特別会計。

供用開始から5年目となりました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で495万4,000円の増額で、それぞれ4億2,602万7,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、基本設計見直し等業務委託料1,500万円、湊・手石処理分区管渠築造工事1億1,910万円、上水道等移設補償費1,000万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理事業1,724万4,000円、公債費2億2,325万6,000円であります。

歳入につきましては、受益者負担金2,449万円、下水道使用料につきましては、前年度対比510万円増額の3,600万1,000円を計上いたしました。

その他の収入として、国庫支出金6,000万円、一般会計繰入金 2 億7,853万1,000円及び下水道債2,700万円をそれぞれ計上いたしました。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

平成 8 年 4 月供用開始から10年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比337万5,000円の減額で、それぞれ2,227万1,000円を計上いたしました。なお、昨年度から総務省の指導で使用料収入を計上することになりましたので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

歳出の主なものは、管理委託料552万円、町債元金償還金1,143万2,000円、利子償還金467万5,000円、排水施設等改造資金利子補給補助金23万4,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,652万円、使用料収入552万円が主なものです。

中木漁業集落排水事業特別会計。

平成14年 4 月供用開始から 4 年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比76万2,000円の増額で、それぞれ2,092万1,000円を計上いたしました。なお、昨年度から総務省の指導で使用料収入を計上することになりましたので、子浦漁業集落排水事業同様にご理解を賜りたくお願い申し上げます。

歳出の主なものは、管理委託料489万6,000円、町債元金償還金1,323万円、利子償還金238万8,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,579万7,000円、使用料収入489万6,000円が主なものです。

妻良漁業集落環境整備事業特別会計。

平成15年度から特別会計を設置し、昨年度から本格的な工事に取りかかりました本事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ9,214万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、職員 1 人分の人件費と236トンの配水池建設に8,517万6,000円であります。

歳入につきましては、受益者負担金885万円、県補助金5,950万円、一般会計繰入金339万円、町債2,040万円を計上いたしました。

水道事業会計。

業務の予定量を、総配水量2,200立方メートル、給水戸数を5,186戸、受託工事560万円、建設改良事業 2 億1,487万6,000円を見込み、予算編成をいたしました。

収益的収支予算は、事業収入額を前年度対比0.6%減の2億7,582万4,000円を計上いたしましたが、このうち給水収益は前年同額の2億7,000万円を見込んでおります。

事業費用は、減価償却費等の増加傾向にある中、支出を抑制することで前年度対比0.4%増の2億9,790万8,000円を見込んでおりますので、当年度の予定損益は3,061万円（消費税抜き）の純損失になり、2,515万9,000円の欠損となる見込みです。

資本的収支予算の支出につきましては、前年度対比15%減の2億9,090万5,000円を計上いたしました。

支出の主なものは、上水道石綿セメント管更新事業や下水道工事に伴う配水管布設替工事等の水道施設改良費5,100万円、石井浄水場拡張工事費と青野大師ダム建設工事負担金の下水道第5次拡張事業費1億6,387万6,000円、企業債償還金7,502万9,000円等であります。

これに対する収入額は、一般会計繰入金3,880万円、国県補助金1,635万3,000円、企業債1億840万円、給水負担金300万円、建設改良工事負担金1,100万円の合計1億7,755万3,000円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,335万2,000円は、損益勘定留保資金と消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを確認し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいり所存であります。

以上で、平成17年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程された際に各主管課長から説明させますので、どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） これにて行政報告及び施政方針並びに予算編成方針についての説明を終わります。

ここで、35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開いたします。

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

清 水 清 一 君

議長（齋藤 要君） 2番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

通告では、新年度予算編成ということになっておりますけれども、まず、町長の政治姿勢の方からいったらどうかと皆様言われますので、そちらからまいらせていただきます。

町長は、私、毎回一番最初に「県庁に何回行かれましたか」と聞いていますけれども、今回も同じように、12月議会から今議会までの間に県庁に何回行かれたのか。またいつも同じような言葉になりますけれども、会議のついででもありますけれども、その回数をお教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

12月20日、県庁を訪問いたしております。それから、1月13日に県庁訪問。それから、3回目は2月18日県庁訪問。3回でございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 3回。それで、その内容は、会議のついでだと思うんですけども、行ったそのときの会ってきた部署はどういう部署がありますか。それと内容をお教え願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 12月20日は総務部長、それから福祉部長、そして仲村の財政総室長。ということは、健康福祉センターが否決されたことに対して、私たちの方もこれはやはり顔

を出してその辺をあいさつした方がよからうかということで、12月20日は総務部長、そして健康福祉部長、そして財政総室長に会ってきております。

それから、1月13日は、知事主催の賀詞交歓でございますけれども、三十数カ所、これはあまくでも儀礼的ということでございます。

そして、2月18日には、県庁訪問については過疎債自立促進法の議長ということで、その件についてやはり私たち常に注目しているのは環境行政でございます。ですから、特別に森林環境局の方へ行って南伊豆町にとって森林環境の予算はないかどうか、またそういうことを伺い、そして県の方の指導とするならば、大きな流れとして人材育成ということで、うまく逃げられたのかなということは、ハード面よりもソフト面という形の中で人材育成という返事をいただき、なかなか目的を達し得なかった。それから、企業局へ行って風力発電の渡辺さんに会い、それから過疎バスの関係で、やはり議会の係の方に経過報告と、またこれからのお願いということで参っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 一生懸命町長はやっていますけども、なぜ私はこのような質問をするのか。町長としては、何で陳情へ毎回行かないのかと。昨年の3月議会では、毎週1回行ったらどうかという話も言いました。今回、この1年間、毎回やらせていただきました。そうしますと、自分から行ったというのは、この12月20日の総務、福祉、財政部長のところにあいさつに回ったということでございますけれども、これはおわびに行ったという感じだと思います。これは、前向きな自分から行ったというのはないように考えますし、町民のことを考えてやっていただいたのかと考えますので、この質問、何で私がこういう質問をするかということ、町長は、それで、この質問の意味をどう考えておられますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 清水議員が言うのは、県とのパイプを太くするだとか、一般論でございますけれども、そして、町民のことを考えたときに、その部署についてあいさつした方がいいというそういう姿勢だと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 県とのパイプも当然なんですけども、陳情という意味は、大ざっぱに

言うとは県庁へ行きなさいということは陳情ということでございますから、これは町の実情を話して配慮を願うことですね。パイプを強くしておけば、実情でこうだからよくしてくださいよという形、あるいは予算をつけてくださいという話ができるわけです。この実情を話さない、ただ行って、ただ町長が行ったときには話は、会議のついでにはいいとしても、それ以外で自分から行って実情を話して、予算くださいよ、あるいは事業やってくださいよという話はなかったと、これまでの1年間の中で。この私の一般質問の中では判断できません。そういうことを配慮を願うことを何でできないんですか。

町長やってる限りは、では、毎週1回行くのをもう日程に入れてある、前回ではお金がないから行かない、お金がかかるから行かない、時間のむだだと言われておりますけども、ほかの担当部署の課長からみれば、行ってもらえば、2人で行けば、課長と一緒にいけば助かると思います。そういうことをやらずに、私が一番最初に昨年の3月議会では聞いたときには、これからも一生懸命回ります、事あるごとに県庁へ行きますと言っておられました。その昨年の3月議会の答弁は何だったんでしょうか。それに対して一生懸命やった成果は、この年間で1回だということになります。その3月議会の話と、では今回のここ1年間の動向を考えたときに、町長として自分は一生懸命やりましたというふうに言えますか。ご答弁願います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 清水議員の言うことはわかるわけですがけれども、やはり県の方も今、財政が大変厳しいということでガードをされるということがございます。静岡新聞2月17日によりますと、橋本総務部長が来年度より財源見通しが立った段階で歳出希望先に示すという総額管理方式というのをこれから県では採用すると。そして、重点的なNPM、要するに新公共経営という形の中で本当に一般企業の考えも取り入れた中で県の方も運営しておこうと、そういう方向があるわけです。

ですから、なかなか予算の中にも入り込むというのは、下から積み上げて、そしてその中で必要なものを採択していただく。例えば、例にとりますと、ツツジの群については本当ハード部門というのはほとんど県の方は採用できなかったわけです。しかし、ツツジについては石川知事が去年4月25日に現地視察して、可能性があろうということで約1,000万円。それから、今年度、足湯についてもやはり500万ぐらいの予算をつけていただいたということで、県の流れの中でハード部門についてはかなり厳しい中で、そうやって下からの積み重ね

でもそれなりの成果は上げていると私は解釈しています。

それから、県の方の新しい指針として、陳情に行ったときに全部議事録に載せるということで、やはり、かなり、おとしですか、環境の関係で事件があったという形の中でガードが厳しいというような、そういう経過もございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 県の方のガードがきついから行けないとか言われましたけれども、南伊豆町長だけが行ってないのではないですか。ほかの市町村長は行っておられます。南伊豆町長だけが行ってないんですよ。幾らガードされるというよりは、やっぱり職員だって人間ですから、必ず行けばちょっと仏の涙もあるかもしれません。だから、先ほど、何で行けないんですかと言ったら、自分の理由は言わないで、県の方がだめだから行けない。下からの積み上げだと言ってます。では、下からの積み上げをするについても、県から話を聞いてきて、こういう話があるんだから下からの積み上げをしましょうよという話もできます。そういう話ができないという感じですか、県へ行かなければ。

だから、そういうことを考えたときに、行かなければいけないし、ではこれから行きますと、あるいはこれは行かなかったのはすみませんでしたと、一生懸命やりますというふうには、今、言えますか。それとも言えませんか。どうでしょう。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 清水議員のおっしゃることは一理あるわけですがけれども、これからの今年度の予算、施政方針等でもありますけれども、足元をしっかりと固めていかなければいけない時期かなと、そういうことを考えております。

それから、先ほど言いましたけれども、県の流れ等の中でハードよりソフトにという大きな流れの中、その辺をよく精査しながら、機会あるごとに前向きに検討していきたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 前向きといいましても、結局、では、前向きということは何なんですか。行くんですか、行かないんですか。それとも何ですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、今申し上げましたとおり、このソフト部分で、要するに県の方の事業等のノウハウを借りる場合だとか、そしてハード部分でも完全に可能性があるという皆様方の判断の中でできたときは積極的に行くと、そう理解していただければ結構だと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、堂々めぐりなんですけれども、ハードのやつができたときには行きますという話なんですけれども、行かなければそういうハードだって出てこないと思いますよ。行かずに、出てきたからって、そんなものは県ではもう決まって、では順番的に南伊豆しましょうかという話になると思います。その前に、順番を南伊豆に持ってくるような形で行くのが町長の役だと思うんですよ。それをやらずに、今行きますかといったら、行きますとは言いませんでした。ソフト面でやるからいいんだと。ソフト面の情報も必要なんですよ。担当課の方も一生懸命、課長さんら役場の職員さんも行っておられる。だけれども、町長が行ってそれで情報を集めていることによって、将来、南伊豆、下から積み上げてと、先ほど町長言われましたけれども、それもできるわけの話なんです。

だから、行ってくださいよと言ったら、今、前向きというだけで行くとは言いませんでした。何で行くと言えないんですか。そういう単純な、簡単な話なんです。ほかの市町村の町長は行ってらっしゃるんですよ。何で行かないんですか。行くと言えないんですか。もう1回回答をお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 清水議員のわかるわけですけれども、私も本当に前向きに行くということで検討させていただきます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今の前向きに行くと言っておられましたけれども、結局、今の3回ほどしましたけれども、結局、前向きに行く、積極的に行くという言葉は出ませんでした。昨年の3月議会から積極的に行くと言って、トータルで自分から行ったのは1回です。会議のついでで寄ってきたやつはいっぱいありますけれども。

それでは何かおかしいし、町長やっててもおかしいし、私も議会で一生懸命こうやって話をしてこれから前向きな提案をしようと思っても、それが町長ができるのかできないのか。質問してても、何か知らないけどもわからなくなってしまう形になりますので、行くのは当然だと思いますし、行ってください。

次の質問にいきます。

対外機関との関係強化でございますけれども、南伊豆町の石廊崎のジャングルパークでございますけれども、それが閉園してもうほぼ半年以上たちますけれども、1年たつのかな、1年以上たちますけれども、そのジャングルパーク跡地について町長はどのように考えておられるのか。これからジャングルパークをどうしていくつもりなのかお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ジャングルパークをどうするかということでございますけれども、詳細については助役の方で詳しく、地域環境活性化委員会の委員をしておりますので詳しくは述べさせていただきますけれども、流れの中で、岩崎産業が言った値段というのが6億円、それに取り壊し費用を含めると7億円ということで、私たちの方にはなかなか手が出ないのかなという感じがしております。そして、県の方へも県で買ってくれないかという中でまず陳情し、それから過疎債という話もあったわけですがけれども、なかなか金額的に向こうの方も折り合わないということで、今のところ、進捗は現状維持ということでございます。

ことに、本当に一等地の国立公園第1種、そして、西南海岸の指定地域でありますもので、環境については本当に注意しなければとは思っていますけれども、相手が合えばということ进行全面に立てていますもので、なかなか今のところは相手の出方を見ると、そういうことでございます。

詳細については助役の方から答弁させます。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 清水議員のおっしゃる今後どういうふうな活用の仕方をするかというところだと思うんですけども、ご存じのように、15年の9月30日にジャングルパークが閉園いたしました。その後、町でも観光のためということで駐車場の賃貸を結んだりして、その場しのぎというような形でやってまいりましたが、実際のところ、すべてそういう賃貸も去年の3月31日ですか、岩崎産業との間でゼロということになりました。

それで、その後、県の伊豆行政センターの主催で石廊崎周辺地域対策協議会というのが発

足しました。これが行政、それから観光に携わる業者、それから交通関係だとか、それから地元の皆さん、その協議会が発足しまして、その中でいろいろな、ジャングルパークも閉園した後の現状をどういうふうな形で利用するかということで、そういう対策協議会をつくりました。

その中で、ジャングルパークの土地についての意見が出まして、こちらから岩崎産業の方にこういう形のものをお願いしますよということはお渡ししてないんですけども、一応、行政の方を通じて岩崎産業の方へ、先ほど町長が申しあげましたとおり、国立公園の第1種地域であるということ、それから伊豆西南海岸の特別地域ですか、文化財の指定にもなっている、そういう関係で、放置されると困るという観点のことから、国立公園の箱根の事務局、私と、それから行政センターの所長で、それから観光課長も行ったんですけども、出向いて、それで現状を訴え、国の方からも行政指導をお願いしたいということで申し込んであります。その結果、国の方では強力に行政指導を進めますよということで現在に至っております。それで、この3月31日で園地計画の指定が岩崎産業の方はもう期限が切れるものですから、その辺については、岩崎産業の方が国立公園の担当、環境省との方の詰めをやっておると思います。

いずれにしても、岩崎産業という相手があるものですから、町側がではそれをどうしようという、これは以前からる説明しておりますけれども、そういう計画は今のところ立てる状態ではありません。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） いろいろ説明していただきありがとうございます。

今、町長が県で買ってほしいという形でる陳情に上がっていると言われましたけれども、ではジャングルパークの件で県には町長として何回ぐらい行って買ってほしいという話はしたんですか。一番最初に議会の議員たちと一緒に行ったのがおととしの10月、それ以外に、頭の中に覚えているだけで5回ぐらい行ったとか3回ぐらい行ったぐらいでもいいですけども、そういう話を言っていたいていますか。その1回だけではないと思うんですけども。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ジャングルパークについては、県の行政センターが窓口になっていて、行政センターを通じて何回もお願いしていると。それから、今言いましたジャングルパークについては、森県議を通じて県で買ってくれということで、森県議が中に入って議会の方々と、それから知事に会って、そして基本的には県で買ってくれませんかという陳情をしております。ですから、知事と会う場合でしたら、当然行政センター等が中へ入りながら、情報の公開し、そして現状を訴え、そして県の方も石廊崎については本当に真剣に考えていたということで対応もすぐしたと、そう認識しております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、森県議の話もできましたけれども、それは多分、一番最初の議長とか議員の議会の仲間が行った時の話だと思います。それ以外では陳情の話はよくわからなかったものですかいいとして、ジャングルパークをしっかりとやっていただくようお願いいたします。

次にまいります。

南伊豆町の将来像ということで通告してあります。町長はここ1年いろいろありましたけれども、将来像をどのように考えて、町長としてどのようなビジョンを持っておられるのか。それで、そのためにどのような行動をしていくつもりなのかを前置きが少ないんですけども、単刀直入に聞きますのでご答弁のほどよろしくようお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ビジョンということですが、施政方針ということで今年度の取り組み等の動きということをお述べております。その中で、やはり単独を選んだということで、去年の10月17日ということがございます。日にちの関係もございましたもので、来年度、ともかく取り組みなければいけないのは何かと考えた場合、行財政改革の推進、今よりも一層厳しい行財政改革をしなければいけないということと、それから議員の皆様方の提言の中にあります協働という形。今までこういう言葉は、我々も懇談会においては協働という言葉は説明しておりますけれども、実際にこれから国・県の財政が厳しい、また南伊豆の財政が厳しくなると、協働ということについての認識もこれから説明していき、そして理解していき、そして逆に言うならば、お金のかからない行政の運営として隠れた資源の開発ということがあるわけです。ですから、地区懇談会等はこれから積極的に押し進めなければいけないとい

うことを認識しております。

それから、町とするならば、第4次総合計画及び過疎計画があるわけですから、単独を選ぶと合併しようと第4次南伊豆総合計画というのは町の基本でございますから、その基本の中からハード部分、ソフト部分をえりすぐりながら、特に限られた予算の中でやれるものは一つ一つ議員の皆様方と提案しながら進めていかなければと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 町民にいろいろ説明しなければできないということをおっしゃってありますが、説明して懇談会も行うと言っておられましたけれども、私、前12月議会で地区懇をなんでやらないんですかと言いましたら、行うのに最低限2月間の時間が必要だと言われました。それで、12月のときは10月から始まって12月ですから2月。それで、すぐやるのかなという話だったら、またいろいろあって町長が予算も何とかと言いました。予算編成も忙しいからという話をしました。それで、今回になっているわけでございます。それでしたら、12月議会で、最低13カ所以上でやるという話を町長言われたわけでございますから、その日程はもう決めてあると思えますけれども、最低限、日程ぐらいはお教えできますか。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 日程ということですが、端的に言うならまだ決めていないというのがお答えになろうかと思えます。ということは、やはり今回の説明というのは共同参画ということで町の財政だとか、そういうことについて町民の方々に理解を得なければいけないというそういう前提条件があるわけです。それから、まちづくりについての協働の認識も深めていかなければいけない。ですから、この予算編成がこの議会が終了し、そして皆様方によって議決されたときに初めて将来の、何月ごろできるという見通しができるわけです。

ですから、今、幾日というのはまだ決まっていないということと、それからやはり財政についての説明、それからまちづくりについての要望、そういったアンケート等をこれから考えなければいけないということと、5月の初旬から、前は13カ所と言いましたけれども、今までどおりの枠組みの中できめ細かな説明会、懇談会は開いた方がいいのではないのかなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 今の答弁の中では 5 月上旬から行いたい予定だと。場所的には、回数的には、去年の今ごろ行いました 23カ所ぐらいで行いたいと言われました。

そうすると、では私が 12 月議会で質問したときには、やっぱりそのときは住民懇談会をやるとは考えてなくて、その場しのぎの答弁をなされたと。12 月議会ではやると言っていました。まして、考えてあったと言いました。何でもまたこれで、日程ぐらいはせめてもう決まってるだろうと私、考えるのは当然の話で、ましてやそのときには合併についての住民投票の、町長、700 万を使われました、職権で。どうもすみませんという話に回らないんですかと話だったんですよ。それを、今回は自律の町だから町長は町民に説明するんだと言われました。だけでも、自律の町で南伊豆がいくんでしたら、そのことを町民に説明して歩いて予算編成してもよかったわけでございます。

〔 「そのとおりだ」と言う人あり 〕

2 番（清水清一君） 説明もしないで、自分が予算つくったからこれで説明すると、自分の案でいいはずだと。町民の意見は聞かないと。この施政方針のやつにも書いてあります。町民の意見を聞くところにか書いてありました。私、ちょっと読んだんですけれども。ここに書いてあります。4 ページに書いてあります。町長、町民の皆様への説明責任を果たしてまいる所存だと言っておられる。12 月からこれまでの行動を見てきますと、町民の皆様への説明責任を果たしていないように感じますが、何で説明をしなかったんですか。それについて答弁願います。お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 説明責任と言いますけれども、町政というのは 3 月に来年度の予算編成という大きな項目があるわけです。先ほども言いましたように、単独を選び、そして行政のスリム化ということで本当に総務課長以下、本当に 1,000 円のお金を切るのにめくじら立てた、そして予算編成をしているというそういう現実があるわけです。ですから、私たちは、とにかく行政を運営する以上は来年度の予算編成が済まなければいけないというのがこれは基本だなど、そう考えていますもので、やはり時間的になかったと、そう理解していただきたいなど、ご理解いただきたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2番（清水清一君） 昨年の合併地区懇談会というやつがありましたけれども、それは3月1日からやっております。それで、今回は5月上旬と言っておられます。それでしたら、予算編成のことがあるんでしたら、幾ら行革といえども昨年できたものがことしできないはずはない。まして時間がなかったなんて、それは言いわけになります。予算編成の最中であろうが、それは行って町民に説明するのが筋で、予算がないから町民の皆さん我慢してくださいと説明して歩けば、町民の皆さん、ある程度ものが減ったとしても我慢できると思います。それをせずに、ただというわけじゃないんですけれども、予算ができたんだからこれをお願いしますよという形で町民の方に説明したところで、「町長、何やってるんだ」と多分住民懇談会で言われると思います。あるいは「議員の皆さん、何やってるんだ」と言われます。そうすると、町当局あるいは議会だけ勝手にやって町民のことを考えてないというふうに言われます。言われてしまうようになってしまいます。

だからこそ、住民に対して、町民に対して住民説明会を開かないといけないんで、それを5月上旬というわけではなくて、もう今からすぐ取りかかってやりますというふうに言えますか。12月議会では資料をすぐつくってやると言ったんですから、12月議会から5月の上旬ですと約半年の時間があるわけです。その時間を、むだな時間を使う必要はないわけで、すぐできるような方法で住民懇談会を行うというふうに言えますか。すみませんが、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私たち行政の方というのは、やはり説明会は当然、大切だと、それは理解しておりますけれども、やはり行政は予算があって初めて町民の方も理解すると、そう考えている。ただ、具体的に、では悪かった、済まなかっただけで本当に、ではこれからの町が運営できるかどうかと。かえって不安を指示する、私はそう考えております。ですから、町の財政の中で、そしてその中でみんな切磋琢磨して財政改革に取り組み、その結果としてこうなったんだよと。だからお互いに助け合おうじゃないかということを説明しなければ、町民の方々も理解できないのではないのか。

ですから、私とするならば、本当に資料がそろったら、そして3月定例議会が終わって、そしてそれが皆様方のご理解をいただいたという上でなければ本当の効力は発生しないし、成果も出ないと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 要するに、町民に対する説明責任を果たすつもりは、結局、議会で言われたからやっとやる気になったと、そういう形だと私はとります。これまで先延ばしして、5月上旬にやると言っていましたけれども、今議会では5月上旬と言いました。12月議会では、近いうちにやりますと言いました。今になれば、予算で忙しいとか言って、去年は3月にやったものをことしはやらないと。要するにやる気がなかった、それだけです。もうそういう判断をするのが私としてそう思いますし、ほかの人も多分そう思うと思います。ですから、町としての説明責任をしっかりとやるようお願いいたします。

次、まいります。

一部事務組合につきましてちょっとお伺いいたします。私もまだよく病院議会の議員さんから聞いてないんですけども、一応、管理者が南伊豆町長であるということで聞きたいと思いますけれども、なぜことし病院議会の方の予算が赤字の予算書になったのか。その理由をすみませんが、私も議員で少しちらっと聞いてるんですけども、説明願いたいと思いますのでよろしくお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 清水議員のおっしゃるのは、今年度赤字になったということでございますけれども、その経過について述べさせていただきます。

伊豆半島南部唯一の公的病院として誕生した共立湊病院も開院以来7年目を迎えることとなっております。病院組合の病院事業会計については、地方交付税や国の赤字補てん運営費補助金を収入とすることにより経営利益を上げてきたわけです。しかし、経営上、5年の赤字補てん運営補助金が平成15年度で終了し、また国の三位一体改革の一環として実施された地方交付税の縮減によって湊病院の病院事業会計収益が急激に悪化し、平成16年度以降、平成16年度は3,086万7,000円、17年度は1,405万8,000円の経常損益が予測され、新たな財源確保が急務となっております。当然、赤字解消しなければいけないですけども、受託者である地域医療振興協会と抜本的な管理委託契約の見直し構成市町村の負担増しか考えられないと考えております。

このような現状を踏まえ、平成18年4月契約改定となる管理委託契約の抜本的な見直しに向けて取り組んでまいらなければと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 湊病院は南伊豆町で唯一の病院でありますから、経営もしっかりやっ
てもらえば病院もよくなっていくと思いますので、なるべくいい方向にいくような形で願
いしますけれども、この共立湊病院、国立公園法で引っかかってうまく建て増しができない
という話は聞いております。計画もつけられないと。これ、国立公園を解除することによっ
て南伊豆町の、あるいは湊病院の施設が拡充ができると思いますけれども、国立公園からの
解除の申請を当局の方はしてあるんでしょうか。それとも、していないんでしょうか。それ
について、すみませんが、お伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 首長会の方であそこを改築する、または移転するにしても今の現状に
おいてもう面積、要するに建ぺい率を心配しているということは語弊がありますけれども、
かなりオーバーしていると。建ぺい率の中でオーバーしている現状があると。ですから、そ
れを解消しなければというのは首長会でありまして、その辺については承諾をもらってあり
ます。しかし、まだ観光の方からに対して申請はまだしてありません。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 建ぺい率の関係で国立公園と普通地域とは全然違うわけでございます。
ですから、そういう申請も書類もつくっておくようにしてすぐ出していただいて、将来のこ
とを考えると普通地域であった方が大変いいのではないかなと考えます。ぜひそれをお願い
いたします。

次の質問にいきます。

職員の職務活性化ということを書いてありますけれども、一生懸命総務課を筆頭に職員教
育をやっていると思います。それで、職員教育、大変だと思っんですけれども、一生懸命や
ってもらって職員の資質向上になればいいわけでございます。そのことによって町全体がよ
くなっていくというふうに考えますのでいいんですけれども、今回、広報が隔月になるとい
う形になっております。となりますと、町民に対する広報、周知がちょっと少なくなるので
はないかなと。お知らせ版等でもいいのかなと考えますけれども、今、コンピュータの時代、
インターネットでやる若い人が多いわけでございますから、若い人に対してはインターネッ

トで周知するという形をとったらという形がございます。

これまで、南伊豆町のホームページをたまに見るんですけども、更新の度合いが1週間に1回あるかないかというふうに私は踏んでおります。ですから、これから職員教育の中で各課が1週間に1回更新すると、各課が1週間に1回必ずやると、更新をします。そういう形にすることによって、更新の度合いが大きいところほど見る気になります、読む気になります。情報も集めたくになります、読みます。ですから、各課で1週間に1回ホームページを更新するというデータを出す、あるいは更新するという形を、あるいはお知らせを出すという形がしてもいいと思います。そうすることによって、介護のことについても一生懸命、逆に言いますと職員自体も勉強する、自分の担当課のことについて逆にいうと詳しくなると思います。そういうことを町長はいい意見だから推進させるというふうに言われますか。それとも、考えてみますというだけになりますか。答弁をお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 清水議員の毎週編集し、それを広報に出せということでございますけれども、昨年、地方公務員法が改正されて、地方公共団体は研修の目標、研修にかかる計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものと、昨年規定されております。それにのっとって職員教育はしなければと考えております。そしてまた、当方が目指す研修という概念は単なる研修にとどまらず、行政サービスの維持向上及び組織の継続的かつ自律的改革、改善を着実に履行できる人材育成と、そういうことがありますので息の長い教育が必要になるのかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 一生懸命研修をやってもらうのはいいんですけども、研修のかわりとして、職務の一環としてホームページを更新する、それも研修の一つですよ、仕事の最中にやるんですから。研修も多分、仕事の最中だと思います。ですから、仕事の最中に仕事の研修をする、それがホームページの更新であると思います。

単純に言えば、いつも住民基本台帳の数字とかが出ています、あるいは図書館の本が入りましたというやつが出ています。そういう簡単なものでいいと思うんですよ。それを打ち込むことによってそのデータが自分の頭の中に入るわけでございます。ただ、一応予算書とか、こういう提出書類をつくったから覚えているかもしれません。だけれども、機密のもの以外

については出せるものはどんどん出してホームページの更新をするという形にした方が、これからの町に対しては、あるいは町民に対して十分な説明になっていくと思いますので、それを町長はそういうふうにはできるかできないかわからないけれども、これから検討して各課に資料を出しますというふうに言えますか。そういうふうに言ってください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 事務内容等も考慮しながら、今後検討させていただきます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） あれなんですけれども、あれというかなんというかな、検討しますんですけども、私だったら、やりますと言った方がいいのかなと。もうやってできませんでした、すみませんというかそれで済むだけの話で、そのくらいの話はやりますと言った方がいいと思います。もう一度すみませんが、お願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに町としてトップダウンで命令をくださるのはそれはいいんですけども、やはり職場というのはかなり環境が厳しくなっております。ですから、やはり課長会議等々、みんなにかけながら、そしてそういうのが可能かどうか検討し、前向きに進んでいきたいなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 前向きは、では指示しますというふうにとりました。そうとらざるを得ないもので、こんないい提案を、何か知らないけれども、職務の一環でできる話で、それをできないという、あるいは担当課に聞かなければわからないという方がおかしいと思います。何か町長として何かおかしいような気がしてね。僕が町長だったら、やってみますということで、それで担当課長と相談したらだめでしたと、すみませんという、それでいいと思うんですよ。それが言えないのはおかしいなと思います。

だから、次の質問にいきます。

それでは、一番最初にいきます。ではなくて、次だ。行財政改革についてお伺いします。

これまで施政方針にも書いてありますけれども、町長は行革を行うについてどのように考

え、町長としてどのような指示を出しておられるのか。この施政方針を見ますと、行革プロジェクトチームNo. 1、No. 2の編成して、町長を本部長とする行革推進本部に報告されましたと言いますが、これによりますと町長はただ報告を受けただけで何も関与あるいは指導されていないというふうに書いてありますけれども、行革についてどのように考え、町長は実行する予定なのかお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町長というのは組織の中で総括するというそういう立場があるわけです。ですから、課長によって行革本部をつくり、それからその中で、その下に主幹、係長、そして分かれてそれを軸とNo. 2をつくり、その活動を促し、そしてその結果として1億4,000万円の削減を図ったと、そういうことでございますから、私が何もしないではなくて、本部長としてその辺をまとめたと言ったら語弊がありますけれども、そういう成果を出したと、そう理解していただければいいのではないかと思います。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 課長を促して、町長は本部長としてとりまとめたのが成果だと。では、課長に対して行革やるんだから、町長はただ歳出を削減しようと言っただけなのか、あるいは年収を上げるように努力しようと言っただけなのか、そういうことを言われたと思うんですよ。あるいは言われなくて、ただ行革やれよと、おまえら一生懸命やってうまい成果を出せよと言ったのか、どっちなんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町の大局なら当然、財政が厳しいということです。ですから、収納の税務課長を初め、そちらの関係にしては本当に去年もやったわけですが、全職員がともかく収納に当たろうという、そういう指導もしておりますし、また経費節減についてはもう一度足元を見直しながら経費節減については真剣に取り組むようにということは指示しております。ですから、年収についても税務課長が中心ではございますけれども、皆仲間を組んで各家庭を回ると、そこまで去年から始めてそれなりの成果については税務課長の方から報告させます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） 今話を聞いてますと、町長としての考えは、ただ足元を見直して支出を減らさないよと。それで、課長に対しては税込上げて下さいよと。滞納者に対して一生懸命集めに行ってくださいよという話を言っただけの話だね、今の答弁では。それではちょっとね。もっと僕も頑張るから担当課の課長も頑張ってくれよと、部下にもちゃんと話をしてくれよというふうに言ったと思うんですよね。そうでなければ長として何かおかしいなと思うんですよ。そういうのが言えないのが、ここでも言えないのがおかしい話で、すみませんが、言っただけですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 予算編成のポイントなんですけれども、常に私が言っているのは、我が町は三割自治で本当に国・県の依存によって運営されている。ですから、税込については全力を挙げて税込を図るとそういうことは間違いなく言っております。それから、経費節減についても、もう一度足元を見て、そしてそれからしっかりしていこうというのは当然でございますけれども、述べております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） わかりました。なんか行革に対しての理念がない中で、そんな中で行革を行っているというふうに考えます。

それでは、理念がないのでしたら、では町の職員がつくってきたNo. 1、No. 2 のものが町長の行革案というふうにとっていいですね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔 町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 私も本部長として立ち会っておりますから、結構です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔 2 番 清水清一君登壇 〕

2 番（清水清一君） No. 1、No. 2 の会合に町長も行っておられてやってたのか、あるいは多分やってないと思うんですけれども、立ち会って、会合に出ればもっといい話が出ると思うんですけれども、本部長提言になったから、提言になったときに立ち会っただけだと思うんです。それで、それが町として長としての考えだということになりますね。はい、わかり

ましたので、次にいきます。もういろいろあるけれども、みんな飛ばします。

では、その行革でやったやつが、予算編成についてお伺いするんですけれども、行革をやって、その第1、第2のやつが反映させたのがことしの予算書だと思うんですよ。それについて、町長としてその行革についてやってきたわけで、その中で町長としてどのように考えて、それを町長の考えとしてどこに反映してあるのか。町長の考えの反映してあるところをすみませんが、お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） この予算の編成ということで先ほど申しましたけれども、本当に町長ヒアリングを3回行い、そして総務課長ヒアリングも1回、そして特に経費節減ということで真剣に取り組んできたわけです。その中で、やはり観光ということでございますから、一応補助金のカットの中で観光についてはできるだけ穏便といっちは言葉が悪いですが、観光立町の中で観光関係については削減の幅を小さくしようという方向性だけは持って臨みました。しかし、そのほかの件になると、やはりこの削減については全部行政評価に、事業評価というのを行って、そして点数をつけ、その中で上がってきたものを皆さんで検討したと、そういう経過があります。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 今、町長の答弁でいいますと、観光立町南伊豆町ですから産業振興のためにカットをしなければいけないんだけど、そのカット率を観光産業だけ少し減らしたんだよと。それ以外については今考えないでただカットしましたというふうに言われましたけれども、もう少しめりはりのあることを言われた方がいいような気がします。あるいはこの予算を組むについて、町長も少しはいろんなところを考えてると思うんですよ。けども、今の答弁だけだと、ただほかのところは一律にカットしました。観光関係だけカット率を低くした。それが僕の予算編成の考えですというふうにとりましたけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当局とするならば、行政の独自によって経費節減にする部分と、補助金のカットによって交付部分を削減する部分があるわけでございます。そういうことで、各

課において南伊豆町補助金の交付等に関する基準という案をつくり、そしてその中で補助金評価表というものをつくって、そして基本的には仕事をしているかしていないか、そういうことの中から今回は厳しく精査したわけで、たまたま観光については甘くとは言ったわけですが、実際にみなみの桜と菜の花まつりではありませんけれども、観光立町ということを中心に立てておりますから、できるだけその辺については配慮しなければいけないのかなという考えが動いたのも事実でございます。

それと同時に、財政について行政の方についても例えば商工費の削減だとか、そういうことを行政側でもかなり9,000万円に近い削減をしております。補助金については2,000万円ぐらいになるわけですが、行政の健全化ということで約9,000万円ぐらいの経費節減をやっているわけでございます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） そういう削減、いいですけども、悪いと言いませんけれども、それも関連する団体につきましては、あるいは町民に対しては説明が必要だと思うんです。それで、この予算編成をするについても、削減するんだったら、やっぱり先ほど言いましたけれども、町民に対しての説明会、開いておくべきだったと。あるいは団体に対して担当課の方からは話をしてあると思います。ですけども、そういう予算を反映するについても、そういう団体について、あるいはそういうところについて説明してあればいいわけなんですけれども、そういう話も少ないようなことを聞いております。そういうことを考えて、住民懇談会あるいは説明会をしっかりとやっていただきたい。もうやらなければいけないと、本当はもう明日からでもやってほしいという形になりますけれども、そういうことを強く言いまして、以上で私の質問を終わります。

以上です。

議長（齋藤 要君） 清水清一君の質問を終わります。

これで、少し早いですけれども、1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午前 11時31分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

藤 田 喜代治 君

議長（齋藤 要君） 7番議員、藤田喜代治君の質問を許可いたします。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

最初に、行財政改革についてお尋ねいたします。要旨は、機構改革についてであります。幾つか簡単にまずお尋ねをし、また確認もいたします。

1つ目は、機構改革に本格的に取り組み始めたのはいつからか。

2つ目は、16年度末、もうすぐですが、退職される予定の課長クラスは何人ですか。

3つ目、収入役と会計課長の年収の差はどのぐらいですか。

4つ目、この案を練り上げるについて、町長は当然、強いリーダーシップをもって事務方に指示をしたと思いますが、どのような考え方をしたのでありますか。先ほどの同僚議員の質問の答弁では、どうもそうでもないようでありましたが、これももう一度お伺いいたします。

5番目に、収入役のポストについて何か検討したことはありますか。これは確認をしたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） すみません、日にちについてはちょっと確認しますから、また後ほど。課長の退職者は5名です。

それから、収入役ということですが、私は法律上、今の大きな流れの中で収入役は10万人以下の市町村は置かないというのは知っておりました。ですから、当然に機構改革の中の案件にはなっていたわけですが、法律的に無理ということは知っております。

それから、リーダーシップということですが、課長会議を開き、日にちは今わかりますけれども、その会場で単独を選んだ以上、行財政改革がまず当面の問題だということで強く要望いたしました。

そして、収入役のポストについてですが、19年度以降ということは当然、議会の皆

様方の承認を得ながら、置く必要はないのかなど、そういう現在の心境でございます。

そして、10月25日、本部を立ち上げております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 12月の定例会で、1つ目の機構改革についての本格的取り組みというのは行財政あわせてスタートしたというふうには承知しておりましたけれども、特に機構改革でありますので大変な労力が必要なわけでありまして、それで念のためにお伺いしたところであります。

昨年10月からの本格的な取り組みで事務方の苦労は大変なものであったと推測をいたします。練り上げた案が報われるかどうか、これはわかりませんが、とりあえず、事務方にはご苦労さまでしたと言っておきます。

さて、機構改革を進めるに当たって、各課局では必死に検討してきたと推測いたしますが、残念ながら、今、町長の答弁にもありましたように、収入役のポストについて案件ではあるけれども、町長自身は19年以降ということで考えておったようですけれども、何か本当に検討したのかということについては、してないようであります。それで間違いはないですね、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 検討していないと、そういうことではなくて、法律上、4年間という任期がありましたもので、そう理解していただきたい。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 実は、機構改革をする場合、特に出納行政を担う会計課のあり方について、端から収入役のポストの展望もなしで、収入役ポストありきで作成をしていると言わざるを得ませんし、これは一つの出納行政を考えて会計課をどうするかということを考えましたら検討が足りなすぎる、このように思います。

今、町長の答弁で法的に任期があるということで深い検討、ほとんど検討してない。これは、今言ったように、会計課のあり方を考えるについては、例えば参考に申し上げますけれども、任期満了時には廃止するとか、空席になったときには廃止するとか、そういうことがやはり話の検討の中では出てこなければいけない、このように思います。

さらに、参考に申し上げますけれども、現在の全国の町村では3分の1を超える自治体が入入役を置いていません。また、そういう流れになってきております。近在では、ご案内のとおり、下田市が昨年の後半、入入役ポストを廃止しました。当町が入入役ポストについて将来も見込んで検討もはっきりとしていない、こういうことは、私は言語道断のことである、このように思います。

このことも踏まえて考えますと、可能削減数と退職する課長クラスの数がほとんど同じに近い。これは偶然のいたずらだとは私は大変思いにくい。そこで、入入役のポストについての見解をお尋ねしたいんですが、先ほどの答弁でもう検討してないのわかります。

それでは、そういう下には強いリーダーシップを当然とって行革の指示をしてくる。私に言わせればそんなに強いリーダーシップではなかったようには思いますけれども、しかし形の上では町長がリーダーシップをとって事務方に検討させてきた。事務方は一生懸命になって案をつくり上げてきた。そうしますと、一番肝心な課長クラス以下の職員に対しての機構改革は相当突っ込んでできていると思いますが、肝心なもう一つの三役の方の機構改革は触られていない、このように思わざるを得ません。この辺についてもう一度お伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 入入役については、今回の機構改革にあわせて会計課を会計室として、そして会計課長を廃止し係長で対応するというので、入入役は4年間という任期がありますから、今回は会計課長を廃止して係長で入入役の対応という、そういう体制をとっています。そういうことは検討しています。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 一番最初の質問の中でお願いしました入入役と会計課長の年収の差、この辺のところを答弁をお願いします。おおよそで結構です。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 年間30万と聞いております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 1年間30万ですか、差が。会計課長との差が。どちらが多いですか。

収入役。

私はもう少し数字を調べておけばよかったんですが、その差はもう少しあると判断はしておりましたけれども、意外とないようですね。仕事の内容や量にもよって随分違うとは思いますが、もう一つ今までいろいろと当局との協議会とかやってきた中で会計の仕事というのは大変に微妙なものがありまして、やたらそこらのポストへひっつけるというわけにもいなかいいということは承知しております。

承知しておりますけれども、もう一つは課が機構改革で減ってまいりますと職員の将来の夢は課長になることだろうとこう考えます。また、そういう話も当局から伺っております。士気にも影響するという事も伺っておりますけれども、これについては収入役を置くよりも会計課を置く方が私は当然いいだろうと、年収の差は少ししかありませんけれども、これはこれでまた財政の大変なときですから、そういう考え方をするのが適当だろうと、こういうふうに判断するわけであります。

そういうことでありますので、先を見越した、例えば、収入役は次の任期が切れたら廃止すると、そういうような条例を考えると、空席になった場合は、これは人間ですから元気でおられれば結構ですけれども、病欠で辞表を出すとかというあるかもしれませんが、空席になったときにはそのまま収入役のポストとは廃止する、こういうような考え方を打ち出してもらわなければならないと私は思いますけれども、そういう考え方はありませんか。でなければ、議会の方から議員発議で出していかなければならないという局面になるかと思えます。これについて、町長どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 収入役については、平成19年で廃止の方向でいきたいと考えております。要するに任期、19年で終わりますから、その後は置かないという、そういう形でいきたいと考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 町長は確約したわけですから、そういうことになって進むと思えます。それでは、このことについては終わります。

次に、予算編成についてでありますけれども、まず補助金についてご質問いたします。

16年度当初予算額に10%から20%のカットを基準にして予算編成をやったようであります

けれども、このパーセンテージがいいかどうかはいずれにいたしましても、町民に対し、あるいは当事者、団体等もあると思いますけれども、どのような説明の仕方をしてきたのかお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど言いましたけれども、課の機構等については南伊豆町補助金交付条例基準というのがあります。それを全部事業ごとに分類しまして、そして案を立ち上げました。それから、課長が当然中心になるわけですがけれども、担当の、要するに商工会だとか観光協会等には説明に伺っています。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） これは、今の説明に上がった商工会あるいは観光協会、いわゆる重立ったところに説明をされたという解釈でしょうか。要するに、細かいことを言うことは言いにくいですが、そういうところにまでは説明には行っていないということですか。全部やってあるということでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私の方とするならば、南伊豆町の補助金交付に関する基準ということで各課で上がっておりますもので、基本的には行っていると私自身は解釈しております。それが現場において一つ一つ精査したわけで、その辺はちょっと精査してない部分がありますから、私の方とするならば、各課の補助金評価表をもとに妥当か妥当でないかと、そういうことを基準に判断させていただきました。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） この話は、まことにもうほかの件にも影響するんですけども、後で政治姿勢とも絡んでくるわけですが、要するにヒアリングを町長、総務課長もやって町長のところでチェックをしますよね。このときに、ヒアリングのときに説明を細かいやつも全部今回は特に力を入れてチェックしているわけですよ。ですから、当事者にカットの話も懇切丁寧と言わなくても納得いくような説明をしながらやってきたかということはチェックするのは私は当然だと思いますけれども、それをわからないというのはちょっと合点がいか

ないんですが、その辺のところをもう一度。町長、忘れたならしょうがないんで、三役の方でもチェックに入った方がいたらお願いします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私どものチェックの表なんですけれども、総務課長ヒアリングと町長ヒアリングという形の中でやっていますので、要するに額の小さいものについては総務課長ヒアリングの中でカットされたとか、そういうこともあり得ます。だから、全部じゃなくて、既に総務課長ヒアリングの中で削除されたものについては私の方には報告は受けておりませんが、ただ数字的なことで具体的な内容については私は説明は受けておりません。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 町長が細かいものを数字だけはヒアリングしているようなんですけれども、そういう、もう一方、肝心の町民に対して説明をよくしてあげる、こういうことについてはチェックしてないようです。総務課長のところで恐らく、ではしたということになるのかと考えるしかありませんけれども、この辺は各担当課の、あるいは係の方に、総務課長ヒアリングでどのようにちゃんと説明してあるのかと。要するに、町民本意ということはどういうことになるのかと思います。その辺のチェックはいかがですか、総務課長。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 説明につきましては、当然、予算要求の中でそういうふうにかットという場合に担当課長も納得した中で、痛みを伴うことですから、当然、担当課長も身につまされる話の中で、今後、担当行政をやっていく中で、単独でやっていく中で団体等に説明はしておるものと解釈をしております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 今の答弁ではっきりしたことが、各課長に、あるいは総務課長の段階で説明をきちっとしたのかどうかの確認はしてないということになります。数字のカットについての、なぜこのようにカットしたかということについてはよく聞いておられる。こういうことでございますね。

そうしますと、この場で私は各課長さんに説明したかを聞かなければならない。これは委員会でやればいいことですので。ただ、はっきりしましたことは、町長のサイドでも、それ

から総務課長のヒアリングのサイドでも町民に対するカットのための一つ一つの説明についてはチェックしてない、こういうことになります。これはこれではっきりしましたから結構です。

次に、産業振興についてお尋ねいたします。

観光全般につき、特に今日行政報告がありましたけれども、桜まつりのこの件については来客がふえておりますのでこれを除きますと、菜の花と桜まつりの間はお客はそれなりにふえてきている。それ以外の期間、当町に訪れるお客が減少していると聞いております。私もそう思います。大きな原因の一つに、一つですよ、ジャングルパークの閉園が影響しているのではないかと言われております。私も観光にちょっと携わっている経験から言いますと、やはりその影響はあります。現実にあります。これはあながち観光に携わっている方たちが少ない、少ないと言っているのではなくて、現実だと私はとらえております。

そこで、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、ジャングルパーク跡地の土地取得の問題は昨年白紙になったわけではありますが、その後の情勢や今後の考え方は、先ほど助役からの説明もありましたけれども、もう一度今後の考え方があるのかないのかをお尋ねしたいと思います。

さらに、相手方の所有者であります岩崎産業との接点はさっきの話ですとないようですが、これも改めてあるのかないのか、これをお尋ねしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 藤田議員のジャングルパークの件にお答えいたします。

先ほど、清水議員の質問にもありましたように、土地取得の件、それから岩崎産業との接点があるのかと。今、岩崎産業との接点は一切ございません。それで、議員ご存じのように、取得という方向でいろいろ折衝してまいりました。結局、価格の面で折り合わなかったということ。それ以後も岩崎産業の方も、例えば自分たち、私個人のものでないかと思っておるんですけど、こういう動きもございませんし、依然向こうからの接点というのはありません。ですから、この財政非常に厳しい中でジャングルパークの土地を取得ということは、現在の段階では考えておりません。

例えば、2億円という価格を提示してございます。この2億円という価格が、例えば1,000万とか2,000万とか極端な話、そういうふうになればまたそのときは状況は別という、現在のところはそういう折衝もしておりませんし、向こうからもこちらへの呼びかけもございませんので、今後それについて取得という方向にはなかなか困難ではないかなというふう

に考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 私は取得をすべきだとか引き続き頑張りなさいとか、こういう話は聞いていないのでありますけれども、ただ先ほど申し上げましたように、観光の立場から言いますと、これは大変な影響を受けています。これに対して、町の行政として取得でうまくいかなかったので、そのチャンネルもないし向こうからも来ない、こちらも何もないと。では、影響のある観光についてどのようにしたらいいのか。こういうことの説明も、あるいは考え方をお聞きしたいと思いますが、いかがですか。町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私も、伊豆最南端の石廊崎ということで、本当に環境面でいえば本当に一番大切だということは重々承知しています。しかし、今、我が町の財政を見たときに、本当にそれで買える財政ではないのではないかと。

7番（藤田喜代治君） いやいや、買うのではないです。

町長（岩田 篤君） ですから、本当に動きのとれない現状に対して本当に申しわけないとは思っておりますけれども、それだからといって、では岩崎産業に貸してくれと、向こうの方は一切応じないということでございますもので、なかなか動きがとれないという現状です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 接点はもう全くないという話の中で、それから観光について当局もこれは全く考えてない、こういうふうにとらざるを得ません。それで、向こうが貸してくれない、そういう話は土地取得のときに白紙になった状態から何もこちらもアクションを起こしてないですし、一切来るなという話になってるのか、この辺もわかりません。

ただ、やっぱり観光から見たら、産業から見たら、これは観光立町をうたっている以上、何がしかのことを考えなければいけない。そうしますと、白紙になってから一切のつながりも持ってないということは、貸してくれないからという前に、例えば上の駐車場をあけてもらおうとか、観光のために役立てようということであればそういうことも考えなければならぬし、接点がないこと自体が大きな問題でありますけれども、それをどうしようかという考え方をお持ちになってないということも大きな問題です。だから、言葉は悪いですがけれ

ども、ほったらかしにしておくという状態だと私は思いますし、皆さんもそう思うと思います。それでしたら、観光立町をうたっていて、非常に影響があると観光産業に携わる人たちが言ってます。それでは、行政の役割は何だということになってきます、そう思いませんか。

ですから、もうそれ以上の答弁はないんだろうと思いますけれども、私は今接点がなくとも、例えばまちづくりをやっていくとき、私どもまちづくり委員会を立ち上げてやってますけれども、当局の方でもそれをやっていくときに、いや、どうしてもあそこが必要だと、借りてでも駐車場を貸してもらいたいと。こういうふうなときに、接点がありません、何々がありませんでは、計画をつくるといったって、いい案が浮かんだってどうにもならないじゃないですか。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

7番（藤田喜代治君） ジャンглパークの跡地については、一切さわらないまちづくりをやればいいと、こういう判断をせざるを得なくなってしまう。

それからもう一つ、先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、あそこは国立公園法、それから西南海岸ですが、文化庁の関係で縛りがあります。助役の説明のとおり、3月31日でこの許可が終わりになる。普通にいけば終わりになります。先ほど助役が、岩崎さんの方が環境省の方と接触しているかもしれないようなニュアンスの話もちょっと出ましたけれども、あそこは近い将来はまちづくりを考えていく中でいいヒントが出たときに、あるいは当面、5月には連休がありますよね。それから、あの先にはもう県の補助をいただいてユウスゲの公園もあります。奥石廊というところも美しいところがあります。それを車を回すためにも観光客を回すためにも、これはほっとくわけにはいかないと私はこう思います。

あそこの駐車場が有意義に使えるなら、これはまた考える必要があると思いますし、それからあそこをもう一切締めて環境省がもう許可解除だと、解除というんですか、もうだめよということになりましたら、何を町の方で検討しても私のまちづくり特別委員会で検討しても手が出せない。ただ、眺めた景色だけ、こういう格好になるのかと思います。それでいいのかというのが私の主張であります。これについて、今までは考えてなかったんでしょうけれども、何か考えついたら答弁してください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに藤田議員の言うとおり、そういう嫌いはあるわけですから、また今までの経過の中で助役が窓口になっておりますので、議会の方でこういう動きが新たに

あるものでひとつ窓口を開いてくれないかということでお願いしております。向こうの岩崎産業の方へは電話を入れてできるだけコンタクトをとれるような形をつくれればと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） この問題はそういう答弁でありましたら、とりあえずそういうコンタクトのお願いをいたしまして、私はこの質問は終わりたいと思います。

次に、同じ産業振興についてでありますけれども、これはかつて町長答弁もいただいたこともあります。これは委員会でありますけれども。この石廊崎沖に来ておる巻き網についてのお尋ねでございます。巻き網の違反操業は常習化している状態であります。ことしになっても、既にマスコミ等で報道がありましたのでご承知のことと思いますが、海上保安庁が出動し、あるいはそれに協力する漁民が協力しまして、あるいは東京都もヘリを飛ばしたりして拿捕したところであります、捕まえたんですね。それは、これは常習犯で大変、沿岸漁業、あるいは海を守るということからしますと大変困った問題であります。その認識は町長にもあると思います。

私ども、かつて県の方へとむしろ旗を立てて大勢で押しかけたことがあります。平成四、五年だったと思いますけれども。何ら解決が進んでまいりません。言葉は悪いですが、ほったらかしの状態です。私は、行政が本腰を入れてこれは取り組む問題だと。南伊豆の海に関係する人たち、あるいは町民、せっかくの漁場のある海、これを守らなければならない。そういう意味で、当局が真剣に取り組まなければならないと、こういうように考えますけれども、町長の考えをお伺いしたいです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議員指摘のとおり、確かに巻き網と地元の形で、目の前の魚をとられていくという弊害があるということはニュース等で伺っております。その中で、県なんかもなかなか調整がとれないというのは公海、エリアというんでしょうか、そういう言葉を使っていたかどうかちょっとわかりませんが、何キロ沖という形の中で何か魚を誘導してやっているというそういう話も聞いております。

しかし、それを、いいというわけにはいきませんので、これは当然、漁協の海区、この間選挙のあったと思いますが、漁協の海区委員会とか、そういった漁業関係者等と検討しながら

ら、前向きに進んでいかなければと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） あえてもう少し説明しておきますけれども、実態は捕まえても行政処分が非常に軽いんです。軽いので、当然、毎度違反操業を繰り返す、こういう実態になっております。ですから、これは法整備も考えていただかなければならない。なおさら前向きなどということなどということではなくて、もう何十年もこれで困ってるんです。必ず腰を上げていただいて、県、国、水産庁、これへと陳情を、あるいは近在の県、伊豆半島も当然ですけれども、近在の影響されている県、そういうところとも連携をとりながらこれは取り組まないと解決の一步が踏み出せない、今までの経験から。そのくらいの重要な案件だということでは私はとらえてほしいと思います。ただ前向きにやっておきましょうではないんです、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 国、県に本当に真剣に取り組んでいきたいと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、次に、税収についてお伺いいたします。

これは、特に町税収入の見込みが16年度当初予算と比較して2,883万8,000円、約3,000万円近くの増収ということで見込みとなっておりますけれども、これの根拠。私は大変に町税の毎年毎年減ってくる、減額されていくことに危惧をしておりましたけれども、これ、歯どめがかかったのかなと、この見込みの数字を見ましてね。それならまた結構ですし、その見込みの増収になっている根拠を、これは町長ということですので、ここへ町長、申しわけないけれども、出てきて、それから担当課長とってくださいよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 担当課長より説明させます。

議長（齋藤 要君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、説明させていただきます。

税収につきましては、先ほど来町長の方から答弁されてますように、三位一体の改革によ

る現在、税源移譲等、税法の改正により大きく変動されたわけです。その中で、議員ご質問の、いわゆる歯どめがかかったのかと、こういうことにつきましては歯どめがかかったとは認識しておりません。

ただ、細かく述べさせていただきますと、まず町民税につきましては、同一世帯への妻に対しての均等割が課税になりました。それから、配偶者特別控除の廃止、それから長期譲渡所得特別控除の廃止等々で約1,000万円近く前年よりか多いということであります。

それから、法人町民税につきましては、要するに法人均等割あるいは法人税割等々、堅調な伸びを現在していまして、現在17年2月末ですけれども、約4,000万円にいかがかという数字が調定で上がっております。そういった中で、前年度よりも約700万のアップということで当初予算は出てきております。

それから、固定資産税につきましては、いわゆる18年度に評価替え等を踏まえて、今年度につきましてはいわゆる前年の評価の単年度ということで18年度は置きまして、17年度につきましてはいわゆる新增築家屋の増分、それから償却資産につきましてはの増を見込みまして約500万。

それから、軽自動車税につきましては、これは毎年アップしておる唯一の税金なんですけれども、四輪の乗用、四輪の貨物の車が増しております。これは約140万。

それから、町たばこ税につきましては約400万の増収を見ました。というのは、昨年来、いわゆる禁煙に押されている感もありますけれども、実態的に決算等々でご説明しておるとおり、当初予算等々につきましては、多少、少な目に今まで見ていた感がありまして、ご承知のように、税収についてかなり厳しく17年度予算は決算に近い数字、こういうところを見込んだ関係もありますけれども、3点全体では3.3%増の約2,900万、8億8,900万ということで見込ませていただきました。

以上です。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 丁寧にありがとうございました。

また、滞納の関係で、私は16年度はスクラッチ体制、初めて取り入れたんですかね、によってその成果を上げたことを承知しております。これについては、工夫を凝らしてあれば努力が報われる、このことを証明したと思っておりますし、評価をしたいと思っております。残念なのは、これが何年も前から取り組んでこなかった、スクラッチ体制でやらなかったと

ということについては残念でありますけれども、引き続き、次年度以降もスクラッチ体制を継続していくものと思いますが、これだけを町長、確認だけしておきます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回の機構改革もそれを目標に考えておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 次に、町営施設の使用料についてでありますけれども、特に武道館の使用料の徴収についてお尋ねをいたします。

現在、使用料を条例によっていただいていると思いますけれども、武道館をお使いになる利用者の町民の方々は、条例による額よりも減額して、恐らく徴収してきたと、こういうことであろうと認識しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 教育委員会の局長に答弁させます。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） 武道館の使用料でありますけれども、平成11年から運営をしておりますけれども、その前に学校の体育館の使用がありました。それが月に多い団体で毎週2回以上使っておりましたけれども、それを使用料につきまして2回まで、それ以上は徴収しないというようなことをやってきましたので、武道館ができましたけれども、それとの比較で、武道館は学校施設と違いましてわざわざ武道館をつくったものですから、2回ではぐあいが悪いだろうということで3回までを徴収して、それ以上のことは徴収しないような方法でございます。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 学校の方の使うケースの方も別ですけれども、武道館も同じように安くしてあげる。これについては何か趣旨があるわけですが、単純に安くしてあげるという話ではないと思います。今の説明ですと、学校の体育館を使ったときの経緯があるからということですが、私はそういうことでなくて、条例の方でも3条で公益上必要と認めたとかいろ

いる減免するためのあるようですけれども、要するにこれは青少年の武道というものは町民の中で、特に青少年の育成あるいは心身を鍛える、そういう面で武道館を建てたと思いますし、あるいは観光のためにも使えるということもあったでしょうし、特に町民のそういう健康、それから心、これを鍛えていく、そういうようなことで、私は減免してきた、安くしてやってきた、こういうように思います。その考え方は当時の方でないといけないのかもしれませんが、そういう考え方にはどうですか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） そういう考えもあったと思います。負担を軽減して武道館の積極的な活用を図るといったことがあったと思います。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それで、今度、行財政改革あるいは単独の道を歩むということとというような説明だと思えますけれども、条例にのっとりた使用料を当局から言わせれば当たり前の使用料だと思えますけれども、それを徴収するというふうに聞いておりますが、これは事実ですか。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） そのとおりでございます。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 先ほど私が述べましたように、何でもかんでも補助金もそうですが、10%とか20%カットであるとか、あるいは今まで安くしていたけれどもやはり条例にのっとり公平だからやらなければならないとか、こういう考え方は一面では大事ですけれども、私は先ほど申し上げたように、青少年の育成、特に武道というものは心身を鍛えます。立派な人間をつくっていきます。つくりやすいです。そういう面では、当時そういうことまでも配慮をしたと私は思いますし、これは町長に伺いますが、この辺の配慮は私はすべきだと思いますけれども、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議員の主張はわかるわけですが、今、全庁挙げて財政再建ということをかかっていますので、できることならば、その条例の原旨にのっとり、要するに

減額ということじゃなくて、平等という形の中でやらしていただければと、ご理解願えればと、こう考えています。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） この辺は、何もかも行財政改革、まちづくり、これは大きな問題で当たり前のことですが、でも、きめ細かく考えていきますと、やはりめりはりをつけた考え方も持たなければならない。私はそういうふうに主張したいと思います。ですから、見解の相違ということになるかと思えますけれども、私はこのスタンスはめりはりをつけて考えるべきだ、このように主張しておきます。

時間がなくなりますので、最後に、町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

まず、さきの定例議会では、12月定例議会ですけれども、私や同僚議員たちから下田市との合併に突き進んでその結果、住民にも否決され議会にも否決された、その反省と責任を追究されても、これを認めなかった。

また、町民に対する説明責任を問われても、言葉は悪いですが、ぬけぬけと自立の道を進むために、年が明けたら各地区で説明会を開くことを予定していると答弁をいたしました。具体的時期や日程を質問されましたら、ただあなたの頭の中にあるだけで事務方には計画を指示してなかったことが発覚をいたしました。

しかし、あなたは説明会をやっていくと答弁をしております。先ほど同僚議員の質問にもその話が出てまいりました。答弁から3カ月もたとうとしている今、先ほどはやってないということでしたが、私はもう一度聞きます。やったのか。どうぞ答えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町民に対する説明会ですけれども、私の方とするならば、やはり今回の単独というのはかなり財政的な面ではウエートを占めるわけです。ですから、3月の議会で議決された後に、その議案書をもって、そして行政とまた議会側、こういうふうに努力したということを説明しながらいくのがベターということで、日程的にはその当時はまだやるということだけであって具体的な数字や日程は発表できない状態でありました。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） これは大変、私は残念な話だと思いますが、先ほどの同僚議員の話

でも今のような答弁でありましたけれども、12月定例会で年が明けたらやっていくという、それも事務方は計画、まだ指示聞いていないというのに、あなたはそれでもやりますと言って答弁してるんです。そのとき、今答弁したように、1月、2月、3月は予算編成が大変だと、今お話があったような話をなぜしないんですか。私らは当然、忙しい時期に頑張るんだと、こう受けとってありましたよ。あなた、言ったことを実行しないということですよ、言ったとおりに。僕らがやれと言ったのではないですよ。その日程で。年が明けたらすぐやりなさいと言ったわけではないです。あなたが言ったんですよ。

それと、予算編成云々と言いますけれども、まちづくりをしていくのに住民の協力を得ていかなければならないとあなたも言ってるわけですよ。予算編成に住民の考え方も聞かなければならないでしょうが。あなたの言ってること、いや、住民は協力してもらわなくていいよ、予算はこっちでつくるよ、後で予算つくったから聞きなさいと、こういう説明会をやっていくような形になりますよ。ですから、私は12月のときの答弁は、答弁のための答弁をあなたはしたと。結果的にそうですからね。

さあ、今日の予算の基本方針についても、あなたは立派なことを書いています。素直に読んでいけば、私もこれを頑張っていけば何とか町はいいのかなというふうにも一面では考えます。しかし、あなたの言う行政、住民、議会がこれから一致結束する必要があると訴えておる。その言葉はいいんです、先ほど私も言ったように、内容はとてもいいんです。

だけれども、ここに問題があります。あなたの言動不一致、その実績ですよ。私は、12月定例議会の質問書ももってきておりますけれども、答弁も。本当に言動不一致の実績の固まりですよ。今、自律のまちづくりを進めていくのにふさわしい状態だと思いますか、住民、議会、行政が。非常に結束するにふさわしい状態に今あると思いますか。どうですか、町長。
議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、藤田議員が指摘のように合併等々の意見の相違がありました。だからこそ、町民を巻き込んだ中の住民説明会ということで住民の意見を行政に反映しなければ、そういうふうに考えております。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 私も、私もという言い方、私はどうも頭がよくないようで、どうも言ってることが整理できないんですけれども、今は町長みずからまいてきた種がそれによっ

て異常事態になってるんですよ。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

7番（藤田喜代治君） 異常事態だということが気がつかないということ自体が私は問題だと思いますけども。

〔「そうだ」と言う人あり〕

7番（藤田喜代治君） それでは、もっと申し上げます。

あなたは、町民の多くを失望させ、そして町民に嫌われ、議会には議会無視を続けてきたために信頼されず、このような状態であります。どうして一致協力を求めていけるのか、私にはわかりません。独断専行、唯我独尊も甚だしい。こう指摘するしかありません。

人心がこけだけ離れて、あなたは本当に気がつかないのかと思って情けなくなります。古来より、人の上に立つ者は、人心が離れたときがその地位から去るときであると教えていますよ。まさに今がそのときではありませんか。

〔「そうだ」と言う人あり〕

7番（藤田喜代治君） 私は、もうあなたには一般質問をしたくないと決めております。今回で終わりにしたいと思っています。あなたは、12月定例会で同僚議員の「町長をやめなさい」との発言に、「やめない」、こう答弁しております。私は、その後あなたに「政治家の出所進退はもう一度お考えになった方がよろしいですよ」、こうお話ししました。あなたは、もう一度考えた様子がうかがえない。私は今回で最後の一般質問のつもりでありますので、問答無用であります。一言だけ申し上げます。岩田篤君、君は町長をやめたまえ。

以上で私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君の質問を終わります。

10分間、2時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開いたします。

保坂好明君

議長（齋藤 要君） 1番議員、保坂好明君の質問を許可いたします。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名の第1番、平成17年度予算編成での留意点とその他関連事項を一括して質問をいたします。

この平成17年3月定例議会で議論されます新年度予算は、まさしく町民の皆様が昨年10月の住民投票により自律の町を選択され、南伊豆町がさらなる発展を遂げるための礎となる大切な予算であると言えます。そのことから、本日、町長の施政方針を伺いました。

内容を見てみますと、まず最初に国・県の流れから当町が受ける影響について受け身の説明がございます。第1ページでございますけれども、地方交付税の縮減、保育所運営費、老人ホーム等の入所者に対する措置費など国庫補助負担金廃止の影響は大きく、加えて県のつけ増し補助金廃止など、かつては聖域とされていた福祉、教育の分野まで廃止の対象ということが述べられております。

先ほども申しましたが、これは単なる受け身の説明でございます。私が先に伺いたいのは、逆にそれらを防ぐための方策、また町長がそれに対してとってきた行動があるのかないか、まず1点をお伺いしたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 補助金、運営費、老人ホーム等国庫補助金の減額に対してとってきたことがあるのかということをお聞きですけれども、私たち三割自治においてなかなかそのような行動はとれなかったというのが事実でございます。ということは、入ってくる金が決まっているわけです。ですから、その中で、どうやればというより、そういう入る金が少ない、そしてそのために単独でやるということになると削るところは削らなければいけないということで、まず考えたのは行財政改革ということでスリム化、それを考えたわけでございます。ですから、具体的なことについてよりも、まず行政のスリム化ということで行財政改革というのが念頭にありました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 大変悲しいご答弁、伺って失望するわけですがけれども、確かに町長が言われるとおり、行財政改革、これは非常に大切なことでございます。しかし、この1万数百人の町のトップでありますから、当然、他地域とも首長さんたちと連携をとって国・県にやっぱりこのようなことをしてもらっては困るということを訴えるのがあなたの使命でもあると思うんですが、そのことからどうですか。もう一度お答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、保坂議員のご指摘のように、確かに町長とするならば首長会で提案しながら実行していかなければいけないというのはわかるわけですがけれども、私たち町村会においてはなかなかそういう議題にもならなかったし、議題に乗らなかったというのが現実でございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、議題に乗らなかったということは、あなた自身もその提案等をしてないということですよ。それでよろしいですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど言いましたように、単独を選んで少なくともスリム化ということで、そちらの方が先に立って、国・県というのは大きな流れというのがあるわけですから、なかなかそこまでは思いつかなかったということ、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） スリム化をしながら並行して、私はあなたがこの町の責任者であればその姿勢を示していくことが必要であったということを申し述べておきます。

そこで、また町長に伺いたい。新年度予算策定に当たり、ご自分の基本目標と基本理念をもう一度確認させてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 予算については、行財政改革のスリム化ということでございます。それから、説明責任ということで町民の地区懇談会等についてはこの施政方針のとおりやって

いかなければということでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、今のは目標だと思うんです。理念をお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 理念と申しますと、やはり公平・公正という形の中で住民サービスを低下しない中で予算編成はしなければいけないと、そういうことが国民にとっての理念だと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、今の基本目標と基本理念については承っておきます。

では、次の質問に移りますけれども、自律のまちづくり推進のためということがこの施政方針の中にうたってございます。第4次総合計画及び過疎自立促進計画に基づき本町の現状を真摯に受けとめ次の3項を掲げると。1つ目が、今言われました行財政改革の推進。2つ目、地域懇談会の開催。3つ目、まちづくりについてでございます。この位置づけとして、本年度をまちづくりの元年という位置づけにしております。このことから、私は内容をお伺いし、たかだかA4の用紙4枚であります。これが昨年から引き続いてこの町が自律の町を促進するということから考えまして、この内容程度で本当にこの町が自立していけるのかという疑問を感じたところでございます。

そのことについて、少し前に戻りますが、以前から思っていたことでございます。現在、この施政方針は議会開催の当日配付でございます。今日も当然そういう状態でございますが、私たち議員が町長の施政方針をもとに議論をするこの一般質問も含め、その姿勢をただし、反映させることができないわけであります。そこで、3月2日に開催されました議会運営委員会において予算説明書は当然その議会運営委員会の中でも受けるわけでございますが、この施政方針は議会開催の数日前に配付できないのかと総務課長に質問をさせていただきました。そのとき、一番最後にできると、そういう状況であるから間に合わない。今日のようなことですね。

本来、私が疑問を感じたのは、この予算を作成していくプロセスというのは、政治家である町長が新年度の基本目標と基本理念を打ち出し、その考えに基づいて予算編成作業に入っ

ていくものだ」と理解しております。その施政方針が議会開催のぎりぎりではないということは、この予算の内容に関して町長の基本姿勢、施政の基本姿勢とか基本理念、基本目標などが反映されていないと私は思うわけですが、町長、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かにもっと早くということでございますけれども、私、基本理念については行財政改革の推進、そして地区懇談会、公平・公正ということという中で、ある意味では補完していると、そう考えておりますけれども、もう少し早くということでございますけれども、今回そういう要望があったことも知っております。しかし、今までの慣例という形の中でやりましたことは反省しますけれども、来年度以降できるだけ、今回は正直言って余りにもいろんなことがあって、財政再建だとか本当に緊急なことがありましたので日程が決まっていたなかなか完成までは、一番最後までできたもので、来年度からはこれから皆様方にできるだけき次第配付するという、そういう方針にしたいと、それは考えています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、次の会からこの施政方針に関しては早目に出していただけないというお約束でございますね。では、それに関しては結構でございますが、町長、もう一つ伺いたいします。

この施政方針は、前段の1ページ、2ページ、3ページ、4ページぐらいまでですか、方針等が載っておりますけれども、これはご自分でつくられていますか、どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私が素案をつくって、そして助役が修正という形をつくっております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、続けてまいります。平成17年度予算編成に当たって町長が指示を出していると思いますが、その作業は当然されていますよね。どうですか、町長。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 予算編成については行財政改革ということで9,000万近い成果が出て

おるわけですから、それを今回は前面に立てた中でやっていると思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、もう一度確認です。細かい指示等は出しているんですか、いないんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、今言いましたように、行財政改革の結果が出ておりますから、それを予算に反映するようにと、それは言っております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私が伺っているのは、普通ならば予算編成等に関して町長指示というのが文書通達であると思うんです。そういったものがなされたのかどうかを伺いたいです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 文書通達についてはございません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、今のご答弁を伺うと、町長のやっぱりご意思がこの予算編成にどのように反映されているのか。ただ単に下からスリム化したものが上がってきたから、それを予算編成でそのまま使っているというご答弁としか私はとらえられないんですが、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変失礼しました。頭がこんがらがっておりました。11月25日に課長局長会議において平成17年度の予算編成方針ということで、要するに我が国の経済の動向等によってということで通達は出してあります。失礼しました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、これは初めてのご経験ではないんですから、やっぱり私、どう

もその辺が、町長が直接指示を出して予算を編成したり仕事をしているような姿だとは今とても思えないですね。単なる事務方、変な話ですよ、総務課長が中心となって編成しているだけではないのかなという疑念を感じます。であれば、今のような物事がすんなり出るはずなんですね、このところで。非常に私は疑念を感じることを申し述べておきます。

では、新年度予算、施政方針にありました第4次総合計画及び過疎自立促進計画等の整合性を図りつつ、今回の自律のまちづくり推進のためというふうを受けとめておるわけでございます。そこで、今回、フリップを1つつくってまいりました。先ほど見ていられたようですから、そのとおりなんですけれども、この図は昨年度、それから今年度の予算額を体積であらわし、その両年を比較しまして増減をこちらの中に書いてございます。

確認なんですが、まず衛生費、この中で非常に大きく減額しております。衛生費でございます。これが前年対比マイナス3億6,404万5,000円、パーセントに落としますとマイナス35.82%、これの大きな要因をお答えいただけますでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当初予算において保健福祉センターが掲載されていまして、それが修正という形でございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） もう1点、公債費でございます。前年対比マイナス1億3,237万2,000円、マイナスで16.74%であります。これについてはいかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 減税補てん債の一括返還ということで公債費が伸びておりました。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、ここで申し述べておきますけれども、今回の施政方針の、先ほど言いましたお題目でございます自律のまちづくり促進のためということから考えますと、従来型の歳出中心の予算組みから考えを変え、財源の確保を図ることが非常に重要であるというふうには私は考えます。そのことから、その財源確保ということについて町長に伺いたいです。今後、そのような施策はどのように考えられているのかをお聞かせください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 財源確保は本当に歴代の町長が取り組んできたことで本当に難しいわけですが、観光的に観光立町という形の中ですぐ即効性のない町ということを考えておりますので、今回はまず行財政をスリム化をした中で、そしてまちづくりの検討委員会プロジェクトを立ち上げ、また議会の方の意見も聞きながらと、そういう考えでおります。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 即効性がないのは何回も私、伺ってるんですが、伺って大分月日もたちます。その間、財源確保ができるような施策に取り組んできていたのかを、その辺、伺いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 政策的に財政確保ということでございますけれども、例えば、みなみの桜と菜の花まつりについても誘客について側面からではございますけれども協力、そして総体的な波及効果ということで1つあらわれるのではないのかなと。ですから、観光立町ということでそういうものについて削減するのではなくて、町を挙げてそういう伸ばすものは伸ばそうと、それも一つの手法かなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、桜まつりの側面から支援すると。では、その予算については前年対比どうなっているのか、商工観光課長、教えていただけますか。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） 自然まつりの補助金の関係の予算ということですが。16年度900万円、新年度予算計上しているのは880万円。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 厳しい予算の中ということで最大限に近づけてはいるんですが、普通、町長、今のご答弁からすると、側面から支援するんだということであれば、プラスでもかまわないのではないですか。どうなんですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今、財調取り入れが約1億8,000万という中で、20万の減ということでご勘弁願いたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 前にも述べましたが、倒産寸前の日産自動車を世界の名だたる企業に変貌させたカルロス・ゴーン氏の話でございます。彼がまず最初にそのような状況になったときに着手したことは、不要のまず排除だということを述べております。そして、低迷する環境の中においても、会社を伸ばすために必要な開発というものには十二分の予算を投じている。結果、会社は再生され、増収増益に転換。現在取り組んでいることは、代表のフィルターは一度通るとしても、社員みずから考え、みずから行動するということを提唱していると伺っております。

この町に置きかえてその物事を考えて見ますと、今こそ物事をしっかり見きわめるチャンスだと。まさに職員の皆さんが知恵を絞るときであり、公務員冥利に尽きるのではないかというふうに私は思っております。職員に関しましては、私はぜひ頑張っていたきたいというエールを送るわけでございますが、町長、先ほどから伺いましてなかなかそういう姿勢が見えない。同僚議員も再三いろんな角度から町長の姿勢をただしている。そういう物事から、今回の予算編成において、財源が厳しい中、そうやってしまうと職員の方々も冒頭から頭を小突かれたようにしぼんでしまう。そういうことではなく、しっかり今の現状を精査して、伸ばすところにはそのような予算を配分するという姿勢が大事であるということを申し述べておきます。

そこで、町長にまた伺いたいと思いますが、町の活性化や産業振興など、その施策に対する支援や税収を上げていくための支援予算というものを先ほど伺いましたけれども、具体的にその辺をもう少しあれば教えていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町の活性化の支援予算ということですが、足湯、要するに活性化ということで観光に、小さなことですが、足湯だとか、そして商工会に対して約15万何ぼですか、ちょっと名称は忘れましたが、そういう地域を活性化するた

めの支援だとか、そういう小さなことではやっております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、質問の角度を変えて伺います。今回、交付基準による補助金額についてその数約80ですか、約というよりも80件ですか、町長査定を行っている。同僚議員も伺っておりまして重複する質問ではあるかと思うんですが、どのような根拠から策定をしたのかを町長、伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） プロジェクトについて、各課の補助金の交付について一覧表をつくり、そしてその中で各課で補助金交付等に関する基準に合わせながら評価し、財政評価をしながら補助金評価表というのをつくり、そしてそれでノルマを達成しているかしていないか、そういうことを基準に決定しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、これは活動内容、当然補助金に関しては性質というものがございいますから、それによって変わるんでしょうけれども、活動内容とか精査したことはあるんでしょうか。どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 内容ということで、補助金評価表の中に団体名、目的、そして対象、そして内容ということで全部記載されております。

1番（保坂好明君） 町長、活動内容ですよ。それぞれの活動内容を精査したことはあるんですか。

町長（岩田 篤君） 要するに、採点表の中で社会的要請だとか公益性、対費用効果、そして運用費、会計処理の適切性ということで評価しています。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 例えば、町長、私はこれは私的な意見なんですけれども、この補助金査定を行う場合、公募を中心として補助金検討委員会などを立ち上げてその内容をしっかり

精査した上で、単に減らすややめるということではなくて、先ほど来から私、言ってるように、町の経済発展のために新規や増額も行うことがまことの補助金のあり方だと私は思うわけでございます。

そういった提案と、もう一度伺いたいのは、それぞれの団体、活動内容を提示していただいて、また逆に言うと、それぞれの代表、直接町長が会われてその活動内容を精査したのか、その辺もご確認をさせていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど言いましたけれども、総務課長ヒアリング、そして町長ヒアリングの中である面では事務的に行ったところもございます。しかし、大きなものについては私の方から行くことはありませんでしたけれども、会ったときに今の財政の状況を話しながらひとつ協力してもらえないかと、そういう要請はしております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、財政の状況を説明というのはやっぱり厳しいと、お金がないということを申し述べるんですか、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 現状においては入る予定がなかなか立たなかったために、そういうことを言っております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） この延長は最後の方にもう一度確認をさせていただきます。

質問を続けます。平成17年度予算編成の留意点として数々の質問をさせていただきましたが、正直申しまして、残念ながら町長のご答弁からでは南伊豆町のビジョン、方向性が伺うことはできないと私は思う次第でございます。自律のまちづくりの促進のためということの予算としても甚だ理解ができない。自律のまちとして議会決議から約8カ月、住民の皆さんからの審判が下されてから約4カ月以上時間がたっておるわけでございますので、なかなかこの予算見る限り、私たちが思うようなことが反映されてない。ただし、時間がなかったという言いわけは立たないわけでございます。やっぱりその辺は町長、町長ご自身の姿勢が出

てくるということを私は告げておきます。

また、この予算配分から見ても単にパーセントを減額し、そしてそれを最終的に事務方がすり合わせというようなことでしか思えない非常に残念な予算でございます。

この質問の最後に、ここにニセコ町の前年度であります、予算説明書がございます。この内容を確認しますと非常にその性質がよくあらわれている。皆さん、ホームページ等を開けばわかると思うんですけども、一目瞭然、何に幾ら使われるのかということが載っているわけでございます。これは前もって町民にお渡ししているというふうに私は伺っておるわけですけども、このように立派な、人口が約4,500人と伺っておるんですが、町長の姿勢がだれが見ても何を目的として何をしようとしているのかがわかる。そして、町民の方々からお預かりしている大切な税金が同じようにどのような形でどこに使われるのか一目瞭然とされておる。また、子供たちの教育にもこれが生かされていると伺っております。この予算書から感じられることは、一つ一つの数字的なことではなく、町長を中心とした役場職員が一丸となって、またその顔も体もしっかりと町民の方向へ向いているということが伺えます。

数多くの全国の自治体がこのような取り組みをされ始めたと伺っておりますので、南伊豆町も自律の道を決定したわけありますから、このような立派な予算書ではなくとも、このような姿勢を学ぶべきだということを申し述べておきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

行財政改革について質問をいたします。先ほど来から同僚議員がこれも質問をしておりますので重複する質問ではありますが、その辺はご容赦いただきご答弁をいただきたいと思っております。

昨年、当局サイドが行財政改革推進本部、これは先ほどのご答弁で昨年の10月25日ですか、設けたというふうにお伺いをいたしました。続けまして、その本部長は町長であると伺っております。では、本部長に質問をさせていただきます。

なぜもってこのような取り組みをもっと早い時期に行財政改革プロジェクトチームを設け、徹底した検討、検証を行わなかったのかお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 早くということでございますけれども、その当時、10月17日という形の中で合併というのが議題になっていたわけでございます。そして、合併すれば当然、話し合いの中で行財政について話し合われるという前提があるわけですから、その結果、要する

に17日即25日ということですから、10日後にできたということですから、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、今のご答弁から、やっぱり町長は合併一辺倒であったんだと。合併せず、独自で自律する場合の検討はしなかったという裏づけはとれますけれども、そのようなご理解でよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併一辺倒と、そう言われておりますけれども、町長というのは国の流れ、また県の流れ、そういう形の中で判断するのも町長の責務と考えておりますので、その辺はご理解願いたいなど。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） そのようなご答弁をいただいても、先ほどのお話に出ておりました時流に乗せるんだと。ということから考えまして、今さら私が述べることではございませんけれども、そのときに本来、町長のとるべき行動というのは、この町の責任として合併後と合併しなかった場合の将来像を明確に打ち出し、国の動向や町民の皆さんの意向を把握した上で最終的判断をするべきであったと私は理解をするわけでございます。

つけ加えて、その後、ご自分の責任もとれない姿に町長としての資質を私は伺うところでございます。

続けます。本部長である町長にお尋ねいたします。昨年12月24日とことしの1月26日、議会行財政改革特別委員会、委員長を含む5名の議員と、それから助役を先頭にしました総務課長を含め5名で打ち合わせをしておるところでございます。私が思ったのは、なかなか有意義な話し合いであったと理解しているところでございますが、残念なことに、この場にその本部長である町長が一度も出席されていない。これは、私は本当に町長がこの町の行財政改革に取り組む意思があるのかというふうに疑っているわけでございます。逆に、何か出たくない理由でもあったのか、その辺をお伺いしたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） その件については、助役に全部一任して出ておりますので、私はそういう気は毛頭ございません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、今のご答弁は

〔「それはおかしい」と言う人あり〕

1番（保坂好明君） おかしいですよ。私たちは、この時間、確か5時過ぎです。時間が夕方5時過ぎ。職員の皆さん方も仕事を終えてから当然それに加わっておるわけでございます。ましてや、あなたは推進本部の本部長でありますよ。その本部長が今のような答弁でいいのかどうか、もう一度答えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、保坂議員の言うことも一理あるわけですがけれども、代表者が出ているという形でございます。ですから、当方としても助役に一任して代表者を決定し、そういう話し合いに応じたと、そういうことでございます。

〔「町長要らないじゃないか」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 後ろからお言葉をいただいておりますけれども、本当にそのような状態では町長不在ですよ。ましてや先ほど来から行財政改革を推進するんだということをしやかりきに言ってるじゃないですか。それにおいて、本部長のあなたが率先して出るのが本当のあなたの姿勢だと思うんです。それを助役に任せたからおれはいいなんて、こんな答弁ありますか。もう一度お願いします。

〔「そんな町長要らないよ」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、結果として助役に委任してやったわけですから、保坂議員の言うことも一理あると、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 堂々めぐりになりますので、先に進みます。

では、町長、機構改革について伺います。12課2局23係を8課2局1室23係とした理由を、町長の目指すまちづくりの方向、また今言われました行財政改革の点から照らし合わせて、その町長の姿勢との整合性、あわせて伺いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 全員協議会の際にもこれは言わせていただきましたけれども、4課2局ですか、私たちが提案したのは8課2局ということでこの庁舎の使い勝手、そしてまた住民の迷わないか迷うか、そしてそれをつかさどる課長が本当に4課になったときに大変ではないかなということも言いましたけれども、やはり8課2局というのもプロジェクトNo. 1、No. 2の方から、下の方から検討してきたものでございますから、職員のことを考えるのも町長の仕事と、それについてはそういう考えもございませう。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） この話は、これは総務課長だったと思います、この間、議運の中で、やっぱり同じような話の中から、途中のまだ経過にあるということで伺っておるんですが、この点はいかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議員の方々の言うように4課というのは本当に理想だと思います。すばらしい案だと思いますけれども、この庁舎を考えたときにということで私たちは8課2局を提案したわけです。ですから、そういう状況がこれからはスタートにして皆様方の協力によって、できることならば将来的にはという考えは持っております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、またこれは委員会でもお話をさせていただきます。

本来、この機構改革というのは事業の効率とサービスの向上及び経済の発展を目的として行うものだと伺っております。しかし、サービスの向上にお金がかかるとよく言われますが、そのときにこそ知恵を出し合い、財源を見つけ出し、経費の削減などを行い、サービスの向上を図ることだと思っております。

そこで、もう一度質問をさせていただくのですが、先ほど同僚議員も質問しました町営のスポーツ施設使用料値上げの根拠と、それから老人福祉事業の報償費が今まで80歳以上の方々に1人3,000円をお渡ししていたのが、なぜ1,000円の記念品にまたなったのか、その根拠を教えていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 詳細については企画課長の方から。

1番（保坂好明君） いやいや、詳細はいいです。根拠です。町長の考え方を聞けばいいです。

町長（岩田 篤君） 福祉関係の年寄りの方の関係です。これについては、痛みをお互いに分かち合うという形の中で、今回削減した方がいいのではないかと、そういうことで考えておりました。

1番（保坂好明君） それは町長のお考えですよ。もう1点、では記念品になぜなったんですか。3,000円現金支給をしていたわけですね。

町長（岩田 篤君） やはりその辺も減資ということでひとつご理解願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） この件に関しても委員会でもた質問をさせていただきますけれども、でき得れば現状維持ということをお願ひしたいのですが、逆にお一人3,000円から1,000円に仮に下げるのであれば、そのままお渡しただけならということをお申し述べ、次にまいります。

昨年、下田市は収入役廃止を決定してございます。これについても先ほど同僚議員がご質問しておりますので簡略に私のご質問をさせていただきます。

南伊豆の町長であり行財政改革推進本部長に改めて伺いたいところではございますが、これは収入役廃止、当然現職のことではございませんのでその辺のご理解はいただきたいと思ひます。下市の収入役廃止条例を受け、今後の南伊豆町のあるべき姿を考慮した場合、先ほどのご答弁で平成19年度から廃止するという明言をされました。当然、全国自治体の約3分の1がやっぱり同じようなところがあると。ましてや立派に経営されているということからすれば、私もその意見には賛成するところではございます。

しかし、大変恐縮ではございますが、そうした場合の収益は先ほど収入役の報酬が1,100万。

議長（齋藤 要君） 収入役。

収入役（碓井大昭君） 16年中の数字だと900万円を切ってます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） わかりました。では、これは町長のお考えがはっきりしましたので、次の質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢についてでございます。

まず伺いたいのは、石廊崎ジャングルパークの現状と課題ということでございます。現在、岩崎産業との関係を確認させていただきたいのですが、その前に、賀茂郡の南推協でこの問題が取り上げられたと伺っております。そのときどのような話がなされたのか、町長にご確認をさせていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 南推協のお話ですけれども、副知事のところへ行って要するにジャングルパーク等々について、ちょっとその辺の記憶が定かではありませんけれども、要するに南推協とするならば最南端のジャングルパークについて何とかできないかという議題はなったと思いますけれども、今ちょっと状況を思い起こすことはできませんので、その辺がちょっとご理解願いたいと。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 理解はできませんね、そういうような答弁では。ただし、恐らく南伊豆町においてあの場所は非常に大切な場所であるということは話し合われたと思うんです。そのために陳情もされていると思うんです。当然、南伊豆町だけでなく賀茂郡下、伊豆全域においてもそのことが言えるのではないのかというふうに私は思うわけでございますが、そのことから先ほどの、現在、岩崎産業株式会社の関係、これはどのようになっているのか、もう一度、助役の方からお伺いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほどちょっとあれですけれども、副知事のところへと観光協会長、そして首長で陳情に行って、知事の方から民間で利用価値のいいことがあったならば提案し

てくれというそういう指示を受けたと、そう記憶しております。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 先ほども申し上げましたとおり、今、全然岩崎産業との連絡はありません。全面的にもう閉鎖という形になったとき、岩崎産業の方との関係というのは向こうのオーナーの意向が非常に強くて、強硬というような言い方が当てはまるかどうかわかりませんが、もうこれ以上の交渉はできませんよというようなニュアンスを私どもは受けておりました。それ以後こちらから、先ほども申し上げましたとおり、そういうコンタクトをとって進めているということもございません。

ただ、先ほど来、藤田議員もおっしゃったとおり、石廊崎というのは観光、そして伊豆の最南端ということで、そういう面からどういうふうにしたらいいかということなので私どももそれは気にしております。そういう中で、今とれることというのが、先ほども申し上げましたとおり、行政というか国の方の行政指導、それに頼って、それで施設が老朽化して非常に見苦しい形にならないようにとか、そういう指導をお願いするのが今、観光のためにも一番現段階でいいのではないかというふう考えた中で、箱根の方に要望に行ったという経過もございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） この一連の経過を私、見てみると、私がこの場に立たせていただいたとき寸前ですか、ごめんなさい、その直後ですね。たまたま委員長がおられないということで、私とその代理で一緒に県の方に伺って知事にお会いした経緯がございます。そのことから始まって当然、購入話。値段が最終的には折り合わなく白紙になっていると。

ただ、この購入するよと意思表示は当然、その前に町としてもしているわけです。ですから県の方にも陳情へ行っているわけであると理解するんですが、その流れの中で町長に伺いたいのは、この岩崎産業のオーナー、現在の代表者と会われているいろいろなお話とか、これにこうするよというような話はされているのですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 元の所長との話の中で、窓口を1本にした方がいいということで、うちの方としては助役に、そして向こうの方としては部長さん、名前はちょっと後で、部長さ

ん、そういう形の中で底辺の、下の方からの話し合いを積み上げた方がいいよという、そういう話し合いがありました。そして、助役と企画課長、九州の方へ行ってその辺の煮詰めをしたわけです。私の方とするならば、そういう事務方の方の話し合いがありましたもので、煮詰まったときに最終の決断というんでしょうか、そのときに行くべきではないかなという話の中で、その話し合いを煮詰めていったと、そういう段階でございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、ではもう1点確認させていただきたいんですが、この白紙の状態になって、このような理由で白紙になりましたということは岩崎産業の代表者に連絡をしたことはございますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ございません。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 私は、町長、ないんですね。ただ、私が伺うのに、初めは購入するよと。セクションは、担当者はだれであれ、そういう話があったわけです。それで白紙になったよということからすれば、当然、私は町長がその代表者あてにそういった一連のいきさつの説明をし、またおわびをすることが筋ではないのかなと。ということは、この岩崎産業さんは長らくあの場所において当然民間ですから営業されているわけでございますけれども、この地域においても観光と経済の利益というのはかなり大きなものがあつたと理解するわけです。そうしたときにおいて、やっぱり物事を判断するのに、私はそこにおいて細かい配慮が足らなかったのではないかと。だから今、窓口が岩崎産業さんとつながっていない、このように思うわけでございますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに保坂議員の言うのは一理ありますけれども、私の方は助役が窓口、そして九州まで行ったという形の中である面の礼は尽くしてあるのではないのかなとそういうことで、その中で白紙になったということでございますから、今指摘のとおり、私の方からすればよかったのかなという反省の念は持っているわけですがけれども、結果的にはし

なかったと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） では、これは非常にまちづくりをする上でも大きなウエートを占めると思うんです。将来、この地域、ジャングルパークを含めてこの石廊崎地域、どうあるべきかということは町長の頭の中でも描く必要があると私は思います。ですから、何とか岩崎産業さんと連絡がとれるように、改めてお願いをしておく次第でございます。

では、次にまいります。

薬用試験場跡地利用計画についてでございますけれども、お時間がございませんので、簡単に結構でございます。購入してから相当の時間が経過しているわけでありましたが、現在のここの進捗状況は先ほど町長からもちょっと答えがありましたけれども、足湯とそれから農産物直売場というふうに伺っておりますが、ただし私が思うのは、ちょこちょことした物事ではなく、当然あの場所が南伊豆町全体の中からどういう位置づけをされ、そこでどのようなことをすればいいのか。当然、経済の発展、観光の発展等々を見た中で物事を進める必要があると思うわけですが、町長、その辺はいかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、保坂議員の指摘するとおりでございます。ただ、今、流れの一つとしてこういうことがありますので述べさせていただきますけれども、鬼怒川温泉山水閣という今の桜イベントの会場、あの所有者が再生機構に入ったというのが静岡新聞に載っておりますけれども、今、330坪あるあその土地がもし使えなくなる可能性もあることを考えたときに、その辺も慎重に考えながら、また議員の方々の意見も参考にしながら総体的にやっていかなければ、そういう社会情勢も生まれつつあるということだけ報告させていただきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 町長、その前段の方の全体の利用計画というものがどうあるんでしょうか。ちょっとその辺を。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 企画課長の方に説明させます。

議長（齋藤 要君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） お答えします。

一応、具体的には先ほど議員がご指摘のとおりで購入してから相当時間が経過しているという形の中で、そこが南伊豆町の観光のキーステーションになるような、取得をするときにもご質問が議員の方からありまして、将来的にはあそこをステーションにしたいという、その中で将来使い勝手がいいような配置等も十分考える。それには、当然、町の中に助役が責任者となりまして、プロジェクトというか検討する会もあるんですが、これにつきましては外部の人たち等を入れた中での総合的な計画づくりというものを当然考えていかなければならないという形に今、検討しております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 大分時間がございませんので、この件に関しても、また私も委員会等でご提案を申し上げたいと思います。

本日、町の発展につながる事業内容、また行政の姿勢を伺ってまいりました。新規事業や住民サービスの向上、それから地域の要望に関して、恐らく今までいろんな意見を町長は伺っていると思います。ただし、やっぱり今議会でも言われているとおり財政が厳しい、お金がないということから、その意見を賜っていると。また、その意見に対して答弁をされているというふうにいるいろいろな方々からも耳にするわけですが、ただ、私はこの言葉というのはこの町の最高責任者が言うべきことではないというふうに思うわけですが。

これは、やっぱり言われた方はその先が見えなくなってしまう、高い意識が縮んでしまうというふうに思うわけですが。ですから、行政は、前も言いましたけれども、継続に継続ということがあることから考えますと、物事の順位性をはっきりさせ、それを何とかするのが私は町長の仕事であり責任であると理解しております。よって、知恵を出し合い物事を押し進めようとする姿勢には欠けていると私は思うわけですが。

それから、もう一つ伺いたいのでございますけれども、最後に合併問題から当然、一連の町長の言動から私は思うところがございまして、最後にその意見だけを述べて今日の質問を閉じさせていただきます。

1市2町の合併推進では「退路を絶って政治生命をかけて取り組む」と発言しておきながら、破綻になると「あれはつい言葉が出たものだ」といいわけをする。これは議事録を見て

もそのとおり載っております。1市2町の合併推進では「退路を絶って」と私も質問しておりますが、「政治生命をかけて取り組む」と発言しておきながら、破綻になると「あれはついで言葉が出たものだ」と、このように言ってるわけです。今度は1市1町の場合でございます。合併推進がだめになると、政治の大道といったものが数の暴力だというふうにご答弁をされている。

こういうことから見て、私は、政治家として、また経営者としての資質が欠けるのではないのかなというふうに思うわけでございますが、最後に、町長のご答弁をいただきたいと思えます。

議長（齋藤 要君） 時間が来たから最後、町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 保坂議員が言われますけども、私も3,993票、町民から信任されているわけでございますので、例えば合併については確かに住民投票によって否決されておりますけれども、私の本来の姿は3,993票ということでございますから、それを信頼してこれからも行政をしていくということでございます。

議長（齋藤 要君） 時間だから。

1番（保坂好明君） 町の将来を明確に示せないのであれば、今言ったように、おやめになって信任を問うことをお勧めします。

以上で質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君の質問を終わります。

15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時15分

会議時間の延長

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ再開をいたしますが、本日の会議時間は一般質問の都合によりまして、一般質問の終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承ください。

〔「異議なし」と言う人あり〕

梅 本 和 熙 君

議長（齋藤 要君） ここで、6番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 通告に従い一般質問をいたします。

今、後ろの方で石井さんがいろいろ言っていましたけれども、議長に一般質問通告書の2のところは1億7千の千の字が「選」になっています。これ、「千」にかえさせていただきます。ご許可願います。

一応そういうことで、それでは、まず新年度予算案について質問いたします。

初めに、厳しい財政状況の中、いろいろ先ほどから質問があったわけですが、予算編成をされた町長、助役、収入役、そして総務課長以下、財務担当職員ですか、並びに全職員の労をねぎらいます。ご苦労さまでございました。

それでは、質問をいたしますが、前3者の質問も予算案と行財政改革であり、当然、重複する質問がありますが、確認のため答弁を再度お願いしたいと思います。当然、財政状況の厳しさから緊縮型の予算編成であることは町長の予算編成方針から理解できますし、先月28日の全員協議会での総務課長からの説明により、苦心惨たんして予算規模を縮減していることが理解できました。

そのような中で、厚生省薬用試験場跡地に足湯施設を建設する、下賀茂地区観光整備事業に1,137万円、青野大師ダムの町道用地取得のための小規模生活ダム関連整備事業に1,097万円、行財政改革のための行政改革推進事務として15万5,000円、学校統合編成事務として17万8,000円、複式学級補助指導員設置のための南伊豆町指導支援員制度に416万8,000円、進学する子供たちのための教育資金利子補給補助金として16万円等の事業を計画したことは、高い評価に値すると思います。

そこで質問いたしますが、予算総額42億4,800万円は、前年より6億7,700万円の予算減額であり、前年対比では13.7%の減額になります。このような全予算に占める比率では、経常経費は前年対比で6.3%増、投資的経費は前年対比で8.4%減となっています。具体的な予算額では、経常経費も当局の努力により2億646万8,000円の減額であります。しかしながら、

投資的経費の4億6,560万3,000円の減額に比べたら問題にならない額であります。經常経費の削減の難しさを感じますが、この点につき当局の考えをお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 經常経費の削減につきましては、自律のまちづくりのため行財政改革を推進し、平成17年度に反映した額が補助金を含め、人件費等で1億4,300万円の削減となりました。経費別では、少子高齢化対策費等に伴う扶助費を除いて、すべての項目で減額に努め、經常経費全体では2億646万8,000円の減額となりました。

なお、公債費については、16年度に減税補てん債の一括償還1億5,290万円が含まれていますので、実質は5,356万8,000円の減額でしかありません。このことについては、扶助費、新電算システム移行の経費、衛生プラント廃止負担金の増額があり、実質的な反映はわずかのもので、大幅削減は非常に困難でありました。

行財政改革にかかる条例改正も7議案ほど提案させていただくことになりましたが、經常経費の急激な削減は大変に難しく、苦慮しております。補助金削減等により町民の皆様痛みが伴うこととなりますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 先ほどから3人でしたが、質問がありまして、いろいろ予算の関係で經常経費のことを含めて質問があったわけですが、2月28日でしたよね、これ、総務課長、説明していただいたのが、削減のための。総務課長から何かこの苦労というか、そういう話がありませんか。補助金の削減については一人一人から、各団体から意見を聞いたかというような意見もありましたけれども、相当苦労されたのではないかと思いますので、一言ありましたら。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 財源の確保が非常にきつかったというのは、事実でその一言につきると思います。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 財源の確保は確かに難しかったと思います。削減の方に関しての総務課長の苦労、その辺がもしあったら。ないですか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 歳出につきましては財源あつての歳出なものですから、その点、歳出は各部門にわたって削減をお願いし、借り入れの段階では枠配を80%ですが、それをした中で各課に削減を要請した中で町長査定等を行いまして、削減枠につきましては大変厳しく感じております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） また後で総務課長にはいろいろその辺のところを含めて質問したいと思ひますけれども、南伊豆町の財政見通し、当局から出ているわけですが、これは一般財源ベースでの財政見通しであります。本年度の歳入を南伊豆町財政見通しでは約36億としてあります。今年度予算案は約42億4,000万円。一般財源ベースで見ると南伊豆町財政見通しと相違なく36億円ほどになると思ひます。この南伊豆町財政見通しは歳入を非常に低く抑えていると思ひますが、来年度は今年度の歳入見通しより約1億5,000万円ほど減額した見通しです。そして、さらに南伊豆町財政見通しでは平成20年度までの歳入は平成19年度、平成20年度も減収の見通しであります。

このような財政状況で今年度と同様な投資的経費しか用意できないと思ひますが、町内の経済に、先ほどからもいろいろ町内の経済の活性化ということがいろいろ産業起こしをどうするんだという意見がいろいろありましたけれども、町内の経済に多大な影響を及ぼすと、こういうふうを考えますが、この辺の考えをお聞きしたいと思ひます。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当然、今のこのままの推移で行くならばかなり負担は大きくなる、そのように考えております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 例えば、先ほどからいろいろ議員の方から経済活性化しなくてはいけないんだと、南伊豆町の歳入を上げなくてはならない、そのための財政的な措置をしなければならぬ、こういう意見がいろいろあったわけですが、その辺のところを含めて、助役でも結構です、総務課長でも結構です。どうですか。それが実現できますか。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 実現できますかといって非常に厳しいと思います。実現できるような方向ではやらなければいけないなどは思っていますけれども、大変に今ここでできますとは言えません。申しわけないです。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） それは私も当然思っていてそういう質問してるんですけども、それほど投資的経費をじゃぶじゃぶと使うようなことはできないだろうと。ということは、将来の町の活性化というものを非常に難しい。その中で、財政を使わないでソフト的な意味で協働とかそういうことで頑張ったらどうかという意見もありましたけれども、これは当然、皆さんやっていたかなければいけない。職員の皆さんのそれはテーマではないかなと、この辺はこう思います。

それで、次に進みますけれども、6億7,600万円の縮減予算で財源不足がそれでも1億7,900万円あり、財政調整基金からの繰入金がそれだけあるわけです。この基金状況見込みで言いますと、17年度末の残高見込額は実に1,017万円です。今後、平成18年度、19年度、平成20年度の各予算の見通しをどのように考えているのか。

ちなみに、南伊豆町財政見通しでは、基金等繰入金は平成18年度は881万8,000円、平成19年度は596万円、そして平成20年度は494万5,000円と抑えております。この南伊豆町財政見通しによる今年度の基金繰入金は934万1,000円の推定でしたが、実際の予算では約1億7,000万円ほどの差が出てきているわけです。増額になっているわけです。この辺を含めて、これは財務当局の方がいいですかね。総務課長、もしあれならお答え願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 財政見通しにつきましては、ぴったりしたものが出るわけでは当然ありません。財政見通しの中では推計してそういう形になりましたが、そういう中でも基金、繰越金も違ってきております。それから、基金の残高の見通しについてもありますものですから、そこら辺の17年度も財調繰入金をなるだけ使わない形に努力いたしました。結果的には1億7,900万円を出した中での予算編成となりました。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 最終的に決算を今年度打ってみたときに、果たしてどれくらい余剰金が出るのかわからないわけですけども、それは確かに来年度の繰入金になっていくとは思

うんですけれども、その辺のことに關しては、もう総務課長、長い経験の中である程度見通しができるのではないかと、忌憚ないところでどうですか、ひとつ、私はこう考えるというところは。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 財調につきまして、現在、交付税については16億8,000万、決定になって来ておりまして、そういう中で、特別交付税が通年ですと2億9,000万なんです、いろんな影響で債権等の関係もある中で2億3,000万あるいはもう少し1億8,000万程度、7,000、8,000程度、その辺の推計がちょっと立たないところでございまして、通年ですと2億8,000万を超えている中で、ことしはどの程度特別交付税が交付されるか。そのことによりまして財調の繰入金を現在3億1,700万の繰り入れになっておりますが、それを2億5,000万程度に減らせるのか、あるいは1億5,000万程度に繰り入れを減らせるのか、その状況によって当然財調の残高が違ってきますもので、この3月末近くになると思いますが、特別交付税がどの程度交付されるかによって見通しが立ちますが、例えば2億5,000万、今の予算ベースでいいますと1,000万程度しか残らない。17年度2億7,900万円使うと1,000万円程度。それから、1億5,000万程度の使うのであれば1億1,000万減というような見込みで見えております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） どちらにしてももう財調は底をついていると。今年度末の見込み残高が1,017万だと。これだけではない、決算ベースではもうちょっとふえるのではないかとは思いますが、相当厳しい予算組みになると。だから、今年度規模の予算をもし来年度組もうとすると相当厳しいものになると。財調も底をついているという中で厳しいものになると、このように考えてよろしいですか。わかりました。

それでは、次へいきます。

平成16年度は約6,000万円の財政改革による削減をし、今年度は9,695万6,000円の削減を提案しています。これがそうでしたよね。時代の流れの中とはいえ、2カ年で実に1億5,000万円の財政改革による削減であり、冒頭に述べましたように、当局、特に総務課長ほか財政担当の職員が非常に苦勞している、当局も苦勞している、このように感じるわけであります。

しかしながら、先ほども質問がありました。そしてまた私も質問したんですけれども、商

工振興費で約220万円、観光振興事業費で2,245万1,000円の削減は、地域経済の活性化という意味では非常に大きな影響を与えるのではないかと考えるわけですが、いろいろ財政のない中で厳しいなとは思いますが、同じ質問になります、この辺のところを町長、どうですかね。助役でも結構です。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 商工振興費につきましては、事務費等商工会補助金の削減が主なものですが、文化財や人材発掘のために地域資源調査事業へのつけ増し補助金15万円を新たにつけております。また、観光費では宣伝委託料130万円削減、観光整備事業の工事費がつつじが丘公園整備から足湯整備となり1,136万円削減いたしました。また、観光協会等補助金が288万5,000円の削減であります。

補助金削減については非常に痛みを伴うのですが、団体自身のさらなる組織や費用等の見直し等を行い、自助努力等に期待することとなります。少なからず影響があるとは苦慮しているわけでございます。

また、観光協会等については職員の派遣等を考えおり、そういう面で少し側面からの来年度はなるのかなと、そういう考えは持っております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 当局としてはいろいろ対応してるということではありますが、現実の問題として、やはり地域の経済の活性化ということを考えたときに、この観光振興、観光立町であると、観光振興のために観光事業費から2,000万近い削減をするということが本当に果たしていいのかどうか。その財政の厳しい中でもいいのかどうかということはひとつあるわけです。

この約2,000万円がどれぐらいの経済効果を出すのかちょっと私、わからないけれども、これに対する削減をしないでやっていけないのか。削減しなくてもやっていけないのではないのか、そういう考え方というのはどうですか、財政的にもう無理なんだということですかね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、梅本議員が言うように2,200万ということでございますけれども、その積み重ねによって2,200万ということ、一本化ということは私たちの方は考え

て、観光協会については自主的に削減した分を回すという形の中で、できるだけ観光協会についてリーダーシップを発揮したいという、そういう考えは持っております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） わかりました。町の方もやっぱり観光立町であると。そのための予算繰りというのはいろいろ考えているということで、これは理解します。

それでは、次にいきますけれども、近い将来、問題になると思いますけれども、共立湊病院の改築問題についてお聞かせ願いたいと思います。

共立湊病院の改築問題は病院の移転問題と一緒に議論されますが、今日は本当に改築問題だけ、この財源問題だけについてお聞きしたいと思います。もう既にご承知のように、共立湊病院はあと耐用的には10年くらいではないかと。そして、いろいろ聞きますところによりますと、手術室でも相当老朽化していると。手術室でも相当おくれたものになっていると、相当厳しい状況だと、こういうふうに聞いています。

それで改築費用が、聞くところによりますと、最低でも70億円程度はかかるのではないかと。この財源を国・県に甘えて約50%、35億円を国・県が出してくれたと。それにしても、下田市と賀茂郡の6市町で35億円の資金手当が必要になるわけです。下田市、賀茂郡の6市町で単純に割った場合、約6億円。これは賀茂村と西伊豆が合併しますもので、6で割ると約6億円の負担になるわけです。このこと、6億円の負担になりますが、しかしながら、利用者割、こういう負担割合を考えたときに本町の負担割合はこの6億円程度ではないのではないかと、このように考えられるわけです。これに対する手当をどのように考えているのか、町長にお聞きしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 梅本議員の質問は一部事務組合の問題で、まだそこまで首長間の中で話し合いはしておりません。ということは、今の現在位置において新築するか他の地域においてやるかという自治体病院施設センターということで、コンサルをお願いしております。これが3月に来て、それから事務方ですり合わせを行い、そして当然その中には県が入ってくると思います。ですから、今ここで財政についてということはお答えできないし、今のところまだ移転するか移転しないのか、今、その段階でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 先ほども一部事務組合の共立湊病院の予算が赤字になったと。これは多分、減価償却費の手当ができないのではないかと、こう考えるわけですね。そうすると、どちらにしても10年程度たって建てかえという段階になったときに各市町村がこれだけの負担をしなくてはならないと。多分5億やそこらの負担はしていかななくてはならないだろうと。単年度、起債とかそういうこともあるでしょうけれども、単年度負担にしても相当大きなものになってくるだろうと。

今までの議論の中で、町長、助役、そして総務課長からいろいろ議論を聞いたわけですが、けれども、財政のことを聞いたわけですが、本当にこのような中でこれだけの手当が将来できるのかと。これは非常に重要な問題ではないかと。やはり、共立湊病院が立ち腐れになってしまった場合に非常に問題が多いと。

なぜこのようなことを言いますかという、実はつくし学園組合が私の方にあります。私、今、議員なんですけれども、このつくし学園組合が12億円で池谷さんの時代から建てかえ問題を非常にやってきたわけです。重度障害者を扱っている施設です。この施設の建てかえが今7市町村できなくて、もうほとんど無理だろうと、建てかえは、改修しかできないのではないかとこういう状況に今、賀茂郡の市町村はなってます。

このつくし学園問題も非常に大きな問題ですし、さらにこの共立湊病院の問題もこの賀茂郡、下田市の地域にとっては非常に大きな問題です。ぜひ町長、助役、この辺のところも含めていろいろと将来の財政というものを考えていっていただきたいと思います。

それで、以上、質問を終わります。

次に、行財政改革特別委員会調査報告書について質問いたします。

これは、議会の行財政特別委員会調査報告書については、当局はどのような認識をしているのかを質問をいたします。この質問に当たりまして、私は報告書に反対を表明したことをまず述べておきます。

まず、財政シミュレーションの前提条件についての認識を質問いたします。行財政改革特別委員会報告書の最終取りまとめのための行財政改革特別委員会で私が疑問に思い質問し、議論したことを中心に質問して当局の認識も聞きたいと思います。

第1に、町議会議員の定数を平成24年から10名にするという削減案にも疑問がありますが、常勤特別職の報酬を平成17年より20%削減し、町議会議員の報酬は平成17年度より10%削減

すると提案していますが、この点につき町長、助役、収入役、教育長はどのように感じられましたか。

私は、議会が提案者であるなら、まずみずからの報酬を常勤特別職以上に削減して提案すべきであると感じ、このような意見を行政改革特別委員会で主張しました。さらに言わせてもらえば、自律、みずからを律することから始めるならば、職員が出張手当や時間外手当を削減していることを考えたときに、私たち議員の報酬は50%削減してもよいのではないかと考えるし、その覚悟で職責を務めたいと私は考えています。

みずからを律し、身を切らなければ改革は絵にかいた餅にすぎません。この点についてどのように感じられるか、町長、助役、収入役、教育長、四役、非常に厳しい質問ですが、一般の職員の人たちにももし意見があれば聞きたいなど。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 梅本議員のご質問は本当に厳しい質問でございます。私が今考えるのは、私たち行財政改革特別職については特別職の報酬審議会というのがございます。ですから、そこらの審議していただいて、それが社会的妥当かどうか、あえて言うならば、私の私案でございますけれども、一応町の責任者ということで他の公務員の一番上の額はもらってもいいのではないのかと。そういう、例えば学校の先生が幾らもらっているかも調べてはおりませんけれども、少なくとも最低としてそのぐらいは保障してもいいのではないのかなというのは私の、これに対する答弁にはなっておりませんが、そのぐらいの責任は果たしていると、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 助役。

助役（稲葉勝男君） 町長より大変、我々のことですからその、なんですけど、経過としましては昨年の2月でしたか、特別職報酬審議会に我々、町長初め四役の報酬引き下げについての諮問をいたしました。そこで町長が10%、そのほか5%というような経緯で昨年の4月に実施しております。今、梅本議員がおっしゃられるように、私たちも職員に非常に厳しい状況をお願いしている中で、このような点も考慮した上ではやはり特別職報酬審議会に諮問してその結果を真摯に受けとめるということが一番いいのではないかなというふうに思っております。

議員の報酬については私どもがどうこうということは、ちょっとその辺については申し上げられません。

以上です。

議長（齋藤 要君） 収入役。

収入役（碓井大昭君） 私も今、助役の意見と全く同じであります。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 財政再建という形の中での報酬の削減ということは、これは大きな流れであるということには思いますが、私個人でなくて教育長職ということを考えてときに、学校長あるいは教頭という方々を指導する立場に立つわけでございます。そういう非常に責任の思い立場にこの職はあるわけで、ただ財政改革の中で20%の削減という形の中で、完全に教頭先生とかほかの先生よりも逆転をしてしまうという現象が出てくるわけでございます。そのときに、この職の重みというものをどう考えていくのかというふうなこともあわせて考えて財政再建の方向と職の責務とか重みというものも十分考えた中でこの考え方をまとめていく必要があるというふうに考えておまして、単に財政再建の角度からだけで議論する問題ではないというふうに考えております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 非常に難しい問題で、実際、答弁にも困ったと思います。

先ほど、質問の中にカルロス・ゴーンの話が出てきましたよね。ニッサンの話が。このニッサンの改革というのはすごい人員リストラをしたと。この中でなし遂げられている。ということは、最終的に南伊豆町が例えば単独でやっていく、例えば投資的経費をもっとふやしていくということになった場合に、本来はもっと職員給与をカットしていかななくてはならないのではないかなと、このように感じるわけです。相当厳しい状況の中で、町三役含めて、その辺のところをやはり検討していかななくてはならない時代になってしまったのかなと、このように考えます。

それで、先ほどの議長報告では常勤特別職の報酬を平成17年度より20%削減し、町議会議員の報酬は平成17年度より10%削減するという削減の数値がありながら、議会だよりでは議会の方はこれを書いておりません。これは非常にまずいのではないかと。これはこういう場所を使って発言させておいてもらいます。

それで、次に、同じく質問させていただきますが、南伊豆町議会の議員の多くは南伊豆町財政見通しを信頼できないとしていたと思いますが、行政の提案以上のものが議会の行財政改革特別委員会調査報告書の財政シミュレーションであったのか、私は非常に甚だ疑問であ

ります。だから先ほど反対したと言いました。

まず、公債費について、今後の借り入れ分は想定される普通建設事業の想定に基づき推計したと財政シミュレーション、これは議会の前提条件には記載されていますが、想定される普通建設事業とは何かとの議論に委員会では明確な答えが出ていません。当局としては、この想定される普通建設事業がどのようなものか理解できるか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 梅本議員がお存じのように、南伊豆町というのは過疎計画自立促進法のそのローリングによって動いているわけです。ですから、それを推測する、その中に載せてある事業ということでご理解を願いたい。ですから、読ませていただきますと、平成17年度から21年度5カ年計画でご承認をいただいた過疎地域自立促進計画で大きな事業といたしましては、下流漁港整備事業、観光振興事業、町道整備、消防車購入、防火水槽整備、妻良漁業集落環境整備事業、公共下水道整備、石井浄水場拡張事業、石綿管布設替工事、保健福祉センターの建設やグラウンド改修事業等が計画されておりますが、庁舎等の耐震工事等も必要になると考えております。

なお、5年間平均としますと、整備事業は平均で2億9,000万ということで、これはあくまでも過疎地域自立促進計画を列記したと、そういうことで、現在進行している事業もございます。下流漁港とか町道整備については、その都度やっております。そういうことでご理解のほどをお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） いや、理解ではなくて、それは町長、過疎計画の事業を町側としては想定される普通建設事業と考えている。そして、その中で議会の提案を、具体的に普通建設事業はないわけですが、そういうものというのを書いてないんですけれども、そういう形の中で財政シミュレーションを見たとき、こういうふうにとらえてよろしいんですか。はい、わかりました。

次に、物件費は平成23年度まで毎年3%の削減をするものとしているが、今後想定される電算システムのリース代は物件費ではないのか。もし物件費であるとしたら毎年4,000万円程度のリース代となるが、財政シミュレーションには計上されていないのは問題があり、こ

の数値の危うさを感じるが、当局はどのようにこの点を考えられるか。この物件費に関して、総務課長ですかね、答えていただけるのは。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。議会で作られたシミュレーションにつきましても、あくまでもシミュレーションでありますので、その辺のところを現実と違った点は多々出てくるのがシミュレーションではないかと考えております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔 6 番 梅本和熙君登壇 〕

6 番（梅本和熙君） 一応、私が言ってるのは議会側が相当当局側の財政見通しとか、そういうものに対して疑問を呈していると。そして、疑問を呈し、これは確かにいいんです、疑問を呈することは。その中で、例えば建設事業費はふやせとかという話は出てくる。全体的に本当にどういうシミュレーションをしたのかというのが非常に疑問で、だから私は反対したと、こういうことになったわけですけども、当局としてはシミュレーションというのはそういうふうにあくまでも相当であるからという形で考えられているということで、それはそれで結構でございます。

ちょっと静かにしろよ。君に質問しても答えがでなかったじゃないか。

それで、次にいきます。繰出金について。

うるさいな、後ろから。静かにしろよ。

〔 「だれに言っている言葉だ」と言う人あり 〕

6 番（梅本和熙君） 静かにしろと言っているんだ。

〔 「だれに言っている言葉だ。静かにしてくださいと言え。きさまよりおれの方が年が上だろう、このやろう。」と言う人あり 〕

6 番（梅本和熙君） きさまって。

〔 「だからおれの方が年上だって、静かにしろとは何だ」と言う人あり 〕

6 番（梅本和熙君） 年上だっていう問題じゃない。ばかなことばかり言って。

繰出金については、公共下水道への繰出金は事業見直しを前提に推計したとしているが、果たして本当に事業の見直しが可能なのか。検討もないままの財政シミュレーションである。この点について、下水道課長から全員協議会において説明があったが、再度、町長、助役並びに下水道課長の意見を聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 公共下水道事業の見直しは、観光客等の流入人口等の減少もあり、より過大な施設は避けるべきで、平成17年度予算にその全体計画見直し費用を1,500万円計上したところです。事業中断することになった場合は補助金返還を迫られるわけですので、管渠等の施設整備に並行して、下賀茂地区の説明会等により理解を深めていきたいなど、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 下水道課長。

下水道課長（佐藤 博君） 下賀茂地区を下水道で整備する理由づけについて、お話させていただきたいと思います。

初めに、下水道事業の再評価制度ですけれども、平成5年度に事業採択後10年経過して、下水道事業の再評価制度により平成14年度に10年先の平成23年度までの対応方針として当町では再評価実施要綱がないため、静岡県事業評価監視委員会において評価していただいたところ、湊、手石、下賀茂地区については継続の結果が出ましたので、その旨、国の方に提出しており、今後の休止・中止等の見通しについては、湊地区にはさらに14年度から10年経過した平成23年度となります。国・県については費用対効果を重視しますので、現時点では平成14年度に継続として県・国に提出してあります。疑問に思い、県にもう一度聞いてみたところ、見直しはできないことはありませんとのことでしたが、現実の問題として10年は継続して補助の面倒は見ますよと国が言ってることに對し反論する理由が見当たらないので、休止・中止は難しいかと思えます。

2としまして、下賀茂地区の費用対効果についてですけれども、下賀茂地区については南伊豆町の公共下水道基本計画を作成したときに、集合処理と個別浄化槽の地区別経済比較をして、集合処理が成立する地域は下賀茂地区のみとなっているため、費用対効果の面により下水道で整備することが一番適しております。

次に、3としまして、静岡県生活排水処理計画との整合性についてですけれども、静岡県生活排水処理計画があり、その計画は良好な水環境や快適な生活環境をつくるための施策の主要な柱であり、県及び市町村の生活排水対策の基本方針となるもので、生活排水処理施設の整備や維持管理などを実施するに当たり、県と県及び市町村が協働して生活排水対策の推進を図るための基本的方向を示した計画書です。

その計画書の中に、下賀茂地区については平成22年度までに下水道で整備することになっ

ております。当町の基本計画並びに平成14年度の費用対効果の点で下賀茂地区は集合処理で整備する方が有利と出ており、現状ではこのことに対してくつがえすだけの話はあるのかということによりこの計画との整合性もとれなくなりますし、反論するための理由にしても現状では足りないと思います。

4番としまして、本町の下水道の目的ですけれども、本町における下水道の目的は、光と水と緑の町に象徴されるような富士箱根伊豆国立公園に属する観光地として青野川や弓ヶ浜川などの水環境の汚染並びに居住者及び内外から訪れる観光客にとって健康で快適な生活環境を担保することにより、また平成11年度から開催されたみなみの桜と菜の花まつりは下水道処理区域を担当する下賀茂地区がメイン会場となり、当町の一大イベントとなりました。そのため、以前にも増して青野川の水質保全が求められ、観光立町として自然を守るため、公共水域の水質保全は重要な課題であるとともに、どうしても必要な要素が入っております。

次に、5番目としまして、関連計画及び関連事業ですけれども、関連計画及び関連事業の状況として、平成12年度を初年度として10年後の平成21年度を目標年度とする第4次南伊豆町総合計画に下水道の整備として公共下水道事業の推進と排水対策の充実を掲げており、その中の課題として、限られた財政規模の中で工事枠の大きな公共下水道の推進は非常に厳しいものはありますが、事業の必要性を十分に認識し進めていく必要があると記述されております。

また、平成17年度から平成21年度までの南伊豆町過疎地域自立促進計画の中に下賀茂地区の整備と処理場の概算事業費を盛り込んであり、各計画書に基づき継続事業として進める必要があると認識しております。

最後に、財政のシミュレーションとしましては、今の時点では増設する処理場、管渠工事の明確な事業費が出ておりませんので概算の事業費しか示せません。基本計画を見直すときに財政計画を立てますので、そのとき事業認可の期間をできるだけ延ばし、南伊豆町の財政力に見合った投資力の中で緩やかに整備していく方向で考えております。

以上ですが、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） どうもありがとうございました。見直しはできないことはないが、現実には非常に難しいのではないかと。ということは、補助金の返還とか、そういうことにかかわると、このように理解してよろしいわけですね。

次にいきます。議会の財政シミュレーションでは、歳出ベースで予算規模約40億2,000万円とありますが、当局は平成17年度予算規模は9億9,700万円の削減をし、約42億5,000万円であります。議会の財政シミュレーションによれば、あと2億3,000万円、総額3億2,700万円の削減が必要になりますが、当局はこの点、どのように考えておりますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 町民の痛みを伴いながらの行財政改革はこれ以上急激な削減は安定した住民サービスに支障を来すもので、1億7,900万円の財政調整基金の繰り入れを行い17年度は対応いたしました。今後、町当局、議会、町民の知恵を出し合い、ご理解をいただけるものは我慢していただき、協働の精神で改革を進めていきたい、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君。

〔6番 梅本和熙君登壇〕

6番（梅本和熙君） 総務課長、何かございませんか。特別にないですか。

いろいろ当局からの答弁、財政シミュレーションに対する考え方も聞いたわけですが、非常に財政は逼迫していると、厳しいと。そして、先ほど話したように、町の基盤となるような共立湊病院医療の問題、そういうことに対しても手当がまだまだできていないと。こういう状況の中で今後の町政運営をやっていくというのは、先ほども話したように、相当厳しい覚悟が必要ではないかと。最終的にはやはり、先ほどから出ているカルロス・ゴーンではないんですけども、職員の給与まで切っていかなければやっていけないのではないかと、このように考えるわけです。そのようにならないように、ぜひ、職員の皆さん、当局、三役、四役も含めて頑張っていただきたいと、このように要望して私の質問を終わります。

議長（齋藤 要君） 梅本和熙君の質問を終わります。

4時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時10分

議長（齋藤 要君） 休憩前を閉じ、再開をいたします。

漆 田 修 君

議長（齋藤 要君） 8 番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 通告に従い質問いたしますが、さきの12月定例議会の結果、行財政改革等委員会、議会側では発足し、その突き合わせ作業に入っておりますので、特に行財政改革と新年度予算についてをメインに質問をさせていただきたいと思います。

最初に第 1 番目の質問であります。この 3 月議会は、先ほど 1 番議員、保坂議員からありましたとおり、予算議会であると同時に、当町にとって極めて重い位置づけにある議会と言えます。昨年度は三位一体の改革の年であり、また市町村合併に翻弄された年でもありました。地方分権を推進し、地方自治を図る上でまさに画期的な年でありました。

思い起こすと、地方交付税がいきなり 2 兆 9,000 億円も減額され、都道府県はもとより市町村における予算編成に大変な混乱を巻き起こしたことは記憶に新しいのであります。さきの全協でもそうでありましたが、最後まで交付税額が不確定なまま、そして行財政改革の議論がある部分不透明なまますり合わせ作業に突入してしまったのであったが、お互いの立場、主張が円滑にかみ合わないで新年度予算策定にずれこんでしまったことはまことに残念であります。

その一番大きな原因は、三位一体の改革と地方財政の関係や岩田町長の改革に対するとらえ方等が一番大きなネックであったと思慮されるが、そもそも三位一体の改革とは税源移譲、つまり国税と地方税との税源配分の見直し、補助金削減、交付税の改革等を一体として実施することを意味し、いわゆる地方財政の歳入を構成する地方税、補助金、交付税という 3 つの要素を有機的に関連づけて一体として改革することにほかならないのであります。

しかし、そうした改革をする目標が中央集権型社会から分散型社会に社会の目標を転換することにあることを忘れてはならないのであります。改革の目標が地方分権にあるということは、住民に生活と社会を形成する権限を付与することにあることを意味するのであります。そうであれば、三位一体の改革の基軸には税源移譲、つまり国税と地方税の財源配分の見直しが位置づけられなければならないはずであります。これについては、第 3 番目でまた言及させていただきます。補助金と交付税が先行的に削減され、税源移譲が先送りされることへ

の抵抗の言葉であるとも言えます。

このことは、地方財政論の中での自主財源構成のあり方の問題でもあります。つまり、平たく言えば、自分たちの地域社会から調達する地方税に地方財源を依拠するようにならなければ、地域社会の構成員がおのれの財布である地方財政の自己決定を確立することができないということで、地方税削減や補助金削減に振り回され、予算編成作業にも大混乱を招来するようなことは税源移譲が基軸に位置づけられていないあかしで、国は本来の三位一体の改革の正しい問題の提起とは言えないのであります。

こういった一連の動きは、当町の財政当局はもちろん、町執行者も十分理解されていることと承知しているが、12月の特別委員会行財政改革報告と当局プロジェクト改革とのすり合わせは、それぞれが背負う荷物の種類や重みを異にしながら行ってきたわけであるが、委員会の提示した行政、財政、そしてシステム変革等の具体的な個別施策提案について、町長は対予算との関係でどのようなとらえ方をし、かつ対応しようとしたのかお答えいただきたい。先ほどの質問者も具体的な個々の施策を上げて質問しておりますが、概論的なことで結構ですのでご答弁をお願いしたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当局改革と特別委員会案との突き合わせでございますけれども、議行財政改革特別委員会の行革案と町で作成した各案につきましては、議行革特別委員会委員の5名と助役、総務課長、担当職員の5名と平成16年12月24日、平成17年1月31日に打ち合わせを実施し、さらに議員全員による特別委員会を2月9日実施させていただきました。

議会の提案、町の提案について事務レベルでの話し合いをし、今後、町は議会と情報を共有し、協議、検討していくことが住民にとってプラスになるうと考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 具体的に、実は財政分科会とそれから行政分科会、そして先ほど事務事業評価というような表現をされましたが、行政評価の関係とか、大きく分けて3つのフェイズごとに提示をしているわけです。ですから、それに対して町長が今、概論的な姿勢的な答弁だったんですが、具体的に議会のこれこれについては、細かくは言いませんが、こうしたいということを実は答弁として望んでたんですが、町長、いかがですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 機構改革等について、行政の皆様方が提案したことでございますけれども、率直な意見を言わせていただければ、本当にやる気になればできるというのが実感でございます。しかし、行政というのは、例えば4課2局のことでございますけれども、私たち職員を預かる身として、そして町民の案内する役、公平・公正、そして、おじいちゃん、おばあちゃんが来たときに、ではどういう感覚を持つのかとか、そういうことも検討しなければなりません。

ですから、本当に行政改革の推進については理論的には100%できると思います。しかし、その前には一步一步積み重ねというのが必要ではないのかな、そういうことでございますから、最終案は4課2局がすばらしいと思いますけれども、現状の庁舎の配置、そしてまた、例えば、では4人の課長になった場合、それだけ要するに統括する人材がいるのかいないのか、そういう人材育成ということもまだこれから検討した中で将来的には考えていかなければいけないのかな。ですから、議員と町政とこれから話し合いの中でステップとして進んでいくと、そういう考えを持っております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 考え方はよく私も理解いたします。町長の今のお答えでね。ただ、物事の発端は、実は10月17日が物事の発端なんです。それ以降、例えば合併推進のプロジェクトチームが模様替えをして、結局、行財政改革のプロジェクトの母体になったということなんです、当局側としてはね。ですから、それから各主幹とか主事クラスを引っ張り込んで2つの大きいプロジェクトに分けて庁内の行財政改革に当局側として取り組んだと、そういう一連の経緯は私も理解するんですが、例えば、確かに作業、10月25日から11月の最終日までそういうものをまとめ上げたという努力は私はそれなりに評価するわけです。

具体的に各課にそういう事務事業の評価書というものがございまして、それはあるからちょっと見させてもらったんですが、その中では個別の、例えば予算でいうと節・目に当たるような個別の事業までそれを計上して、その中で例えばこれが不要であるか、優先順位が高いか低いか、そういうことまで実は各課でされた。これは、私は前に行政評価の話を今回入れて3回ほど議会で話をしてるんですが、その中の減量経営方式なんです。

これは、前9月議会で町長に確か申し上げたと思うんですが、行政改革の大綱の策定を平成6年、菊池町長の時代にそれが策定されてドキュメントとして残っております。それに対

して、あなたはそれをもう一度改革する用意はございますかと言ったら、現在のところでは実施要綱があるのでそれはしないというような話をしましたね。そういう答弁をしましたね。

それで、今日の施政方針のこの文書の中の大きい3つの柱のうちの一つの行財政改革の推進の中で、南伊豆町行政改革推進委員会を設置して学校統廃合も含めて広範な分野までを議論する委員会をつくるということをうたっております。これはこれで私は一歩前進したと思うんですよ。ある意味ではよくやったなという評価をしたいと思いますけれども、ただ問題は中身なんです。

結局、減量経営方式というのは財政収支を改善しようというのが一番大きな目的なんです。ですから、今回の当初予算で九千数百万の減額をしたと。それについては、各課で上げたこの用紙がございますよね。こういうやつですけどね。この中で、当年度予算に反映されるべきものは何か。これは例えば、次年度以降継続して財政を圧縮する要素としては何かということを個別にうたっております。これは、すくい出し、もしくは川底をすくったすくい出しと言ってますけれども、そういうことをされた。

これは、実は行政評価の中で減量経営方式というのはおのずと限界があるわけです。今回、来年度仮にそれをやったとしましても、早晚、二、三年で壁にぶち当たるとするのは各自治体、こぞってやってるわけですよ。そういうことは担当の財政当局が一番理解していると思うんですが、その次に来るのが行政経営方式なんです。これは3番目で言うつもりだったんですが、ここでもちょっと触れさせてもらいますが、そこは、基本的に3Eですね、経済性であるとか、それから効率性であるとか、効果性であるとか、それぞれの英語の頭文字をとって3Eの原則と言っておりますが、こういったことを実は具体的に入り込んでいけばさらに自治体の経営段階としての個々の事務事業の削減は可能であるということなんです。

最終的には、前に私も申し上げましたが、政策経営は各住民とのパートナーシップをとりながら、政策をそれが優先、プライオリティーの高い順にそれを張りつけていくというやり方なんです。ですから、そこまでいっている自治体というのは実は非常に少ないんです、今の段階でね。

ですから、総務省はまだ行政評価は早過ぎるよと言っている、そういうコメントをしているんですが、最終的には実施するのは当局ですから、当局がみずから天につばして自分を縛るというようなことは、ほどほどに手を抜いてるところがあるわけです、各自治体ともそうです。ですから、そこまで本当はいかなければまずいなと思うんです。

ですから、町長自身、前の答弁は、行政評価は合併後の新市においてそれを検討するとい

う答弁までいただいているんです。今時点の町長のお考えはどうか。それをちょっとお答えください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 漆田議員の言う、理論的で本当に素晴らしいということは認めております。ただし、私たち行政をつかさどる身の立場とするならば、特に福祉関係、本当に現場を私たちは預かっているわけです、サービスという形で。では、福祉関係でそれを実行したときは本当にそれだけのメリットがあるのかどうか。そして、人を派遣して人を費やして効果があるのかどうか。その辺もまだこれから検討しなければならないと思います。ただし、考え方としては、私も将来の行政のあり方としてはあるのかなと。

そして、県の方もああいう大きなところでしたらまたプランも大きくなるでしょうし、費用対効果だとかそういうものもすぐ計算的にシミュレーション等では出るはずですけども、行政にサービス、福祉関係ということになると、なかなか理論上はいかないのではないのかなというのも実感であり、また投資的事業については、それはやはり漆田議員の言うように前もって当然にやっつけていかなければこれからはいけないのかなと、そういうふうに考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） それでは、1番目は突き合わせの問題でありますからここはさらっといきまして、2番目の当町の望むべき理想の自治体像は何かというような話にちょっと触れさせてもらいたいんですが、これは2つ目の質問に入りますけれども、今年の、これちょっと政府関係の大きい動きから話に入っていきますので、昨年11月に政府与党間で合意された三位一体の改革の全体像ですね。これは、多分、町長ご自身も地方6団体、町村会長会というのがございますよね。自治会があって市長会、町村会長会。議会は議会で都道府県、市、町村という6団体ですが、そことの関連で、多分、承知していることとは思いますが、それは何かというと、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲の問題ですね。そしてあと、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源総額の確保、そしてあと中期地方財政ビジョンの策定の問題、それからあと今私が申した地方交付税の算定プロセスへの地方関係団体の参画。これは、地方の意見を聞いたのは幕末のペリー来航、黒船来航以来、実は2番目なんですね、地方の意見を聞いたということは。幕末は外様の薩長

土肥の4藩が力を増した原因がそこにあったというふうに言われておりますけれども、そういった関係団体の参画などが明記されて、評価されるべき面もございました。

一方、地方分権のうねりというのは1980年代のヨーロッパ連合、EUに見られるように世界的に生じるようになりましたが、経済がグローバル化したところで国民生活がグローバル化するわけではなく、逆に国家の行政サービスの現金給付に、補助金であるとか交付金とか、現金給付による社会的セーフティネットから地方自治体の福祉、医療、教育などの現物給付による社会的セーフティネットに張りかえることによって住民生活を守ろうとする動きが生じるようになり、地方へ権限を移譲しようという分権型社会の潮流が生まれ始めた。これは皆さんご承知のとおりですけれども。

そもそも地方自治体の使命というのは、地域住民の意思決定に基づいて行政の現物サービスを提供することが任務であります。平成12年ですか、地方分権一括法によって国の基幹委任事務が法定受託事務として、国の方はそれは廃止になりましたね。そして、まがりなりにも実現して、そういう歳出の自治ですね。歳出の自治というのは、各地方公共団体がおのれの意味でそれは勝手にできるよという意味ですが、歳出に自治問題も緩和されつつあります。

そして、もう一つの問題の歳入の自治なんですね。これは税源移譲との関係であります。歳入の自治は、私、さきの議会でも話したとおり、行政任務は国と地方で4対6であるのに対して、国税と地方税は6対4なんですね。逆転配分されております。今般の改革の残された課題である歳入の自治を取り戻すために税源移譲をなし遂げることが分権改革を完成させることであると言われております。

昨年の市町村合併問題のときもそうでありましたが、町長はさっきも言いました、「国の流れに即して」とか「県の流れに逆らえない」という表現をよくされますが、首長たるものは高い識見と高度な理解度を持って事に対処されることが、こういう今こそ望まれるのではないかと思います。

翻って、当町の現状を見ると、昨年12月定例議会において当局も改めて自立を目指した種々もろもろの改革施策を打ち出し、あわせて議会もまちづくり特別委員会を立ち上げ検討議論の緒についたのであります。全国的に地方分権という大きな時代の流れを地域に住み暮らす人々と一緒になって加速させていく必要がございます。

そこで、当町のかじ取り役である町長は、先ほど言いました総合計画とか過疎自立促進計画、それとは別に、どのような改革の骨子と姿勢を持って臨もうとしているのか。また、理

想の自治体の像はどうあるべきかをお答えいただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変難しい質問でございますけれども、今後のまちづくりですけれども、これまで申し上げておりますように、経済の低迷、町税収の減、高齢化や少子化による過疎化の進行、三位一体改革による国庫補助金及び地方交付税の削減、税源移譲の先細り等による財政状況の厳しい中、住民サービスの低下を防ぐことができるよう行財政改革を徹底し、地域住民との協働によりまちづくりを実施していくことが必要であると、そう考えております。

理想の自治体像にほど遠いとは存じますが、地域住民の町のことを理解していただき、自助・共助・公助の精神から、地域でできることは地域でという地域の自主性、自立性を育て、そうした上で地域住民と行政との協働による自治体を求めていかなければならないと考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） ちょっと概念的、抽象的な表現でちょっと理解しきれない面があるんですが、確かに、おっしゃることは言葉のとおりだと思います。多分、私が町長ならそういう言葉でばらっと逃げようと思いますけれども。

実は町長、12月の議会を思い出してください。一応そこで自律改革の方向に進みます、「町長、あなたやめたらどうですか」と言ったら、「いや、私の責任の取り方は行財政改革基盤をきちっとして町を再生することにある。責任はそこにある」と言われたんですよ。その程度の答弁だと私はちょっと納得しないんですよ。ですから、腹の中を全部さらして今、申し上げてください。私は、例えば、前に言ってましたね。水という概念がありましたね。水が里山構想になって、例えばそれがいろんな鳥獣対策にも波及するでありましょうし、そういうまちづくりをおれはこうするんだ、財政のことはもちろん、私も理解していますからいいです。そういうことをちょっと話してもらえませんか。もっと具体的に、夢を持たせるような話を。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 漆田議員のおっしゃることはわかるわけですがけれども、行政というの

は入って出た結果、町民に対してどれだけサービスが確保できるかということが基本だと認識しております。現状を踏まえたときに、今のそういう中で具体的にということも挙げるということですが、まずできることとするならば住民の協働という意識が今までなかったわけですが、意識の中で。要するに、国が、町が要望すればやってくれるよという大きな流れがあって、もうそれができなくなった。それをまだそういうふうな方々、理解するまで至っておりません。ですから、まずそれを理解していただいて、それからお互いに話し合いながら案をつくっていくのがベターではないのかなと、そう考えておりますので、今、漆田議員がご指摘のように、基本的な人間性だとかそういうことは今でも基本的には持っております。しかし、その前にやる順序があるのではないかと。まずここは基礎を固めるとき、そういうことございますから、そういう一つのあり方もあるのではないかな、そう理解しております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） それぞれの立場で目いっぱい頑張る。それが T Q C の原則言われておりますけれども。ちょっと議論が前へ進まないんですよ。もっと具体的な答弁がないと前へ進まないんでありますが、ですから一方的にこちらの話になると思うんですが、地方自治体というのは一つの暮らしの生活の単位であります。そして、その中には団体自治と、いわゆるこういう町、市町村とか、それから住民の立場からいいますと住民自治とこういう 2 つの立場がございまして、それぞれの住民自治というのが今、町長には釈迦に説法になりますけれども、よりよい行政サービスと効率のよい、例えば効率性と安定したサービスとこの 2 つの大きな柱からなっておりますけれども、改革の痛みは、まず私は前からも言っておりますが、議会と、そして当局と、最後は住民だと。住民の意識は変えなければだめなんだよと。

今回の、例えば通告なしの一方的な補助金のカット等についても、それは十分根回しをして、そして住民にこの痛みを理解させるという努力は当然、当局はしなければならぬ。ただ、先ほどの 1 番議員、保坂議員の質問では、それは担当の課長がもう既にその辺は案内しているであろうというような話でした。本当はトップに立つ方がそういう場に行って、実はこういう非常に苦しい財政だから、ぜひともカットされることについては理解してもらいたいということは町長、あなたはやるべきなんですよ。それに対するコメントはどうか。先ほどの質問と重複しても結構ですが。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 予算編成の段階で総務課長ヒアリングという中で、今指摘のとおりのことをしなかったということに対して反省しなければいけない、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 私は、実は行政評価のところの自治体の経営管理、科学的な経営管理の話を実は3番目にする予定でありました。先ほど、それを検討しない、まだ自治体が規模的に小さいので費用対効果の関係が非常に低いので余り検討に値しない、値しないというか、ずっと先の話だというようなそういう答弁をされましたので、これはまたにしたいと思うんですよ。

今日はただ外部の、町長、いいですか、こっち向いてください。行政事務のサービスの供与というのは外部効果性と公益の支援性、公益支援性ということは福祉性なんです、その便益性と福祉性の高いもの、先ほど言った教育であると福祉である、こういったものは非常に高い位置にあるわけですね。ですから、そういったものから順次おろしてきて、それが政策の経営に反映させるという基本的な考え方がございますよね。これはイロハのイなんですけれども、行政にかかわる方の。そういったことを町長自身が常に理解し、その局面、局面でそれを即座に部下に伝達してすばやい対処をとる、こういった日々の行政事務事業の運営の問題も実はデイリーの業務としてあるわけです。

今回のような大きい問題が出てきますね。例えば一部事務組合の拠出金の問題も出てくる。そして計算センターの問題も当町としてはございますから、そういったことについては、では財政はどうするか。財政当局といろいろなシミュレーションします。そして、その中でよりよい選択をするというのがトップに立つ方の指導力だと思うんですよね。ですから、町長自身がそこまで熟知してそういう指導をされているのか。多分、質問してもおれはしていると思うと思いますよ。もう一度ちょっと確認しますが、それはされておりますでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 一部事務組合については、多分みんな幹事会というのがございます。その幹事会の役員というのは時には課長が該当し、そして課長の方から報告という形の中で報告は受けています。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

〔 8 番 漆田 修君登壇 〕

8 番（漆田 修君） 私、質問は実は 3 番目が一番大きい問題だったんです。それで、ちょっと今質問をずっと続けてもかみ合わないんですね。かみ合わないんですよ。今回、そこでやめときます。今回はやめます。

ただ、総務課長がトップになって今回、九千数百万の事務事業の減量経営をいたしましたね。ただ、一言だけ言っていきたいんですが、その次の段階の行政経営を目指して、そういった政策選択を通じて自治体運営の市民化であるとか、あるいは政策化を達成する経営の基盤をつくる。そこまで実はそういう意識を持ってぜひともやっていただきたい。

町長は、12月も申し上げたとおり、その域に達してそれを目指す、完遂することが私の責任だと言われた。ですから、常にその意識を持ってやる意思がおりならやっていただきたい。ぜひともお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（齋藤 要君） 漆田修君の質問を終わります。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じますが、私、議長からのお願いでございます。明日からも一般質問がありますが、多少のやじは結構ですけれども、今日のようなことのないように。2人はいいですけれども、傍聴者の皆さん初め議場におられる皆さんは大変困りますので、議員もやっぱり品位を問われますから自覚をしていただいて、明日からよろしく願いをいたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 石 井 福 光

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成17年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成17年3月9日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議第 5号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 議第 6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第 7号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第 8号 南伊豆町企業職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第 9号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第10号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第11号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第12号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第13号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第14号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第13 議第15号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第14 議第16号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第15 議第17号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第16 議第18号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約制定について

- 日程第 17 議第 19 号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 18 議第 20 号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 19 議第 21 号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 20 議第 22 号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び同協議会規約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 21 議第 23 号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議第 24 号 南伊豆町個人情報保護条例制定について
- 日程第 23 議第 25 号 南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定について
- 日程第 24 議第 26 号 南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定について
- 日程第 25 議第 27 号 南伊豆町道路線の変更について
- 日程第 26 議第 28 号 南伊豆町と下田市との間の電算業務の委託について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 26 まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	保 坂 好 明 君	2 番	清 水 清 一 君
4 番	谷 川 次 重 君	5 番	鈴 木 史 鶴 哉 君
6 番	梅 本 和 熙 君	7 番	藤 田 喜 代 治 君
8 番	漆 田 修 君	9 番	齋 藤 要 君
10 番	渡 邊 嘉 郎 君	11 番	石 井 福 光 君
12 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（1名）

3 番 鈴 木 勝 幸 君

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 田 篤 君	助 役	稲 葉 勝 男 君
収 入 役	碓 井 大 昭 君	教 育 長	釜 田 弘 文 君

総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	鈴木勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺修治	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

11番議員 石井福光君

12番議員 横嶋隆二君

一般質問

議長（齋藤 要君） これより一般質問を行います。

谷川次重君

議長（齋藤 要君） 4番議員、谷川次重君の質問を許可いたします。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） ゆうべ、「旅の香り時の遊び・春が来た」ということでテレビ放映がありまして、私も楽しみに見させていただきました。河津とか東伊豆とか省いて南伊豆だけやってくればなおいいなと思っておりましたけれども、テレビで見る南の桜は一段と美しく、きのうの行政報告でことしの入り込み客が41万人に及んだということで、この関係者の

皆さんのご努力に深く敬意を表するものであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、組織機構の見直しについてであります。きのう何人かの方々が質問されましたので、ダブる点がありましたらご容赦願いたいと思います。

初めに、今回の8課2局ですが、これは最終的な形と考えているかどうかご確認をしたいと思っております。きのうの答弁で町長が4課2局が望ましいけれども、今後、段階的に進めていくという、こういう答弁がありましたけれども、それはこのとおりだと確認をよろしいでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 将来的には、目標として4課2局ということです。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、今回統廃合しました課が3つありますけれども、どういふふうな効果をねらって、第1段階としてこういう格好をとられたのか。窓口税務課については、この後、徴収の件に絡めて質問させていただきますので、農林水産と商工観光課を合わせて産業観光課にしたねらい、それから建設課と下水道課を一緒にしたねらいというのをお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 合併した課のねらい、目的でございますけれども、今回の機構改革の目的は、複雑多岐にわたってきている住民の要望にこたえるため横断的な組織づくりを目指すことで縦割り行政の弊害をなくし、少ない職員で地方分権時代に対応できる基礎自治体をつくることです。再編統合を予定している課のそれぞれの目的について述べさせていただきます。

窓口業務の一元化により住民サービスの充実を図るため、住民課と税務課を統合したいと思っております。住民課、戸籍謄本や所得証明書など1つの窓口でサービスの提供ができるようになります。また、住民税の申告期や転出入の多い時期など忙しい時期にはスクラッチ体制が組める対応ができると考えております。

横断的な組織をつくるため、建設課、下水道課、農林水産課を統合し、建設課に技師を集

中したいと考えております。1つの課で建設土木工事から農林漁業施設工事の設計、施工管理まで実施することができ、事務処理の効率化が図れることができると思います。特に災害査定など多くの技術職が必要なときにはスクラッチ体制の効力が発揮できると、そう考えております。

観光と結びつけた産業振興を図るため、商工観光課と農林水産課を統合したいと考えております。また、両課ともイベントが多く、特にスクラッチ体制のメリットが出やすいと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、窓口税務課についてお尋ねいたしますが、この4月に隣の西伊豆町と賀茂村が合併して新西伊豆町が誕生いたしますけれども、その新しいこの機構の発表になったときで私が一番興味を持ったのは、ここに11課6室でしたか、室の中に徴収室というのを設けられた。もう一つは、検査管理室というのがありましたけれども、この2つに大変私は注目したわけですけれども、この西伊豆も新たに徴収室をつくった。東伊豆では徴収課もつくっていると。

きのうの町長の施政方針の中で、「自主財源である町税は恒久減税や観光産業の浸透による税収が見込まれ、各種料金等を含め、より一層の徴税徴収に努める必要があります」こういうふうに徴収に力を入れるということを述べておりますけれども、その場合にこの窓口というか、課長さんの守備範囲を広げて大丈夫なのかなという、こういう懸念をしているわけでありましてけれども、この点いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 収納、税についても課長さんの対応は大変になるとか、それは考えておりますけれども、滞納の整理の方法、課長ワーキング会議を開き、また区担当制、例えば湊担当とか、そういう区の担当制、そして講習会等による力量アップ、一般職の任期付きの職員という形の中で税収を図ることをみんな勉強しながらやっていけば、私は消化できるのではないかなと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 現在、この税務を担当されている税務課長の考えをお聞かせください。

議長（齋藤 要君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、お答えいたします。

谷川議員ご指摘のとおり、東伊豆町、新西伊豆町ではそれぞれ徴収課、徴収室を設置しているということは私自身承知しております。しかし、我が町では組織的にも、また職員数からも、そういうところは今のところ考えていないということでございます。

ただ、徴収率につきまして、昨年、賀茂郡の中でも3位というんですか、現年度分ではほぼ徴収率を達成したこともあるものですから、いわゆるその面からも考えていないと。今のところはそういうふうなことを聞いております。ただ、その辺が下がってくると、徴収率があくまでも下がってくるということであると、今後の検討課題ということでご承知願いたいと思います

以上です。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） はい、わかりました。

では、きのうの質問の中でも、また答弁の中でもありましたが、全庁的な取り組みで成果を上げたという、こういうふうな話もありましたし、下田市も今は税は行政の根幹だということで税務職員以外の全庁を挙げてこの特別滞納整理に体制をとっているということですが、この財源の確保と税負担の公平性を目指す、特にこの一般の人は何があっても税金だけは納めなくてはならないという、こういうふうにいるいろいろ苦心されているわけですので、大半の納税者に不信感を持たせてはいけないという面からもこの徴収ということは大事だと思うんですけれども、今言われたほかにどのような方策を考えられていらっしゃいますか。ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 基本的には去年から始めましたけれども、全職員でグループを組んでやったという実績がございますから、それを継続しながら、それから町民の方々に納税の義務ということを啓蒙し、そしてまた地区懇談会等によって当然予算の説明があるわけです。ですから、その中でそういう納税の義務だとか、そういうことも説明できればと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） これは、それでは税務課長にお尋ねしますけれども、今、下田市ではこの税にかかわる課長さんたちが年に数回集まって、いわゆる課長ワーキングを行って対策を考えているとか、あるいは講習会等を開いて徴収員の職員の力量をアップしているとか、こういふうな手が打たれているし、どこの市でしたか、滞納者に行政サービスの制限を設けているとか、あるいは強制執行すべきではないかとか、いろいろそういう話もあるかと思いますが、この点、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（齋藤 要君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） ただいまご指摘の、まず課長ワーキング会議につきましてですけれども、ご承知のように税務の仕事はちょっと特殊なことがございます。そこで、特に課内の職員研修、それを常に行っている職員のスキルアップを図るとともに、特に滞納整理、それから申告納税相談等については接客が主な仕事になります。受付も当然そうでございますが、その辺を気をつけるよう指導を徹底してやっています。

それから、先ほど町長がお答えした区の担当制ですけれども、現在、税務課職員10名ですけれども、5組を編成し、地区を割り当てて3月、5月、9月、12月の年4回、滞納整理月間を持っております。これは町内及び京浜地区の滞納者を臨宅訪問しております。これにつきましては、今後のことですけれども、窓口税務課ということでもし仮になった場合には、課の統合により5組が人数がふえることによって8組に増加するということで応援体制、つまりスクラッチ体制を充実していけるかなと、こう思っております。

また、先ほど来、話が出ております昨年の12月に初めての試みとして、助役を本部長とした職員76人体制による町税特別滞納整理班による臨宅徴収を実施しました。これは全職員ということで、特に庁舎内の職員が76人で、いわゆる夜間徴収も含めて、それぞれ滞納者のところへお伺いしたと。それで、1カ月でしたけれども、職員研修を兼ねて成果があったと。滞納額は210万円、約1カ月ですが、実績がございました。

それから、講習会による力量アップですけれども、現在、県を中心にして税務研究会等によって年数回、徴収の勉強会、そのときに差し押さえ、それから土地家屋の評価研修等を実施しております。この研修を今後さらに充実するよう、県も含めて要望していきたいと、このように思っております。

それから、差し押さえの関係ですけれども、下田を含めて今現在、下田地区いわゆる賀茂郡内の中でもそれぞれの町が実施しておりますけれども、当町でも強制執行ということにな

るものですからいろいろ問題があると思いますけれども、とりあえず今年度は町外の方2人、預金で76万1,431円ほど差し押さえをさせていただきました。町内につきましては、現在お1人の方の不動産を差し押さえいたしました。今後につきましても、町外で10人、町内で5人を予定しております。ただ、これにつきましては銀行預金の差し押さえ等々になるものですから、いわゆるプライバシー等の絡みもあるものですから詳しくは言えないんですけれども、要するに1人の方を調査するのにかなりの時間と日数を要すると、こういうことでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） はい、わかりました。

もう1点、越後湯沢ですか。さっき京浜地区の徴収という話が出て思い出したんですが、越後湯沢方式ということで今度東京の税務局です、OBさんを頼んで大変な成果を見ているということで、下田職員が賀茂圏域でもこれをやってみようではないかという税務署の旗振りですか、そういう話をちょっと聞いたことがあるんですが、これは今どのように進んでいるか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） お答えします。

新潟県の湯沢町というところがございますけれども、やはりこの地区につきましては別荘地等々が非常に多いと。したがって、京浜地区のいわゆる土地の所有者あるいは家屋の所有者等が多いものですから、かなり前から京浜地区の滞納者に対して苦慮された。そういった中で、特に今現在、当税務課でも年に3回ほど京浜地区へ泊まり込みで2泊3日なり1泊2日なりで行っているんですけれども、これもそろそろマンネリ化といったら失礼ですけれども、徴収もかなり難しいといった中で、その越後湯沢の関係をまねてみようかというのが税務研究会の中で起こりまして、この実態というのは、いわゆる町税徴収嘱託員制度ということで、先ほど町長がお答えしましたいわゆる専門職ですね。税の専門職を任期付きの職員というような形で、その方といわゆる徴収嘱託をやると。これは都税事務所等のOBを採用しているみたいですが、その方と契約し、都内の滞納整理に充てると。かなり大きな成果を実績上げていると、このように聞いております。当然、職員等々が行うよりもそういうプロ、あるいは差し押さえ等にも精通している方が行っているものですから、この経過を

見守りながら、現在、下田を含めて6カ町村、今度5町になりますけれども、そこで課長の会議の中で検討していると。

ことし、実は視察に行こうとしたんですけれども、ちょうどいろいろな関係で断念いたしました、17年度に一応検討するということが現在となっております。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） はい、わかりました。南伊豆が大変すばらしい成果というか、徴収をしているといういろいろなことを伺うことができました。

二、三日前の新聞に小さい記事でありましたけれども、この静岡県の本庁の職員が訪問・電話作戦をやった結果、県の県税滞納1,000万円を解消という、こういう記事が載ってありました。自動車税などの滞納を減らそうと、静岡県が初めて本庁勤務の職員21人を3日間ずつ8カ所の財務事務所に派遣し、1,000万円相当の税金を納めることができた。成果が上がったと、こういうふうになっておりました。本当に税の徴収というのは非常に大変な仕事だと思いますけれども、これは外岡課長でしたか、私に教えてくれた「徴収に王道なし」という、こういう地道に執念を持って取り組むしかないということだと思いますので、しっかりとまた新しい窓口税務課になっても取り組んでいただきたいと思う次第であります。

それでは、次の建設課について質問させていただきます。

先ほど言いました新西伊豆町の中でもう一つ、さっきの徴収室と一緒に検査管理室というのが設けられておまして、私は非常に注目したわけですが、これは前にも一度質問いたしましたけれども、合併問題のときでありましたので合併問題がある程度の格好がついてから考えますということでありましたが、今回これはどういうふうになっているのか、また検討されたのかどうか、今後またどういうふうに取り組んでいかれるつもりか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 検査管理体制についてでございますけれども、組織機構改革の見直しに伴い、南伊豆町役場の組織並びに事務執行規則第4条、係の分掌について検討してまいりました。検査管理体制についても種々議題に上がり、専門の検査担当係の新設置案もありましたけれども、人員等の問題で新設置は非常に難しい状態でありますので、現行どおり各

課担当で対応する体制しかできないと、そういう結論になっております。

なお、今後の建設課の対応としては、一担当者を集めて充実した設計施工管理を実施したいと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4 番（谷川次重君） 建設課長にもう少し突っ込んでお聞かせ願いたいと思いますが、この問題をどういうふうにお考えになっていますか。

議長（齋藤 要君） 建設課長。

建設課長（山本正久君） 公共工事の検査管理体制におきましては、折に触れて協議されております。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が平成13年2月16日に施行され、平成13年度から適用になっておるところでございます。工事の監督、検査基準の向上については、適正化指針の中で努力目標とされているところでありまして、当町におきましてはこれらの基準はまだ作成されていないという現状でございます。

そこで当町におきましては、静岡県建設工事監督要領及び建設工事検査要領を準用して、これらに基づきまして監督検査を実施しております。監督員につきましては、担当課の係員が担当監督員に、係長が主任監督員に、助役が総監督員として現場管理を行っている現状でございます。また、検査員につきましては、町長より任命を受け、担当課長が対応しているのが現状でございます。

今回の組織機構改革の見直しに伴いまして、専門検査部門の設置等の必要性、これは十分に感じております。また、協議もしてきましたが、ただいま町長の答弁にもありましたとおり、庁内全体の人員配置の問題で非常に厳しい現状でございます。機構改革に伴いまして、今後、建設課内には技術担当者が集合する予定でありますので、漁港施設、農林業用施設、公共土木の新設・改良、それから改修事業の計画等々、一括して行うような体制となる予定でございます。

今後、検査管理体制につきましても、設計、施工に対しまして他の担当者が検査等を行い、互いにチェックできる体制を検討しております。今後も検査管理体制につきましても充実した内容を模索しながら、町全体の動向を見た上で検討してまいりたいと思います。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔 4 番 谷川次重君登壇 〕

4番（谷川次重君） いろいろな人員等の問題で検査室というのはいけないけれども、この集まった技術屋さんをお互いがチェックする体制をとっていきたいと、こういうふうを考えられているということですね。

私は、今回のこの課の統廃合の成功、失敗は、1つはこの建設課の町長言われた技術集団を集めたという、この技術屋さんたちがうまく回るかどうか1つはかかっていると思うんです。ただ単に集まって来て今までと同じような点でいくのか、あるいは、そこにその新たな動きが出てくるのか、これが今回の統廃合を含めて今後の4課2局に向けての大きなキーポイントになると思いますので、これはこの3月が終わると人事がありますのでどういう格好になるかわかりませんが、しっかりと町長、助役もこちら辺は目を配って取り組んでいていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回の人事異動についても技術係という技術者を集めるという、そういうことを考えております。できるだけ実現したいと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは、次の教育委員会の質問に移らせていただきます。

直接、今回の統廃合とは関係ないのでありますが、17年度は教育委員会として学校統合審議会を設けて小中学校の再編を検討するという非常に大変な時期にあると思います。そこにも一度質問したことがあったのですが、私もまだまだ早いかと思っておりましたが、いきなり稲取小学校で二学期制度を導入するという記事が出ておまして、今の段階で結構ですので、教育長さんのこの二学期制度についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 学校の二学期制についてのご質問でございますが、これにつきましては学校が週5日制になりまして授業時数が減ってきたと、そういうことへの対応としまして授業時数を確保したいと、そういうような考え、それからさらには学期のスパンを長くして教育課程の編成にゆとりを持たせたいというふうな、そういったようなことから学校二学期制が導入されるようになりました。

具体的には、4月から10月の中旬までを一学期と。それで、秋休みというのを作りまして、10月の中旬から3月までを二学期と、このような形で実施をされております。その関係

で終業式、始業式が1回ずつなくなりますので、その日を授業時数に充てるというふうなことで、大体年間20時間前後の授業時数の増加が期待されております。

ちなみに、静岡県内の小学校でございますけれども、16年度の調べによりますと、二学期制を導入している学校は小学校が542校中120校、約22%でございます。中学校は273校ございますが、そのうち53校、19.6%ということになっておりまして、小中学校約20%くらいの学校が二学期制を実施しているという、こんな現状がございます。毎年少しずつ増加の傾向にあります。

そこで、本町の考え方でございますけれども、結論的に申しますと、現時点で二学期制への移行は考えておりません。と申しますのは、第1に、授業時数がふえるといっても年間20時間。これは今、年間、小中学校で1,000時間以上の授業を行っておりますので、そのうちの20時間というのは大した時間数にならないというふうなことでございます。

それから第2に、1学期の途中で夏休みが入るようになります。それから二学期の途中で冬休みが入るようになりまして、本当に学期のまとまりがなくなって1つの学習のまとまり感が子供たちも持てなくなるのではないかというふうなことが危惧されます。

第3に、家庭に配る通信表が年に2回になりますので、保護者の方がお子さんの学習状況を把握するのが今まで3回だったのですけれども、2回になるというふうなことで子供たちの学習状況の把握が十分なされないのではないかという危惧もございます。そのようなことから考えまして、本町ではまだ二学期制への移行は時期尚早ではないかと。

さらに、では基礎学力の向上のために授業時数を本町ではどうしているのかという問題がございますけれども、具体的には夏休みを少し短くしたり、冬休みを調整したりしまして、ほかの二学期制をやっている学校に比較しても授業時数が減少しないように、そういう調整を図って確実に202日の授業時数を確保して実施をしているというふうなことで、私としましては特に二学期制に移行しなくても現時点、子供たちの学力の向上とか、そういうことについては実行できるのではないかというふうな見解でございます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） しっかりとした見解を聞かせていただきました。

私は専門外ですので詳しいことはわかりませんが、役所さんといえども、建設関係もそうですけれども、今PFIという流れになると何もかもPFIというふうになってくる。この二学期制度というのがあって、またみんな二学期制度という、よく検討しないままに移

っていく心配をしておりましたので、今、教育長はしっかりとした見解を持っておられましたので、学校統廃合とあわせてまたじっくり検討されていかれると思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは次に、介護予防について質問をさせていただきます。

2000年にスタートした介護保険制度は、施行5年後の見直し時期を迎えているいろいろな話が出ておりますが。この改正の最大の焦点は、要介護者が急増した中でできる限り、いわゆる保険料の上昇を抑制しつつ介護サービスを充実させることにあり、こういうふうに言われております。

一番のこの介護保険制度のもくろみが外れたと言われているのが、要支援、要介護1、これが思っている以上にふえた。この部分が大変に膨らんだということで、今、この介護保険制度を安定させるためには、要介護状態に陥ることを防ぐ、要介護度を軽くするという介護予防が大事だということいろいろな打ち出しがなされていると思いますが、全国的にも要介護度別認定者数の推移では、要支援が2000年の4月現在では29万1,000人だったのが、2004年の10月では65万1,000人にふえ、それから要介護1は、2000年が55万1,000人が2004年には131万4,000人と非常にふえてきた。この部分が非常に問題だということに言われておりますけれども、1つは南伊豆町の場合は、この要支援と要介護1の推移というのがわかりましたら教えてもらいたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 制度がスタートした平成12年度末認定者数が271名で、うち要支援が10名、要介護1が65名、全体の27%を占めておりました。平成15年度末の認定者数が462名のうち要支援が27名、要介護1が124名ということで32%となっています。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 南伊豆も同じようにふえているということですが。この介護予防が大事ということで、今、国・県の方から地域支援事業とか地域包括支援センターの創設等の打ち出しが出ているということではありますが、その方向性とか町の取り組みとか、出たばかりでどこまで詰められているかわかりませんが、概略でいいですのでお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 2点目の予防給付の実施時期ですけれども、当町は今のところ基地となる施設がないということで、これから本当に慎重に検討しなければ。地域支援センターというのが平成18年、来年の4月からスタートするわけです。そして、2年以内にやはり条例によって施設を延長することが可能ということですから、もし来年の4月にできないようでしたら条例を改正しながら、本当にこの包括支援センターの施設というのは真剣に考えなければいけないと。今のところはまだその段階ではないと、段階というより、考えていません、今のところは。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） これは出されたばかりで、まだ町長のところまでそういう細かい話はいってないと思いますので、保健福祉センターにちょっと概略で結構ですので、どういう流れになっているのかお聞かせ願います。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） ただいまの新予防給付の創設あるいは地域支援事業の創設、予防重視型のシステムに今度の改正案がなってきております。これのケアマネジメントします地域包括支援センターを設置して要支援あるいは要介護1の方々の支援をするということになるわけですけれども、そこには社会福祉士、それから主任ケアマネジャー、それから保健師を配置することになっております。そして、この制度のスタートは原則として18年度4月からということになっておりますけれども、先ほど町長が述べられたように、条例で定めた2年間の延長が認められておりますけれども、非常に社会福祉士、それから主任ケアマネジャー、現在本町には2名しかございません。そういった人的な確保が非常に難しくなるのではなかろうかと思えます。現在、在宅支援センターを委託しています法人に対しましても委託は可能かの打診等もしてございますが、今後これらが大きな問題になってこようかと思えます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） この問題は今後検討していく、出たばかりですので、まだそこまでいっていないということですが、私が言いたかったのは、もう一つこの前の新聞の記事で、福

井市の自治会型デイホームというのが非常に成果をおさめているということで、これは引きこもり防止や介護予防を目的に小学校区ごとに自治会型デイホーム事業というのを2000年に立ち上げて、そのときは7カ所で始めたそうですけれども、今43地区に広がったと。高齢者の13%以上の参加者を見て大変な効果を上げているということで、今話されました地域包括支援センターとか、これはすぐには難しいでしょうし、いろいろな絡みの中で、あと新たな制度と絡めて今当町で行っているひまわりとかひだまり、つい最近は下賀茂のほほえみ、こういうグループ、これをもう少しもっと充実発展していく必要があるのではなかろうかと。このことを言いたいわけでありませぬけれども。

それで、この今の活動の状況と、もう1点は、今3カ所ですけれども、旧6カ村ぐらいまで広げる考えはないかどうか、これをお聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 今の福井市ということですが、うちの方におきまして、当初は老人保健事業として平成8年度から地域住民参加型のリハビリ教室、機能訓練教室ということで今のひまわりが下小野にスタートしまして、平成11年に湊にひだまりの会、15年に下賀茂のほほえみの会の3カ所で、これはボランティアさんの協力を得て実施しているわけですけれども、それに加えて来年度か、実はヘルスアップ教室、健康増進事業の中に介護予防も対象とした事業展開をしようということで、17年度から取り組む予定であります。

それともう1点、今、みなとの園さんをお願いしまして介護予防教室を実施しておりますけれども、これを6地区に分散しまして、できれば地域でやるということで、これも17年度から試験的にやってみたいと思っておりますけれども、やはりこれをやるのには職員だけでは回りませんので、ボランティアの確保が重要になるのではなかろうかと思っておりますけれども、17年度から新しい取り組みとしまして今の2点を追加してやっていきたいというふうに考えております。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 今の課長の答弁の中で、何をやるにしても、いわゆるボランティアというのが非常に大事になってくるという話がありました。先ほど話しました福井市も3,000人の人たちに1,000人ぐらいのボランティアの人が絡んでいるということでありますけれども、きのうも町長さんは協働という話をされておりましたけれども、このボランティアのいわゆる啓蒙というのは非常に大事になってくると思っておりますけれども、この点の町長の見解を

お聞かせ願いたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ボランティアに対する協働ですけれども、まず身をもってやるのが第1点かなと。ですから、町職員に対してもこの年頭のあいさつで言ったことは、各課で協働ということを実際に考えようと、そういうことも提案しておりますし、町の職員が地域の中核となって協働の精神を広め、それが輪となって大きな力になっていく、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） 職員の教育もそうでしょうし、もう一つは地域に対してもそういう啓蒙というのが大事ではなかろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 先ほど地区懇談会と言いましたけれども、協働ということでボランティア等も当然考えに入れなければと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君。

〔4番 谷川次重君登壇〕

4番（谷川次重君） それでは最後に、実は私は議員になったときに先輩議員に、3月の議会は退職される課長さんに質問するのが礼儀であると、それがお世話になった恩返しだというふうに教わりました。今回は5人の方が退職されるということで、私の力では5人に質問することはできませんので、私も折に触れて5人の課長さんたちに大変にいろいろなアドバイスを受けて感謝しておりますけれども、そういうわけで質問できなくて申しわけないと思います。長い間の公職を終えられて、新たな人生に入られるわけありますので、どうか体に留意されて元気でのおんびりとゆっくりと、そして楽しく人生を楽しめますことをお祈りしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 谷川次重君の質問を終わります。

ここで、20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

横 嶋 隆 二 君

議長（齋藤 要君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私は、日本共産党と住民を代表して、通告に従って一般質問を行います。

初めに、今日の情勢とこの議会の位置づけですけれども、2年余にわたって合併問題で町民、町が翻弄されてきて、昨年の10月17日の住民投票で合併問題にはけりがついたわけがあります。南伊豆町の住民は自律の道を選択をするという結果になりました。これは合併の押しつけ、国や県の押しつけの問題、そして三位一体改革、とりわけ16年度の予算では非常にひどい激しい地方財政削減がやられる、こういう中で住民が自律の町を選択する、そしてその後の初めての予算議会であるという点で非常に重い議会だという受けとめを持っております。また、そうした議会に当たって当局、とりわけ合併の旗を振ってきた町長に対して12月議会でも非常にするどい質問が相次ぎましたが、この単独で歩むに当たっての決意なり意思表示、そして行動が非常に問われると、まずもって表明するものであります。

質問通告には、自律のまちづくりと行財政改革、17年度予算編成、医療・福祉と政治姿勢となっておりますが、3番目の問題を除いて関連しているもので、一番最初に医療・福祉の充実とまちづくりについて質問を行います。

これは、とりわけ私も共立湊病院組合の議員に出ております。ここでは、現在、建設検討委員会が立ち上げられて、これが協議をされている。とりまなおさず、共立湊病院は賀茂郡下の町村立ということで南伊豆だけの病院ではないというものはあります。しかしながら、伊豆半島のいわゆる先端過疎地域にある唯一の公的病院ということで、歴史的な経過からもしてこの地域の病院の役割として非常に大きな役割を持っている。客観的な役割ですね。同時にこの問題で、建設検討委員会ではこの移転の要望についても出されていると。これは

賛否両論ある中で、現在コンサルタントにこの点での双方の検討が委託されている。3月25日にこの結論が出るようになっております。結論というか、一定の報告がです。

それはそれとして、今日の経済情勢あるいは国の動向のもとでやはり費用負担も避けながら、同時に地域住民、南伊豆町民はもとより半島先端の住民の医療要求にこたえるために、あの地域を有効に活用していくことが迫られている。あの用地を活用して建てかえるということも選択肢の中でありまして、そうしたことを見越した上では国立公園法の見直しがどうしても正味の課題になっていると。共立湊病院の組合の中でもそれは議論されて、管理者である南伊豆町長にこうした点の質問を行っていますが、その立場とはまた別個にして、私は南伊豆町議会の議員として南伊豆町民の最高の責任者である南伊豆町長に対して、この地域を南伊豆町の計画の中でもそうした医療の最重点基地として施設として位置づけをして取り組む、その上でも公園法の見直しの申請手続、位置づけをすべきと思いますが、その点の考え方を答えていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 共立湊病院の用地の国立公園法の第2種に適用ということで除外ということでございますけれども、国立公園第2種特別地域から普通地域への変更ということでございます。現在の病院の敷地は5万4,505平米、そのうち4万3,776平米が自然国立公園法による第2種に該当しております。このため、今、横嶋議員が指摘のように、あそこに新築するにしても移転するにしても国立公園法の制限というのは当然出てくるわけです。ですから、今言われていましたように、コンサルが結果を3月25日には案として出すわけでございますけれども、それとは別に私の方も当然あそこを国立公園の第2種特別地域から普通地域へ変更していくのが一番ベターではないかなと、そういうことで5年ごとの見直しということでございますから、その期間のときに変更の方を国の方へ申請しなければと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 5年ごとの見直し、次の時期はいつですか。

議長（齋藤 要君） 商工観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） 見直しということですが、これは自然公園法の見直しなんです、これも公園計画の再検討ということで、これは見直し、再検討されたのが平成

16年度に見直しがされました。ちょうど今の厳しい規制の中で見直しという、おおむね5年ですから、ぴったり5年ということでもございませんけれども、随時見直しをしております。
議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） おおむね5年ということは、4年から5年とか、そういう幅を見ても平成20年から21年ですよね。そうした点でいえば、もうすぐにこれを着手して、準備をして環境をつくっていくということが必要だと思っんですね。これはこの議会でも再三、陳情等々言われていますけれども、やはり先を見越した行政というんですか、先を見越すのは現状をよく見なければこれはできないことであって、現状の問題からすれば、あそこの敷地は南伊豆住民の立場からいえば病院の移転はとんでもないことであって、むしろ温泉を活用した一大医療福祉の拠点としてやっていくという位置づけをさらに膨らませて、計画を病院の環境とは別に持っていくと。その上で、単なるお願いなんかでの陳情ではこれはできないことでしょうから、そうした準備を進めるべきだと思いますが、そうした点も含めて、町長、改めてどうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員指摘のように、あそこは本当に医療に、また南伊豆にとっても、また賀茂郡下にとっても一大の基地でございますから、事実という関係の中で国立公園法改善については全面、これからもやっていかなければと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは南伊豆町長として、それでももちろん関連部局、いわゆる公園法の見直しの担当の部局だけではなくて、医療・福祉関係のところもやはり一体になって、そういう観点で取り組んでいただきたいということであります。

では次に、自律のまちづくりと行財政改革についてであります。

質問の要旨では、行財政改革の特徴・ポイントと展望をとということでありましたが、もちろんこれはこの間、議会が12月議会で行財政改革の提案を行いました。これについて当局からも行財政改革の検討項目、これが出されてきました。こうしたこと、これについて質問を全面的にするわけですがけれども、まず行財政改革に当たって町長が考える、なぜ行財政改革なのか。そして、今回打ち出した行財政改革の考え方、これは具体的な冊子は正式に議会に

は資料に出されておられません。全員協議会で出されたものでありますけれども、検討内容を。しかし、どういう考え方を基本に持って出されたのか、その点をお答えしていただきたい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、確かに合併ということでこれまで来た、それは事実だと思えますけれども、その理由として、私は我が町の財政というものをずっと考えていたわけです。その中でやはり単独を選ぶ以上は行財政改革をして、少なくとも10月17日という形の中で、もう来年度予算は3月ということですから、まず、とりあえずできることは何かと、そう考えたときにプロジェクトチームを立ち上げて、そして行財政改革をできることから進めようとそういう腹で職員には指示し、10月25日に指示いたしました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 議長、それ、今答えたのは行財政改革のプロセスであって、その主眼、ポイント、考え方を教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 当然、行政になりますと、今までの機構の中で職員の各課があるわけです。その中で作業分析を行いながら、そしてそれからむだな物だとか、そして削除できる物、そういうのを抽出しながら当面はやるのがベターかなと。そして、将来的には議会の皆様方、そして町、そして一般の住民の方々を入れながらそういう組織づくり、行財政改革大綱をつくって取り組めばいいのかなと、そういう考えでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 答えになっていないんですね。町長、何があなたが考えるむだや、あるいは切っていくものなのか。あなた自身が行財政改革プロジェクトチームで指名してやっているわけですが、何がむだで、どういう点をどういうふうにか切る、どういう考え方で現状を見てやっていくのか、その点を答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 切る中には順序というのがあるかと思えます。ですから、行財政改

革の中にも我が町の方針、観光立町ということを考えてときにそういう位置づけ、そういうのを当面には考えてやって、あとは一律に2割カットぐらいで最初はスタートしたわけですが、なかなか予算編成の方で厳しいものがありますから、ある意味では町長ヒアリング等のときには決断させていただいて、不本意な結果になったとは思いますが、私はそういう実効とか、そういうことで考えてやっていました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは一番最初に答えた中で、単独でいくことになったからということはあるかもしれませんが、別にこれは町長が選択したわけでもない。12月議会で非常に激的な議論が全体でありましたけれども、岩田町長は受動的にこの単独でいく道を選んだと。しかしながら、執行責任者としてとどまっているという点で、今の中身の観光立町だけでその点は許して、それ以外のところを町民の生活、子供たちからお年寄り、半島先端のこの経済不況の中で一番置いていかれる、静岡県の中でも光りの当たっていないところの一つでもありますよ。そういうところの長として今の状態をどう見て、行革の点ではどういう観点を持ったのか、それぐらいのことを言えないのですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 予算書を見てもらえばわかりますけれども、1億1,000万円強の削減を行って、なおかつ1億8,000万円ぐらいの財調からの繰入金で現状でございます。ですから、お互いに痛みを分かち合うというのが私の考えておりましたもので、その辺は最初から単独でやった以上はこうなるなということは私も常日ごろから、要するに人件費が2億円も足りない町が単独になるとかなり厳しくなるということは言っていたわけですから、その結果として、やはり切るべきところは切る、そして入った中で出を考えるということになってきますから、ある面ではもう本当にやむを得ないと言っては失礼ですが、苦渋の選択の中でこの予算編成はさせていただいたと、そういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 予算編成の質問は、私はしていいないのですよね。予算編成は次に項目を立ててありますので。行財政改革はなぜかと。

今、あなたはぼろっと言いましたけれども、単独を選んだらこういうふうになるんだと。

あなた自身の意思はどうなんですか。自分で提案しておいて、そういう開き直った答弁をして、この町はもちろん観光立町でありますけれども、観光だけではありません。いろいろな分野に生活をしている。まして半島先端で電車もないところで1万人余の人口が踏ん張っていると、これは特筆に値すると思うんです。町民は頑張っている、そういう中で、合併の選択の問題でもあなたが住民に何の材料も示していない。選択材料を何も示さないで自分の権限で、強権で住民投票をやったわけですよ。合併したらこうなる、痛みを分かてと。自分は痛みは感じていないような予算なんだけれども。

議会は、単独であろうと、合併したらもっと大変になるだろうということもあって、昨年の6月以降、行財政改革委員会を立ち上げて、6月からこの検討をしてやってきたわけですよ。単なる痛みとか、そういう問題ではない。冒頭にも言ったように、今日の地方財政の状況は三位一体の改革や地方分権、三位一体の改革は言っている地方分権の趣旨と合わない、そういうことがあるからではありませんか。その点、町長の見解はどうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに政府が言っているように、三位一体、地方税源移譲、そして削減、そして補助金のカットと一括してやれというのが、それが税源移譲の方がなかなか進んでいないと、そういうことによって小さな町については本当にこの負担が大きくなっていると、そういうことは現実として認識しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それは現実なんだけど、だから、あなたはどうか考えるのだということですよ。その点を聞いているんですよ。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） ですから、そういう流れがあったから、私の方とするならば三位一体の改革ということの中で小さな町がやっていくのは大変かなということで、私の方は合併した中でこれから交付金の削減というのは大きな国のテーマになっております。そういうことで、私は合併ということで穏やかなリストラという形の中で削減していくのならば、人権費の削減等々も進み、そして2つ力を合わせればということでやっていたわけです。しかし、その結果として、住民投票の結果、単独ということになったわけですからけれども、なかなか単

独の中で人員削減というのはかなり厳しいわけです。ですから、その前に見本を示さなければいけない。そして、そういう形の中で、できるだけまず手本として行財政改革をしなければいけないというのが私の考え方です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 今の発言を聞くと、住民が自律の町を選択したけれども、合併問題でも認識が非常に違うんだけれども、いわゆる開き直って、選択した住民がこういう道を選んだんだからこうなって当然だと。町長、合併して人件費をどのぐらい削減した自治体があるか言ってみなさい。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 申しわけないけれども、まだそこまで認識しておりません。ただ、私が常日ごろ言っているのは、合併するとダブる職員が出るよと。そして、それを穏やかにやめていただくことによって人件費削減ができるということを考えていましたもので、私の方とするならば、今ここで人間が、例えば西伊豆町を例にとりますと、賀茂村と西伊豆が合併するという事。そうすると何かその職が当然余るわけですけども、そういう職をつくりながら、言葉は悪いのですけれども、定年を待つという。ですから、合併したから即人数が減るとするのは、私は最初からそういうことは一切言っておりません。ただ、穏やかなりストラということを行っているわけです。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 全くつじつまが合わないことを言って、現実に合併した伊豆市がどういう状態にあるか。伊豆市は合併して、もちろん特別職や議員の一部は減りますよ。特別職の歳費分は減るんですよ。しかし、当時18万7,000円だった議員の歳費は今29万円ですよ。歳費全体では、報酬全体では余り変わらないんですよ。合併してもしなくても、おいそれと公務員は人件費がかかるからといって、それは単純に首を切れないんですよ。今言ったことはでたらめですよ。だから、合併した方がいいなんていう、そういう認識はとんでもないですよ。

むしろ、住民の側から見れば、伊豆市の例でとって見れば、いわゆる役場庁舎が3つも4つもあって行き場にも遠くて困ると。住民負担はそれだけでふえると。土肥から教育委員会

に行くのにはもう中伊豆まで行かなくてはならない。真新しい建物が今後、いわゆる維持費で困ってくる。現実を全く取り違えてまたここで答弁するとは思ってもありませんでしたけれども、とんでもないですよ。余りこれをやっていると時間があれなので。

こうした点で、当局が出してきた中で特に福祉の分野、食事サービス、高齢者のいわゆる介護の問題がいろいろ焦点にもなっていますけれども、いわゆる病気の予防、介護、寝たきりのぼけ、あるいはひとり暮らしの老人の在所確認等々で食事サービスが導入されて広まってきました。食事サービス、敬老祝い金がぱっさりと切られている。食事サービスは新たに100円負担と。町長はこういう点、まず福祉の点、これをどのように考えますか、この点は。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 敬老会等については前からいろいろ私たちの方の方も考えていて、そして徐々に削減という方向を考えていたわけです。前年も要するに経費の方は削減しようということでやったわけですがけれども、これから応分に負担という形の中で、今回はある面では思い切ってやっとな、そういうことでございます。

また、福祉の関係については課長の方から説明させます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 僕は、担当には求めていないんですね。この間の議論でもそうだけれども、あなたは一律20%、観光以外一律20%以外応分の負担ということを行いました。議会は、12月議会で行革委員会がやった中でも子育て支援、高齢者対策、産業振興、こうしたことは活気あるまちづくりをする上で欠かせないという点で提言もしております。議論もそういう議論をしております。まして敬老祝い金は、これは現金で支給されるということに意味がある。年金も減らされる、いろいろ負担も減らされる。ちなみにこの間のデータでは、大企業の利益はこの不況の中で大幅にふえている。ところが、個人所得は反比例して減っている。こういう中で高齢者の世帯が本当に大変な思いをしている。一部を除いて大半はそういう状況だと。

こういう中で、敬老の日に期待を寄せて、孫に対して自分のそれを使う、それを楽しみにしている。この理由のところには高齢者の増加に伴い多額の費用が見込まれるとありますけれども、むしろこれを激励して長寿、長生きをするというのは人間にとって本来喜ばしいこ

とでなければならぬし、いろいろな環境が大変でもそこを何とかしようというのが、今日の議会の介護の議論でも出たものではありませんか。こうした点、食事サービスの点でも、なぜ私が行革の見解を聞いたかという、町政のあるべき姿、施策の点でどこには手をつけていかれ、いろいろあるけれども、どこは残していかなければならぬ、そういう柱がなかったら、町の存続、発展、この方向がないではありませんか。そこを方向づけていくのが首長の役割ではないですか。あなたは年寄りに対しても、大体南伊豆町の町民の半数近く、あるいは以上は国民年金生活者が多いんですよ。そういう点から考えても、これは非常に冷たい仕打ち、高齢者にとってね。

一方で、あなたは建物を建てる時に保健福祉センターは高齢者のためだということを行いました、議会は厚生省のあいたところにある買ったところにある古い施設を改装してもそういうサービスはできるということを行っていましたが、あの予算から比べれば微々たるものではないですか。復活すべきではありませんか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 横嶋議員の質問もわかりますけれども、やはり公平公正という形の中でやっていかなければこの難局は乗り切れないのかなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 高齢者にとって、高齢者というか、この地域が誇るべき土地、長生きをする年寄り、高齢者に対して非常に冷たい岩田町政だと言わざるを得ない。これは今後、委員会等々もありますので復活すべきだというふうに申しておきます。

次に、教育の分野です。

教育の分野で学校の統合の問題が出されています。これについて、まず簡潔に教育長からこの方針を説明していただきたい。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 学校統合につきましては、昨年10月段階で町長の方から学校の再編成等について検討してほしいというふうなことで教育委員会委員長あての文書をいただきまして、教育委員会としてその後、何回かにわたって検討を重ねたわけですが、検討を重ねる中で町には学校等の審議会条例というのがございます。そういう条例を適用しまして、教育委員会が審議会を設置して学校統合について審議をしていきたいという

ふうな方針を決定いたしました。

そういう中で、来年度予算の中に審議会の関係の予算を計上させていただいたわけですが、教育委員会としましては平成17年度1年間にわたりまして、審議会におきまして我が町の小中学校の再編成についてどうあったらいいかということで審議をいただきまして、その答申をいただく中で平成18年度に各住民の方、保護者の方々の理解と協力を得られるような周知の活動をしてまいるという、そういう活動の中で答申案というふうなものを具体化していく手順を考えておるわけでございます。いずれにしても、条例に基づきます審議会がどのような結論を出してこられるのか、そういったことの中でこの問題は考えていかなければならないと、こういうようなことでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これは12月、前にも聞いたかもしれませんが、合併の問題と合併の是非と、これは関係していると認識していますか。一言でいいです。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 合併とは全く関係しておりません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 次に、教育の分野で、これは65項目めに給食施設の民間委託または整理、合理化ということが載っています。整理というか、いわゆるむだと、余り効率という言葉も使いたくないのですけれども、いわゆる合理的なあり方は必要だと思うのですが、民間委託という項目はどうして入ったのか、この点を答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） これは、数年前に民間委託とか、あるいは給食調理場を設置するか、あるいは整理統合するとかといろいろな選択肢がある中で出てきた言葉でございますが、来年度は給食調理室の統合という形で実施をするということが決まっておりますので、今は選択肢の幅が広がったときの民間委託というようなことについては、まだその当時のことが残っているというふうな認識でございます。

遠い将来、先の将来そういうことが起こってくるかどうかということは不明でございますけれども、現在、教育委員会としましては整理統合するというふうなことで具体的にもう動いております、平成17年4月1日から南崎小学校の給食室と竹麻小学校の給食室を統合し

ます。それから、南上小学校の給食調理室と南中小学校の給食調理室と統合しまして、三浜小学校の調理室はそのままでございますので、3調理場に整理統合するという事で具体的に対応していくところでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 私はこの合理的なあり方は一理あるとしても、いわゆる民間委託というのは全く性格を異にするという点で、これは文言も含めてこれは削除すべきだというふうに思います。この点を一つ答えてほしいことと、もう一つは、この間、教育委員会関連の住民の皆さんから、今日も議場配付されたんですけども、施設使用料ですね。これをいわゆる押しつけ的に決まったものだとしてこれをやらせる。これはPTAの会合の中からもそういうことが出されると。その中で、職員の口から出ている言葉が、合併しなかったからこういう状況だなというふうなニュアンスが感じられるということが聞かれているのだが、その点、教育長はどのように把握しているか、あるいは事務局長も。先ほどの民間委託の問題の答弁とあわせて答えていただきたい。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 民間の問題についての削除については、早急に検討していきたいとします。現時点では、その方針はないということは先ほど申し上げたとおりでございます。

体育施設の使用料等の問題につきましては、局長の方から答弁をさせていただきます。

議長（齋藤 要君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（鈴木 勇君） 武道館の使用料のことが問題になっているわけですが、武道館につきまして年間200万円ぐらいの維持管理費がかかっております。それに対して使用料収入が35万円程度でございます。費用に対して収入が余りにも低く過ぎるその要因というのは、もともと使用料というのはだれでもがスポーツに親しめるように安く設定してありますけれども、それをさらに減免しているということから来ておりますので、これを行革の歳入の確保を図るという意味合いから、この減免を17年度からしないことにしたものであります。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） この点、町長と教育長にも答えてほしいんですけども、いわゆる青少年の健全育成、とりわけ、やはりどうしても言わざるを得ないのは地理的なハンデがあ

る。下田などに出るにしても一定の費用負担は避けられない。親の車の負担が一番最低であっても公共交通機関では大変だと。そういう負担、リスクの中でこの住民はここで生活をしているという中で、この問題がいわゆる青少年健全育成、これはほかのスポーツ団体も同じだと思うんですね、武道館だけではなく。こうしたところをどのように育てるか。ここにも一律負担を課してやっていくのか。そこの考え方は、やはり私は違うと。

町長、私は先ほど高齢者の問題を言いましたが、子供たちの健全育成の問題。これは今日何かスポーツ表彰等々が新聞報道されていましたが、それに該当する子供たちだけではなくて、南伊豆町の子供たちは他の自治体よりも子供数が少ない中、あるいは複式や何かの学校で育っていても、いわゆる高校に行ってバレーボール部も全国大会に出るその柱になる活躍をする、県のレベルの陸上にしてもほかの武道にしても優秀な成績をおさめる、そういう頑張りをしているんですね。どうしてこれを一層励まして、大きくなったら南伊豆に戻って来て力になってほしいと、そのぐらいの腹を持ったことができないのか。これをまともによったって上げ幅は14万4,000円ですよ、予算で。

一方では、大人が使う差田グラウンド、これは別の管轄ですけれども、農林水産課の管轄で、これは上げ幅はプラマイゼロですよ。むしろこれは教育関連ととらえるならば、体育館の維持費や学校の維持費がかかるから、それを費用負担かけるかといえそうではないわけで、やはりそこを地域の間人を育てていく、その観点をどのように考えるのか、町長答えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに、横嶋議員が言うことは本当にもっともだと思います。しかし、スポーツの得意な子、また嫌いな子、そういう子供もいるわけですから、私の方とするならば、運動をするからその人だけにやはりやるというよりも、学習塾や習字、そろばん、ピアノ等の教室に通って自己負担でやっている人がいるわけです。そういうことを考えたときに、私は平等という形の中で本当に教育ということ考えた場合は、今、横嶋議員の言い分もあるわけですが、私の方は平等ということ考えたときにもうやむなしと、そういう判断をいたしました。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 教育長どうですか。簡単でいいですよ。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 当然、体育振興の面から考えても、子供の健全育成の面から考えても大いに施設を利用できるような状況にするということは大変重要なことであるという認識は全く一緒でございます。しかし、今の町の経済情勢の中からやはり条例に足る形で実施をするということもやむを得ない選択だというふうに私は認識しております。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 町長の答弁は論外だと。私的に学習塾に行く問題と町の教育施設を、これをスポーツやるやらない嫌いだと、そういうことではないでしょう。今までの南伊豆町の子供たちに対する取り組みはどうだったのかと歴史的に見れば、1人当たりの教育費、町長はさっき合併の問題を言いましたけれども、下田市と南伊豆町を比較して、小学校、中学校の子供たちの教育費の比較は頭にありますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 申しわけないですけれども、その教育費についてはありません。ただ、学校の先生が言うことについて教育長の方からよく聞かれるのは、南伊豆町は学校教育については厚いという、そういう言葉を私は聞いておりますけれども。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 1 2 番 横嶋隆二君登壇 〕

1 2 番（横嶋隆二君） 何を言っているんですか。あなたが予算の執行権者でしょ。よそから聞いて、南伊豆は厚いなんてでたらめを。あなたは何のためにそこに座っているのですか。町長の器量ね。みんなが苦しんで大変な思いをして、民間の給料も削減されているという、全然その重みをわかっていないではないですか。この地域に今でも南伊豆町に分譲地があれば家を建てて引っ越して来る。現にこの間にもいるわけですよ。なぜかと。保育園があって、学校もあるから。下田は16年の予算、小学校1人当たり1万円ですよ。南伊豆町は2万9,000円、大体小さい規模になるとそういう比較は余り、それがべらぼうだということではないんですけれども、そうやって子供たちをはぐくんできているからこの地域の人口減少の歯どめかかっているんですよ。中学校費にしても下田は1万4,500円、南伊豆は2万3,000円ですよ。これは施設費を除いたソフトに係るものですよ。

そうしたことも認識もないで、だから合併したらとんでもないことになるということに住

民は拒否したんですよ。よそから聞いて、いかにも自分が提案する執行権者がそんなことも知らないで町長が務まるものではないでしょ。

それで、きのうのやりとりの中で、みずからの歳費の問題を教育長が言いましたけれども、応分の負担と言いました。その中で、みずからの報酬の問題、私もあれこれ個人の問題では言いませんが、客観的なこの情勢の中で、町長も最後には町職の最高職と同じぐらいはやむを得ないということを言わざるを得なくなった。もう矢祭町の町長はみずからそれをやっている。教育長、報酬が人格を決めるのではないと私は思います。きのうは報酬の問題でそういうことを言いました。校長職より低かったらそれが問題だと。アメリカの大統領は日本の総理大臣より報酬は少ないですよ。私は、教育者としてはもう少しその点を深めていただきたいと。

ちなみに、議員のこともきのうさらされましたけれども、議員は4人で町長1人前ですよ。しかし、今日こう求められる情勢の中で、すべてここにやられている町政をチェックして住民の声を上げて、これは議場にいる姿よりも求められるものは多い。本来、こうした状況の中で、若くて本当にもっと現場の声が反映できる者が議会に欲しいという思いですけれども、教育長、ちょっとその点で私は先ほどの値上げ幅程度であれば自分の歳費を削ってでもそうした点に貢献する考えはないか、その点をお答えしてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） 昨日の答弁でございますけれども、現にもう既に校長職やら教頭職よりも今低い状況にあることはまず事実でありますけれども、やっぱり職責から考えて余りにもこれがまた20%、30%という形で削減をされていくときに、果たしてその職に対応できるだけの責任とかに対応できるだけのものかというふうなことについては疑問があるというふうな見解を述べたということでございます。

それから、後の問題については、私個人としてはそういうことでやぶさかではございませんけれども、これから先続いていく教育長職ということを考えたときにそのような見解を述べさせていただいた、こういうことでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 個人的な見解ではないのですが、いいです、その点は。

次に、17年度予算の編成の問題です。

その前に行革の問題でいえば、これは町長、合併の問題をあなたはまた出しましたけれど

も、合併したからとかしないからではない。いわゆる地方分権の時代だ。地方が活性化すべきだという中で、三位一体ある意味では期待をした。ところが、地方の財源を大幅に切ってくる。むしろ都市部にこれを集中する。これは全国共通の理解ですよ、大体。ですから知事会でも、東京都知事を知事会長にするななんていう意見が出る。そうしたもとの、私たちも緊縮の提案をしました。しかし、それは国の財政のあり方がやはり国民一般庶民、そして生活関連のところに厚くすべきだと。しかしながら、今の段階では国にそういう注文をつけながらも自治体を残して最小限、そして地域を守る取り組みからこうした提言をする。

ところが、あなたの論理の行革の今回の議会に提案した中身は、内容も薄っぺらであると同時に、全く受動的で自律の町をやっていく気概など何も感じられない。すべてに平等に負担をするといっても、新たに自分の特別職の歳費も含めてこうした点を身を切ってやる、そうした点も出ていないという点は何のために。しかも、先ほど言ったのは、合併しないからこうなったのだと見せしめ的な行革の方針、あり方、とつても許せないという思いです。

次に、予算編成の問題ですが、予算編成の点、今回重視した点とポイントについて教えてください。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 平成17年度の予算編成の要点ということですがけれども、本町財政は国・県からの依存財源が大きなウエートを占め、国の三位一体改革に伴う国庫補助金、補助負担金や地方交付税の減額など昨年に続き厳しい財政状況には変わりありません。財源の確保には困難が予想されております。また、自主財源である町税は恒久減税や観光産業の不振等により大幅な伸びが見込まれず、各種料金等も含め、より一層の徴税・徴収に努めなければと、そう考えています。

一方、歳出では、年々増加の一途をたどる扶助費、医療費に要する経費、公債費及び人件費などの義務的経費や第4次南伊豆町総合計画及び過疎地域自立促進計画等に基づく基盤整備など財政需要に極端な減少は見込め……

〔「町長、今のはこれを読んでいるんでしょ。これはきのう聞いたからいいの。あなたの考えをね」と言う人あり〕

町長（岩田 篤君） ですから、私が言っているとおり、南伊豆町の現状を考えたときに、今回の予算でも交付税が44.3%という、そういうウエートを占めているわけです。その流れというのは変わらないわけですから、私は当面として、すぐできることとして行財政改革を

まずやって、そして地区懇談会、それからという段階を踏んでやろうと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 一言、その地区懇談会はどういう内容でやるのか、その点を答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 当然、今の財政の内容、それから私たちが考えているのは観光立町ということで、隠れた資源はないかと、そういうアンケートをとりながら、私たちはやっていかなければならない。そして、協働という形の中でこれからは町民の方々にも協力を得なければいけませんから、そういう内容を踏まえた中で、そして地区懇談会をやらなければと考えています。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） このきのうあなたが読んだ、今の考えでもいわゆる課長に書かせた書類を読んでいるか、そらで自分の考えを言えないですね。それで、きのうの施政方針であった地区懇談会については、これをよく読むと合併の問題で情報提供、説明責任を果たしてまいる所存であると書いてあるではないですか。今の答弁から来ても、合併しないからこういう状態になったんだと見せしめ的な予算編成をして住民に突きつけて、それでいろいろな地区の言葉を聞くと何か何とか言うけれども、合併の住民投票のときには資料も出さない、説明もしないで投票をさせておいて、今言っていることときのうこれを打ち出した施政方針は全然違いますよ。これはどうなの。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇 〕

町長（岩田 篤君） 確かに横嶋議員が指摘するように、県の動きというのがあるわけです。そこに今までの行政センターというのが廃止されて、地域支援局、そして……

12番（横嶋隆二君） 町長、もういいよ。そうすると合併の説明をするための地区懇談会なの。もうこれはとんでもないことですよ。

それで、いいですか、今の。予算の議論で話して時間が少し足りなくなってくるから、その方の話をしますけれども、いわゆる町民にすべて合併しなかったからという押しつけで、

公式答弁でもそれを平気で言うと。あからさまにもう政治問題を復活させてこの場に及ぶと。しかも、予算のポイントでは自分の言葉では語れないと。おおよそ自律の町を担う資格はないんですね。

ちなみに、私は先ほどの言葉と似たような、教育の施設の使用料、あの問題でスポーツをしない子供がいるから公平な負担だということを言いましたけれども、一体、この予算の中で、行革の問題でも5,000万円もするいわゆるリサイクル収集の問題にも項目すら何も手をつけられていない。私はこれまでも農業振興などで単価保証、価格保証あるいは建設業者も丸々の税金を出すのではなくて、借金も含めた税金を出すのではなくて、いわゆるリフォーム振興助成制度、こういうので町場の需要を刺激して、これを踏ん張ってやっていくべきだと、これも個人にこれを与えるものではない。

ところが、伊東市ではこの住宅リフォーム振興助成制度、これは伊東はちょっと大きいですけれども、平成14年度に600万円の予算をとって10万円以上、100万円以上の場合、10万円なんだけれども10%の助成ですよ。それでどういう効果が上がっているかということ、14年度の実績で600万円の予算で請負金額は9,600万円の仕事が町場に発生すると。次の15年度には予算を倍弱の1,100万円にして、請負金額は1億7,300万円ですよ。まさに予算を倍に膨らませていくと。

この間の桜祭りでも一番メインになってお客さんを呼ぶところに行政がもっとその点を厚くしてお客さんを迎え入れるにふさわしい、身なりも整える、そのぐらいのことが考えられないで何が観光立町か。私たちはそうではない。削って我慢するところは我慢しながらも、お客さんを受け入れるところ、そして、子供たち、高齢者にはこれは今までどおりやっていく。あなたは住民負担を課さない、説明もしないでこれをやってくる。しかもまだ合併の目も残しているということでもあります。とでもないことでもあります。

さらに言えば、私のところに入った文書で町長、今度これも含めて今の予算の答えられませんかから政治姿勢になるわけですけども、みんなに平等だ、口先では何だ言っても、寄せられた手紙では町長は自分の支援者にはあいさつをするが、そうでない町民には町民からあいさつをしても無視をすると、私は直接聞いている。しかも、この間の臨時職員の募集の問題では、採用試験を受けて不採用になる人が別に臨時職員に採用されることが決まっているといううわさがあると。この点、あいさつの問題とは別にして事実関係をこの場で若干確認したいのですが、こうした事実はあるのかどうか、この点、答えてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私の方では一切ございません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） 委員会もあるものでこの点は求めていきたいと思いますが、いわゆる今のは採用試験の問題で、あいさつの問題はどうか。それも事実ないのですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） あいさつについては申しわけはないけれども、ある可能性はある。ということは、私は前に町長職、そっちにいたんですけれども、右側の耳はほとんど聞こえないという状況で、右側の人から話されたときはあいさつもなかなか。そういう、ある面では障害者のことは、これは事実ですので。ですから、そうやって面と向かったときに私はあいさつをしないというのは、今まで余りないはずでございます。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） ごまかさざるを得ない。もう面と向かって正面からすれ違ってそういうことを私も聞いておって、非常にそういう点でも情けない。

町長、いろいろ平等々々、公平や何だということを言っていますけれども、町長は複数の請負業者のいわゆる責任者あるいは会長、社長、そういうところに頻繁に出入りしているという話も聞きますが、それはどうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 私は、請負業者の事務所に出入りということはありません。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） これも事実確認しておりまして、私はこの間、今日、きのうの議会も含めて公正公平という言葉が毅然として答えられない状態、しかも行財政改革にしても今日明らかになったことは、合併しなかったからこうなったのだと。その延長線での予算のあり方だということが明々白々になったと。しかも、合併の選択は住民がしたこと、私はあくまで知らん。

ところが、住民が気高くこの半島先端の地域で大変ながらも自分たちの町を自分たちで守ってやっていこうということを選択し、それを全く裏に解釈して、しかも予定されている地区懇談会は合併の問題をはらんでいるということが明らかになった。到底あなたは内容の点でも、姿勢の点でも町長職にとどまるべきではないと思いますよ。恐らく答弁を求めれば、私はやりますと、きのうも言った。ところが、12月議会でも言ったように、住民投票の否決というのは町長に対する不信任ですよ。私は、この場から岩田篤さんは南伊豆の町長にとどまるべきではないとはっきりと申し渡して、一般質問を終わります。

以上です。

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第5号 南伊豆町三坂財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第5号の提案理由を申し上げます。

三坂財産区管理委員会にありまして、山口信一氏が任期を残し平成16年12月24日逝去され

ました。ここに山口氏のご尽力に対し深く感謝の意をあらわすとともに、御霊のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

つきましては、後任として入間1260番地、高野一男氏を三坂財産区管理会委員として選任したくご提案申し上げます。高野一男氏は、中木区協議委員、区長を歴任され、三坂財産区の管理運営に精通されております。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第5号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第5号議案は同意することに決定をいたしました。

議第6号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第6号の提案理由を申し上げます。

本案は、町議会行財政改革特別委員会のご提言、また中堅職員で組織する行財政改革プロジェクトチームNo.1が検討、策定した組織機構改革の見直し案を行財政改革推進本部が慎重審議した結果に加え、新電算システムの導入も考慮し、提案するものです。

今回の組織機構の改革は、職員削減等が迫られる現下の厳しい時代に適用、適切な対応が求められる中、住民サービスの低下を防ぎ、縦割り行政の弊害をなくすため、スクラッチ体制等により横断的な組織づくりを目指すことで事務の効率化を図り、これからの地方分権時代に対応できる体制をつくることを目的に、全体では現行の12課2局を平成17年4月1日から8課2局1室に変更したいものです。また、あわせて事務分掌の見直しを行い、職員の活力を生み出す組織づくりをすることが大切と考えております。

改正の内容としましては、本条例第2条の課の設置を、現行の住民課と税務課を統合し窓口税務課に、農林水産課と商工観光課を統合し総合的な産業振興を図る産業観光課に、下水道課を建設課に編入し建設課に、そして従来の総務課、企画調整課、健康福祉課及び生活環境課の7課に再編統合したく提案いたします。

条例附則につきましては、本条例を改正することにより関連がある他条例の課名変更を同時に行いたいものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、詳細につきまして説明させていただきます。

まず、平成17年4月1日から施行をしたい8課2局1室23系の説明についてですが、役場組織並びに業務執行規則改正により会計課を会計室とし、課長職を廃止し、係長職を置くこととしたいものでございます。このことにより課長ポストは14から10に減少いたします。

事務分掌につきましても見直しを行い、同規則の変更が必要になります。主な変更につきましては、総務課については行財政係と財政係と総務係とし、1課1係で3係といたしたい。また、入札関係事務、入札執行、指名願い、指名委員会等の事務を建設課より移管する。

企画調整課は、新電算システムの導入による情報管理係を新設。また、企画係と秘書広報係を統合し、企画広報係の2係とする。

窓口税務課は従前の4係とし、総合案内に関するものを加える。

建設課は下水道係を加え、3係とする。下水道係に完成し供用している漁業集落排水施設の管理を加える。また、建設係に農林水産漁港関係の技術的業務を加える。

産業観光課は、商工観光係と農林水産係の2係とし、総合的な産業振興を図りたい。

健康福祉課の福祉係に児童手当や母子家庭等の医療費助成の業務の住民課から移管することとしたい。

新しい課の配置につきましては、経費をかけないことに留意し、窓口税務課は1階の現在の場所で正面玄関の位置に総合案内等の職員を配置する。建設課は、現在の場所とクリーンセンター内の下水道係の2場所に分散する。また、産業観光課は、郷土館の西側1階の現在の商工観光課に商工観光係を、その2階を農林水産係とし、郷土館管理も行える配置とする予定であります。企画調整課は現在の場所に配置しますが、情報管理係は新規の電算業務の立ち上げに大きな部屋が必要であるため、防災センターの1階小会議室を1年間程度利用したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきますが、どうかよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

〔「議長」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） 動議を提出いたします。

動議の内容は、この第6号議案を委員会付託とする動議を口頭で提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ただいま藤田喜代治君から、議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について、委員会付託することの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので成立をいたします。

議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について、委員会付託することの動議を議題として採決をいたします。

この動議のとおり決定する賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第6号議案の南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定の動議は可決されました。

よって、議第6号議案は第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第7号及び議第8号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第7号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定について及び議第8号 南伊豆町企業職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第7号、8号は関連がありますので一括して提案させていただきます。

本案は、実効ある行財政改革の大きな柱として、職員定数を現行人員以下に抑制し、将来の定員管理の礎とする定数変更をしたいものです。

議第7号は、水道課職員を除いた一般職の職員の現行定数171人から22人削減し、149人に
するものです。削減の内容は、町長部局の職員を14人、農業委員会職員1人、教育委員会の
所管する教育機関の職員7人をそれぞれ削減したいものです。

また、議第8号は、水道課の職員の現行定数10人を1人削減し、現行の9人を定数とする
ものです。

どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご
ざいませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第7号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛
成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第8号 南伊豆町企業職員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は可決されました。

議第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第9号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第9号の提案理由を申し上げます。

本案は、本条例別表で定める特別職の職員で非常勤の委員報酬額の日額に勤務実態に合わせた半日給を定め、新たに監査委員5,000円、他の委員3,000円の半日額、3時間以内を加える改正をしたいものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第9号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決されました。

議第10号及び議第11号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第10号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第11号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第10号と11号は関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

両案とも別表旅費額表の改正で出張旅費を適正な数字に引き下げるとともに、出張の実態に即したものとしたいものです。改正の概要は4点あります。

1点目は、自家用車使用の場合の車賃を1キロメートル当たり現行35円から30円に改める。

2点目は、日帰り出張の場合、日帰り加算の距離数を現行片道100キロ以上から片道200キロメートル以上に、また金額を現行2,600円から2,200円に改める。

3点目は、宿泊料を現行1万3,000円から1万1,000円に改める。

4点目は、鉄道による出張について、特別急行料金の座席指定料金及び繁忙期加算を廃止したいものです。

これらの改正は、平成17年度4月1日から実施したいものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

2番（清水清一君） この条例改正でございますけれども、特別職の常勤の者に関する給料と職員に対する旅費ということで4月以後は一括になるわけでございます。日当が1,200円とか1,000円。月給もらっている方々ですから、両方とも1,000円でもいいのではないかと考えますけれども、なぜこういうふうになる1,200円になっているのか、ちょっとお教え願います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 昔から差はついておりまして、特別職の方ですと優遇したということですか、そういった観点からだと思っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） わかりました。昔から恒例で差をつけてあるということになると思うんですけれども、これは私個人的に考えますと一緒にでもいいのではないかと考えますので、ほかの議員の方がどういう考えかということとはわからないと思いで何とも言えないのですが、町長はどう考えておりますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

町長（岩田 篤君） 日当が一般の職員と違うということで、一般の職員が1,000円、私が1,200円ということで今ご指摘がありました。私も余りお金のことでわからなかったわけでございますので、一緒に1,000円ということで私はいいのではないかと、そう考えます。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） では、これは修正するというところでございましょうか。それとも、これはどうするのか、これはよくわからないんですが。

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） ただいま提案している修正の案が出たわけですが、次回の改正がありますときに同じ金額に改正させていただければありがたいと思っております。

議長（齋藤 要君） 清水清一君。

2番（清水清一君） わかりました。それはいつごろやる予定とか、そういうのはわかっているら、わからないだろうな。わかりました。それでは、質問をこれで終わります。

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

7番（藤田喜代治君） 今、町長みずから一緒にいいよという答弁をされたので、それで総

務課長の方では次回のときと。こういうことでそれはそれでそういうことの方なんですけども、次回というのは、せっかくトップがそういうふうに気がつかないで出した話でしょうから、次回というのは次の定例会という意味ですか。それとも、これを見直すようなときがまた5年後だか10年後だか、あったときにやるということですか。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 次回というのは、次の議会のことでございます。

〔「次の定例会」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） はい、6月のことでございます。

〔「了解」と言う人あり〕

総務課長（小島徳三君） 特別職ですから、当然、皆様方も影響ある、それでよろしいということですね、はい。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第10号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決されました。

議第11号 南伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決されました。

議第12号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第12号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第12号の提案理由を申し上げます。

本案は、不動産登記法の改正により、「土地登記簿及び建物登記簿」が「登記簿等」に改められ、不動産登記法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（平成16年法律第123号）が施行されることに伴い、条文の整備、字句の訂正を行いたいものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） この町税賦課徴収条例につきましては、ただいま町長が説明したとおり、条文整備、字句の訂正でございます。

主なものは、めくっていただきまして条例の中で第54条第2項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を削り、「土地登記簿」を「登記簿」に改めるということでございまして、土地の登記簿、いわゆる建物の登記簿が登記簿に改められたと、こういうことでございます。

それから、続きまして第72条第1項中、「不動産登記法（明治32年法律第24号）」となっていますけれども、今回新たに（平成16年法律第123号）で不動産登記法の施行に伴う関係

法令の整備等に関する法律が通りまして、これに基づいて条文の整備等を行いたいものでございます。

以上です。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第12号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

議第13号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第13号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第13号の提案理由を申し上げます。

本案は、消防団の定員数を現行396名から86名削減し、310名に本年4月1日から改正したいものです。

昭和61年度に506名の定員から110名減の396名となって20年近く経ており、この間、若者の流出等により団員適齢者が減少し、各地区の分隊の多くは団員確保に苦慮し、活動していない団員が名簿に記載されているなどの状況にあり、今後も少子高齢化の影響により団員確保の困難が予想されております。住民の生命、財産を守るために期待が大きい消防団であります。実態に即した中で消防力を高めるとともに、消防署並びに自主防災会組織等の連携を深め、近隣町村と同様な削減を行いたいものです。削減数の内訳は、現行定員数から班長10名、団員76名を削減し、310名の定数としたいものです。

どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

石井福光君。

11番（石井福光君） 今の消防団員の条例改正でございますが、定員、町長が述べたとおり、506名から110名減員して396人にしたというのはあったのですが、これはその当時、分団長が6人いたわけなんですね。6名というと、それはもう到底6名なんて必要ないということで2名減員し、幽霊団員、俗に言う名簿に載っていてもいなかったというのがいたものですからそのために110名切ったというのが、私が当時携わった状況でございます。

今回もこれを減員したのは、その中でやはり幽霊団員がいるのではないかということの中で減員したのだと思うのですが、実際、現実に消防のことを振り返ってみますと、現在、火

災が起きたときに緊急を要するときに、皆さんご存じのように私が言うまでもなく、団員が396名いても土地で働いている人は当然少ないわけですね。その場合に、常備の消防があったとしても常備の消防は3交替で、休みの人もいと大体1日に5名ぐらいの日勤者だと思います。それからまた、消防法の改正によって、今まではそのときに緊急が起きたときは救急車に3名は乗らなければならないというのが法律で決められていたのが今度4名になったそうなんです。そうすると、電話番が1人要するというので、実際に消防車が出てもないと。常備消防があっても出動できないというのが現状なんです。そこで、では非常備消防がどれだけ活躍できるかということになると、現実の問題としてこれはやはり私が心配するのはできないのではないかと。

そこで、私が一つ提案するのは、自主防災があるといっても果たして各地区の自主防災がどれだけ火災に対してあれを持っているかというのが疑問を感じているわけです。だから、今後は自主防災に対して、我々、少なくとも80や100の者は活躍できない、無理なんです、ある程度活躍できる者を現実の問題、火災があったら消防団よりも地域住民の方が多いわけなんです。現実、現場へ行っている地域の方は消防団より早いわけなんです。だから、その地域の自主防災についてPRというのか、そういうものの確実性を東伊豆も前には自治消防が8名だか9名いるということがあったのですが、そういうことを含めた中で、やはり消防活動についての組織づくりではなくてもボランティアなんです、そういうものの充実についての一つの考え方をお聞きしたいのです。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 自主防災会組織等でございますけれども、私たちは年に2回ですか、9月1日と12月と、そして総務課の消防の係が行って防災訓練だとか、そういう中において常に自主防災会と連絡を密にしようという形で今運動しております。ですから、これからも連携を深めながら、そして消防団と自主防災会と連絡をとりながらやればと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 石井福光君。

11番（石井福光君） 思いつきですが、今、年に2回やっているというのは今現在を見ると地震対策の件についてのみ重きを置いているように思えるんですよ。火災に対することに対してのものはほとんど行ってないぐあい。うちの部落の場合を申し上げて申しわけないのですが、地震対策が主だということで、それに加えて、地震は地震で結構ですから、それ

は必要ですから、火災に対する認識というんですか、そういう組織的なボランティア的なものを各地域にある程度つくるつくりたいではなくてPRをして協働してほしいということを今後、当局は考えているのか。それは考えていかなければ当然いけないと思いますが、それについて最近のは地震が多いんですよ、2回の訓練というのは。ちょっとこれにお答えしてもらえますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに石井議員が指摘するとおり、地震という形の中で9月1日にはやっております。そしてあと、12月等については消防という形の中で消火栓の使い方だとか、そういうことを現実はやっておりますもので、そういうことの中でこれから連携を深め、町民の自主組織の啓蒙を深めていけばと、そう考えています。

11番（石井福光君） 終わります。

議長（齋藤 要君） ほかに。

清水清一君。

2番（清水清一君） この消防の定員数を削減するわけでございますけれども、分隊がありますけれども、消防団には。副分団長というのがありますけれども、副分団長を減らすような考えはなかったのか。今から20年ほど前に師団制から分団制に変えたとき、南上地区は各地区皆まとまって大きくなって定員がふえたんですけれども、そういう形になって各地区で全部一緒に回ってやったわけでございますけれども、そういう形が今回の再編のときに、またその定員のときにそれをやっておけばよかったのではないかなと思うものですから、そういう検討はなされなかったのかをお伺いいたします。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 副分団長の件ですけれども、副分団長につきましてもそういう検討はさせていただいたのですが、そっちの改正はまで今回は手をつけないで、分団によっては地区の分団によってあるいは分隊によって、団員数の確保にむらがあるところもあります。ですから、いずれは組織の方につきましても見直しをしなければならないと考えておりますが、今回、隊員数につきましても本来であれば確保できるのであれば定数を減らすことなくやっていきたいのですが、実態に合わせた中で定数を減らして、組織については今後の課題とさせていただいております。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

1 番（保坂好明君） 私も 1 点だけお伺いしたいと思います。

石井議員からのご質問の関連でございますけれども、やっぱりこの消防団員削減ですね。今、総務課長のご答弁からしますと、実態に即したということでの人数。それとともにもう一つは、やっぱり財政というものが当然あるかと思うんです。私は人員を削ることを反対するわけではないのですが、火災というものを想定した場合に、今の現状は、若い衆は通常外に働きに行っている者が多いと。ということは、残っている方々への消防の意識と、それから技術等がある程度やっぱり伝えていく必要があるかと思うんですね。

ですから、例えば昨年 9 月ですか、地震、またその後、今町長からご答弁をいただいて火災等もやっているということなんですけれども、この内容の組織内容の例えば指導、部長という形で、指導というのは消防団への指導というのはあると思うんですが、例えば地域に対していいますと各班がございますね、地域の班が。そういった班ごとに、例えば今日は何班から何班まで可搬ポンプを回すから一緒に勉強しませんかとか、こういうふうにするよとか、そういった火災に対しての訓練とまでは言わずしても、そういう指導をしていくような工夫も必要ではないのかというふうに考えるわけなんですけれども、その辺のご答弁をいただきたいなと。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 石井議員が言われましたんですが、確かに言われたとおり、常設消防は常には火事をいとわず、一番初めに消火に当たっております。当たっておりますが、地域の方、隣近所の方、当然のこととしてコミュニティの中で当然のこととして消火活動に当たっております。

ただ、そういう中で火災、消火の折の災害等も考えなければなりません。民間協力者に対しても保険の方はおりる形にはなっておりますので、その辺の区長会の方は地域の自主防の会長さんが兼務しておられますものですから、今後の中でその辺の提案をし、検討をさせていただきたいと思っております。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

藤田喜代治君。

7 番（藤田喜代治君） この消防の方のことは、何かと本当に大変であろうとふだん思っておりますけれども、今まで出た質問あるいは答弁以外に、各集落、分隊になりますか、団員になるのに、団員構成するのに各集落の歴史や習慣等で若いから入っているというようなケースもございます。

今回、条例でも規則で決めてあるように規律の問題があるかと思います。この規律について、実は条例でこうなっているんだということを各分隊、承知しているところと、あるいはそういうことが代々よくわからないで団員等になっている、こういう面もなきにしもあらずでありますので、ここら辺の対策、要するにいざというときにいるメンバーが頑張るわけですけれども、これについて隊員としての規則、意識、そういうものは各分隊によっても相当のずれがあるかと思います。私の聞くところでは、定例会を毎月やっておってもそれこそ2人とか3人しか来ないんだとか、こういうことを耳にしておりますので、これは当局の方から消防団長を通じるなり何かの方法で、せめてこういうことで条例でうたって頑張ってもらうんだということは知らしめる必要があると、こういうふうに思いますのでここら辺のことについて、これは町長どうですか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 消防団については、新入団員については4月の初旬にやって、規律訓練だとか、そういうことについてはやっております。ただ、そういう細かい、ただ規律訓練だけではなくて、そういう縦の系列とか、そういう情報網等について、また確認するよう消防団長を通じてお願いするようにしておきます。

議長（齋藤 要君） 保坂好明君。

1番（保坂好明君） 関連であります。

町長、今で藤田議員から条例の中にある服務規定について、その辺は私も議員なのでこんな恥ずかしいことはないわけですけれども、大体、消防団員の自覚というのはその地域に生まれてきたから当然やらなくてはならないという感覚でいるのかなと。それが強いのではないかなというふうに思うわけですね。ただし、条例で定められている服務規定等をやっぱり念頭からしっかり教えていくことが必要かと、私は思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） また、その規律訓練のときに条例という形を絡めて、また説明させるようにさせます。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第13号 南伊豆町消防団条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決されました。

議第14号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第14号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第14号の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、西伊豆町と賀茂村の合併により西伊豆町になることに伴い、賀茂郡介護認定審査会を共同設置している構成市町村の数の減少と関連する条文の字句の整備を行うものであります。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第14号 賀茂郡介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び賀茂郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決されました。

議第15号及び議第16号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第15号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組規約の一部を変更する規約制定について及び議第16号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組規約の一部を変更する規約制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第15号と16号は町村合併に伴う構成団体の変更で関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

西伊豆町及び伊豆の国市が誕生する市町村合併により、旧町村及び関連する一部事務組合が平成17年3月31日に組合脱退。また、本年4月1日から新たな西伊豆町及び伊豆の国市が組合加入することにより、構成団体を変更する同組合規約の一部変更を行うものです。

このことにあわせ、組合議員定数を非常勤職員公務災害補償組合は21名を22名に、また市町村退職手当組合は18名を19名にそれぞれ1名増とし、伊豆の国市長を本組合議員に追加するものです。

どうかご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第15号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決いたします。

議第16号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決されました。

議第17号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第17号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第17号の提案理由を申し上げます。

西伊豆町と賀茂村の合併に伴い、つくし学園組合の構成市町村から西伊豆町と賀茂村が平成17年3月31日をもって脱退するとともに、平成17年4月1日から同組合に西伊豆町が加入することによる規約の変更であります。

改正内容は、組合を組織する地方公共団体の数の減及び関連する条文の字句の整備並びに議員定数を14名から12名に改めるとともに、地方自治法第168条第2項の規定による市条例の改正により、下田市が収入役を置かないことに伴い、本組合の収入役に河津町の収入役の事務を行う者をもって充てるに改めるものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第17号 伊豆つくし学園組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決されました。

議第18号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第18号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本組合は、昭和40年12月22日に下田市、南伊豆町をもって構成市町として発足し、以来、構成市町のし尿処理業務の運営管理や事務を共同で処理し、今日に至っております。

今回の変更は、地方自治法第168条第2項の改正を受け、下田市が収入役を置かないこと

にしたことに伴い、本組合の収入役が不在となったことにより、本組合規約の変更が必要となったため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本規約第9条第2項の中「管理者の属する市町の収入役」を「南伊豆町の収入役の事務を行う者」に改め、同条第3項中「又は収入役の任期」を「又は収入役の事務を行う者の任期」に改め協議を行うため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第18号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決されました。

議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第19号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本組合は、昭和52年10月31日に下田市、東伊豆町、河津町及び南伊豆町をもって構成市町として発足し、以来、構成市町の火葬場運営管理の事務を共同処理し、今日まで至っております。

今回の変更は、地方自治法第168条第2項の改正を受け、下田市が収入役を置かないこととしたことに伴い、本組合の収入役が不在となりました。よって、本組合同規約の変更が必要となったため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、本規約第10条第2項中、「下田市の収入役」を「南伊豆町収入役の事務を行う者」に改める協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第19号 伊豆斎場組合同規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決されました。

議第20号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第20号 下田地区消防組規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

本組合は、昭和57年4月1日に下田市、河津町及び本町を構成団体とし発足し、以来、消防に関する事務を共同処理し、現在に至っております。

今回の改正は、地方自治法第168条第2項の改正を受け、下田市が収入役を置かないことにしたことに伴い、本組合の収入役が不在となることに対する規約改正です。改正内容は、組合の収入役を平成17年4月1日から「管理者の属する市町の収入役」から「、下田市の収入役の事務を行う者」に改め、また、関連する字句の整備等を行うものです。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第20号 下田地区消防組規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決されました。

議第21号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第21号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

西伊豆町と賀茂村の合併に伴い、共立湊病院組合の構成市町村から西伊豆町と賀茂村が平成17年3月31日をもって脱退するとともに、平成17年4月1日から同組合に西伊豆町が加入することによる規約の変更であります。

改正内容は、組合を組織する地方公共団体の数の減及び関連する条文の整備並びに議員定数を14人から12人に改めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第21号 共立湊病院組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決されました。

議第22号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第22号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び同協議会規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

西伊豆町と賀茂村の合併に伴い、南伊豆地区広域市町村圏協議会の構成市町村から西伊豆町と賀茂村が平成17年3月31日をもって脱退するとともに、平成17年4月1日から同組合に西伊豆町が加入することになります。

また、地方自治法第168条第2項の規定による市条例の改正により下田市に収入役を置かないこととなったため、同組合理約中「市町村」を「市町」に、「収入役」を「収入役の事務を行う者」に改め、また、組織構成委員数を6人から5人に変更するものです。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第22号 南伊豆地区広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減及び同協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決されました。

議第23号及び議第24号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第23号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について及び議第24号 南伊豆町個人情報保護条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第23と24号は情報の取り扱いについて定めるものであり。新たに個人情報保護条例を制定することに伴い、情報公開条例の一部を改正する必要性が生じたもので関連がありますので一括して提案申し上げます。

議第23号の情報公開条例の一部改正の概要は、1点目は公文書の範囲にコンピューター等に記載された電磁的記録を含めるとしています。

2点目は、個人情報保護条例制定に伴い、情報の公開の方法や公開の可否について両条例の考え方を統一するため、第2章公文書の公開から第5章までを全部改正し、20条であった条文構成を31条としています。

3点目は、公開請求のあった公文書について、非公開情報を除き原則公開を明示するとともに、公開・非公開の基準の明確化を図り、公開・非公開の判断における実施機関の裁量の範囲を狭くすることとしています。

議第24号の個人情報保護条例制定につきましては、近年の情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、大量の個人情報が電子計算機で処理され、情報通信ネットワークを介して広範囲に流通することになり、自己の情報が予期せぬ形で収集、利用、提供されるおそれが生じており、これら個人情報の不正利用等に対する住民の不安が高まっております。

しかしながら、町では個人情報を取り扱うことなく行政の事務すべてを遂行することは不可能なため、個人の権利、利益を保護するための対策を講じ、町民の不安を軽減することが必要となっております。また、平成17年4月1日から施行されます個人情報の保護に関する法律では、地方公共団体の保有する個人情報の適正な取り扱いを確保する措置を講じるよう努力することを求めています。このようなことから、本町の個人情報の保護の基準となる個人情報保護条例を制定するものです。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小島徳三君） お手元に配付しております個人情報保護条例案の概要と、それから情

報公開条例の一部改正の条例案の概要、それから新旧対照表を資料に基づいて説明させていただきます。

まずは、新しく条例制定したい南伊豆町個人情報保護条例案の概要についてから説明させていただきます。

現在、南伊豆町は平成3年制定の南伊豆町個人情報の保護に関する規則、全10条なのですが、これによって対応してまいりました。ですが、町長が申しあげましたとおり、個人情報保護制度の必要性が高まっておりまして、県内の制定状況は78%となっております。そういう中で、総務省は未制定の町については公表を行いたいという案も出しております。

まず、必要性につきましてですが、情報通信技術の発展に伴う個人情報流出を規制する高まり、個人情報の収集、利用、提供等に対する住民の不安、個人情報の不正使用等による個人の権利、利益侵害のおそれ、個人情報保護法の制定による制度化の必要性でございます。

2番目といたしまして、条例制定の目的でございます。個人情報の適正な取り扱いの確保に関する基本的事項、例えば公開請求権や個人情報の保護基準手続等を定め、町政の適正かつ円滑な運営を図ること。個人の権利、利益を保護すること、プライバシー等も含んでおりますことを目的としております。

3として、個人情報の定義でございますが、生存する個人に関する情報で氏名や生年月日、あるいは思想、所属、心身状況、人格、性格に関する情報等の特定の個人を識別できるものすべてを言います。

保有個人情報の定義でございますが、職員が職務上作成または取得した個人情報で、事務上の必要のもので組織的に利用する目的で運営している情報を言います。実施機関としては、議会等を含め、教育委員会等全部の行政委員会でございます。職員はこの条例の趣旨を理解して、町が保有する個人情報の保護に努めなければならないとしています。

適用除外でございますが、本条例の適用除外として、統計法等に基づき統計調査の目的で収集された個人情報については、その目的から本条例の適用を除外するものです。

それから、7、実施機関、事業者の責務。実施機関に対しては、保護措置を講ずる義務、保護措置と申しますと情報の流出防止のために、職員研修であるとか利用方法の改善等の義務を課しております。実施機関の職員に対しては守秘義務や利用制限を、また、事業者に対しては個人の権利利益の保護措置講ずる努力義務及び町の施策に協力する義務を課しています。事業者につきましては、営利、非営利を問わず、法人、個人事業者で個人情報を扱う事業としております。

8番の個人情報の保有の制限でございます。町は個人情報の利用の目的を明確にし、利用目的を明確にしということは健全に事務を遂行のための利用目的を明確にし、その目的達成のための必要最小限の範囲内でしか個人情報を保有することはできません。

取得の制限でございますが、町は個人情報を取得するときは、適正かつ適切な方法により原則として本人から取得しなければなりません。原則としてなんですが、個人同意がある場合とかマスコミでいろいろ公になっている場合等を除きます。

利用目的の明示でございます。町は、個人情報を取得するときは、原則として取得した個人情報の利用目的を明記しなければなりません。ごめんなさい、これは第8条でございます。原則としてですが、これは原則でない場合については、人の生命、財産の保護のために緊急必要等を除くとしております。

11番、正確性の確保でございます。町は、保有個人情報が事実と合致するように正確性を確保に努めなければならない。第9条でございます。

12、安全確保の措置。町は、保有個人情報の漏えい、棄損等を防ぐ等、安全確保のため職員教育等を組織、整備、物理的な管理等の措置を講じなければなりません。また、委託等の際には、その委託先に個人情報の適切な管理のための必要措置を講じさせる必要があります。例えば、誓約書に受託者の個人情報保護に関する遵守事項を記載して守らせるとかといった措置が必要になるということです。

13として、利用及び提供の制限。町は、原則として法令等に基づく場合を除き、保有個人情報の目的外利用や外部提供をしてはならないものとしております。なお、通信回線を用いたオンライン結合は、法令に基づけば公益上の必要に限り実施機関以外の者には適用できないとしております。

個人情報事務の登録。町は、個人情報取り扱い事務を登録し、町民がわかりやすい形となるよう登録簿等を一般の閲覧に供さなければなりません。

公開請求等でございますが、何人も自己に関する個人情報の公開を請求をすることができます。これは、免許証等による本人確認の上でございます。また、この個人情報の公開は、情報公開条例では適用しないこととしております。

また、公開された個人情報が事実と相違している場合などは、本人からの訂正請求を違法に取得、保有されたものである場合などは利用停止、消去請求をすることができます。町は、公開請求があった場合には、当該請求に対しその可否等を判断をし、請求者に書面で通知するとともに必要な処理をしなければならないとなっております。

この公開請求に対しまして、非公開請求を除き公開請求者に対し、保有個人情報を公開しなければならぬと公開義務が18条でうたっております。それにつきましてちょっと簡単な説明をさせていただきます。非公開情報は7点ほどございまして、法令で秘情報になっているもの、法令の規定で非公開になっている情報。それから、公開請求者の生命、健康等を害するおそれのある情報。これは普通の病気等に関する情報でございます。3点目に、公開請求者以外の個人情報、本人以外の他人の情報、慣行であるとか生命、財産に係るものであるとか公務員の服務等に係る情報を除いておりますが、当然でございます。事業活動情報、法人または事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を保護する情報。犯罪の予防情報。公開することにより犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報。審議、検討また協議に関する情報。町の機関が意思決定をするための内部情報で、中立性や特定の者に利益または不利益を与える情報。7点目でございますが、事務または事業に関する情報。監査あるいは試験、公表等の事務で、公開することにより事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報。この7点でございますが、情報公開条例と個人情報保護法とは同じ今回のこの考え方で統一しております。違いは、非公開情報が他人に対するものか、本人に対するものとの違いと考えております。

不服の申し立てでございますが、公開請求者等は町の決定に不服があるときは、その決定に対して行政報告審査法に基づき不服申し立てをすることができます。不服申し立てがあった場合は、町は南伊豆町個人情報保護審査会に諮問しなければならないとうたっております。

17、個人情報保護審査会。不服申し立てについて調査審議するため、委員5人以内で組織する南伊豆町個人情報保護審査会を設置いたします。

執行状況の公表でございます。町は、個人情報保護制度の運用状況を毎年1回広報等で公表することとしております。

罰則につきましては、国等の要請はありますが、制定当初は規定しないこととして、条例施行後、早いうちに審査会の意見を聞いた上で罰則規定を設ける等の体制を行う予定で考えております。

情報公開条例との関係でございますが、個人情報保護条例の考え方に合わせ、情報公開条例の一部を改正したいと思っております。これまでの条例の形式は、公開、非公開について実施機関の裁量を多く認める形式でしたが、世の中の流れ、個人情報保護条例の形式に合わせ、情報の公開を前提とする実施機関の裁量をより少ない形式の条例として、次に説明をさせていただきます。

この個人情報保護条例につきましては、情報公開条例と同じで、手数料は無料ですが、経費は負担をいただくと。コピーなどの場合は、白黒は30円、カラーは90円でやっておりますが、同じ考え方で実施したいと思っております。

すみません、次に、南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例案の概要の説明申し上げます。

南伊豆町情報公開条例は平成14年3月に制定し、同年4月から施行しております。今回の条例改正の条例でございますが、事務処理形態の変化、文書取り扱い規則の制定による公文書の整理を求められています。それから、個人情報保護条例の制定に合わせ、原則非公開の考え方への変更。規定内容の充実、先ほど申し上げましたとおり、20条構成から31条構成に改めたいと思います。

公文書につきましては、パソコンなどフロッピー等の電子的記録も含むものといたします。

それから、公開請求権でございますが、何人も町民であるか否か、日本人であるか否かを問わず、また、法人等を含めてすべての者に公開請求権を認めています。

公開請求の手續。公開請求は、公開請求権の行使する場でその事実関係を証するための書面による申請主義をとっております。公開請求書には氏名、住所、公開請求の対象となる公文書を特定するために必要な事項を記載して提出するものとしております。

公開義務でございますが、公開請求があったときは、次の非公開情報以外を除き原則公開しなければならないこととしております。また、非公開情報が含まれていても、当該部分を除いた部分について公開する義務から公開を行います。非公開情報につきましては、今まで非公開情報等となっていました部分を公文書の公開義務の中で非公開情報を改めており、個人情報保護条例と同じ考え方をしております。先ほど申し上げた7つの法令秘情報であるとか、7つの同じ考え方をしております。

裁量的公開。非公開情報については、公益上必要があると判断したときは、公益を理由に裁量的に公開することができるとしております。

存否を問う情報でございますが、特定個人の病歴情報等及び公文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開したのと同じことになる情報については、存否に対する回答も行わず、公開請求を拒否することができるのとあります。

公開決定でございますが、公開決定等は文書により行うこととしており、非公開等という部分がある場合についてはその理由等を記載する必要があるとしております。また、事務の簡素化を図るため、直ちに公開請求に係る文書のすべてを公開できる場合は、口頭による公

開決定をすることができるかとあります。公開決定等の期限でございますが、公開決定は原則15日以内にしなければならないとしておりますが、事務処理上困難の理由により、その期間を45日に限り延長することをできるとしております。

第三者情報でございますが、請求のあった公文書に国が公開請求者以外の第三者の情報が含まれているときは、当該第三者に公開の可否についての参考の意見を求めることができる。裁量的公開を行う場合については、第三者に対する意見照会を行わなければならないとしております。

審査会への諮問でございますが、公開請求に基づく決定については、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合には、原則として情報公開審査会で諮問することとしております。審査会でございますが、不服申立てによる諮問等に応じ審査する機関として、有識者の委員で組織する情報公開審査会を設置することとしております。審査会の審議でございますが、審査会の審議の必要に応じ必要な書類の提出を求め、意見陳述の機会を与えることができるとともに、審議内容については非公開とするとしております。

情報の提供。町は、広報等による納税情報の提供など、町政に関する情報を町民に提供する施策を積極的に推進していくこととしております。

別紙新旧対照表は、後でござらんいただければと思います。

以上で、雑駁でございましたが説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。
議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

8番（漆田 修君） 議第23号と24号のそれぞれの根拠法をまず最初に教えていただいて、そしてあと、23号の方の町の情報公開条例の中の第9条の裁量的公開の公益上に必要のあると判断された場合において、公益上の必要とは何か。第10条に非公開情報を公開したのと同じこととなる条文についての存否の拒否関係のことが記載されておりますけれども、ですから、非公開情報を公開したのと同じこととはどういうことか。その3点について、根拠法を入れて、それについてちょっとご答弁ください。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） まず、個人情報保護条例に関しまして、個人情報の保護条例につきましては個人情報の保護に関する法律、これは平成15年5月30日法律第57号、これが底辺になります。この関連の法律を追加しますから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する

法律、これは同日付法律第58号でございます。それから、独立行政法人等の保有個人情報の保護に関する法律、これも同日付で法律第59号でございます。

情報公開条例につきましては、平成11年、ちょっと日付はあれなんです、行政機関の保有する情報公開に関する法律でございます。

情報公開条例の公益上必要がある場合とありますが、社会全般の利益になるようなこととして解釈しておりますが、具体的にはほとんどそういった裁量行為を行うことはないのではないかと思います、具体的に公益上社会全般の利益になるような、そういう大きな優越性のある事件があって、社会全般の利益になるようなケースがあれば裁量で公開するというふうになっております。

それから、存否確認ですが、先ほど申し上げたとおり、特定の個人の病歴情報があるかと問われた場合には、存否を、あるなしを答えず拒否することができる。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 個々の条文の内容についてはそれでよろしいと思うのですが、実は住基ネットの話が数年前にございましたね。そのとき国の方は個人情報保護条例というものを制定しまして、片方においては、こういうセーフティのネットがあるから国民の皆さん住基ネットに登録しましょうと、各自治体でどんどん事を進めた経緯が実はございます。逆に、今回上程されました条例を見ますと、先ほど町長に言いましたけれども、裁量権の縮小ということで、ある意味で従来の例えば情報公開を取ります、ほとんど真っ黒に塗った資料だけしかもらえなかったということがあったのですが、今回はある程度裁量権が縮小して、要するに拒否をする裁量権が縮小されたものですから、ある程度正しい情報が読めるような内容の情報をもたらうことができるということだと思います。

たまたまさっき私が言った2つの問題、公益上の必要があるということは、個人もしくは法人が情報を請求したときに公益上の必要があるのかなと、実はいろいろな事例を頭の中でループさせたのですが、果たしてあるのかなと思ったのですが、その辺はさっき総務課長が言った解釈で最終的によろしんですかね。もう一度念を押します。いいですね。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） ケースについて、ちょっと先ほど申し上げたような形がちょっと抽象的かもしれませんが、具体的にはもう少し調べた中で、後日、委員会の中でもお答えしたいと思います。

〔「結構です。いいです」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議第23号議案及び議第24号議案とも、第1常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第23号議案及び議第24号議案とも、第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第25号及び議第26号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第25号 南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定について及び議第26号 南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第25と26号は関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

賀茂地区交通災害共済組合は、昭和46年、交通事故により災害を受けた賀茂地区住民を救済し、その生活費と福祉の増進に寄与するため設立されましたが、その運営には広域的な協力が最も効率的であるとの考えから市町村単位の方法はとらず、賀茂地区7市町村の共同体制が採用されました。昭和47年4月1日には事務の効率性をさらに向上させるために、一部

事務組合制度を導入し、事務所を賀茂郡町村会に置いて現在まで事業が続けられております。

昨今は、組合設立当初の30数年前に比較して、民間企業やその他各種団体による総合的な交通災害補償制度が充実してまいりました。補償の選択肢の広がりにより組合加入率は年々減少の傾向にあります。行政が交通災害を補償し、この分野で住民の生活の安定、福祉の増進に寄与することとした組合員の当初の目的は達成されたとの見地が今や大半を占める状況となっております。

平成15年10月31日の組合定例議会では組合解散の意見が出され、確認、了承されることとなりました。平成16年2月27日の組合定例議会では組合解散の進め方が具体的に提示され、平成16年11月19日の組合臨時会議会では財産処分の方法が決定されております。これを受け、平成16年12月の南伊豆町議会定例会においては組合解散の議決をいただきました。

さて、組合が行ってまいりました交通災害補償制度は平成16年度いっぱい幕をおろすこととなりますが、制度の適用期限が平成17年度末まで残存することとなります。組合は、各市町村に財産の配分をすることを決定しておりますが、当町ではこの財産をもとに南伊豆町交通安全対策推進基金を設立し、平成17年度末の組合員の残存補償を中心とした交通安全対策推進の事業を行っていきたいと考えております。

以上のような理由により、本議会に南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定について、南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定についての審議をお願いするものであります。

詳細については担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） ご説明申し上げます。

今町長の提案説明にもありましたように、17年3月31日をもちまして一部事務組合としての交通災害補償組合の解散という形で、南伊豆町議会につきましても12月の議決をされております。その中に組合としての当然、財産処分という問題がありますが、交通災害組合員の財産というのは、いわゆる保有する基金、現金しかないような形なので、解散に当たりましてそれを構成団体で配分しなければならないというような結論に達しまして、12月の議会でもお願いしましたように、財産処分に係る協議の案のとおり議決をいただきまして、それを17年3月31日で解散する一部事務組合のいわゆる財産処分を行うという形に現在進んでいます。

それにつきまして、いわゆる配分金についての受け皿という形になるのですが、法的には一般会計に繰り入れてもいわゆる違法ではないよというようないろいろな話し合い、協議の中でありましたが、やはりこれは会員等の積立金という性質があるという形の中で、いわゆる特定の基金等を立ち上げまして、それによりまして管理、それから先ほど町長の提案理由にありましたように、17年の3月31日まで16年度の交通災害の加入のものがあります。原則的にはその補償期間、補償請求期間が1年間あるという形の中で、1年間そういうものを支払う体制をつくらなければならないというようなことがあるものですから、その受け皿としての交通安全推進基金条例と支払うための、平たく言いますと見舞金と支払条例をお願いしまして、その事業を引き続き行うというような趣旨でこの議案をお願いするような形があります。

内容につきましては、推進基金条例につきましては、設置の目的は、先ほど申し上げましたように、解散に伴ういわゆる基金、現金の配分されたものを交通安全対策の推進の事業に使うと。これについては基金を積み立てるという形の中で協議書の中にもありましたように、その各構成市町村に配分されるであろう80%を16年度、残りの20%については、いわゆる一部事務組合のものでありますから、解散した場合は管理者がその決算を行うというような形になっているものですから、この交通災害共済につきましては管理者が町村会長という形になるものですから河津町で決算を調整すると、そういう形になるものですから、その決算を行ってからその残りの20%を精算金として構成市町村に配分すると、そういう形で現在進んでいます。

そうしますと、基金の積み立てということになりますと、2条に書いてありますように、配分金と精算金、それから6市による寄附金という形の中でこの安全対策推進基金条例を構成すると。あとの3条以下の分については、一般的ないわゆる基金の管理等でございます。

次に、一番その普通の基金と違いますのは、最後の方に附則の2という形で処分の特例という形で、この基金条例にあらわしてありますけれども、4条の中で、「基金は、事業の経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる」という形になりますが、ここでわざわざ見舞金等条例の関係を制定しまして、これを見舞金の財源に充てるために処分をできるというような形で附則でこれをうたいまして、議第26号の支払条例制定をカバーしたと、そういうような基金条例になっています。

それから、次の26号の南伊豆町交通災害見舞金等支払条例につきましては、さきの25号の基金条例を受けまして、今まで町村会の事務局にありました交通災害組合でやっていた

事務をここに挙げまして、そういうものをこの見舞金等支払条例の中で受けまして、この条例をもとに当然払うと。細かいものにつきましては、この次の規則等で具体的に交通用具とか、そういうものについても規定を規則であらわすような形になっています。

その後ろの別表1ですが、死亡が70万円から8等級までありまして、全治1週間以上の障害を受けた者2万円という表で見舞金の額が書いてございますが、これにつきましては現在の支払いのいわゆる見舞金額等と同じでございます。

ですから、この見舞金等支払条例につきましては、17年4月1日から18年3月31日までの請求権が消滅するまでの時限立法的な条例という形になるかと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） この賀茂地区交通災害共済組合の解散は12月の議会に議決されているんですが、そのことに対してはとやかく言うつもりは毛頭ございませんけれども、本来ならこの組合は、今町長が言われたとおり、弱者救済とかいろいろな意味から立ち上げたものだと思います。そして、今日まで築き上げられてきたこの組合。そして、加入されている自治体がお金は組合員の一人一人の積み重ねで汗水たらして掛けてきたお金だと。そういうものをむだに使わないように、今後こういうものを土台にし、南伊豆町として交通災害の推進、あるいはそういうものを使う、あるいはもう一度こういう災害共済組合みたいなものを個々に立ち上げる町長、気持ちがどこかにあるのかなのか、それを一遍お伺いをさせていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 渡邊議員のご指摘ですけれども、またこれからこの基金をもとにどういう流れができるのか、何かその辺を慎重に審議しながら検討していきたいなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 町長、実際に私からもお願いをしたいんですけども、この推進をしていく限り、限りない努力をしていただきたいなということを私は要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議第25号議案及び議第26号議案とも、第1常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第25号議案及び議第26号議案とも、第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第27号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第27号 南伊豆町道路線の変更についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

平成15年度から、県単独道路の改築事業により、一般県道南伊豆松崎線川合野地内の道路拡幅工事が平成16年3月に完成し、同年6月供用を開始したため、県道に接続している町道入山線の起点、下小野字下開戸669 - 3から下小野字下開戸671 - 3に変更し、総延長71メートルを63メートルに減少する必要が生じました。これにより路線の変更をする必要が生じま

したので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては建設課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

建設課長（山本正久君） それでは、内容説明をさせていただきます。

町道路線についてですが、次のページをごらんください。

この図の矢印の部分は、県道単独道路改築事業による道路拡幅工事により変更となる部分です。場所としましては川合野地区の新青野橋より約500メートルほど市之瀬側の下小野671-3、平井さん宅付近でございます。県道南伊豆松崎線の山側は道路拡幅改良工事により、県道に接していました町道入山線の起点から8メートルが県道区域として供用開始されたことに伴い、起点の位置を下小野字下開戸669-1から下小野字下開戸671-3に変更し、結果として総延長71メートルを63メートルと8メートル減少する変更をしたいものでございます。

町道進入部分の改良につきましても、県道単独道路の改築工事を行い延長を短くする分、進入路見切りなどで間口を広く取りまして、当初5メートルであったものが現在の間口が8メートルとなっております。機能上何ら支障がないものと思われるため、路線の変更をしたいものです。

以上で内容説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第27号 南伊豆町道路線の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決されました。

議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第28号 南伊豆町と下田市との間の電算業務の委託についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

昭和48年4月1日に設立されました一部事務組合南伊豆総合計算センターにつきましては、下田市敷根に事務所を構え、大型汎用コンピューターをシステムを中心に据え現在まで運用が続けられてまいりましたが、30数年の間の電子技術の進歩、また民間委託を視野に入れることなど、電算業務に対する考え方の変化からほとんどの構成団体が離脱を表明することになり、平成17年3月末日をもちまして解散することになりました。今後は、町単独で基幹電算業務に当たることとなりますが、その役目を担う新規システムについては平成18年4月1日の本稼働を目標に計画、整備を進めているところであります。

新年度、平成17年度の町電算業務につきましては、現在稼働中の南伊豆総合計算センターシステムによって準備がなされておりますが、この平成17年度の町電算業務を業務遂行上最も安全に完結させる次第について検討いたしましたところ、現行システムによる決算事務までの完遂という結論に至りました。南伊豆総合計算センターシステムを平成17年度決算事務完了時期まで継続させるためには、一部事務組合運営の事務局団体であり組合解散後残務諸

事務の整理を受け持つこととなる下田市と本町との間で電算処理業務にかかわる事務委託を締結することが必要となります。

以上のような理由により、本議会に南伊豆町と下田市との間の電算処理事務の委託についての審議をお願いするものであります。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 基幹業務電算システムにつきましては、議員の皆様にもご心配をかけましてまことに申しわけございませんでした。

この計算センター、それから新規の電算業務システムにつきましては、前からもご質問がありましたし、全員協等でもご報告を申し上げたわけではありますが、先ほどの町長の提案理由にもありましたように、現行の計算センターのシステムを年月日を切って言いますと18年の9月30日まで、といいますのは、17年度の電算事務といいますか、いわゆる計算センターでやっている各種事務、統計等の処理を考えますと、出納閉鎖時期が17年の12というのは18年の5月末という形になります。それを締めた後、決算統計等を作成するということになると、それ以降ということになりますと、いわゆる安全を見まして18年の5月までは本町の事務については安全だろうという形で、18年の9月30日まではいわゆる今の計算センターのシステムを稼働させて決算統計までをやる。

それからもう一つは、17年度の予算にもお願いしてありますけれども、新規電算システムを17年の4月から18年の3月31日という形になるのですが、具体的には17年の10月末か11月ごろまでにいわゆる既存のデータをコンバート、いわゆる計算センターとのデータのやりとりをして、いわゆる言葉はちょっと悪いのですが、がらがらぼんをやって、いろいろな書式のもとに間違いなくそういうものが今までの計算システムと同じことのように出ることかといういわゆる確認を何回もやるということになりますと、10月末か11月ごろまでにそのデータを入れないとまずいと。

具体的には、いわゆる予算の調整、書式等も入ります。それから、今、税務課の方の確定申告をやっているのですが、そういう資料についても12月とか1月に新しいものにならなければならぬという形になるものですから、17年4月1日から18年度3月31日までは計算センターのシステムとそれから企画業務というのが並行して同じようなデータで全部引っ張る。

それで18年の4月1日からは税金とか、それから印鑑証明等、住民票等については新規のシステムで全部発行すると。そのかわり18年の4月1日から先ほど申しました9月30日までは、そのこのそういうものの発行というのはなくなりまして、財務会計の先ほど言いましたいわゆる出納閉鎖月の決算等の残務整理というような形のものになるかというのは考えています。

そういうのをもとに前提でいろいろな話なり調整を行ったところ、当分の間、下田市があの施設等を引き受けますと、事務等も引き受けますと。そういうことになったものですから、それについて18年度南伊豆町のことでいいますと、18年9月ごろまで下田市といわゆる電算業務の委託契約を結んで、下田市にその業務を委託するような形をとるのがいいのではないかというような形で今回の提案をしたということです。

補足説明でございますが、南伊豆町は18年9月まで下田市と業務を委託しますが、いわゆる東伊豆町は独自のもので直接関係ないのですが、いわゆる旧西伊豆町を除く河津町、下田、それから松崎、それから4月1日から西伊豆町に合併する賀茂村と下田市につきましては、電算業務を同じ計算センターでやります。それから、河津町と松崎と賀茂村は今現在構築しているものですから、17年9月30日まで計算センターを使うと。これは16年度で終わるものですから、南伊豆とも先ほど申しましたように同じように、16年度の決算統計までということになりますと17年9月30日までということになりますから、17年9月30日まで下田市に電算業務委託契約という形で進むという形であります。

以上のような形になるものですから、今回上程いたしました南伊豆町と下田市との間の電算業務の委託に関する規約という形で1条から書いてありますが、委託事務の範囲というのが17年度、18年度におきまして、17年度の業務委託は次のとおりとするという形で、この17年度の業務というのは今までの今やっている計算センターの業務は100%ここでお願いすると。18年度の業務については、税務課等の時効というか徴収、未納というような5年とかいろいろあるものですから、それと先ほど言いました財務会計関係、これは決算統計からやる出納閉鎖等の事務を18年4月1日からお願いするというような形のものになっています。

それから、そういうものの経費を当然こちらの方で委託費として下田市に支払うという形になるのですが、その精算なり決算等につきましては下田の方で所定の公表なり連絡をするというような規約になります。

内容は以上です。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第28号 南伊豆町と下田市との間の電算業務の委託については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 石 井 福 光

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成17年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成17年3月10日(木)午前 9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第29号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 3 議第30号 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議第31号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議第32号 平成16年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議第33号 平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議第34号 平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 8 議第35号 平成16年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第10 議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第12 議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議第40号 平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
- 日程第14 議第41号 平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
- 日程第15 議第42号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
- 日程第16 議第43号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計予算
- 日程第17 議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第45号 平成17年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議第46号 平成17年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第21 議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員（1名）

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	総務課長	小島徳三君
企画調整課長	谷正君	住民課長	飯泉誠君
税務課長	外岡茂徳君	健康福祉課長	高野馨君
建設課長	山本正久君	農林水産課長	勝田悟君
商工観光課長	鈴木博志君	生活環境課長	石井司君
下水道課長	佐藤博君	教育委員会 教育事務局長	鈴木勇君
水道課長	渡辺正君	会計課長	土屋敬君
行財政主幹	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺修治 主幹 栗田忠蔵

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

11番議員 石井 福光 君

12番議員 横嶋 隆二 君

議第29号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第29号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第29号の提案理由について申し上げます。

本案は平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,228万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ48億220万7,000円とするものです。今回の補正予算につきましては、年度末を控えまして人件費や物件費等、各種事業のおおむねの確定に伴いまして、各科目における更正増減がほとんどであります。

歳出の主なものにつきましては、南伊豆総合計算センター解散に伴う機械リース解約違約負担金691万8,000円の増額、交通災害共済組合解散に伴う配分金の受け入れ先として設置した交通安全対策推進基金への積立金1,740万2,000円の増額、南豆衛生プラント改修工事費の入札差金等による組合負担金1,290万円の減額及び台風22号の道路河川災害復旧事業精算見込みによる1,987万3,000円の減額を計上いたしました。また、年度内完成見込みがない町道大平B線改良事業1件3,670万円及び道路河川等災害復旧事業28件7,110万を繰越明許費として計上いたしました。

歳入の主なものは、賀茂地区交通災害共済組合解散に伴う配分金1,740万1,000円の増額、昨年甚大な被害をもたらした台風22号の公共土木施設災害復旧事業精算見込みに伴う国庫負担金1,302万円及びその町債650万円の減額、並びに財政調整基金繰入金について、本年度決算見込みにより6,100万円減額計上いたしました。

内容につきましては総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは内容説明をさせていただきます。

初めに8ページをお開きください。

第2表の関係でございますが、繰越明許費でございます。単独道路改良事業と道路河川等災害復旧事業を本年度末に完成しないということで繰り越しをしたいものでございます。1億780万でございます。

33ページをお願いいたします。

歳出、1款議会費でございます。議会費を20万円減して6,600万8,000円にしたいものでございます。

次に2款総務費をお願いいたします。総務管理費を2,149万3,000円を補正増し、4億4,959万3,000円にしたいものでございまして、この中で主なものは精算が主でございます、

秘書事務の町長交際費を180万から130万に50万減額したいものでございます。それから南伊豆総合計算センター負担金でございます。691万8,000円、違約金として5団体3,841万4,000円を均等割20%、人口割80%で案分算出したもので、南伊豆町分は18%になります。

次のページをおめくりください。36ページです。

地域づくり推進事業でございますが、その中の工事請負費33万2,000円でございます、3カ所ほどの町民憲章看板補修工事でございます。次の基金費でございますが、交通安全対策推進基金でございます。1,740万2,000円を基金積み立てしたいものでございます。税務総務事務が14万8,000円の減でございます。戸籍住民基本台帳費が8万9,000円の増でございます。選挙費は355万8,000円の減でございます、不執行に伴うものでございます。

38ページをお願いいたします。

町農業委員会委員選挙事務、無投票のため179万3,000円を減額したいものでございます。参議院議員選挙事務につきましては、これは7月11日に行われましたが37万9,000円を減額し、1,015万4,000円にしたいものでございます。合併の投票事務でございますが、138万6,000円を減額し、551万4,000円としたいものでございます。

統計調査費でございますが、52万8,000円減額し、654万7,000円としたいものでございます。この主なものは指定統計調査事務の報酬でございます、農林業センサス等でございます。

3款民生費、社会福祉費を565万5,000円減額し、3億9,339万3,000円としたいものでございまして、この中の社会福祉総務事務積立金でございますが、19万9,000円。これは福祉目的の寄附がありましたものですから、4人、8件分でございます。次の社会福祉事業の役務費13万円でございますが、公費負担分審査支払手数料でございます、重度心身障害者の自動償還払いによるものでございます。

次の42ページでございますが、扶助費につきましては246万9,000円の減でございます。主なものは重度身体障害者住宅改造費助成金150万円の減でございます。次に保険基盤安定繰出金317万円の増でございます。国保会計保険基盤安定繰出金は、低所得者層が多いということに対するものですが、317万円の増でございます。老人福祉費でございますが、417万3,000円の減額でございます、敬老金を55万5,000円の減、それから委託料の中で在宅高齢者等食事サービス事業委託料、これは220万円の減でございます。配食数を2万4,000食用意しておりましたが、2万食になったよという結果でございます。老人福祉施設事業でございますが、45万円でございます、これは老人福祉施設の措置費でございます。国民健康保険

費でございますが、98万3,000円の減でございます、この中の主なものは28節の繰出金100万円の減でございます。国民健康保険特別会計繰出金でございますが、出産育児一時金の減によるものでございます。28人出生を見込みましたが、23人の見込みということでございます。

2項の児童福祉費でございますが、153万3,000円減額しまして、3億432万3,000円としたいものでございます。この中で主なものは、2目の児童福祉施設費の中の児童福祉施設運営事務65万7,000円の減でございます、工事請負費23万8,000円の増でございます。非常警報ベル設置工事は不法侵入時に備えるということで、4園へ設置したいものでございます。次に児童手当費でございますが、子育て支援事務を99万5,000円減額し、この中で扶助費でございます、母子家庭等医療扶助費を20万円増したいものでございます。

4項の介護保険費でございます。補正額が531万9,000円で9,139万1,000円としたいものでございまして、繰出金でございます。介護保険特別会計繰出金を537万9,000円、これにつきましては保険給付費の12.5%分を町が持つということの法定の繰出金でございます。介護保険特別会計繰出金の事務費でございますが、6万円の減でございます。

4款衛生費でございます。46ページをお願いします。

保健衛生費ですが、357万9,000円減額しまして3億622万3,000円としたいものでございます。この中で主なものは、保健衛生事業32万5,000円でございます、13の委託料33万2,000円、第1次救急医療委託料でございます。16年度にこれは下田市が事務局をやっておられるわけですけれども、三位一体改革に伴う補助金の廃止に伴いまして町への負担増でございます。予防費でございます、伝染病予防事務委託料20万円でございます。インフルエンザ予防接種委託料、これにつきましては1,385人今まで予算化しておったのですが、1,585人が必要だということで200人分の増を見ております。

次に環境衛生事業でございます、418万7,000円の減額でございます。この中で主なものは、19節の負担金補助及び交付金でございます。405万3,000円の減でございます。これにつきましては、合併処理浄化槽を80基見ておりましたが、69基ということでの精算によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

老人保健費でございますが、63万3,000円増としまして1億4,328万6,000円としたいものでございます。この中の老人保健特別会計繰出金でございますが、133万4,000円を増したいものでございます。これも法定の6.3%と7%分の負担でございます。次に清掃費は2,032万

8,000円減額し、3億807万2,000円としたいものでございます。ごみ収集事務でございまして388万3,000円の減でございます。この中で大きなものは委託料でございまして、358万1,000円でございます。54の分別収集処分保管業務委託料、これが270万円の減でございます。次に50ページをお願いします。

焼却施設維持事業でございまして、275万1,000円の減をいたしたいものでございます。主なもので工事請負費が123万5,000円でございます。これは焼却施設補修工事がマイナス35万円、ごみクレーン補修工事が21万円の減、清掃センター中間処理施設整備工事が67万5,000円の減でございます。最終処分場維持事業でございまして、50万1,000円の減でございまして、負担金補助及び交付金が5万円増となっております。これにつきましては、最終処分場維持管理協力振興交付金でございまして、青野処分場に対するものでございます。今まで暦年の補助で交付してはりましたが、本年度で終了するわけでございまして、1月から3月分を5万円増額したいものでございます。

3目のし尿処理費でございます。その中の南豆衛生プラント組合負担金が1,290万円の減でございます。先ほど町長が申し上げましたとおり、入札差金等によるものでございます。

次に5款農林水産業費、1項農業費でございまして、173万2,000円を補正し8,176万4,000円としたいものでございます。

次のページをお開きください。52ページです。農業振興事業でございまして、負担金補助及び交付金でマーガレットライン・マグ植栽事業補助金は16年度廃止させていただきました。それから有害獣等被害防止対策事業、メッシュ等の対策等の関係でございまして、95万円の補正減でございます。それから南伊豆郷土館管理運営事務16万4,000円の減でございますが、これは社会保険料の減でございます。10月より土日のみ臨時職員にお願いした関係でございます。

次に林業費でございまして、297万3,000円の減で1,839万7,000円としたいものでございます。林業振興事業の19節負担金補助及び交付金でございまして、32万円の減でございます。この中の2の賀茂地区森林保護対策協議会負担金、28万4,000円の減でございます。16年解散によるものでございます。次のページをおめくりください。松くい虫防除事業につきましては、委託料80万円減するものでございます。

水産業費につきましては21万8,000円の減とし、1億867万2,000円とするものでございます。これにつきましては海中クリーン作戦の関係が主でございまして、台風により2日の行事予定が1日に短縮された関係が主なものでございます。その中で19負担金補助及び交付金、

その35の南伊豆カサゴサーキット補助金でございます20万円でございます。遊漁船組合費のカサゴサーキットの賞や記念品に充てるための補助でございます。次に漁業集落排水事業でございます。100万4,000円の増でございます、妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金でございます。

次のページをおめくりください。

6款商工費でございます。361万1,000円を減額し、2億2,385万5,000円としたいものでございます。この中で観光振興事業でございますが、314万9,000円を減額したいものでございます。この14使用料及び賃借料238万4,000円の減でございます、ジャングルパークの売店、駐車場、4月から7月分の不用による減額でございます。19の負担金補助及び交付金につきましては46万5,000円の減でございます、56の青野川ハゼつり大会補助金17万1,000円の減でございます、精算した結果によるものでございます。環境美化推進事業49万2,000円の減でございます、委託料を21万5,000円減したいものでございます。下賀茂温泉公園管理委託料6カ月分につきましてはのトイレ以外を廃止したことによるものでございます。

次のページをお願いします。

7款土木費でございますが、土木管理費を92万円減し、5,304万2,000円としたいものでございます。土木総務事務の中で92万円減でございますが、負担金補助及び交付金92万1,000円減の中で、30木造住宅耐震補強助成事業補助金90万円でございますが、3戸分の改造補強助成を予定しておりましたが、申請がなかったということでございます。

道路橋梁費につきましては819万4,000円の減でございます。道路維持事業の中の13委託料329万9,000円の減額でございますが、主なものは道路台帳補正委託料159万6,000円でございます。道路台帳データ対応にするつもりで420万円を見込んでおりましたが、260万4,000円で済んだよということでございます。次に単独道路改良事業でございます。489万5,000円の減でございますが、工事請負費が172万円の減、湯ノ川原線が90万円の減、賀茂角之谷戸線が74万円の減、天神原伊浜線災害防除工事が8万円の減でございます。負担金補助及び交付金217万5,000円の減でございますが、県道路改良事業負担金でございます。6件の県道関係の負担金でございます。負担金が県営事業が、手石湊線、南伊豆松崎線、波勝線、それから南伊豆松崎線の下小野地内、それから下田南伊豆線的一条地内、これらが6件の中に入っているわけですが、その精算の結果でございます。

河川費が580万円の減でございます。河川維持事業の中で、工事請負費が寺ヶ谷川改修工事が80万円の減でございます。次のページをお願いします。青野川ふるさとの川関連整備事

業でございますが、500万円の減でございます。ふるさとの川の関係でございます。県河川環境整備事業負担金でございます。1,500万円予定しておりましたが、1,000万円の結果でございます。

4の港湾費でございますが、220万3,000円の減でございます。主なものは負担金補助及び交付金の妻良港整備事業負担金でございます。

都市計画費につきましては419万円の減でございます。主なものは公共下水道事業特別会計繰出金が400万円の減でございます。公共下水道事業特別会計の中で受益者負担金の増が見込まれるためでございます。

住宅費につきましては425万円の減でございます。中身につきましては急傾斜地崩壊防止事業の負担金の減額でございます。公共急傾斜地崩壊防止事業負担金が220万円の減、これは3カ所を施工しております。県単急傾斜地崩壊防止事業負担金が205万円の減額で、これは子浦の高見場ですが、調査費のみだったという結果によるものでございます。

次のページをお開きください。

8款消防費でございます。消防費を604万8,000円減額し、2億3,915万6,000円にしたいものでございます。主なものは非常備消防事務、これにつきましては旅費が100万円の減額ですが、費用弁償70万円の減でございます。出勤手当と火災等が少なかったためによるものでございます。それから災害対策費が484万8,000円でございます。主なものは委託料474万4,000円の減でございます。これは家庭内家具固定等推進助成事業委託料でございます。申請者が少なかったよということでございます。

次のページをお開きください。

9款教育費でございます。補正額が61万2,000円の減でございます。6,254万9,000円にしたいものでございます。事務局事務が46万5,000円の減ですが、その中で12節役務費でございます。11万6,000円、検便手数料でございます。ノロウイルス検査の関係で11人分でございます。小学校費でございますが、179万8,000円の減でございます。主なものは13の委託料194万円の減でございます。南中小学校体育館・南上小学校校舎耐震診断委託料でございますが、南上小学校が耐震診断の必要がなかったためでございます。工事請負費259万5,000円でございます。これは給食施設の統合共同化による給食室の改修等でございます。

次のページをお開きください。

教育振興費でございます。115万9,000円の減でございます。小学校教育振興事務につきまして20節の扶助費でございますが、準要保護就学援助費を6人減とし、8人という結果に

なりましたためのものがございます。中学校費は352万8,000円減し、この主なものは南伊豆中学校管理事務施設修繕料でございますが、14万円でございます。台風22号による扉等の修繕を行いたいものです。教育振興費でございますが、303万7,000円の減でございます。主なものは役務費の250万円の減額、定期券購入費でございます。扶助費、準要保護就学援助費は25万円の減でございますして、1人減となり12人となったことによるものがございます。

次のページをお願いいたします。幼稚園費でございますが、48万円の減額でございます。主なものは備品購入費9万5,000円でございますが、冷凍冷蔵庫を購入したいものがございます。

社会教育費につきましては124万8,000円の減額でございます。文化財管理費でございますが、補正額は7,000円でございますが、その中の委託料30万7,000円でございます。文化財保護増殖事業委託料でございますして、台風被害による三島神社のクスノキの養生をさせていただくということでございます。

次のページをおめぐりください。

10款災害復旧費でございます。農林水産業施設災害復旧費は338万円減額し、1,244万2,000円としたいものがございます。農地及び農業用施設災害復旧費は、該当する災害に当たりませんでしたのでありません。それから林地及び林業用施設災害復旧事業は、現年災工事100万円を減額するものがございます。

次のページをお願いします。公共土木施設災害復旧費2,247万3,000円を減額し、1億6,125万9,000円にしたいものがございます。この中の主なものとしたしましては、道路河川等災害復旧事業1,987万3,000円を減額したいものがございますして、工事請負費1,839万3,000円を現年災工事を減額したいものがございます。10月9日の台風22号、37件の入札が終わった結果によるものがございます。単独改良事業の260万円の減でございますが、台風22号の土砂除去等の結果による減でございます。

次に15ページをお願いいたします。

歳入でございます。2款地方譲与税、自動車重量譲与税を100万円増額し、5,800万円にしたいものがございます。地方道路譲与税につきましては100万円減にし、1,800万円にしたいものがございます。

次のページをお願いします。利子割交付金でございますが、70万円減し、530万円としたいものがございます。

4款配当割交付金でございますが、80万円減し、100万円にしたいものがございます。

次のページでございます。5款株式等譲渡所得割交付金でございます。60万円減額し、10万円にしたいものでございます。

9款自動車取得税交付金でございますが、200万円減額し、5,200万円としたいものでございます。

13款分担金及び負担金でございます。分担金につきましては251万5,000円減額いたしまして、911万5,000円としたいものでございます。土木費分担金を249万5,000円減額したいものでございますが、主なものは急傾斜地崩壊防止事業分担金を212万5,000円減したいものでございます。次に負担金でございます。負担金50万円減額し、5,032万6,000円としたいものでございます。

次に14款使用料及び手数料でございます。使用料につきましては48万3,000円減額し、8,122万7,000円としたいものでございます。手数料につきましては330万3,000円増し、1,272万5,000円としたいものでございまして、清掃手数料でございます一般廃棄物処理手数料、持ち込み手数料が330万円増したいものでございます。予算より約倍の金額が見込まれるということでございます。

15款国庫支出金でございます。国庫負担金1,305万円減額し、1億8,953万3,000円にしたいものでございます。民生費国庫負担金2,000円の減でございますが、社会福祉費負担金147万円の増でございます。この主なものは国保会計基盤安定負担金でございます。158万4,000円でございます。衛生費国庫負担金については2万8,000円の減としたいものでございます。災害復旧費国庫負担金を1,302万円減額したいものでございます。公共土木施設災害復旧費負担金でございます。国庫補助金につきましては182万1,000円を減額したいものでございまして、その中の衛生費国庫補助金を144万2,000円、合併処理浄化槽整備事業補助金でございます。教育費国庫補助金につきましては73万円の減でございます。準要保護児童の就学費の関係でございます。委託金でございますが、29万9,000円の減でございます。これにつきましては、児童手当事務委託金と児童扶養手当事務委託金29万9,000円でございますが、三位一体の改革による減額でございます。

16款県支出金、66万円の増で4,704万5,000円でございます。民生費県負担金については66万円の増でございます。県補助金につきましては1,314万7,000円の減額でございます。民生費県補助金が435万4,000円の減額でございます。この中で児童福祉費補助金につきましては、母子家庭等医療扶助費補助金でございます。2分の1分でございます。衛生費県補助金が144万7,000円の減でございます。浄化槽設置整備事業費補助金でございます。商工費県補

助金80万円の減額でございます。農林水産業費県補助金が48万4,000円の減でございます。土木費県補助金が95万1,000円の減額でございます。住宅費補助金が木造住宅耐震補強の關係の90万円の減でございます。消防費県補助金が334万2,000円の減でございます。家具固定等の大規模地震対策等総合支援事業費補助金の減額でございます。災害復旧費県補助金につきましては、これはなかったための全額減額でございます。委託金でございますが、96万6,000円の減で2,644万9,000円としたいものでございます。

次に28ページをお願いします。17款財産収入でございます。財産売払収入を181万6,000円増したいものでございまして、土地売払収入でございます。国から譲与された赤線部分の売り払いでございます。121.11平米でございます。

18款寄附金でございますが、39万7,000円の増により39万9,000円とするものでございます。一般寄附金につきましてはライオンズクラブからの台風22号の義援金でございます。社会福祉費寄附金につきましては葬儀等の寄附金でございます。

次に19款繰入金をお願いいたします。基金繰入金でございます。6,100万円の減で2億6,865万円とするものでございます。財政調整基金の繰入金の減額でございます。最終予算調整による結果でございます。3億1,700万円財政調整基金の繰入金を見ておりまして、今回6,100万円の減額となり、2億5,600万円を見込んでおります。

21款諸収入でございます。雑入を1,771万5,000円増の1億242万2,000円としたいものでございます。雑入1,751万2,000円の中の主なものにつきましては、賀茂地区交通災害共済組合配分金受入金が1,740万1,000円でございます。過年度収入につきましては20万3,000円でございます。保険事業の精算によるものでございます。

次のページをおめくりください。22款町債でございます。8,200万円を減額し、6億3,650万円にしたいものでございます。災害復旧債を650万円の減額、臨時財政対策債を170万円の減額としたいものでございます。

13ページをお開きください。補正前の額が48億8,449万3,000円を8,228万6,000円補正減額し、予算総額を48億220万7,000円としたいものでございます。補正額の財源内訳ですが、国県支出金が3,099万9,000円の減額、地方債が650万の減額、その他で1,723万3,000円の増でございます。一般財源を6,202万円の減額としたいものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） 1点お伺いをしたいなと思います。3款の民生費なんですけれども、1項1目の社会福祉事業の中の56重度身体障害者住宅改造費助成金の150万、これは大変150万下がるということは財政的に助かるわけでございますけれども、弱者救済という意味からちょっとお伺いをしたいなと思いますけれども。

これをもらうたびに限度額が20万で、18万とかをもらえとかという金額はあるんだろうと思います。しかし、その申請の仕方が、素人がどういうふうな形で申請していいのかという、ちょっとわからないために、そこにいろんな問題が出ているような気がするわけですが、町民の意見がありまして。そうすると役場の担当の職員が来て、写真を撮った後、何を話したって、難しいことばかり言って手間することは全然しないで、不親切だというような話も中にはあるわけです。そういったものが広まってくると、こういった弱者救済の意味から予算を立てても、こういう余りが出てくる。

そして、もう1点は、消防費の中にもやっぱり家具の固定費が470万もこういうふうにして、何も申請がなかったよというようなこともあるわけです。そういったものを弱者救済の意味からやわらかい接し方をして、そして広報自体ができるような方向でやっぱりやることが私は重要なことというふうな気がしたわけです。これは議運の後、私のところに何人かこっそり電話がありまして、そういう形なものですから、ちょっとこの辺をどういうふうな対応の仕方をしているのかお聞きしたいなというふうに思います。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） この150万の減額につきましては、限度額が75万円で2件当初予算で見込みました。14、15年とたしか1件ずつ申請があったと思いましたが。今言った手続上につきましては、申請に施工前の写真、それから完成写真というような、工事を伴う問題なものですから、完成検査には私たちも一緒に立ち会って見てきます。今の手続上につきましては補助金申請の要綱がそういうふうになっておりますので、対応の不手際が若干あったように今聞き取れますけれども、今後は事務担当ともよく話しまして、そういうことのないような形の中で事務を進めていきたいというふうに考えております。今年度、2件をしたけれども、今言いましたように要望がありませんでしたので、全額150万を減額するものであります。

以上です。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

〔 10番 渡邊嘉郎君登壇 〕

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。本当にもっとやわらかい当たり方、接し方をしておいて、弱者ですからね、やっぱりそういうふうな形でお手伝いのできるものは行政でしてあげないと、今後もこういう問題が出てこようかと思しますので、よろしく願いしておきたいなと思います。

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

横嶋隆二君。

〔 12番 横嶋隆二君登壇 〕

12番（横嶋隆二君） 55ページのカサゴサーキットの補助金ですが、カサゴサーキットは今、もう始まっているようですが、現時点で町外からのお客さんの数を把握していたら。

それと次のページの商工観光のハゼつり大会の補助金ですね。これ減額になっていますけれども、当初予算、実質の支出その町外からのいわゆる参加の状況、その点を答えていただきたいと思います。

議長（齋藤 要君） 農林水産課長。

農林水産課長（勝田 悟君） カサゴサーキットにつきましては、遊漁船組合あるいは昨年12月の議会の一般質問で要望がありました関係で、20万円の新規の補助ということで計上させていただきました。昨年12月15日から本年3月31日まで、子浦の方から弓ヶ浜の方まで64隻の遊漁船があるということですが、先般陳情等も来た中で、今までよりはふえているということですが、確かな数字はちょっと今把握はしておりません。ただ、海の名の関係を西が荒れていけば東からできる、東が荒れていけば西からできるということで、今まで以上のメリットはあるということで聞いております。

議長（齋藤 要君） 観光課長。

商工観光課長（鈴木博志君） ただいまのハゼつり大会の補助金の減額の件ですが、町外者について9月18、19日という2日間で開催いたしました、その宿泊者が、主に民宿の宿泊なんです、31名ございました。日帰りという参加というものはちょっと把握をしてございません。結果的に近隣の住民、もちろん小・中学生、あるいは近隣市町村の参加というものがございました。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔 発言する人なし 〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第29号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決されました。

議第30号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第30号 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

保険給付費のうち、退職被保険者分療養給付費並びに出産育児費一時金、葬祭費について、これまでの実績を踏まえ再精査し、退職被保険者分療養給付費を1,459万3,000円増額、出産育児費一時金150万円減額、葬祭費を100万円増額するものです。

歳入につきましては、療養給付費交付金1,459万3,000円、普通調整交付金2,366万円増額し、一般会計繰入金を100万円減額するものです。また、国庫支出金である療養給付費負担

金及び保険基盤安定繰入金の確定により療養給付費負担金を2,632万9,000円減額、保険基盤安定繰入金を316万9,000円増額し、歳入歳出それぞれに1,409万3,000円追加し、歳入歳出予算額を12億5,506万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては住民課長より説明させていただきますので、ご審議ほどよろしくお願いたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 飯泉 誠君登壇〕

住民課長（飯泉 誠君） 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について内容を説明いたします。

10ページをお開きください。歳出から説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正額1,459万3,000円。7億8,428万6,000円とするものでございます。主なものといたしましては、2目の退職被保険者等療養給付費の1,459万3,000円でございます。12月から2月分を再精査いたしまして、増額させていただくものでございます。高額療養費につきましては財源区分の変更でございます。出産育児諸費につきましては150万円の減額でございます。4人分の出産を見込みましての減額でございます。葬祭費につきましては100万円の増額で今回、12月、1月分の死亡が予想より多かったということで、2月、3月分を20人分の推計で補正させていただきます。

次のページをお願いいたします。老人保健拠出金、これにつきましては財源区分の変更でございます。

4款介護納付金、これにつきましても財源区分の変更でございます。

7ページにお戻りください。歳入の説明をいたします。

3款国庫支出金、1項2目療養給付費等負担金、減額の2,632万9,000円でございます。国庫補助金の財政調整交付金が2,366万円、普通調整交付金でございます。

次のページをお願いします。4款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金が1,459万3,000円、退職被保険者等の療養給付費交付金でございます。社保基金からの交付金でございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金216万9,000円。これが保険基盤安定繰入金が316万9,000円、出産育児一時金等繰入金が100万円の減額でございます。

6 ページにお戻りください。

事項別明細書の歳出で説明いたします。補正前の額は12億4,097万6,000円、今回の補正は1,409万3,000円、合計12億5,506万9,000円としたいものでございます。特定財源の内訳といたしまして国県支出金が266万9,000円の減、その他の特定財源といたしまして1,459万3,000円、一般財源としまして216万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第30号 平成16年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決されました。

ここで40分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第31号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本案は、医療費の実績から入院医療費等の動向を考慮した上で再精査した結果、医療給付費を2,807万9,000円増額し、医療支給費を97万9,000円減額するものです。また、それに伴う歳入として医療費交付金1,909万6,000円、国庫負担金を533万6,000円、県負担金を133万4,000円、一般会計繰入金を133万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,710万円を追加し、歳入歳出予算額を15億1,940万5,000円とするものです。

なお、詳細につきましては住民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 飯泉 誠君登壇〕

住民課長（飯泉 誠君） 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）について内容説明をいたします。

最後の11ページをお開きください。歳出から説明いたします。

1 款療養諸費、1 項療養諸費2,710万円。医療給付事務といたしまして2,807万9,000円、これは社保分が439万3,000円、国保分としまして2,368万6,000円でございます。医療諸費として97万9,000円の減でございます。現金給付分医療支給費の減額でございます。

7ページにお戻りください。

支払基金交付金、歳入からご説明いたします。1 項 1 目の医療費交付金としまして1,909

万6,000円、医療費交付金の社保基金からの交付でございます。

次のページをお願いします。2款国庫支出金、国庫負担金の533万6,000円、医療費の国庫負担金でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金133万4,000円、医療費の県負担金でございます。次のページをお願いします。繰入金、一般会計繰入金133万4,000円。

6ページにお戻りください。歳出で事項別明細書の歳出の方でご説明いたします。

補正前の額が14億9,230万5,000円、今回の補正が2,710万円、15億1,940万5,000円とするものでございます。財源区分の内訳といたしましては、国県支出金が667万円、その他の特定財源といたしまして1,909万6,000円、一般財源といたしまして133万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第31号 平成16年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決されました。

議第32号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第32号 平成16年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

要介護認定者の居宅介護サービスの利用者増に伴う給付費の伸びと河津町にオープンした特別養護老人ホーム、サンシニア河津の施設利用者の増による給付費の増額補正が主なもので、歳入歳出それぞれ5,138万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,684万6,000円とするものです

内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 高野 馨君登壇〕

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、議第32号 平成16年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容について説明をいたします。

歳出より説明いたしますので、12ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費10万9,000円を減額いたしまして、176万6,000円とするものであります。介護保険総務事務費の減であります。3項の介護認定審査会費6万1,000円を増額しまして、633万5,000円とするものであります。1目の介護認定審査事務費、審査会に要する負担金が主なものでございます。それから2目の認定調査等に係る主治医の意見書の作成料が主なものでございます。

2款の保険給付費、1項介護サービス等諸費4,249万円を増額いたしまして、6億5,295万9,000円とするものであります。主な内容ですけれども、居宅介護サービス給付費の負担金が3,197万円になりますけれども、1月末現在の利用者が対前年度末より17%ほど伸びております。利用者は274名となっております。それから、3目の施設介護サービス給付費に要

する負担金でありまして824万4,000円、これも1月末で対前年度末と比較しますと、23%の伸びとなっております。

次のページですけれども、居宅介護福祉用具の事務費関係ですが、11万6,000円負担金の増です。これも利用者の増によるものです。それから、居宅介護住宅改修費の負担金が80万円の増額、これも利用者の増によるものです。それから7目の居宅介護サービス計画給付費も、新規認定者等の増によりまして136万円の増額です。2項支援サービス等諸費が49万4,000円で、520万円とするものであります。居宅支援サービス給付費の負担金、支援費の方の負担金ですが、46万1,000円の追加、それから居宅支援住宅改修費の負担金が33万円の追加、それからサービス給付費負担金につきましては、29万8,000円の減額でございます。

次のページで、3審査支払手数料の関係が5万円の追加になります。4項の高額介護サービス等費、これは財源区分の変更でございます。

5款の基金積立金、1項基金積立金839万6,000円で840万5,000円とするものであります。介護給付費支払準備基金への積立金であります。

次に歳入でありますけれども、7ページをお開き願いたいと思います。

3款の国庫支出金、1項の国庫負担金が657万3,000円の増額で、1億3,050万8,000円とするものであります。これは介護給付費の伸びによります法定負担割合の20%を見込みまして657万3,000円です。2項の国庫補助金が573万9,000円の増額で、5,330万3,000円とするものでありまして、調整交付金を8.4%見込みました。

次のページの4款支払基金交付金でございますが、1項支払基金交付金を774万9,000円増額しまして、2億604万5,000円とするものであります。これは介護給付費社保基金の交付金でありますけれども、法定負担割合の32%を見込みました。

5款の県支出金、1項県負担金410万8,000円で、8,156万7,000円とするものでありまして、これは介護給付費の県負担金12.5%、410万8,000円でございます。

次のページの繰入金でございますけれども、1項一般会計繰入金531万9,000円、9,139万1,000円とするものであります。これにつきましては、介護給付費の法定負担割合であります12.5%の現年分が537万9,000円の追加で、事務費等の繰入金を6万円減額するものでございます。

9款繰越金、1項繰越金を2,189万4,000円追加いたしまして、2,810万4,000円とするものであります。前年度の繰越金でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 先ほど町長が説明のとき、河津町にできた介護施設のために補正予算がふえたというふうに言っておられますけれども、河津町の施設は何名ほど入られたのでしょうか。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） サンシニア河津には当初予算を編成する時点では7人を見込みましたけれども、現在10人が入所しております。以上です。

議長（齋藤 要君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号 平成16年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決されました。

議第33号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第33号 平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ177万1,000円減額し、歳入歳出それぞれ4億1,512万1,000円とするものです。歳出の主な内容としましては、手石処理分区管渠築造工事に伴い、予想しなかった温泉管が埋設されていたため、施設補償費として132万円を増額させていただき、人件費、物件費等を整理し、差し引き177万1,000円を減額するものです。歳入につきましては現年度分の受益者負担金を200万円追加し、それに伴い一般会計繰入金を400万円減額するものです。

なお、詳細につきましては下水道課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

下水道課長。

〔下水道課長 佐藤 博君登壇〕

下水道課長（佐藤 博君） 平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。10ページをお開き願います。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業は87万7,000円を増額し、1億5,978万9,000円とさせていただこうとするものです。人件費、使用料及び賃借料の更正減、22節補償補填及び賠償金ですが、手石処理分区の管渠工事をしていたところ温泉管が出てきたため、仮設分、本設分の補償費として132万円の増額をさせていただくものです。

次のページをお願いします。2款業務費、1項1目下水道総務事務は30万3,000円の減でございまして、人件費等の更正減であります。下水道使用料賦課徴収事務も18万1,000円の更正減、下水道受益者負担金賦課徴収事務も6万円の更正減でございます。次のページをお願いします。2項1目下水道管渠維持管理事業は97万4,000円の補正減で、11節需用費、12

節役務費は更正減で、13節委託料は事業費の確定に伴う更正減でして、15節工事請負費につきましては、管渠内面補修工事で緊急を要する箇所がなかったため、80万円減額させていただきました。2項2目下水道施設管理事業も16万円の更正減です。

次のページ、3款公債費、1項1目元金は63万3,000円の減、利子も33万7,000円の減でございます。最終確認による更正減をさせていただくものです。

次に歳入を説明させていただきます。7ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金200万円の補正増でございます。受益者負担金の現年分の一括納付がありましたので、増額させていただこうとするものです。

次のページをお願いします。5款繰入金の400万円の減は、一般会計からの繰り入れを減額するものです。

次のページ、7款諸収入の22万9,000円の増は、指定工事人交付手数料2万9,000円と公共下水道区域外接続協力金の20万円の更正増であります。

最後に6ページをごらんください。今回の補正は177万1,000円の減額をお願いするものですが、その財源内訳はその他200万円の増で、一般財源377万1,000円の減です。

以上で内容説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号 平成16年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決されました。

議第34号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第34号 平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ235万4,000円増額し、歳入歳出予算総額を2億1,307万9,000円とするものです。歳出の主な内容は、給与改定及び人事異動による人件費の減額と、委託料におきましては事業確定に伴う330万7,000円の減額が生じました。本事業は国県補助金を受け実施しておりますので、工事請負費において減額分を調整することとし、補助対象費として集落環境整備工事に605万7,000円、補助の対象とならない末端の管渠築造工事を延長51.5メートル施行した350万円増額させていただきたく計上いたしました。

詳細につきましては担当課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 勝田 悟君登壇〕

農林水産課長（勝田 悟君） それでは内容説明をさせていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

1款漁業集落環境整備費、1項1目妻良漁業集落環境整備事業235万4,000円の補正増をさせていただきます。計2億1,265万円とさせていただきます。内容としては人事異動及び給与改定による人件費の更正減並びに報償費、それから事業の確定に伴う委託料の減額といたしまして設計施工監理委託料が25万9,000円の減額、地質調査委託料が147万

1,000円の減額、配水池設計委託料が157万7,000円の減額。これに伴いまして補助事業の調整ということで、15節工事請負費で955万7,000円の補正増をさせていただくものです。集落環境整備工事に605万7,000円、町単集落環境整備に350万円をあてがって事業の調整を図りたいと思います。

歳入につきましては7ページでございますけれども、1款分担金及び負担金、1項1目漁業集落環境整備費分担金で、工事費の増額に伴う妻良地区の受益者分担金135万円の計上をさせていただきます。

次のページで3款繰入金、一般会計100万4,000円を計上いたしました。

歳出、6ページですが、妻良漁業集落環境整備事業特別会計の補正前額2億1,072万5,000円、今回の補正額235万4,000円、計2億1,307万9,000円。補正額の財源内訳、特定財源としてその他235万4,000円ということで提出をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第34号 平成16年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決されました。

議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第35号 平成16年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益を441万5,000円、水道事業費を720万4,000円、おのおの減額するものであります。資本的収入及び支出につきましては、資本的支出を88万2,000円減額するものであります。

詳細は水道課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 渡辺 正君登壇〕

水道課長（渡辺 正君） それでは内容説明をいたします。

平成16年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書。

13ページをお開きください。収益的収入及び支出のうち収入からご説明をいたします。

1款水道事業収益は441万5,000円を減額しまして、2億7,320万7,000円とするものです。内訳としまして第1項営業収益、1目給水収益を400万円減額します。これは1節上水道料金、2節簡易水道等の料金、それぞれ200万円を減額するものです。2項営業外収益、3目消費税還付金41万5,000円を減額しまして、138万2,000円とするものです。これは消費税還付金でございます。

14ページをお開きください。支出であります。

第1款水道事業費用は720万4,000円を減額しまして、2億8,607万7,000円とするものです。内訳としまして第1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費を859万7,000円減額しまして、3,969万7,000円とするものであります。主なものは11節の委託料60万、13節の修繕費410万、

14節動力費300万、16節の材料費80万の減額であります。このうち14節の動力費でございますけれども、円高によりまして電気料が下がった関係でございます。

3目総係費を2万8,000円増額しまして、5,202万9,000円とするものです。主なものとしましては、去年の台風のときの時間外手当、ちょっと補正が間に合わなかったものですから、今回計上させていただきました。

それから4目簡易水道等費を326万減額しまして、4,936万6,000円とするものであります。主なものとしましては、11節の委託料300万の減額でございます。これは水質検査の委託料です。

5目減価償却費を537万8,000円増額しまして、9,635万3,000円とするものです。これは28節の有形固定資産減価償却費でございます。これは現在、2系が稼働しておりまして、当初にこれをのせるべきでしたが、ちょっと落ちていたものですから今回、補正させていただきました。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費でございます。これを75万3,000円減額しまして3,946万7,000円とするものです。16ページをお開きください。内訳としまして33節の企業債利息25万3,000円の減額、34節一時借入金の利息50万の減額であります。

続きまして、17ページの収益的収入及び支出のうち支出でございます。

1款資本的支出は88万2,000円を減額しまして、3億4,707万4,000円とします。内訳としまして第1項建設改良費、1目水道施設改良費を70万減額しまして7,600万とするものです。これは16節の材料費を70万減額するものです。

2目上水道5次拡張事業費を18万2,000円減額しまして2億42万7,000円とするもので、これは法定福利と委託料の減額でございます。

以上で内容説明を終了します。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号 平成16年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決されました。

ここで全員協議会を開きたいと思いますので、昼食を含めて1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時20分

再開 午後 1時00分

議長（齋藤 要君） 休憩を解き、再開をいたします。

議第36号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第36号の提案理由について申し上げます。

平成17年度南伊豆町一般会計予算につきましては、施政方針及び予算編成方針で述べさせていただきましてとおりですので、各科目別の内容につきましては総務課長より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、この後の提案議案であります議第37号から議第48号までの特別会計の平成17年度予

算につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、平成17年度南伊豆町一般会計の内容説明をさせていただきます。

歳出でございます。49ページでございます。

1 款議会費、1 項議会費、本年度6,546万8,000円、前年度比較273万3,000円増。内容につきましては報酬、一般職の給料2人分、それから報償費につきましては、まちづくり特別委員会等の講師謝礼でございます。13の委託料でございますが、会議録作成委託料127万3,000円、肖像画作成委託料15万円でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費 3 億8,259万8,000円、3,131万8,000円の減でございます。一般管理事務 2 億503万1,000円、給料につきましては特別職 3 人の給料と一般職17人の給料でございます。職員手当につきましては、退職手当組合負担金は退職者の特別負担金を含んでございます。次のページをおめくりください。9の旅費でございますが、普通旅費の中には県へ派遣する職員 1 人の旅費も含んでございます。修繕料については 6 台の車検、庁用車の車検が入っております。それから19でございますが、郡町村会負担金、これ町長会というような形に変わると思いますが、286万3,000円でございます。職員厚生事務441万7,000円で84万円の減でございます。この中で主なものは委託料でございますが、職員健康診断委託料が129万円、職員結核検診等委託料が15万8,000円でございます。

会計管理費が94万9,000円で14万8,000円の減でございます。

次に財産管理事務でございますが、518万4,000円で37万5,000円の減でございます。庁舎管理事務につきましても640万1,000円で84万円の減でございます。この中では庁舎補修等工事を100万円計上してございます。

自治振興費の中の自治振興事務につきましては、1,012万1,000円で191万2,000円の減でございます。委託料で班長委託料、文書連絡員委託料、自治会活動委託料。班長委託料につきましては122万円、文書連絡員委託料につきましては46万5,000円、自治会活動委託料につきましては70万4,000円を計上してございます。秘書広報費の秘書事務につきましては298万円

で115万8,000円の減でございます。交際費につきましては130万円とさせていただいております。広報事務につきましては269万1,000円で694万9,000円の減でございます。その中の需用費、印刷製本費でございますが、広報の白黒化あるいはお知らせ版を月2回等で170万円に減額を計上させていただきます。

次に企画費でございますが、778万円で51万2,000円の減でございます。主なものは庁内LANシステム保守委託料の246万5,000円、それから備品購入費の73万5,000円でございます。これはウイルス対策ソフト3件の更新でございます。

次のページをお願いします。電算処理推進事務につきましては1,933万6,000円で、1,452万6,000円の増でございます。センター業務を下田市の方に委託するものでございまして、委託料で機器保守委託料が169万9,000円、基幹電算業務下田市事務委託金が1,625万2,000円でございます。基幹電算業務事務、クライアントサーバー導入移行費でございます。委託料が486万8,000円でございます。基幹業務用電算システム導入事業委託料でございます。備品購入でございますが、1,000万円、端末機、プリンター等でございます。それから役務費の197万9,000円につきましては、専用回線使用料でございます。

それから土地利用調整費が15万円でございます。5万1,000円の減でございます。

公害対策事務が71万7,000円で38万1,000円の減でございます。

地域づくり推進事業が8,760万9,000円で、120万7,000円の減でございます。この中で19節負担金補助及び交付金8,478万4,000円でございますが、路線バス維持事業補助金が6,908万4,000円、コミュニティ施設整備補助金、青野公会堂を予定しておりますが、1,100万円でございます。交通安全対策費でございます。651万9,000円でございます。165万3,000円の増でございます。交通安全推進事務323万3,000円でございます。47万7,000円の減でございます。

次のページをおめくりください。交通安全施設整備事業が128万6,000円で13万円の増でございます。これらについてはカーブミラーの修繕あるいは新設でございます。交通災害共済事業が200万円でございます。請求権が1年間ある関係の交通災害見舞金200万円でございます。

財産区費でございます。157万4,000円で154万4,000円の減でございます。これにつきましては三坂地区の公共事業等の補助金でございます。

基金費でございますが、429万2,000円で206万2,000円の増でございます。交通安全対策推進基金に本年度427万1,000円でございます。新規のものでございます。積立金が427万1,000

円でございます。

2項徴税費でございますが、7,154万4,000円で1,380万9,000円の減でございます。税務総務事務でございますが、一般職給10人の人件費が入っております。賦課徴収事務でございますが、1,097万1,000円で200万1,000円の減でございます。

次のページでございますが、戸籍住民基本台帳事務が4,293万7,000円で791万円の減でございます。この中の報酬につきましては町民相談員の報酬、行政相談員との兼務でございます。それから需用費の消耗品でございますが、これは偽造防止用の用紙を使っているためでございます。

次に70ページをお願いいたします。4項の選挙費でございます。1,573万3,000円で383万5,000円の減でございます。選挙管理委員会事務につきましては655万円で、30万6,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。選挙啓発事務が11万5,000円で12万7,000円の減でございます。県知事選挙事務が906万8,000円でございます。新規のもので17年7月ごろの予定かと考えております。

5項統計調査費が1,022万1,000円で、314万6,000円の増でございます。指定統計調査事務が1,022万1,000円で、314万6,000円の増でございます。国勢調査の費用等が入っております。

6項の監査委員費が90万8,000円でございます。23万6,000円の減でございます。

76ページをお願いいたします。3款の民生費でございます。

1項社会福祉費が3億8,048万3,000円で、956万9,000円の増でございます。社会福祉総務事務が4,970万2,000円で、784万4,000円の減でございます。民生委員の報酬あるいは一般職6人の人件費が入っております。

次のページの世界福祉事業でございますが、1億3,548万4,000円で1,921万6,000円の増でございます。役務費でございますが105万8,000円でございます。公費負担分審査支払手数料、児童医療分あるいは更正医療の審査支払手数料でございます。委託料255万3,000円でございますが、一番下の56でございますが、地域福祉計画策定業務委託料が162万円でございます。総合福祉計画の策定業務の委託でございます。その下の19負担金補助及び交付金でございます。補助金の中の町社会福祉協議会補助金が1,448万6,000円でございます。それから葵寮の改築整備費補助金が138万5,000円でございます。南伊豆出身者が入所している関係でございます。精神及び知的障害者小規模作業所運営費補助金1,300万3,000円でございます。

す。次に扶助費でございますが、9,664万8,000円でございますして、重度障害者医療扶助費が2,760万円、障害者施設支援費19人を予定しておりますが5,983万4,000円、身体障害者更正医療給付費が222万円、身体障害者補装具給付費が273万6,000円等となっております。

次のページをおめくりください。保険基盤安定繰出金4,264万4,000円で92万4,000円の増でございます。

国民年金事務でございますが、830万3,000円で2万6,000円の減でございます。

次に老人福祉費でございますが、1億231万7,000円で591万1,000円の減でございます。

老人福祉事業は5,977万8,000円で708万9,000円の減でございます。報償費152万5,000円、敬老金から敬老記念品にかえてございます。

委託料でございますが、4,851万6,000円で敬老の日の委託料が577万円、在宅介護支援センター事業委託料が644万4,000円、緊急通報システム保守点検委託料が44万3,000円、在宅高齢者等食事サービス事業委託料が2,405万8,000円でございます。在宅高齢者等外出支援サービス事業委託料456万6,000円でございます。在宅高齢者等生きがい活動支援通所事業が171万6,000円でございます。軽度生活援助事業委託料が10万5,000円でございます。訪問理美容事業委託料が18万円でございます。生活管理指導員派遣事業委託料が395万円です。家族介護教室及び交流事業委託料が51万円でございます。生活管理指導短期宿泊事業委託料、ショートステイでございますが、77万4,000円でございます。

次の負担金補助及び交付金でございますが、町シルバー人材センター補助金が518万円でございますして、県の補助金が2分の1出しております。扶助費が216万7,000円でございます。

次に老人福祉施設事業でございますが、4,253万9,000円で117万8,000円の増となっております。扶助費4,253万9,000円でございます。老人福祉施設措置費20人分を予定しておりますが、三位一体の改革で財源が分担金のみとなっております。

国民健康保険事務2,458万6,000円でございますして、677万9,000円の増となっております。これは一般職の給与2人でございます。国民健康保険特別会計繰出金が1,744万7,000円で356万9,000円の減でございます。ここにつきましては出産育児一時金30万円分の3分の2と、それから財政安定化支援事業と事務費の繰り入れを行っております。

2項児童福祉費3億108万3,000円で1,352万4,000円の増でございます。児童福祉総務事務が714万円で15万7,000円の増でございます。職員1人分をここで見てございます。伊豆つくし学園組合負担金1,276万6,000円で145万9,000円の減でございます。伊豆つくし学園組合負担金で8人入所しております。

児童福祉施設費でございますが、2億3,825万7,000円で229万1,000円の増でございます。児童福祉施設運営事務2億1,416万4,000円で795万3,000円の増でございます。給料につきましては一般職、保育士でございますが、27人で組んでございます。賃金につきましては臨時保育士12人分、臨時調理員賃金2人分を含めてございます。前年より3人減となっております。それから次の86ページでございますが、工事請負費でございます。保育所改修工事でございますが、4園のガラスの飛散防止フィルムを張るためのものがございます。

差田保育所運営事務が464万9,000円で135万4,000円の減でございます。手石保育所運営事務が1,088万9,000円で331万1,000円の減でございます。南崎保育所運営事務が352万5,000円で29万4,000円の減でございます。南上保育所運営事務が503万円で70万3,000円の減でございます。

児童手当費でございますが、4,292万円で1,253万5,000円の減でございます。小学校3学年修了前の特例給付金がふえているのが主なものでございます。

次に90ページですが、災害救助費でございます。39万9,000円で2万9,000円の減でございます。

介護保険費でございますが、8,951万2,000円で344万円の増でございます。介護保険特別会計繰出金の法定負担率12.5%、8,286万2,000円と介護保険特別会計事務費の繰出金665万円でございます。

4款衛生費でございます。

保健衛生費が2億8,608万2,000円で3億5,863万3,000円の減でございます。保健福祉センターの関係でございます。保健衛生総務事務が4,262万8,000円でございます。494万8,000円の増でございます。6人分の給料が主なものでございます。保健衛生事業1,044万1,000円で366万3,000円の増でございます。13の委託料115万7,000円、第1次救急医療委託料、三位一体の改革で前年から市町村が負担をすることになりました関係でございます。19の負担金補助及び交付金532万4,000円ですが、8の第2次・小児救急医療運営費負担金でございます。これも均等割20、人口割60、利用割20%で484万5,000円ですが、これも三位一体の改革の影響でございます。次に扶助費でございますが、精神障害者医療費助成、入院35人ございますが396万円でございます。

予防費でございます。491万9,000円で14万2,000円の減でございます。この中身は13委託料で153万9,000円ですが、インフルエンザ予防接種委託料150万円を見てございます。結核予防事務でございますが、38万円でございまして25万1,000円の減でございます。

母子衛生事業でございますが1,053万6,000円でございますして、11万2,000円の増でございます。この中で扶助費でございますが664万円でございますして、乳幼児医療扶助費でございます。入院・通院等、就学前までということでございます。

環境衛生事業でございますが、1,730万4,000円で2,204万3,000円の減となっております。96ページをお願いいたします。補助金の中で31合併処理浄化槽設置整備事業補助金、新規をやめまして単独浄化槽からのつけかえのみとしたために、80基から40基に減らしたものでございます。1,619万4,000円でございます。

へき地診療対策事務ですが901万2,000円で、26万2,000円の増でございます。職員1人分を計上してございます。

老人保健費1億3,865万7,000円で884万7,000円の増でございます。老人保健ヘルス事業3,780万5,000円で344万1,000円の減でございます。この中で13委託料でございますが、3,455万2,000円で保健管理システム保守委託料が38万6,000円、健康診査委託料3,416万6,000円でございます。基本健診、がん検診等でございます。次の98ページをお願いします。老人保健特別会計繰出金でございますが、9,570万4,000円で1,279万7,000円の増でございます。これも老人保健医療費の法定の負担金を計上してございます。7%と7.7%分に当たります。老人保健医療事業514万8,000円でございますして50万9,000円の減でございます。レセプト点検等でございます。

斎場費でございますが、352万円でございますして104万3,000円の減でございます。伊豆斎場組合負担金でございます。

医療施設整備推進事務でございますが、4,906万5,000円で23万2,000円の減でございます。共立湊病院組合負担金が4,367万5,000円、共立湊病院組合出資金元金償還分でございます。

2項の清掃費でございますが、3億2,746万8,000円で1,978万8,000円の増でございます。清掃総務事務が6,023万7,000円で60万7,000円の減でございます。一般職給7人の人件費が主でございます。それから清掃対策審議会事務をこの総務費に加えてございます。

塵芥処理費1億7,523万1,000円で1,395万8,000円の増でございます。ごみ収集事務が6,848万5,000円で758万8,000円の減でございます。委託料でございます。6,712万5,000円で可燃物収集業務委託料2,450万円でございますして、ごみ収集の日を6日から4日の収集にし、1日勤務する形に変えて200万からの減となっております。粗大ごみ収集処分業務委託料1,000万円でございます。分別ごみ収集運搬業務委託料2,362万5,000円です。分別収集処分保管業務委託料が900万円でございます。

焼却施設維持事業7,708万3,000円で545万7,000円の減でございます。臨時作業員2人を含みますダイオキシン対策等の事務を経費に加えてでございます。需用費の中の医薬材料費につきましては1,120万5,000円で、消石灰、特殊反応助剤、飛灰処理剤等でございます。その上の1,702万2,000円は電気料でございます。燃料については灯油でございます。次のページをお願いいたします。委託料でございますが、大気汚染等検査委託料が195万2,000円でございます。施設周辺整備委託料が4万2,000円、排ガス分析装置清掃点検委託料が55万7,000円、消防設備保守点検委託料が15万4,000円でございます。工事請負費が2,880万円でございます。焼却施設補修工事が2,680万円、ごみクレーン補修工事が200万円でございます。

最終処分場維持事業2,966万3,000円でございます。委託料2,917万2,000円ですが、不要乾電池処理業務委託料84万、水質検査等委託料が164万1,000円、焼却灰等処理業務委託料2,669万1,000円でございます。群馬県草津町で処分をお願いする委託料でございます。草津町の民間会社でございます。負担金補助及び交付金が45万円でございます。最終処分場維持管理協力集落振興交付金が45万円でございます。

し尿処理費でございますが、9,200万円でございます。南豆衛生プラント組合負担金でございます。17年度完成予定のプラントの建設費がこれに伴ってございます。

上水道費でございますが、3,880万円でございます。水道事業会計繰出金でございます。3,880万円でございます。水道事業会計出資金でございます。第5次拡張事業2,100万円、石綿管更新150万円、青野ダム負担金1,630万円を見込んでおります。

次に5款農林水産業費でございます。7,509万1,000円でございます。農業委員会費が248万4,000円で5万5,000円の減でございます。農業委員19人の報酬等でございます。

農業総務事務でございますが、4,904万9,000円でございます。一般職給6人等の人件費、事務費でございます。

次のページで農業振興費1,615万3,000円で40万9,000円の増となっております。農業振興事業が1,458万円で123万円の増となっております。この中の賃金につきましては有害鳥獣の駆除等の賃金、あるいは菜種刈り取りの賃金も入っております。報償費につきましては70万円で、イノシシ、猿の賞賜金。イノシシ1万円、猿2万円でございます。委託料359万6,000円でございますが、遊休農地美化業務委託料が250万円となっております。日野地区環

境美化業務委託料が20万円でございます。有害鳥獣駆除委託料が56万円でございます。菜種油搾油委託料が29万6,000円でございます。菜種2トン、5合瓶で711本を採取する予定でございます。使用料及び賃借料、機械器具借上料につきましては、コンバインの借り上げを見ております。それから次のページをお願いします。備品購入費につきましては、イノシシの捕獲のおりを6個買いたいものでございます。負担金補助及び交付金が898万5,000円でございます。3の県単独農業農村整備費負担金450万円ですが、青野川水系魚道の測量調査4カ所を行うための、県営事業に対する負担金でございます。

水田農業経営確立対策事業が68万4,000円で43万2,000円の減でございます。

農村地域農政総合推進事業が27万8,000円で39万8,000円の減でございます。中山間地域等制度事業が61万1,000円で9,000円の増でございます。これは19負担金補助及び交付金。

次のページでございますが、中山間地域等制度交付金51万4,000円でございます。市之瀬地内の田でございます。

農地費でございますが、244万円で161万円の減でございます。

農山村総合施設管理費が426万1,000円で117万9,000円の減でございます。南上区の差田グラウンド、一町田グラウンド等の経費でございます。

南伊豆郷土館管理費が53万6,000円で266万7,000円の減となっております。これは機構改革に合わせまして、臨時事務員を置かない考え方に基いております。次のページをおめくりください。山村振興等農林漁業特別対策事業16万8,000円でございます。5万5,000円の減でございます。

林業費でございますが、1,542万8,000円で594万2,000円の減でございます。林業振興事業が249万2,000円で226万8,000円の減額でございます。森林整備事業が703万7,000円で551万円の減でございます。主なものは13委託料の614万7,000円、分収林造林保育委託料、天神原の植林の杉、檜除伐でございます。次のページをお願いします。松くい虫防除事業589万9,000円で183万6,000円の増でございます。委託料が576万7,000円でございます。

次に水産業費でございますが、9,465万円で1,410万8,000円の減でございます。水産業振興事業が477万8,000円で97万6,000円の減でございます。海中クリーン作戦、参加を250人程度見た中での経費でございます。

次のページをおめくりください。漁港施設維持事業でございます。527万7,000円で13万3,000円の減でございます。工事請負費を171万1,000円、負担金補助及び交付金を250万9,000円、この中で大きなものは漁港漁場協会負担金247万4,000円でございます。

漁業集落排水事業費3,608万4,000円で369万1,000円の減でございます。漁業集落排水事業特別会計繰出金が3,231万7,000円で201万2,000円の減でございます。子浦漁業集落排水事業特別会計、これ元利償還金が主になりますが、一応元利償還金のピークが平成15年度だったということで、この辺は減っております、1,652万円。中木漁業集落排水事業特別会計繰出金1,579万7,000円、本年度が元利償還金のピークとなると見ております。漁業集落環境整備事業特別会計繰出金339万円で163万3,000円の減でございます。妻良漁業集落環境整備事業特別会計繰出金でございます。飲用配水池の整備でございます。人間漁業集落排水事業は37万7,000円で4万6,000円の減でございます。

漁港建設費が4,851万1,000円で930万8,000円の減でございます。漁港建設事業は一般職1人と、それから下流の漁港高度化工事、沖防波堤でございますが、この工事請負費が3,780万1,000円でございます。

次に6款商工費でございます。商工費は1億9,165万円で2,507万1,000円の減でございます。商工総務事務が4,792万1,000円で52万2,000円の増となっております。一般職6人の給与等でございます。次のページをおめくりください。商工振興事業でございますが、879万1,000円で222万9,000円の減でございます。主なものは商工会補助750万円、それから46番の地域資源調査事業補助金、商工会で実施する文化財や歴史や人材発掘の事業でございます、県が200万円、商工会が115万円、町のつけ回しを15万円する事業に対する補助でございます。

観光費でございます。5,870万4,000円でございます、2,245万1,000円の減でございます。11の需用費で印刷製本費、これ総合パンフレットが105万円でございます。13の委託料809万4,000円でございますが、遊歩道刈払委託料が96万6,000円、宣伝委託料が400万円、伊豆急ケーブルネットワーク放映委託料が120万円、マーガレット栽培委託料24万円でございます。浄化槽維持管理委託料が61万7,000円、エフエムあたま放送委託料が12万円、ふるさと公園休憩所管理委託料が15万円、下賀茂観光トイレ管理委託料が10万1,000円でございます、83番が下賀茂地区観光施設設計監理委託料70万円でございます。足湯の関係でございます。工事請負費1,143万7,000円でございます、下賀茂地区観光施設整備工事が1,067万円でございます。弓ヶ浜管理棟放送施設改修工事が76万7,000円、スピーカーを補修したいものでございます。負担金補助及び交付金3,456万4,000円でございますが、主なものは夏期対策事業費負担金240万円、伊豆早春フラワーウォーキング大会200万円、あと補助金でございます、観光協会補助金が1,400万円、自然まつり補助金が880万円等でございます。

都市提携事業でございますが、42万9,000円で67万7,000円の減でございます。

次のページをお願いします。環境美化推進事業は356万2,000円で117万9,000円の減でございます。主なものは原材料費173万8,000円でございます。

温泉管理費7,224万3,000円で94万3,000円の増でございます。弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事務が1,011万1,000円で13万9,000円の減でございます。銀の湯会館運営事業が6,213万2,000円で108万2,000円の増でございます。臨時事務員賃金10人を見込んでおります。大きなものでは需用費で消耗品費が252万6,000円、光熱水費が1,695万2,000円、銀の湯売店販売品仕入費が1,118万円となっております。それから備品購入費につきましては、冷蔵庫1台買いたいものでございます。

7款土木費でございます。次のページをおめくりください。

土木管理費が6,288万8,000円で439万9,000円の減でございます。土木総務事務が同じく6,288万8,000円で439万9,000円の減でございます。一般職8人等でございます。使用料及び賃借料159万1,000円、この中では公共土木積算システム賃借料、ソフト2台を計上してございます。それから次のページの負担金補助及び交付金で、30の木造住宅耐震補強助成事業費補助金90万円、県の政策の中で計上いたしました。

道路橋梁費が1億4,230万1,000円で3,834万5,000円の減でございます。道路維持事業が3,147万1,000円で1,607万6,000円の減でございます。工事請負費2,000万円でございますが、路面補修工事が600万、安全施設補修工事が200万、路側補修工事が600万、排水路補修工事が600万円を計上してございます。なお、原材料費270万円、生コン等の原材料を計上してございます。

単独道路改良事業9,242万1,000円で3,313万8,000円の減でございます。この中で工事請負費が7,950万円でございます。伊浜線改良が950万円、大平B線改良工事7,000万円となっております。それから負担金補助及び交付金で1,175万円でございますが、県道路改良事業負担金でございます。

地方特定道路整備事業1,380万9,000円でございます。1,321万9,000円の増となっております。成持吉祥線の関係でございます。委託料が590万円です。測量調査委託料を見ております。用地、物件、河川計画、それから交差点協議等の委託料でございます。工事請負費でございますが、740万円でございます。成持吉祥線の舗装工事、関連附帯工事でございます。

橋梁維持事業でございますが、460万円で235万円の減でございます。工事請負費でございます。加畑橋高欄取りかえ工事、維持補修工事を見てございます。

河川費でございますが、1,630万6,000円で1,131万円の減でございます。河川維持事業は

348万2,000円で573万円の減でございます。

次のページをお願いします。青野川ふるさとの川関連整備費でございますが、185万2,000円でございますして1,524万8,000円の減でございます。県営事業負担金、一応ふるさとの川終了という形の中で負担金がなくなったよということでございます。

小規模生活ダム関連整備費1,097万2,000円でございますして、966万8,000円の増でございます。主なものは工事請負費50万円で、青野生活貯水池修景工事でございます。公有財産購入費が1,000万円でございます。町道用地の取得費でございます。

港湾費でございますが、3,097万1,000円で405万3,000円の増でございます。この中の負担金補助及び交付金で2,875万9,000円でございますして、手石港整備事業、それから妻良港整備事業負担金2,543万4,000円でございます。15%負担分でございます。

都市計画費は2億7,948万8,000円で5万7,000円の減でございます。次のページをお願いします。都市計画総務事務が26万3,000円で3万9,000円の減でございます。

公園費が69万4,000円で8万2,000円の減でございます。

公共下水道事業特別会計繰出金が2億7,853万1,000円で6万4,000円の増でございます。

住宅費が2,648万8,000円で1,022万4,000円の増でございます。町営住宅管理事務が223万円で85万8,000円の増でございます。中木災害住宅管理事務をこの事務の中に入れてございます。

次に急傾斜地崩壊防止事業が2,425万8,000円で1,041万1,000円の増でございます。この中で主なものは13の委託料810万円、測量調査委託料でございますして、下賀茂、日詰、加納、森山の急傾斜地の指定側線の指定に向けての測量調査委託料でございます。次に負担金補助及び交付金で1,565万円でございまして、公共急傾斜地崩壊防止事業負担金が1,315万円、これは3地区を予定しております。県単急傾斜地崩壊防止事業負担金が250万円で子浦地区を予定しております。

次に8款消防費でございます。次のページをお願いします。2億2,644万3,000円で3,897万6,000円の減でございます。常備消防費が1億7,235万8,000円で807万8,000円の減でございます。中身といたしましては、下田地区消防組合負担金が1億6,087万円、下田地区消防組合特別負担金が1,148万8,000円で起債償還金の負担金でございます。

非常備消防事務でございますが、2,971万9,000円で229万1,000円でございます。17年度は大型ポンプ、小型ポンプの操法大会が予定されております。報酬が781万6,000円で310人分の団員の報酬を見込んでおります。それから旅費は費用弁償は訓練手当、出動手当490万

5,000円を見込んでおります。その前の報償費につきましては、退職報償金を見込んでおります。それから負担金補助及び交付金ですが、消防団員退職報償負担金、全国の基金の方へまず納めることになっている分でございます。それから退職金の原資が来るという考え方でございます。

次に消防施設管理事務ですが、960万7,000円で549万1,000円の増でございます。消耗品がそこでございますが、消防ホース100本分を買いかえるものでございます。修繕料につきましては車検13台分でございます。それから工事請負費につきましては200万円、消火栓移設等を見込んでございます。

次に水防費でございますが、12万9,000円で1万4,000円の減でございます。

災害対策費でございますが、1,463万円で508万5,000円の減を見込んでおります。次に防災管理事務で、次のページをお願いいたします、864万9,000円で140万3,000円の増でございます。委託料415万2,000円ですが、防災行政無線保守点検料294万円、非常用電源保守委託料21万円、行政無線再免許申請委託料88万8,000円、これは5年に1回再申請することになっておりまして、その委託料でございます。防災無線ファクシミリ保守点検委託料が11万4,000円となっております。備品購入につきましては同報無線の個別受信機128万円を計上してございます。

次に146ページをお開きください。

9款教育費でございます。教育総務費6,257万7,000円で15万6,000円の減でございます。教育委員会事務が93万5,000円で6万7,000円の減でございます。事務局事務が5,650万9,000円で38万8,000円の増でございます。148ページをお願いいたします。補助金の中で小中学校放課後学習支援補助金、南中小と南中でございますが、36万8,000円、教育資金利子補給補助金を16万円見込んでおります。1学生200万円でございますして1%を補給するものでございます。次に英語教育事業でございますが、513万3,000円で47万7,000円の減でございます。報酬が360万円でございます。

小学校費が1億5,907万1,000円でございますして、1,277万7,000円の減でございます。小学校管理事務が9,995万円で1,450万9,000円の減でございます。一般職の給料につきましては17人分、給食さん、用務員さん等でございます。次のページをお願いいたします。工事請負費につきましては225万5,000円を見込んでおります。竹麻小学校の屋根の補修工事、南中小学校補修工事、小学校維持補修工事でございます。南中小学校補修工事が168万円でございます。竹麻小学校が30万5,000円でございます。

竹麻小学校管理事務1,038万8,000円、150万8,000円の減でございます。次のページの備品購入の機器備品につきましてはパソコン1台分でございます。これはほかの学校もこの関係が出てきてございます。

次に南崎小学校管理事務ですが、370万6,000円で168万6,000円の減でございます。南中小学校管理事務は999万7,000円で38万9,000円の減でございます。次のページをお願いします。南上小学校管理事務が394万1,000円で218万6,000円の減でございます。三浜小学校管理事務が486万6,000円で89万9,000円の減でございます。

教育振興費が2,622万3,000円で840万円の増でございます。小学校教育振興事務が2,163万3,000円で1,065万4,000円の増でございます。この中で賃金でございますが355万3,000円、臨時教諭賃金。これは複式学級2学級の南崎小と三浜小への指導支援事業でございます。それから次のページをお願いします。需用費の388万円でございますが、50の小学校教職員図書費でございます。4年に1回、教科書、指導書の改訂を行うためのものございまして、385万8,000円でございます。それから使用料及び賃借料648万7,000円ございまして、電算機賃借料618万7,000円でございます。小学校についてもパソコンを1人1台体制にするものでございます。それから扶助費が96万1,000円でございます。

竹麻小学校教育振興事務が106万6,000円で42万7,000円の減、南崎小学校教育振興事務が72万7,000円で52万2,000円の減、南中小学校教育振興事務が107万5,000円で45万6,000円の減、南上小学校教育振興事務が86万9,000円で50万1,000円の減、三浜小学校教育振興事務が85万3,000円で34万8,000円の減。

中学校費が6,089万6,000円で674万7,000円の減でございます。中学校管理事務が2,259万7,000円で718万8,000円の増でございます。この中の工事請負費でございますが、693万9,000円ございまして南伊豆東中学校補修工事、これは最後の学校となります空調設備の整備、これを整備したいものがございます。南伊豆中学校補修工事につきましても更衣室の屋根の補修でございます。次のページをお願いします。南伊豆東中学校管理事務が443万円で108万3,000円の減でございます。南伊豆中学校管理事務が547万6,000円で84万5,000円の減でございます。

教育振興費が2,839万3,000円で1,200万7,000円の減でございます。中学校教育振興事務が2,590万6,000円で1,112万3,000円ございまして役務費の1,508万円、定期券購入費でございます。次のページをお願いします。扶助費が168万3,000円で準要保護就学援助費が8人分、特殊学級就学奨励費を2人分見てございます。南伊豆東中学校教育振興事務が137万6,000円

で46万9,000円の減でございます。南伊豆中学校教育振興事務が111万1,000円で41万5,000円の減でございます。

幼稚園費が3,427万2,000円で66万9,000円の減でございます。

次のページをおめくりください。社会教育費でございます。5,618万6,000円で376万2,000円の減でございます。社会教育総務事務が2,146万円で98万5,000円の減でございます。次のページをおめくりください。この中で備品購入費27万7,000円については、ワイヤレスマイクを買いたいものでございます。19の負担金補助及び交付金につきまして、社会教育事業負担金につきましては、社会教育主事派遣に対する負担金でございます。

公民館管理運営事務ですが、1,043万7,000円で5万円の減でございます。

次のページをお願いします。文化財管理費でございますが、134万4,000円で48万円の減でございます。この中の13委託料68万円につきましては、文化財保護活動委託料でございます。

図書館費でございますが、1,967万5,000円で86万3,000円でございます。次のページをおめくりください。備品購入費ですが、320万円で図書費でございます。

次に生涯学習推進費が327万円でございまして138万4,000円の減でございます。13の委託料でございますが、家庭教育支援総合推進事業委託料が75万円でございます。全額補助のもので子育て支援を行うものでございます。

保健体育費でございますが、717万9,000円で275万4,000円の減でございます。保健体育総務費が545万7,000円で249万6,000円の減でございます。その中の13委託料でございますが、322万2,000円でございまして南伊豆スポーツフェスタ委託料が165万円、市町村駅伝大会委託料が150万円でございます。武道館管理事務が172万2,000円で25万8,000円の減でございます。

次に174ページをお願いします。10款災害復旧費でございます。

農林水産業施設災害復旧費が1,466万1,000円で510万6,000円の増でございます。農地及び農業用施設災害復旧事業、224万8,000円で13万2,000円の減でございます。単独農地及び農業用施設災害復旧が150万円で122万円の減でございます。

林地及び林業用施設災害復旧費でございますが、950万8,000円で841万8,000円の増となっております。15の工事請負費912万円でございまして、下賀茂分区の治山工事862万円が含まれてございます。

漁港施設災害復旧費が140万5,000円で196万円の減でございます。漁港施設災害復旧事業は53万円で160万円の減でございます。単独漁港施設災害復旧事業が87万5,000円で36万円で

ございます。

次のページをお願いします。公共土木施設災害復旧費が1,188万2,000円で540万円の減で
ございます。道路河川等災害復旧事業が918万6,000円で116万9,000円の減でございます。単
独道路河川災害復旧事業が269万6,000円で423万1,000円の減でございます。

次に178ページ、11款公債費でございます。1項公債費が6億5,833万6,000円で1億3,237
万2,000円の減となっております。元金につきまして5億2,748万2,000円で1億1,383万
3,000円の減でございます。これは町債元金償還金で208件分でございます。利子につきまし
て、1億3,085万4,000円でございますして1,853万9,000円の減でございます。

次に12款予備費でございます。800万円でございますして200万円の減でございます。

17ページをお願いします。

歳入、町税でございます。町民税が2億6,550万1,000円で1,650万円増でございます。固
定資産税が5億934万6,000円で440万8,000円の増でございます。軽自動車税が2,005万円で
143万円の増でございます。町たばこ税が6,800万円でございますして400万円の増ございま
す。次のページをお願いします。特別土地保有税100万1,000円で50万円の増でございます。
入湯税が2,600万1,000円で200万円の増でございます。

2款の地方譲与税、所得譲与税が3,600万円でございますして1,900万円の増でございます。
自動車重量譲与税が5,800万円でございますして100万円の増でございます。地方道路譲与税が
2,000万円でございますして100万円の増でございます。

利子割交付金が280万円でございますして320万円の減でございます。

4款配当割交付金が100万円でございますして80万円の減でございます。

次のページをお願いします。

5款株式等譲渡所得割交付金が30万円でございますして40万円の減でございます。

6款地方消費税交付金が9,700万円でございますして400万円の減でございます。

ゴルフ場利用税交付金が1,400万円で前年同様でございます。

8款特別地方消費税交付金が科目存置でございます。

9款自動車取得税交付金が4,900万円で500万円の減でございます。

10款地方特例交付金が2,300万円でございますして300万円の増でございます。

11款地方交付税でございしますが、18億8,000万円でございますして1億4,000万円の増ござ
います。普通交付税を16億5,000万円、特別交付税については前年同様2億3,000万円。普通
交付税につきましては留保額を予定いたしまして6,000万円、前年より少なく見積もってお

ります。

12款交通安全対策特別交付金が100万円でございます。

13款分担金及び負担金でございますが、分担金が1,219万4,000円で60万4,000円の増を見
てございます。2項負担金でございますが、5,552万8,000円で674万6,000円の増を見ており
ます。

14款使用料及び手数料でございます。使用料につきましては7,930万6,000円で338万3,000
円の増を見ております。大きなものでは商工使用料と銀の湯会館、弓ヶ浜温泉公衆浴場が
6,312万9,000円でございます。次のページをお願いします。教育使用料286万5,000円で97万
5,000円の増ですが、幼稚園保育料を4,000円で見てください。手数料を1,004万9,000円で
62万7,000円の増を見ております。

15款国庫支出金でございます。国庫負担金が9,228万6,000円で283万4,000円の減を見込ん
でおります。民生費国庫負担金が8,370万6,000円で127万円の減でございます。衛生費国庫
負担金が282万8,000円で10万7,000円の増でございます。

次に国庫補助金でございますが、2,963万6,000円で1億1,692万4,000円の減でございます。
衛生費国庫補助金が539万8,000円ございまして9,661万6,000円の減でございます。

委託金でございますが、398万1,000円で16万8,000円の減でございます。

次のページをお願いします。16款県支出金でございます。

県負担金でございますが、3,768万3,000円で254万8,000円の減となっております。民生費
県負担金が3,535万円で238万5,000円の減となっております。衛生費県負担金が233万3,000
円で16万3,000円の減となっております。

総務費県補助金が3,317万円でございまして494万1,000円でございます。主なものは市町
村自主運行バス事業補助金2,898万、コミュニティ施設整備補助金400万円でございます。民
生費県補助金が4,365万2,000円で274万4,000円の減となっております。

次に、衛生費県補助金が887万6,000円で815万3,000円の減となっております。商工費県補
助金が530万円ございまして600万円の減となっております。下賀茂の足湯の関係でござい
ます。農林水産業費県補助金が1,339万5,000円ございまして309万1,000円ございまして、
水産業補助金が下流の漁港の関係でございまして1,000万円でございます。土木費県補助金
が662万6,000円で546万6,000円の増でございます。この中の住宅費補助金の中で急傾斜地崩
壊危険区域指定事業補助金552万円がございまして。消防費県補助金が221万3,000円ござい
まして319万7,000円の減でございます。教育費県補助金が111万7,000円で86万7,000円の減

でございます。県営事業軽減交付金が1,000万でございますして100万円の増でございます。

委託金でございますが、2,773万7,000円でございますして206万8,000円の増でございます。この中には国勢調査委託金591万7,000円と静岡県知事選挙委託金が含まれてございます。土木費委託金が318万9,000円で3万4,000円の減でございます。次のページをおめくりください。権限移譲事務交付金が288万4,000円で8万9,000円の増でございます。

17款財産収入でございますが、財産運用収入が168万8,000円で43万9,000円の増でございます。財産売払収入が100万2,000円で99万9,000円の増を見ております。土地売払収入、普通財産の赤線等の用途廃止による売払収入100万円を計上してございます。

18款寄附金を科目存置しております。

19款繰入金でございますが、157万8,000円でございますして155万円の減でございます。三坂財産区特別会計繰入金が157万4,000円でございます。基金繰入金でございます。1億8,100万円でございますして1億4,865万円の減でございます。財政調整基金繰入金が1億7,900万円でございます。交通安全対策推進基金繰入金が200万円でございます。なお、減債基金については16年度に終了しております。

次に44ページをお願いします。

20款の繰越金でございます。1億3,000万円を見まして5,000万円の減でございます。

21款の諸収入でございますが、延滞金、加算金及び過料が80万1,000円でございます。雑入が5,641万9,000円でございますして1,528万8,000円の減でございます。次のページをおめくりください。銀の湯関係の物品販売収入、物品貸出収入等がございます。20番では庁舎駐車場整備協力金140万円を計上してございます。25番では在宅高齢者等食事サービス利用料816万円を計上してございます。39番では旧賀茂地区交通災害共済組合精算金受入金427万円を計上してございます。過年度収入につきましては科目存置でございます。

次のページ、22款町債でございますが、3億2,290万円でございますして5億1,790万の減でございます。農林水産業債が1,180万円で620万円の減、土木債が9,170万で1,060万円の減、災害復旧債が260万で30万円の減、水道事業出資債が1,780万で1,660万円の減、減税補てん債が800万で1億7,490万円の減、臨時財政対策債が1億9,100万円で5,900万円の減でございます。

15ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。本年度予算額は42億4,800万円でございますして、前年度予算比較が6億7,700万でございます。予算額の財源内訳でございますが、特定財源で国

県支出金が3億1,102万2,000円でございます。地方債が1億2,390万円でございます。その他が1億8,964万8,000円、一般財源が36億2,343万円でございます。

以上、説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算は、各常任委員会に分割付託することに決定をいたしました。

ここで2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

議第37号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 飯泉 誠君登壇〕

住民課長（飯泉 誠君） 議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算の内容について説明いたします。

歳出から説明いたします。208ページをお開きください。

1 款総務費、総務管理費524万円、30万8,000円の減。一般管理事務としまして431万6,000円、主なものとして委託料の50番の国保連合会共同電算処理事務委託料249万9,000円でございます。連合会負担金が92万4,000円、3万2,000円の減であります。

徴税費80万円、34万5,000円の減。これにつきましては夜間滞納整理の時間外手当及び督促状等の通信費が主なものでございます。

次のページをお願いします。運営協議会費27万7,000円、9万2,000円の減。年間2回の協議会を開催する予定の経費でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費 7 億9,293万4,000円、2,364万1,000円の増でございます。一般被保険者療養給付事務として6億848万円、2,108万2,000円の減であります。退職被保険者等療養給付事務として1億7,752万3,000円、4,461万円の増でございます。一般被保険者療養事務としまして394万9,000円、次のページの退職被保険者等療養事務として79万3,000円、15万8,000円の減であります。審査支払事務として218万9,000円、13万9,000円の減であります。主なものとしましては診療報酬審査手数料の210万円でございます。

高額療養費 1 億793万7,000円、21万5,000円の減であります。一般被保険者高額療養事務として9,191万9,000円、161万5,000円の減であります。退職被保険者等高額療養事務として1,601万8,000円、140万円の増でございます。

移送費として23万円、7万円の減であります。一般被保険者移送事務として15万円、退職被保険者等移送費として8万円でございます。

出産育児諸費として720万円、120万円の減であります。これにつきましては24人分の出産を予定しております。

葬祭費560万円、10万円の減、112件分の葬祭費を予定しております。

3 款老人保健拠出金、老人保健拠出金 2 億4,624万3,000円、1,106万6,000円の増でございます。老人保健医療費拠出金として2億4,168万2,000円、1,204万9,000円の増であります。老人保健事務費拠出金として456万1,000円、98万3,000円の減であります。

次のページをお願いします。

4款介護納付金、1項介護納付金9,159万2,000円、827万4,000円の増であります。

5款共同事業拠出金、共同事業拠出金が2,788万1,000円、238万6,000円の増であります。高額療養費共同事業医療費拠出金として2,787万8,000円、238万7,000円の増であります。高額医療費共同事業事務費拠出金として1,000円、その他の共同事業拠出金として2,000円あります。

次のページの6款保健事業費として414万6,000円、97万円の減であります。これはレセプト点検に要する臨時職員の賃金と消耗品関係でレセプトを入れるファイル、あるいは疾病予防のパンフレット、ファイルキャビネット等が含まれております。

7款基金積立金、基金積立金6,000円で8,000円の減であります。

次のページをお願いいたします。

8款公債費、公債費で10万円、これは一時借入金の利子であります。

9款諸支出金、償還金及び還付加算金109万7,000円、昨年と同額で過年度の保険税の還付金でございます。償還金が2,000円、これは療養給付費等負担金の償還金、療養給付費交付金の償還金であります。一般保険者の還付加算金が4万円。次のページの退職被保険者等還付加算金が5,000円。延滞金として1,000円、科目存置であります。

10款予備費500万円、昨年と同額でございます。

197ページにお戻りください。歳入の方を説明いたします。

1款国民健康保険税。国民健康保険税4億8,327万7,000円、1,668万2,000円の増であります。一般被保険者国民健康保険税として4億3,837万2,000円、1,055万6,000円の増であります。退職被保険者等国民健康保険税が4,490万5,000円、612万6,000円の増であります。

次のページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、督促手数料として5万円で昨年と同額でございます。

3款国庫支出金、国庫負担金は4億776万7,000円、496万円の増。事務費負担金として2,000円。療養給付費等負担金で4億79万6,000円。高額療養費共同事業負担金として696万9,000円。国庫補助金で7,258万4,000円。財政調整交付金が7,258万4,000円で、普通調整交付金と特別調整交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

4款療養給付費交付金、療養給付費交付金が1億5,939万3,000円、4,953万5,000円の増であります。退職被保険者等療養給付費の交付金でございます。

5 款県支出金、県支出金が696万9,000円、59万7,000円の増でありまして、高額療養費共同事業負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款連合会支出金、連合会補助金が1,000円で科目存置でございます。

7 款共同事業交付金、共同事業交付金は1,394万円、昨年と比べまして119万3,000円の増でございます。高額療養費共同事業交付金でございます。

次のページに行きまして 8 款財産収入、財産運用収入は6,000円、8,000円の減であります。これは支払準備基金利子と高額療養費貸付基金利子、出産費貸付基金利子でございます。

次の 9 款繰入金、他会計繰入金が6,009万1,000円、一般会計からの繰入金が6,009万1,000円でございます。基金繰入金3,000万円、2,500万円の減であります。支払準備基金繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

10款繰越金、繰越金6,200万1,000円でございます。300万円の減でございます。その他の繰越金としまして6,200万円は前年度の繰越金でございます。

次の11款諸収入、主に科目存置でございますが、延滞金及び過料として10万2,000円、一般被保険者延滞金が10万円、退職被保険者等延滞金が1,000円、過料として1,000円、預金利子が1,000円、雑入としまして10万2,000円、一般被保険者第三者納付金が4万9,000円、退職被保険者等第三者納付金が1,000円、一般被保険者の返納金、これは16年度分の返納金でございますが、5万円でございます。

196ページにお戻りください。

事項別明細書の歳出で説明させていただきます。

本年度予算額12億9,628万4,000円、比較としまして4,205万9,000円。財源の内訳としまして特定財源で国県支出金が4億8,731万8,000円、その他の特定財源といたしまして1億7,349万円、一般財源といたしまして6億3,547万6,000円でございます。

以上です。説明を終わります。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第38号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 飯泉 誠君登壇〕

住民課長（飯泉 誠君） それでは、平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算の内容について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、237ページをお開きください。

1款医療諸費、医療諸費13億5,240万円、9,158万7,000円の増でございます。医療給付事務としまして13億2,727万6,000円、社保分として1億7,392万8,000円と、国保分としまして11億5,334万8,000円でございます。医療給付事務が1,961万4,000円、249万4,000円の減でございます。次のページの審査支払事務として551万円、121万7,000円の減でございます。

2款諸支出金、償還金2,000円、昨年と同額で科目存置でございます。繰出金4,000円、一般会計繰出金が4,000円でございます。

231ページにお戻りください。歳入を説明いたします。

支払基金交付金、支払基金交付金は7億7,817万2,000円、1,481万3,000円の増でございます。医療費交付金としまして7億7,266万1,000円、審査支払手数料交付金として551万

1,000円でございます。

次のページをお願いします。2款国庫支出金、国庫負担金は3億8,281万9,000円、5,118万5,000円の増でございます。

3款県支出金、県負担金としまして9,570万5,000円、医療費の県負担金でございます。

次のページの4款繰入金、一般会計繰入金といたしまして9,570万4,000円。

次の5款繰越金、1,000円。

次のページをお願いします。

6款諸支出金、延滞金及び加算金2,000円、科目存置であります。雑入2,000円、科目存置であります。

230ページにお戻りください。事項別明細の歳出で説明させていただきます。

本年度予算額13億5,240万6,000円、比較として9,158万1,000円。本年度予算額の財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金が4億7,852万2,000円、その他の特定財源といたしまして7億7,817万2,000円、一般財源といたしまして9,571万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案を第1常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第39号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたし

ます。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 高野 馨君登壇〕

健康福祉課長（高野 馨君） それでは、議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算について内容を説明いたします。

歳出より説明をいたしますので、259ページをお開き願います。

第1款総務費、1項総務管理費62万9,000円、前年度対比124万6,000円の減です。内容につきましては介護保険総務事務に要する経費でございます。2項徴収費36万6,000円、対前年比9万8,000円の減です。介護保険賦課徴収事務に要する経費でございます。次のページで3項介護認定審査会費567万3,000円、前年対比60万1,000円の減でございます。介護認定審査会事務に要する経費並びに認定調査に要する経費でございます。

次の262ページですけれども、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費6億5,184万6,000円、4,137万7,000円の対前年増となります。居宅介護サービス給付費に要する経費が2億8,255万5,000円、特例居宅介護サービス給付費に要する経費が1,000円で科目存置でございます。施設介護サービス給付費に要する経費が3億3,778万8,000円でございます。これにつきましては、つい最近オープンしましたみくらの里の入所を16人ほど見込んでございます。それから特例施設介護サービス給付費に1,000円、科目存置でございます。居宅介護福祉用具購入給付に150万円、居宅介護住宅改修費に450万円を計上いたしました。それから居宅介護サービス計画給付、計画費の方ですけれども、2,550万円で、これにつきましては約3,000件を見込んでございます。15年度の決算では2,770件ほどありました。特例居宅介護サービス計画給付費につきましては1,000円の科目存置でございます。

2項支援サービス等諸費534万2,000円で、対前年比較で63万6,000円の増となっておりますが、居宅支援サービス給付費に336万円、特例居宅支援サービス給付費に1,000円の科目存置、福祉用具購入給付費に9万円、居宅支援住宅改修の方に36万円を計上いたしまして、居宅支援サービス計画給付費の方に153万円、特例居宅支援サービス計画給付費に1,000円、科目存置でございます。

3項のその他諸費でございますが、91万2,000円で対前年1万1,000円の増となっております。審査支払手数料として91万2,000円でございます。

4項の高額介護サービス等費に480万円、対前年120万円の増となっております。高額介護サービス給付に要する費用でございます。

それから次のページで、3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金65万2,000円、前年と同額でありまして、これは県の介護保険の財政安定化のための基金で、給付費の1,000分の1を積み立てることになっておりますので、65万2,000円でございます。

4款公債費、1項公債費1,000円、前年同額で一時借入金利子でございます。

5款の基金積立金、1項基金積立金1,000円、対前年8,000円の減でございます。介護給付費の支払準備基金のための積立金1,000円を科目存置でとってございます。

6款諸支出金、1項繰出金1,000円、昨年と同額で一般会計からの繰り出し、科目存置でございます。2項の償還金及び還付加算金30万2,000円、昨年同額でございます。償還金に1,000円、それから1号被保険者の還付加算金1,000円、還付金が30万円です。

それから次のページ、7款予備費100万円、昨年と同額でございます。

続きまして歳入、249ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料9,797万3,000円、対前年で207万7,000円の増でございます。これは第1号被保険者の保険料で現年分9,767万3,000円、滞納繰越分30万円を計上いたしました。

次のページ、手数料ですが、1項手数料1万8,000円、対前年6,000円の増で督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1億3,258万円、対前年864万5,000円の増でございます。国の介護給付費、費用額の20%でございます。2の国庫補助金5,544万円、787万6,000円の増となっておりますが、これは調整交付金で8.4%増を見込んでございます。

次のページで支払基金交付金、1項支払基金交付金2億1,212万8,000円、対前年比で1,383万2,000円の増でございます。これは第2号被保険者で32%を見込んでございます。

5款県支出金、1項県負担金8,286万2,000円、540万3,000円の増で、介護給付費の12.5%を計上してございます。

6款財産収入、1項財産運用収入1,000円、対前年で8,000円の減です。支払準備基金利子の1,000円、科目存置でございます。

7款寄附金、1項寄附金1,000円、昨年と同額で一般寄附金を見込んでございます。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金8,951万2,000円、対前年344万円の増でございます、介護給付費の法定負担割合で8,286万2,000円、それから事務費の繰入金として665万円。2 項基金繰入金1,000円で、昨年と同額で科目存置でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金100万円、昨年と同額で前年度繰越金でございます。

次のページ、10款の諸収入、1 項延滞金加算金及び過料が3,000円、昨年同額で1号被保険者の延滞金、それから加算金、過料、それぞれ1,000円ずつ科目存置で計上してございます。2 項の預金利子が1,000円。それから3 項の雑入が5,000円で滞納処分費、弁償金、第三者納付金、返納金、雑入、それぞれ1,000円の科目存置でございます。

恐れ入りますけれども、248ページをお開きください。

本年度予算額 6 億7,152万5,000円で、前年比較で4,127万1,000円の増となりました。財源内訳としましては国県支出金で2 億7,088万2,000円、その他財源で2 億1,213万円、一般財源が1 億8,851万3,000円です。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

石井福光君。

11番（石井福光君） 予算には関係ないのですが、今現在、みくらの里とか、あちらもオープンしまして、大体でいいのですが、現時点において入所希望者ですか、何名ぐらいまだ残っているのか、ちょっと教えていただきたいのです。わからなければいいです。

議長（齋藤 要君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 1月末現在で102名が特養老健、それから療養型医療機関へ入所しているわけですが、みなとの園に確認しましたけれども、まだみくらでも入っている方がいるのですけれども、その精算をしていないので、300名が待機しているということであります。恐らく重複している申し込みもあると思いますので、実際にはもう少し数は減ってくると思います。

11番（石井福光君） ありがとうございます。

議長（齋藤 要君） ほかに質疑もございませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案を第1 常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、第1常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第40号 平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、南上財産区の特別会計につきましてご説明いたします。

284ページをお願いします。歳出でございますが、総務費、一般管理事務でございます。107万1,000円でございます。11万8,000円の減でございます。財産区の運営事務費でございます。

281ページをお願いします。

歳入ですが、1項財産運用収入3,000円でございます。48万円の減でございます。

2款繰越金でございます。106万7,000円でございます。前年比36万2,000円の増でございます。

3款諸収入、預金利子でございますが、1,000円の科目存置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議第40号 平成17年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第41号 平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、平成17年度南崎財産区特別会計の内容を説明させていただきます。

293ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費でございます。本年度12万7,000円でございます。5,000円の減額でございます。南崎財産区の運営事務費でございます。

291ページをお願いします。

歳入でございます。1款繰越金、本年度12万6,000円でございます。5,000円の前年度比較減でございます。

2 款諸収入でございますが、預金利子1,000円で科目存置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議第41号 平成17年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決されました。

議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第42号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） それでは、平成17年度三坂財産区特別会計の内容を説明させていただきます。

305ページをお願いいたします。

歳出についてですが、1款総務費でございまして、総務管理費894万8,000円でございます。前年度比較はゼロでございます。内容につきましては、25の積立金683万8,000円、財政調整基金の積立金でございます。28の繰出金157万4,000円、一般会計繰出金、これは三坂地区公共事業の支出のための繰出金でございます。

301ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款財産収入、財産運用収入884万6,000円でございます。前年と同様でございます。財産貸付収入884万5,000円でございます。

2款繰入金でございます。1,000円で前年と変わりございません。

3款繰越金が10万円でございます。前年度繰越金でございます。

4款諸収入、1,000円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議第42号 平成17年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決されました。

議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第43号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） 平成17年度土地取得特別会計についての内容説明を申し上げます。

2,000円の予算でございます。差田の総合体育施設用地取得を本年は行わなかったということで、土地買いかえ基金の利子分を会計で明らかにするために計上させてもらったものでございます。以上でございます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 長い間、差田の町営グラウンドの買収を少しずつしてきたわけですが、あとどのくらい、もとの希望のここまで買うんだという予定があったと思います。その中であと何割くらい残っているわけですか。それを1点、先に聞きたいと思います。

議長（齋藤 要君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） 1,600万円程度で、あとわずかだと思います。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 幾ら合併がなくなって財政を切り詰めると言っても、あとわずかのことで、あそこをずっと開発してきた、今後、この町であそこを開発していくという大きな希望、夢があったわけです。そしてスポーツ振興、あそこで対外的にサッカーをやるなり、あそこで何をしたりというような、いっぱい希望があった中で計画を立ててきたと思うんです。その中で、私はあきらめるべきじゃなくて、多少ずつでも、1,600万が5年かかってもいいですから、少しずつでも買っていく方向に進む気は町長、ありませんかね。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 所有者が4人もいることですから、予算のこともありますけれども、前向きに検討した方がいいんじゃないのかなと、そう考えています。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 本当にここには随分、投資をしてきたわけですよ、今までが。ただ、それをあと所有者が4人とかじゃなくて、前向きの姿勢でかかるんだったら、この2,000円の措置なんて私はもってのほかだと思うわけです。その辺をもう一度聞かせていただきたいなと思います。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 今回は財政上ということでありますから、また来年度、どうしてもということでしたら、また補正なり何なりの形の中で、前向きに検討できればと、そう考えております。

議長（齋藤 要君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） 本当にあそこに町長、今後この2,000円じゃなくて、補正予算を組んだり、何して、あとわずか残っているわけですから、それを少しずつ、私は1年で1,600分を買えということはいいません。

しかし、長年の懸案であったあそのグラウンドの整備、そしてこれから観光的にも使っていこうと、そしてスポーツもあそこに誘致していこうと、サッカーもできれば練習に来てもらうとか、そういうことに前向きな姿勢で南伊豆のために観光の活性化をストップするのではなくて、私はそういうところからぜひその方向を前向きでなくて、明日からでもいいですから、一生懸命それを買っていくんだという気持ちで、私は進んでいただきたいということをお願いしておきます。以上です。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 関連の質問ですが、町長は前町長から引き継ぎまして、この土地取得の、例の差田の総合体育施設、これについては実は遠大な構想があったわけですね。私が議員になりたてのころなんです。数十億円かけて総合体育施設をつくるというようなプランを前町長はされたんです。岩田町長は町長職になって、そういう例えば土地取得を延々と続けていくことに対して、自分なりの夢とかどういう施設をここで望んだらいいのかというようなことは考えたことはございますか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 物事に対しては土地の取得をしてからということですから、具体的な

案というのは、正直言って考えておりませんでした。

議長（齋藤 要君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） こういう財政状況ですから、一区画と時価との含み利益を、町の含み資産として保持し続けるという意味では投資をするということは意味があると思うんですが、やはり毎年1,500万から2,000万ぐらいの土地取得の投資をずっとしてきたわけですから、やっぱりそれなりの自分のお考えというのはお持ちになるのは当然だと思うんですけども、その辺をちょっともう一度ご答弁していただきませんかでしょうか。

議長（齋藤 要君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 確かに漆田議員が言うように、これから町の一つのあり方として、取得して活性化に使わなければいけないと、そういう意見として承っておきます。

議長（齋藤 要君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議第43号 平成17年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

議第44号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

下水道課長。

〔下水道課長 佐藤 博君登壇〕

下水道課長（佐藤 博君） 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算の内容説明をさせていただきます。最初に、平成17年度の事業概要につきまして、本日議場配付させていただきました資料によりまして説明いたします。

前年に引き続き、手石処理分区の管渠築造工事を実施したく、公共下水道建設事業の工事請負費1億1,910万円を計上いたしました。図面の桃色の区域を実施する予定です。青色が平成16年度に実施済みの区域で、桃色が平成17年度、緑色が平成18年度に漁協から小稲までを実施する予定であります。簡単ですが、以上が工事関係の概要です。

それでは歳出より説明させていただきます。335ページをお開き願います。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業、本年度予算額1億6,372万6,000円、前年度に対しまして53万3,000円の増でございます。主な内容のみ説明させていただきます。2節、3節、4節につきましては職員2名分の人件費でございます。次に336ページをお願いします。13節委託料1,500万円は、平成3年度に作成した基本計画の見直し、定住人口、観光人口の推移を見直しして、増設する処理場の規模を決定することと、下水道法により下賀茂地区を実際に事業するための認可の手続をコンサルタントに委託する事業であります。15節工事請負費1億1,910万円ですが、湊・手石処理分区管渠築造工事1億1,600万円で、管渠施工延長1,200メートルです。町単湊・手石処理分区管渠築造工事100万円、町単下水道事業付帯工事に210万円を予定し、計上させていただきました。22節補償補填及び賠償金1,000万円につきましては、上水道の移設補償費でございます。

次に337ページをお願いします。

2款業務費、1項1目下水道総務事務は2名分の人件費と9節旅費、11節需用費等を計上いたしました。次に338ページをお願いします。19節の負担金補助及び交付金は日本下水道協会等の負担金であります。

下水道使用料賦課徴収事務、本年度予算額94万3,000円、前年度に比べまして1万1,000円の減。主なものとしましては、下水道使用料に課税される消費税の納付のための27節公課費として60万円を計上いたしました。次に下水道受益者負担金賦課徴収事務、本年度予算額65万8,000円、前年度に比べまして11万6,000円の減。主なものは14節の受益者負担金管理システム賃借料及び保守点検料とで、合計54万8,000円でございます。

次に339ページをお願いします。2項1目下水道管渠維持管理事業、本年度予算額260万6,000円で、前年度に比べまして481万7,000円の減でございます。主なものとしましては、11節需用費でマンホールポンプ8基分の電気料86万4,000円、13節委託料で管渠内面調査・清掃委託料として100万円を計上させていただきました。

2項2目下水道施設管理事業、本年度予算額1億7,024万4,000円で前年度に対して38万4,000円の増。主な内容としましては需用費が910万8,000円ですが、消耗品140万円はクリーンセンターで使用する固形塩素や苛性ソーダの購入費として、また光熱水費は電気料とガス代で393万3,000円、修繕料はクリーンセンターポンプ等のオーバーホールの修理代として377万5,000円を計上させていただきました。次に委託料748万3,000円の内訳は、自家用電気工作物保安業務委託料として32万円、次に340ページをお願いします、クリーンセンター等維持管理業務委託料に644万7,000円、水質検査業務委託料の62万1,000円が主なものです。

次に341ページをお願いします。

3款公債費、1項1目元金、本年度予算額1億7,876万円、前年度に比べまして1,139万8,000円の増でございますが、この主な内容としまして、平成9年度から着工しました南伊豆町クリーンセンター建設の町債の据え置き期間が終わりまして、10年度から償還が始まって18年度がピークになりますが、その間の償還額を払うため増額させていただきました。

1項2目利子は、本年度予算額4,449万6,000円で前年対比257万3,000円の減。町債利子が4,380万8,000円、一時借入金利子が68万8,000円見込み、計上させていただきました。

次のページをお願いします。

4款予備費、1項1目予備費10万円でございます。

次に歳入について説明させていただきます。327ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金、本年度予算額2,449万円で、前年度対比179万円の増でございます。

次のページをお願いします。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料は3,600万1,000円で、前年度に比べ510万円の増

です。

次のページをお願いします。

3 款国庫支出金、下水道国庫補助金、本年度予算額6,000万円で、これは補助対象事業費1億2,000円の2分の1に当たる額であります。

次のページをお願いします。

4 款県支出金、1 項 1 目下水道費県補助金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをお願いします。

5 款繰入金につきましては本年度2億7,853万1,000円で、前年度に比し6万4,000円の増でございます。

次のページをお願いします。

6 款繰越金につきましては科目存置とさせていただきます。

次のページをお願いします。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子、2 項 1 目雑入とも科目存置であります。

次のページをお願いします。

8 款町債、1 項 1 目下水道債につきましては下水道債、過疎債とで2,700万円を計上させていただきます、事業費に充当するものです。

最後に326ページをお願いします。

本年度予算額は4億2,602万7,000円で、前年度に対しまして495万4,000円の増となりました。財源内訳としまして、国庫支出金6,000万1,000円、地方債2,700万円、その他受益者負担金等収入が6,049万2,000円、一般財源が2億7,853万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第45号 平成17年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 勝田 悟君登壇〕

農林水産課長（勝田 悟君） それでは、内容説明をさせていただきます。

360ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1款総務費、1項1目総務管理事務616万4,000円で、前年度比40万9,000円の減額であります。内容につきましては、需用費につきましては施設修繕料36万円の見込み計上でございます。13節の委託料552万円につきましては、昨年から総務省の指導で特別会計に使用料収入が入っていないのはおかしいというようなことで、昨年度から使用料収入を計上し、その全額を委託料として子浦集落排水組合に支出するということで、552万円の計上でございます。19の23万4,000円につきましては改造資金の利子補給の補助金でございます。

2款公債費、1項1目元金は1,143万2,000円、246万8,000円の減でございます。2目利子467万5,000円、49万8,000円の減でございます。

次に、355ページをごらんいただきます。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項1目漁業集落排水事業費分担金18万円、2万円の減額でございます。

次に2款使用料及び手数料につきましては552万円、25万2,000円の減額であります。この額を委託料として支出してございます。

3 款繰入金1,652万円、309万8,000円の減でございます。

4 款繰越金については科目存置でございます。

5 款諸収入、1 項 1 目雑入につきましては5 万円で、前年度比5,000円の減額ということになっております。

最後に354ページでございます。

子浦漁業集落排水事業特別会計、本年度予算額2,227万1,000円、前年度比337万5,000円の減であります。財源内訳としましては、特定財源その他で575万円、一般財源で1,652万1,000円でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議第45号 平成17年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

議第46号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第46号 平成17年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 勝田 悟君登壇〕

農林水産課長（勝田 悟君） それでは、376ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理事務530万3,000円、前年度比64万4,000円の減でございます。内容的には13節委託料、これにつきましては子浦と同様の考え方でございます。

2 款公債費、元金につきましては1,323万円で158万8,000円の増。利子につきましては238万8,000円で18万2,000円の減でございます。

次に371ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目漁業集落排水事業費分担金18万円で、前年度比32万円の減でございます。受益者分担金50%を見込んでおります。

次に2 款使用料及び手数料、漁業集落排水施設使用料、子浦と同様のことでございます。489万6,000円で前年同額でございます。

3 款繰入金が1,579万7,000円、108万6,000円の増でございます。

4 款繰越金については科目存置でございます。

5 款諸収入につきましては4 万7,000円で、4,000円の減額となっております。

最後に370ページですが、平成17年度の中木漁業集落排水事業特別会計につきましては、本年度予算額を2,092万1,000円とするものでありまして、前年度比76万2,000円の増となります。財源内訳としましては、特定財源その他で512万3,000円、一般財源で1,579万8,000円でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議第46号 平成17年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決されました。

議第47号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 勝田 悟君登壇〕

農林水産課長（勝田 悟君） それでは、妻良漁業集落環境整備事業の内容説明をさせていただきます。390ページをお開きください。

歳出ですが、1款漁業集落環境整備費、1項1目妻良漁業集落環境整備事業9,113万1,000円、前年度比1億1,816万5,000円の減でございます。内容的には、職員1名分の人件費並びに15節工事請負費におきまして、本年度は飲料配水池の建設のみというようなことになっておりますので、集落環境整備工事に8,117万6,000円、それから町単集落環境整備工事に400万円を計上し、合計8,517万6,000円を工事請負費として計上させていただきました。

次のページでございますが、2款公債費、1項1目利子ということで91万1,000円、58万2,000円の増でございます。町債利子77万1,000円、一借利子14万円でございます。

3款予備費につきましては10万円を計上してございます。

385ページをお願いします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますけれども、本年度予算額885万円で1,065万円の減額でございます。受益者の分担金でございます。

次に2款県支出金、本年度予算額5,950万円で8,050万円の前年度比減額となります。事業費8,500万円の70%の国県補助金を見込み計上しております。

3款繰入金、一般会計繰入金、本年度予算額339万円、163万3,000円の減です。

4款諸収入、預金利子及び雑入につきましては科目存置でございます。

5款町債、下水道債2,040万円、2,480万円の減でございます。下水道債、過疎債それぞれ1,020万円を計上しております。

次に384ページをお願いします。

平成17年度妻良漁業集落環境整備事業特別会計の本年度予算額は、9,214万2,000円でございます。前年度比1億1,758万3,000円の減となります。財源内訳としましては、特定財源、国県支出金で5,950万円、地方債2,040万円、その他885万円、一般財源として339万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わりにします。よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、第2常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第48号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（齋藤 要君） 議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 渡辺 正君登壇〕

水道課長（渡辺 正君） それでは内容説明をいたします。

27ページをお開きください。平成17年度南伊豆町水道事業会計予算実施計画説明書、収益の収入及び支出のうち収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益は2億7,582万4,000円で、昨年度と比較しまして165万6,000円の減額であります。内訳としまして第1項営業収益、1目給水収益2億7,000万円で昨年度と同額であります。これは上水道料金、簡易水道料金でございます。2目受託工事収益は560万円で、これも昨年と同額であります。3目その他営業収益は18万4,000円で昨年度と同額でございます。2項営業外収益としまして4万円で、対前年比165万6,000円の減でございます。3消費税還付金が165万5,000円によるものです。

続きまして29ページの支出であります。

1 款水道事業費用は2億9,790万8,000円で、前年比1,083万1,000円の増額であります。内訳としまして第1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費4,347万6,000円で、主なものとして11節の委託料、13節の修繕費、14節の動力費、15節の薬品費によります。2目受託工事収益は560万円で昨年度と同額でございます。3目総係費5,269万円で252万円の増です。主なものとして1節の給料、2節の手当、5節の法定福利費、11節の委託料によるものです。

次に32ページをお開きください。4目簡易水道等費5,185万4,000円で、対前年比360万1,000円の増でございます。主なものとして職員3名分の給料、手当、法定福利、委託料によるもので、さらに13節修繕費、14節動力費、16節の材料費によるものでございます。5目減価償却費は1億205万4,000円、対前年比1,107万9,000円の増です。これは28節の有形固定資産減価償却費1億197万9,000円によるものです。6目資産減耗費205万5,000円で昨年度と同額でございます。

次に34ページ。2項営業外費用3,871万9,000円で、対前年比155万1,000円の減であります。1目支払利息及び企業債取扱諸費3,824万円で対前年比198万円の減で、これは企業債利息に

よるものです。それと3目消費税、当年度は42万9,000円、逆に今度支払うということになりました。それから3項予備費、1目予備費が100万円、これは予備費です。4項特別損失30万円、これは過年度損益修正損30万円でございます。

次に36ページの資本的収入及び支出のうち、まず初めに収入からです。

1款資本的収入は1億7,755万3,000円で、前年比6,164万7,000円の減であります。1項他会計繰入金は3,880万円で2,190万円の減です。これは上水道5次拡張事業の出資金3,730万円、石綿セメント管更新事業出資金150万円です。2項国県補助金、1目国県補助金1,635万3,000円で1,224万7,000円の減でございます。これは1節の国県補助金1,635万3,000円の水道水源開発施設整備事業です。3項の企業債、1目企業債1億840万円で前年比1,890万円の減です。これは上水道5次拡張事業の企業債と石綿セメント管更新事業の企業債の合計によるものです。4項給水負担金300万円で前年同額でございます。5項建設改良工事負担金、1目建設改良工事負担金1,100万円で前年比860万円の減でございます。これは下水道関連配水管布設替負担金によるものです。

次に38ページの支出であります。

1款資本的支出は2億9,090万5,000円で、対前年比5,262万9,000円の減であります。内訳としまして建設改良費、1目の水道施設改良費が5,100万円で前年比2,130万円の減。主なものでは50節の工事請負費4,900万円、これは石綿セメント管布設替工事、下水道工事に伴う配水管布設替工事、その他水道施設改良工事でございます。2目の上水道第5次拡張事業費1億6,387万6,000円で前年比3,671万1,000円の減です。主なものとしましては石井浄水場拡張9期工事に1億500万円、それに職員1名分の給料でございます。それと水源開発負担金4,906万円。それから2項企業債償還金、これが7,502万9,000円で企業債償還金でございます。3項予備費100万円。

以上で内容説明を終了します。よろしく申し上げます。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本案を第2常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算は、第2常任委員会に付託することに決定をいたしました。

散会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より3月17日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 石 井 福 光

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成17年3月南伊豆町議会定例会

議事日程(第4号)

平成17年3月18日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第23号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第24号 南伊豆町個人情報保護条例制定について
- 日程第 5 議第25号 南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定について
- 日程第 6 議第26号 南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定について
- 日程第 7 議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 8 議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算
- 日程第10 議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算
- 日程第13 議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算
- 日程第14 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第14まで議事日程に同じ

日程追加

- 日程第15 発議第1号 農業試験場南伊豆分場における試験研究の充実強化に関する意見書
- 日程第16 発議第2号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 発議第3号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 発議第4号 南伊豆町長の辞職勧告決議案

出席議員（11名）

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員（1名）

3番 鈴木勝幸君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会 事務局長	鈴木勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺修治 主幹 栗田忠蔵

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本議会第4日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

11番議員 石井 福光 君

12番議員 横嶋 隆二 君

施政方針の修正

議長（齋藤 要君） ここで町長より施政方針について修正の申し出がありましたので、これを日程に追加いたします。

町長より、平成17年度施政方針の修正についての説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成17年度3月8日に述べました施政方針の地区懇談会について次のように変更させていただきます。

町長就任以来6年間に、各地区及び産業団体等と延べ150回余りの懇談会を開催してまいりました。

国県の動向に多大な影響を受ける本町におきましては、今後ますます厳しくなる財政事情

に対応した町政運営が求められ、地方自治体の自己決定、自己責任の中で町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに補完し合う協働参画社会の構築の重要性を理解していただくことが必要であると考えます。

今後、自律のまちづくりを目指し、財政事情や諸問題等について地区懇談会及び広報等により、今まで以上に情報を公開し、町民の皆様への説明責任を果たしてまいりたい所存でございます。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（齋藤 要君） これにて施政方針の修正説明を終わります。

ここで議会運営委員会及び全員協議会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時33分

再開 午後10時20分

議長（齋藤 要君） 休憩を閉じ再開いたします。

議第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時30分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は委員長以下記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下記載のとおりでございます。

議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。意見または要望。議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について。

1、収入役の廃止及び今後収入役を置かないことについて質疑があり、答弁がなされた。

2、収入役の廃止条例を今定例会に提出すべきではないかとの質疑があり、答弁がなされた。

3、自律のまちづくりを進めるに当たり、収入役のあり方について質疑があり、答弁がなされた。

4、電子入札を含め入札制度について各課の役割分担について質疑があり、答弁がなされた。

5、機構改革案について、町長の考え方について質疑があり、答弁がなされた。

6、機構改革案と自律のまちづくりとの整合性について質疑があり、答弁がなされた。

7、機構改革案の8課2局1室における町長の考え方について質疑があり、答弁がなされた。

8、機構改革に対する町長の意識、認識の甘さが指摘されました。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 次に、賛成者の討論を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第6号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のと

おり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決されました。

議第23号及び議第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第23号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について及び議第24号 南伊豆町個人情報保護条例制定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時30分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。委員長ほか記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局の職員。町長以下記載のとおりでございます。

議第23号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第24号 南伊豆町個人情報保護条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。意見または要望。議第23号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定について。

1、情報公開条例制定の主旨について質疑があり、答弁がなされた。

2、情報公開条例において、町民に対する情報提供の観点について質疑があり、答弁がなされた。

議第24号 南伊豆町個人情報保護条例制定について。

1、個人情報の裁量について質疑があり、答弁がなされた。

2、住基ネットの業務内容と個人情報保護とその関連について質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 情報公開条例23号については賛成ですが、情報公開のプロセスやあるいは制度的な問題は別個に確立をしなければならないという注文意見を述べさせていただきたい。

議第24号の個人情報保護条例については、名称は個人情報保護ということになっていますが、住基ネットを含めてそのセキュリティー、個人情報の規定と漏えい防止のセキュリティー、この点にはまだ課題があるということで、この議第24号についてはそういった趣旨から、もっとそうした点を深めるべきだという意見を申し上げます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第23号 南伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第24号 南伊豆町個人情報保護条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第24号議案は原案のとおり可決されました。

議第25号及び議第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第25号 南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定について及び議第26号 南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時30分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。委員長以下記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下記載のとおりでございます。

議第25号 南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議第26号 南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定について。原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議第25号 南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定については、特に意見、要望はなかった。

議第26号 南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定について。特に意見、要望はなかったです。

以上です。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第25号 南伊豆町交通安全対策推進基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第26号 南伊豆町交通災害見舞金等支払条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決されました。

議第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

第1常任委員長、第2常任委員長。

〔第1常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1常任委員長（渡邊嘉郎君） それでは、第1常任委員会の委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時30分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりでございます。

議事件目。委員会付託件目。委員会決定。

議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

委員会決定。否決すべきものと決定をいたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。意見または要望。

議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第8款消防費、第9款教育費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

意見または要望。

1、施政方針の中、地区懇談会開催について、合併の勧告について、及び地区懇談会の必要性について質疑があり、答弁がなされた。

2、施政方針において、の地区懇談会開催についての文面について、撤回または修正について要望がありました。

3、施政方針の 行財政改革の推進において、「住民の代表及び議会の代表等から成る南伊豆町行政改革推進委員会を設置し」とあるがその実施時期、住民代表の公募について、及び議会側との話し合いについて質疑があり、答弁がなされた。

4、災害時の物資搬送に伴う漁船等の活用について質疑があり、答弁がなされた。

5、武道館、体育館等の体育施設の使用料及び各種団体への補助金カットについて質疑があり、答弁がなされた。

6、武道団体よりの、武道館使用料値上げ撤回を求める要請書についての当局の見解について質疑があり、答弁がなされた。

7、武道館等の使用料改正のための、説明会の開催状況について質疑があり、答弁がなされた。

8、下田南校南伊豆分校野球部の差田グラウンド使用料について質疑があり、答弁がなされた。

9、南伊豆分校後援会補助金について質疑があり、答弁がなされた。

10、社会福祉協議会の職員採用の決定について質疑があり、答弁がなされた。

11、社会福祉協議会の職員採用について、第1常任委員会で調査することに決定いたしま

した。

12、敬老祝い金支給の主旨及び前年度との比較について質疑があり、答弁がなされた。

13、スポーツ功労者表彰規定について質疑があり、答弁がなされた。

14、中央公民館の休日等の有効利用について質疑があり、答弁がなされた。

15、ごみ収集用のごみ袋の販売手数料について質疑があり、答弁がなされた。

16、ごみの分別収集における粗大ごみの再利用について質疑があり、答弁がなされた。

17、資源ごみの分別収集方法及び収集体制の見直しについて質疑があり、答弁がなされた。

18、在宅高齢者等食事サービス事業委託料についての実施効果と費用負担の値上げについて質疑があり、答弁がなされた。

19、公立湊病院組合負担金について質疑があり、答弁がなされた。

20、公立湊病院の医療ミスについて、管理者としての見解を求められました。

21、国民健康保険特別会計繰出金について質疑があり、答弁がなされた。

22、ファルマバレー構想及びウエルネス構想に伴う、静岡県の南伊豆町に対する位置づけについて質疑があり、答弁がなされた。

23、まちづくりに対する町長の姿勢及び新年度予算への反映について質疑があり、答弁がなされた。

24、行政、産業、観光などを組み合わせたまちづくり構想について質疑があり、答弁がなされた。

25、行財政改革の意思が予算に反映されていないとの意見が出されました。

26、社会福祉協議会の職員採用について、第1常任委員会において調査いたしました。

調査するに当たり、社会福祉協議会に職員採用に係る資料提供を求め、正副会長及び事務局長から職員採用に至るまでの経過を聞き取り調査いたしました。

その後、再度常任委員会を開催し、調査の内容を検討いたしました。

受験者中、唯一の社会福祉主事任用資格者が不採用となりましたが、社会福祉協議会の本来の役割から、今後の職員採用のあり方については見直しが必要であるとの結果となりました。

以上です。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） それでは、第2常任委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時7分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算。歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

委員会決定。否決すべきものと決定をいたしました。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算。歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

意見または要望。

- 1、職員の給与体系について、定期昇給、特別昇給、優遇退職手当について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、施政方針において、行財政改革の推進に係る町長の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、施政方針において、地区懇談会開催についての内容説明を求める意見が出されました。
- 4、施政方針の変更については、異議があればもっと強硬手段とすべきで、予算について審議すべきとの意見が出されました。
- 5、施政方針の地区懇談会開催についての内容は、合併のための地区懇談会ではないかとの意見が出されました。
- 6、施政方針をもう一度精査して、再提出してもらうことについての意見が出されました。
- 7、銀の湯会館売店販売品仕入費について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、天神原地区にある長者ヶ原山ツツジ公園の整備について予算化されていないが、松崎町雲見の高通山との一帯整備について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、わがやの専門家診断事業委託料について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、木造住宅耐震補強助成事業費補助金において、耐震工法についての質疑があり、答弁がなされた。
- 11、職員手当において、管理職手当及び管理職員特別勤務手当について質疑があり、答弁がなされた。

12、入札指名業者の指名及び入札指名停止について質疑があり、答弁がなされた。

13、銀の湯会館の職員募集及び採用について質疑があり、答弁がなされた。

14、急傾斜地及び道路路肩の工事施工において、景観を損なっているところが多く見られるので、工事工法を県に対して要望することの意見がありました。

15、青野川ハゼつり大会及び市之瀬の蓮田についての費用対効果について質疑があり、答弁がなされた。

16、職員の時間外手当について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） これより討論に入ります。

第1常任委員会及び第2常任委員会とも本案は否決の報告でありましたので、まず本案に賛成者の討論を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 次に本案に反対者の発言を許可いたします。

〔「委員長、予算反対討論ね、本予算ね、本案ですから原案ね」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 一般会計の原案に反対の討論を行います。

本予算は、この2年余にわたって町長が推進してきた合併が、昨年10月17日の住民投票で否定されて、町が自律の道を歩み始める初めての予算であり、極めて重要な役割を持っております。

国が三位一体の改革で地方自治体に財政削減のしわ寄せを押しつける中で、合併してもなくても自治体運営は厳しい状況であります。この難局に取り組む姿勢は、これまでの行政運営の姿勢を抜本的に見直して取り組むことが求められました。住民と一体になって町をつくっていく、その意欲と誠実さが求められているのであります。

町長就任直後の平成12年以降、地方交付税の算定基礎が減額されて、交付税が減ってきている状況のもとで、大盤振る舞いで財政調整基金を食いつぶしてきた。こうしたことや、予算執行の上で、住民と本当に議論を交わして行政を進めていく。

こうした点に照らしてみた場合に、今年度予算の編成過程、議会が12月議会で自律の道を歩む上での行財政改革の提案を行いました。こうしたことも含めて執行者、特に首長の姿勢は議会に対するみずからの説明も全く果たすことができず、しかも、12月議会で一般質問で答弁したにもかかわらず、住民に対する説明責任は全く果たさない。しかも、一般質問で明らかになったように、合併しないからこういう状況になったと開き直る。合併しなければこうなることは見えていた、こういうことを平然と本議会で吐きました。

こうしたもとの、敬老金の削減、食事サービス負担増、あるいは教育部門では施設使用料も倍額の提示等々、住民サービスを切らないといいながら、一番切ってはならない、政策視点では高齢者が30%を超えるこの町の重要施策、そして少子化が進む中で、半島先端の地理的ハンデを負うこの地域での子育て支援、こうした点にしわ寄せを押しつける。この町長の姿勢が予算に反映されている。

一方では、町長親族所有の水田を含む蓮田が、役場の管理で経費も相変わらず公費が支出されている。蓮田に関して言えば、住民が自主的に管理運営しているところが多いのもこれは事実であります。公平、公正な行政と口では言うけれども、やっている実態は全くそれとは反対であります。

審議で明らかになった中で、職員採用の問題があります。銀の湯や教育関係の現場の職員採用の透明性の課題。さらには、最大の補助団体である社会福祉協議会。高齢化率が30%を超え、さらに高齢化率が高まる。この中で、町の最大の課題の一つであるこの高齢者、介護保険等々の問題で大きな役割を果たすべき社会福祉協議会の採用で、唯一の福祉資格を持つ受験者を不採用にするということが報告をされました。

これまで社会福祉協議会では、長い間専門職が事務局におらず、一方、現場では、介護保険の導入以前から資格者の採用、介護保険の導入前後には、ケアマネジャー、国家資格の取得など現場は血のにじむ努力をされてきました。こうした点で、こうした現場の努力を本当に町全体に広めていく上で、事務局への有資格者の配置は切望されてきたところであります。

ところが、こうしたことがなされない。こうした点にも首長の政策的な視点がないか、ゼロに等しい状態がこの予算に如実にあらわれていると言わざるを得ません。

施政方針の問題でもそうですが、こうした町長が不在に近い事態。まして首長が責任を放棄に近いような状態の予算を、これを認めるわけにはいかないという意見を述べて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はありませんか。

保坂好明君。

1 番（保坂好明君） 私も反対の討論をさせていただきます。

この新年度当初予算は、町民の皆さんが昨年の10月17日、町政始まって以来、初めての住民投票によって実質自律の町を選択され、まさしく南伊豆町が、さらなる発展を遂げていくための礎となる非常に大切な予算であります。その予算作成プロセスは、政治家である町長が施政方針を打ち出し、その考え方をもとに予算を作成していくものと理解しております。

ところが今回、この重要な施政方針が変更されるという、全国の自治体でもまれに見ることだと。ということは、当然その新年度当初予算の変更はやむなしと判断いたします。

また、予算の内容については町民の皆さんへの生活、地域活動支援に対して町長の考えた方針、まちづくりのビジョンが明確にされていないため、補助金関係の一つ取り上げても各関係団体、関係者と細部に至る実績評価や方向性など、お互いのひざを交えた形で勘案したとは言いがたい。しかも、一般質問や常任委員会を通して、行財政改革を進める上において痛みを分かち合っていたかと再三述べているが、ご自分たちの痛みの部分を明記せず、町民の皆さんが生活する上での密接なサービスの変更や、単に頭ごなしの一律の手法であることが明白となった以上、私はこれに賛成することはできません。

以上のことを申し述べて反対討論とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議第36号 平成17年度南伊豆町一般会計予算は、第1常任委員長報告及び第2常任委員長報告とも否決でありますので、本案は原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成少数です。

よって、議第36号議案は否決されました。

議第37号～議第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算及び議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

第1 常任委員長。

〔第1 常任委員長 渡邊嘉郎君登壇〕

第1 常任委員長（渡邊嘉郎君） 委員長報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後3時30分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、委員長ほか記載のとおりでございます。

事務局。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局の職員は、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目。

議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定。

議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事件目。議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

意見または要望。

- 1、医療費の伸びとその特徴について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、予防医療問題について、住民アンケート調査の実施について質疑があり、答弁がなされた。

議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算。特に意見、要望はなかった。

議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算。特に意見、要望はなかった。

以上です。

議長（齋藤 要君） 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 議第37号の国民健康保険特別会計については、これは以下の議第38号老健、議第39号の介護保険ですが、これは町独自というよりは国の制度の影響を特に大きく受けるものであります。国民の所得が減っている中、一方で医療の内容の不備といってもいいような状態。そういうことも含めて、それと国民健康保険に対する国の助成金、これが減っている中で、住民負担は限界を超えていると。こうした制度自体を変えていく、小さい町の単位でやっているこの事務の見直しも含めてこれをやって、住民負担を軽減することが求められている。これは担当だけではなくて、全体で取り組むということがなければ認められない。

一方で、町の事務としては、南伊豆町の担当課は本当に努力をされていて、資格証明書の発行などをしないで本当に住民の切実な思いに気持を寄せてやって仕事をしてもらっている、この点は、私は高く評価をしたいと思っております。

全体の国の制度の影響を大きく受けるこの国民健康保険。ぜひ、住民の声を国や県に対して、これを現場からも出して行ってほしいし、議会全体としては政治の場でこの声を強めていくべきであると。

特に、介護保険については、施設をつくっても待機者がふえる。一方で、在宅サービスを受ければ、その費用負担の突き合わせてこれを我慢せざるを得ない、そういう状況が生まれています。これもやはり、国がこうしたサービス、医療と福祉の問題でどれだけ国の責任を感じるかというところにかかっていると思います。

こうした観点について、反対の意思を表明するものであります。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号 平成17年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第38号 平成17年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第39号 平成17年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決されました。

議第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

委員長報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） それでは、第2常任委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時7分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員。町長以下記載のとおりであります。

議事件目。付託件目。議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定。否決すべきものと決定をいたしました。

議事件目。議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計。

意見または要望。

1、公共下水道事業の公債費はいつがピークで、下賀茂地区の事業を施行した場合は、どのようになっていくかについて質疑があり、答弁がなされた。

2、公共下水道事業認可について、今後どのような方針で行うのか、また平成18年度以降事業経費が年間10億円位必要となるが、その財政的見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

3、下賀茂地区の事業を見直し、中止した場合の補助金返還について質疑があり、答弁がなされた。

4、公共下水道事業全体の事業認可の時期について質疑があり、答弁がなされた。

5、下賀茂地区の加入率及び大口のホテル等の加入問題について、どのような見込みを立てているかについて質疑があり、答弁がなされた。

6、下水道加入率はどの程度あれば採算が合うのか、また湊地区の加入率及び今後の目標について質疑があり、答弁がなされた。

7、下水道の今後の事業計画の時期及び補助金の予算要望等について質疑があり、答弁がなされた。

8、下賀茂地区への事業実施に係る事前説明会の開催予定について質疑があり、答弁がなされた。

9、下賀茂地区に対して、説明会を早急に実施すべきとの要望が出されました。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

委員会報告は本案は否決の報告でありましたので、まず本案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 次に本案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算に対する委員長報告は否決でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成少数です。

よって、議第44号議案は否決されました。

議第47号及び議第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算及び議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

第2常任委員長。

〔第2常任委員長 藤田喜代治君登壇〕

第2常任委員長（藤田喜代治君） それでは、第2常任委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場。平成17年3月14日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間。開会午前9時30分、閉会午後2時7分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員。記載のとおりであります。

事務局。記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局の職員。町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目。議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算。

委員会決定。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

付託件目。議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算。

委員会決定。原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事件目。議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算。

意見または要望。特に意見、要望はなかった。

議事件目。議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算。

意見または要望。特に意見、要望はなかった。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 1点ですけれども、議第48号の水道事業会計についてですが、いわゆる生活に不可欠の水道ですね。水に対してこれは一貫して言っていることですが、消費税の転嫁をやめさせるべきだという点を意見として述べておきます。

議長（齋藤 要君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第47号 平成17年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第48号 平成17年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（齋藤 要君） 日程第14、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長及び行財政改革特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程の追加

議長（齋藤 要君） お諮りいたします。

発議第1号 農業試験場南伊豆分場における試験研究の充実強化に関する意見書、発議第2号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び発議第3号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についての議案が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第1号 農業試験場南伊豆分場における試験研究の充実強化に関する意見書について、発議第2号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び発議第3号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを日程に追加することに決定をいたしました。

発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第1号 農業試験場南伊豆分場における試験研究の充実強化に関する意見書を議題といたします。

本案は、清水清一君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

清水清一君。

〔2番 清水清一君登壇〕

2番（清水清一君） 農業試験場南伊豆分場における試験研究の充実強化に関する意見書。

伊豆地域は、その地理的条件から第二次産業の展開する基盤はほとんどなく、第一次産業と観光を主体とする第三次産業に依存しており、東海道沿線に見るような華々しい発展は望みがたい。

南伊豆分場は花卉・野菜を中心に試験研究を行っており、地域生産者の技術のよりどころとなっており、開発された技術は伊豆地域農業振興の重要な役割を担っている。また、地域の観光資源開発においても重要な役割を担っている。

南伊豆分場の担っている職務の重要性を考慮し、地域の要望にこたえた技術開発や安全・安心な農産物の確保に向けた取り組み等が確実に実施できるように、南伊豆分場の体制強化・充実について特段のご配慮をお願い申し上げます。

農業試験場南伊豆分場の現状。

1 地域の特性を生かした花卉類（カーネーション、マーガレット、キンギョソウ等）の育苗と栽培の試験研究及び情報提供。

2 地域特産野菜のキヌサヤエンドウ、自生ノブキ等の育苗と栽培研究。

3 カワヅサクラ、ユウスゲ等の自生植物を活用した景観形成、観光資源開発の研究。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

意見書提出先。静岡県知事、石川嘉延。

静岡県農業水産部長、北村正平。

以上でございます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第2号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、提案説明を申し上げます。

南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年南伊豆町条例第9号）の一部を次のように改正しようとするものであります。

第1条中「月額27万3,000円」を「月額24万5,000円」に。これは議長の報酬です。「月額20万8,000円」を月額「18万7,000円」に。これは副議長の報酬であります。「月額19万5,000円」を「月額17万5,000円」に。これは、常任委員長の報酬です。「月額18万7,000円」を「月額16万8,000円」に。これは議員の報酬ですが、改めようとするものであります。

この案は、さきの12月定例会における行財政改革特別委員会の議員の報酬を平成17年度より10%を削減するという提言に沿ったものであります。

附則として、この条例は平成17年4月1日から施行いたします。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、発議第2号議案は原案のとおり可決されました。

発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第3号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

南伊豆町議会議員定数条例（平成14年度南伊豆町条例第21号）の一部を次のように改正しようとするものであります。

本文中「12人」を「11人」に改めるものであります。

この案はさきの12月定例会における行財政改革特別委員会の議員の定数を平成24年度より10名とする、この提言の一環であります。当初の提言より早めて、まず1名を削減しようとするものであります。

附則として、この条例は次の一般選挙から施行するものであります。

以上であります。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 南伊豆町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、発議第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（齋藤 要君） 藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） 動議を提出いたします。

南伊豆町の町長の辞職勧告を決議する動議であります。

〔「賛成」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） ただいま藤田喜代治君ほか2人から、南伊豆町長、岩田篤君の辞職勧告決議案の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立をいたしました。

本動議を日程に追加し、追加日程第18として、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本動議を日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（齋藤 要君） 賛成多数です。

したがって、南伊豆町長、岩田篤君の辞職勧告決議案の動議を日程に追加し、追加日程第

18として直ちに議題とすることは可決されました。

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 追加日程第18 南伊豆町長、岩田篤君の辞職勧告決議案の動議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは、南伊豆町長の辞職勧告決議の理由を申し上げます。

1つ、町民本位の町政と言いながら、町民に対する説明責任を果たしていない。

1つ、議会と行政は車の両輪と何度も公言してきたが、議会軽視や議会無視を重ねてきた。

1つ、合併に対しては、政治家としての退路を絶って臨むと発言したのに、法定合併協議会立ち上げの住民投票を特権で行い、その結果町民に否決されても反省もなく、責任もとっていない。

1つ、これまでの政治姿勢と能力の欠如からして、自律のまちづくりを推し進めていくのにふさわしくない。

以上のことを辞職勧告決議の提案理由とするものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 辞職勧告決議案に賛成の討論を行います。

一般会計の討論でも述べましたが、今回の予算は町の大きな岐路であった住民投票以後、自律の町を進める重大な予算議会でありました。この中で明らかになったことは述べたとおりであります。住民に対する町長の一切の説明責任を果たさないというより、果たせない状態。施政方針もみずからの考えではない書いたものを述べる、予算編成のもとになる行財

政改革についてもであります。

また、この間議会で本会議場でも平気でうそを繰り返してきた。まさに欺瞞、住民に対しては平気で顔を背ける、そういうこともやっている。口先では協働と言うけれども、住民と協働のかけらも感じられないのが岩田町長の姿勢であります。これは、この岩田町長の政治姿勢が何たるものかであるということを見なければいけません。

一昨年3月、2期目当選直後の予算議会での質問に対する答弁で、町長は平成3年執行の県議会議員選挙の際に8,000万余のお金を使ったということを認めました。およそ政治の場に出ている者がこうしたものを平然と述べている。このこと背景に、すべてうその欺瞞で塗り固められた岩田町政があると言って過言ではありません。町政の最高責任者として絶対にあってはならない問題であり、即刻、職を辞職すべきであると。そうでなければ、この一番半島先端に住んで必死で生活をしている住民を路頭に迷わすことになるものであります。

よって、この辞職勧告決議案に賛成と同時に私の討論の内容といたします。

以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ございませんか。

保坂好明君。

1番（保坂好明君） 私も賛成討論をさせていただきます。

昨年10月、町民の皆さんが自律の町を選択され、南伊豆町がさらなる発展を築くための礎となる今議会となることは町民の町長の姿勢をただしてまいりました。しかし、本年度自律のまちづくり元年と位置づけているが、その基礎となる行財政改革に取り組む町長の姿勢を、昨年の住民投票以降拝見してまいりました。南伊豆町が、自律する上でのビジョンやみずからが率先して行革に取り組む姿勢、危機意識が希薄であり、政治的調整能力の欠如、公言への秩序がなく、残念ながらこの南伊豆町が歩む姿を考えた場合に、とてもこの町のかじ取り役としてはふさわしくなく、さらに町民の皆様の生命と財産を守ることをこのまま任せておくことはできないと判断いたします。

よって、私は今回賛成の意を表します。

議長（齋藤 要君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

これから、南伊豆町長、岩田篤君の辞職勧告決議案の動議を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号 南伊豆町長の辞職勧告決議案に賛成の諸君の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（齋藤 要君） 起立多数です。

したがって、南伊豆町長、岩田篤君の辞職勧告決議案の動議は可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、平成17年3月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 石 井 福 光

署 名 議 員 横 嶋 隆 二